

1-238

獨逸 エスマルヒ氏著述

飯高芳 康譯補

# 應急救護看病法

完

明治 39 8 20 丙午

增訂 74  
改題 31  
第五版發行



増訂 應急救護看病法

増訂改題第五版緒言

○本書第五版は屢きに發行したる第四版に昨年發行最新のエスマルヒ氏原本第二十版に由りて改訂譯述を加へたる者にして此原本は大に増補せられたるを以て本書に於ても亦各條之を譯述したるのみならず尙譯者の意を以て世人の便益を計り卷末に附録として生命の保護上重要な諸件を掲載し原書の大改正に従ひ大に全編の面目を一新したるは素より論を待たず其説明を助くるか爲めに圖畫百六十餘圖と石版著色圖二葉とを加へて其説明を周到となし世俗の人々をして此救急法を了解し易からしめんことを計れり

近時吾邦の人文大に長足の進歩を呈し人事甚た繁劇に赴き鐵路月に延長し交通日に頻繁となり全國の各地に諸般の製造工業陸續として勃興するに至れるか故に或時は工場の執務に當り或時は鐵道汽車或は電車(の往來に際して人命を危害する不時の遭難變事も亦從て甚しく増加するに至れるは實に勢の免れざる所なり本書の目的は主として此の如き危難を救護し且之を看護するに在るか故に世



上本書の必要を悟れるに由るか改版に従ひ益世人の歓迎する所となれり

○此書の原本は著者エスマルヒ氏か救急法講習所に有志者を招集して演述せられたる所に係る故に書中往々諸君の語あり又余とあるは原著者を指す而して此譯文は勉て通俗に解し易からんとを計りたれども用語中には往々醫學的術語なきに非ず此等の語には傍訓を附し其了解を助けたり

○本書の初版及二版は通俗急救法の題名を以て發行したれども此題名は書中の記事に適合せざる不當の稱呼にして本書に載する所の事項は素と急病と稱すべき者に非ずして不時に起りたる生命の危急に際し醫師の來るまでの間に施すべき救護の方法を記したる者なるが故に第三版以來題名を改めて應變人命救護法と稱したれども今回第五版に於ては更に應急救護看病法と改題せり

○貴紳及貴婦人は自他の生命を貴重せらるゝを以て本書を熟讀諸記せらる可きは素より言を待たざる所なりと雖も就中警察官及び憲兵には此書に記せる人命救護の方法を教習せしめ一旦不慮の被害者あるに當り之を實施するあらば其救護に於ける德澤の厚きに感泣する者あるに至らん學校教員諸君に於ても教授の餘暇之を高等生徒に談話訓諭せらるゝあらば其學生の將來處世上に大に裨益する

所ある可く又各宗の宗教家諸師に於ても本書を熟讀して之を聽衆に演述せらるるあらば其人心に浸潤すると厚きを以て必ずや世俗の人々をして此救急法の必要を悟らしむるの功德ある可く又醫師諸賢に於ては通俗演說會等の際に當り徒に高尚なる醫學上の發見說等を述ぶるよりも此實際上必要なる救急法を以て演說の一材料となすあらば世人を指導するの方途に於て最大の功益あるべし  
鐵道其他製造工場鑛業場等の如く各其管理する夥多の人員を使役する場所に於ては臨時急發の負傷者等を救護するが爲め各本書を平生より常備し各社員諸氏に於ても之を熟讀了解せらるゝあらば其人命を救護するに於て本書は大裨益なくばある可らざるなり此救急法の功益洪大なる實例は左に掲ぐる第一版の序文を見て知る可し

○本書は主として世俗の人々に示すを以て最第一の主旨となせるを以て苟くも生命を重んぜらるゝ貴紳及貴婦人諸君は勿論警察官憲兵學校教員宗教師鐵道役員汽船役員諸製造會社の工場管理者鑛業者消防役員農夫體操并に柔術家山地跋涉者等の人々は平生此書を熟讀し之を腦裏に納め卒然生命を危害せんとする不慮の危難あるに際し醫師の治療を受くるに至るまでの間其遭難の即時に猶豫せず



相當なる處置を施されんこと實に譯者の熱心に希望する所なり

明治三十九年八月

譯者識

### 第一版序言

吾邦輓近衛生の學興り豫防の法備はる人命を重んずるの道殆ど盡せり然りと雖も衛生豫防は共に是れ病患を未萌に禦くの術にして急起劇發の危難に際し直接の救助法に非ざるなり近來吾邦の赤十字社に加盟せしは重に戰時に於て負傷者を救助するを以て目的となす者なりと雖も平時不慮の災害あるに際して救助の處置を講ずるに至りては此書の如き蓋し其萌芽なりとす夫の獨逸國の如きは夙に「ザマリテル、シユール」と稱する學校ありて諸般の危難に向て救済の方法を教育し其設立に至りては「エスマルヒ」氏興りて力ありと云ふ而して今や獨逸國內至る處として此學校の設けあらざるはなし吾邦も亦如此教育の必要を感ずるの時至れり醫科大學教師「スクリッパ」氏は本年一月東京醫學會に於て「ユール、ダス、ザマリテル、ウエゼン」と題し一場の演説をなせり今某氏の筆記に據り其梗概を摘録して本篇の序言に代ん抑も急劇なる不慮の災害に際し其救助法を知ると知らざるとは生死に向て大に利害を異にする所以を説き以て此救助法をして普く世人に知らしむるの必要なるを示し就中、警官、巡查、兵卒、消防夫等は此法を熟知せざる可らざるなり今此救助法を辨へざりしが爲めに憐むべき非命の死に陥りし例を掲げん

彼の獨逸の國都「ベルリン」には常に數千の醫師ありと雖も其場に現在せざりしが爲め遂に不幸の死を招きたることあり或る日、一軍人馬車より墜落して單骨折を被りたりしが其從者等狼狽して爲す所を知らず漸くにして負傷者を車に乗せ近傍の警察署に運び來り此處に於て假りに救急の綑帶を施せしも運搬の方法其當を得ざりしが爲めに骨折の鋭き尖端は内部より皮膚を穿刺して外方に突出し複骨折と



なりしが故に幾くならずして遂に死亡せりと云ふ復骨折は骨折より悪性なる事は本文に詳なり  
 又「エスマルヒ」氏の住居せる「キール」府の近傍に於て鬭争したる者ありしが其一人は大なる刀を以て敵手の股を刺傷せしが故に其家の主人は直に負傷者の股を緊しく結縛したりしも其方法不適當なりし爲め醫家に送致するの途中に於て憐むべし遂に患者は斃れたり此二例は救助の方法を心得居らざりしより招きたる不幸を示したる者なれども之に反して救助法を辨し居りしが故に九死を免れて一生を得たる幸福なる例を掲ぐべし此九死中より一生を挽回するの例は殊に溺死に於て著しき效を奏する人工呼吸の方法にして適當の治療を施すときは入水後三時乃至四時間を経し者に於ても尙蘇生せしむるを得るなり其適例は或る富家の小兒誤て池中に陥りたるや直ちに救ひ出す能はず漸く三十分餘を経て小兒を水中より引き上げたりしも此際には已に全く絶息せしを以て全家大に驚き惶惶、爲す所を知らず直ちに「エスマルヒ」氏を迎んが爲め使を送りたりしが此家に在りし女教師之を傍觀するに忍びず妾は救急社員なり願くは先づ醫師の治療を受けるに先ち當坐の救急法を施すを許せと然れども家族之を信せず却て其害を招かんとを恐れ容易に之を許さざるを以て女教師は其懷中せる救急社員の證標を示せしが故に漸くにして之を許せり依て即時に女教師は人工呼吸法を施せしに由り溺死せし小兒は幸に蘇生し「エスマルヒ」氏が三時間餘を経て往診せし時は已に全く健全なる事を得て一家の歡喜一方ならざりしと云へり

又一例は材木を鋸切せし際一人の男誤て其手を輪鋸に夾まれ其手は下垂して甚しく動脈より出血し將に其生命を失はんとするに至りしも此場に救急法を心得たる者ありて「ズボン」釣を取り脱つして其負

傷したる手肘を結縛し持合せの石炭酸水を清潔なる布片に浸し其部分に置きしが故に醫師來りて其傷部の動脈を探し出し結紮して出血を止め九死を免れ一生を得たりと云ふ即ち是れ救急法の功益實に其洪大なるを見るに足る

此出血の爲めに其生命を落すは實に夥しき者にして獨逸國に於て統計せしに八千〇五十八人の負傷者中僅に其八分一は醫療を請ひ其他の者は多くは出血の爲めに死亡せりと故に出血を制止するを知ると否とは大に生死に關係あるを知る可し

此救急會は實に獨逸のみならず英、米其他の諸邦にも設立せざるはなし殊に英國に於ては「ロヤール、アンブランス、アンシエション」なる會社ありて鐵道の縦横せる往來劇しき都府に於て一旦不慮の災害を被むる者あるときは直ちに之を救助すと云ふ此會に於ては別に巡查をして救急法を學修せしめたり其他大なる病院には常に擔架及車を備へ置き危急の事あるに際し直ちに電信或は電話機を以て病院に報知するや即時に車を出して病者を引取る仕組あり獨逸國にある救助會社は悉く良成績を獲たりと雖も「ベルリン」の醫師は其最初に在ては救急會員は僅かに通俗醫學の教育を受たる者なれば却て醫療を害する者なりとなし大に反對説を唱へたり然れども救急會員の目的たるや醫師の治療を受るまで單に一時救急の處置を施し治療の機を誤らしめざるに在ること明なるに至りて亦之を駁撃する者なきに至れり

獨逸政府は平時に於ても其軍隊には四萬人内外の負傷者あるを以て士官兵卒等をして悉く救急方法の教育を受けしむる事となせし以來頗る良結果を得て毎年四萬人を教育し不慮の急症あるに當り最急の



救助を施さしむ此救急法は日本に於ても甚だ要用なるは勿論なりと雖も世人をして悉く救急の手當を知らしむるは素より行はれ難きが故に今日救助法を設立し之を巡査に教習せしめ一朝事あるに臨んで奔走の爲め無益に時間を費し却て救助の時機を誤ることならんを希望するなり以上「スクリッパ」氏演説の大略なり故に諸般の急症に向て迅速なる救助法の必要なるは亦論を待たざるべし此書に題して通俗急病救助法と名くるは専ら人心に入り易からんことを慮りしに由るのみ

改訂 應急救護看病法

目次

緒論	一	頁
人身體の構造及生理作用の概略	四	頁
外傷	十	頁
挫傷及其處置	同	頁
創傷	十	頁
創傷の治癒する状態	十	頁
醫師の行ふ創傷の處置	十	頁
負傷時に俗人の施すべき處置	二	頁
創傷の縛帶	二	頁
三角布を貼附する目的	二	頁
出血	二	頁
出血するを壓迫して止むる法	二	頁
彈力を有する物例之膜膜帯を以て止血する方法	三	頁
彈力性紐帶の必要	三	頁
身體の内臟より來る出血	三	頁
毒創(即ち毒蟲及毒蛇等の刺咬及其處置)	三	頁



骨折	四十一頁
骨折の種類及其骨折の徴候	同
骨折治療の状況	四十三頁
骨折の治療を補助する法	同
骨折したる者直に醫藥を受くる能はざる際の處置	四十五頁
脱臼	四十七頁
脱臼の處置	五十三頁
捻挫	同
捻挫の處置	同
腹部内臓脱出	五十四頁
燒傷	五十五頁
衣服燃焼の際に於ける處置	五十七頁
燒傷の處置	五十九頁
電氣の襲撃(落雷)に由る罹災者	六十一頁
電氣を以て被むれる罹災者の救急法	六十二頁
溺水者	六十五頁
身體の水上に浮游し及び水中に陥没する理由	六十六頁
水中に遊き行て溺者を救助する際に最緊要の注意と方法	六十九頁
水中に陥落したる人を救出する方法	七十二頁

溺者の蘇生法	七十二頁
人工呼吸法	七十七頁
人工呼吸法を施行する方法及圖解	同
凍者	八十三頁
凍者の處置	八十四頁
窒息	八十五頁
炭酸氣中に窒息せる人を救助する法及注意	同
絞殺者の救助法	八十七頁
多量の食物に由れる窒息者の處置	同
失神者	八十八頁
俗人が施すべき失神者の處置	同
中暑者及其處置	九十頁
中毒の處置	九十二頁
遭難被害者の運搬法	九十五頁
負傷者を運搬擔架に載せ運び出す方法及注意	九十七頁
救急擔架の考案及材料	百二頁
手にて負傷者を運搬する方法	百五頁
車を以てする負傷者の運搬法	百九頁



橋を以てする運搬法	百十頁
涼車を以て負傷者を運搬する方法	百十二頁
救急法の練習	百十四頁
病者の一般看護法	百二十頁
病室の諸件	百二十一頁
其清潔及空気を交換する必要	百二十二頁
病牀の位置	百二十六頁
病者に對する看護の方法	百二十七頁
瘰癧の預防法	百二十九頁
體温を計る方法	百三十一頁
醫師より命せる處置の實行方法	百三十二頁
瘰癧の事	百三十四頁
瀉腸の方法及其注意	百三十七頁
傳染病者の看護及注意	百三十九頁
獨逸救急法協會の規則	百四十一頁
附 録	
藥劑の用法	百四十二頁
(イ) 内用藥	百四十二頁
(ロ) 外用藥	百四十四頁

芥子泥の貼用法	百四十七頁
吸角の用法	百四十八頁
發泡膏の用法	百四十八頁
水蛭の貼用法	百四十九頁
冷瘰法	百五十頁
水瀉	百五十頁
ブリスニッツ氏瘰法	百五十頁
熱瘰瘰瘰法	百五十一頁
熱病者の看護法	百五十二頁
トラホーム豫防の注意	百五十四頁
肺病の豫防及攝生法	百五十六頁
胃病の攝生法	百六十三頁
妊娠の攝生法	百六十四頁
産婦の攝生法	百六十六頁
小兒の看護法	百六十八頁
初生兒の看護法	同頁
第一歳以上の小兒の看護法	百七十頁
醫師を頼む注意	百七十一頁
醫師を構む方針	百七十一頁



醫師の診察を受くる時の注意……………百七十三頁

醫師の命令を固守する必要……………百七十五頁

已に治療を託せし醫師を専ら信任するの必要……………百七十五頁

賣藥を服して病氣を手後れとなすの弊害……………百七十七頁

醫師の免狀なき者にて醫業類似の業を營む者の大弊害……………百七十八頁

看病人の心得……………百八十頁

救急函……………百八十三頁

食物の注意……………百八十四頁

### 目次畢

## 増訂 應急救護看病法

飯 高 芳 康 譯 補

### 第一回講筵

#### 緒 論

余は茲に急卒不慮の遭難に際して、施すべき救急法を講述して以て諸君の參考に供せんが爲めに今日諸君を招待したれども而かも此救急法を行へばとて決して醫師に由て行はるべき治療法を無用と爲すに非るなり管に無用とせざるのみならず余は諸君の遭難の場合に當りて醫師の神速なる治療法の最も恰適にして必要缺く可らざる者たるを諸君に悟る所あらしめんと欲するなり然れども急卒不慮の遭難時に當て其家族或は同胞をして不治の患者を被らさらしめ將た甚しきは其生命を失はさらしめんが爲めに醫師の其場に來るまでに正當なる救急の處置を實行し得んことは余が實に諸君に希望する所なり余は之を外科醫術上より省て考ふるときは急卒不慮の遭難時に當りて如何にして其救急法を施すべきや其方法を知れる人々の實に僅少の數に過ぎざるを見るは枚擧に遑なしと斷言するを憚らず蓋し此事の人心を喚起するは戰場に於て最も著しとす何となれば數千の負傷者ありて目前に横はり流血淋漓たるの際に當り其不幸を憐むの感情より之が救助に狂奔盡力せんとするも其方法を理解する者、其數實

救急法の  
必要

戦時に於  
て最必要

緒 論



平時にも  
勿論必要

に鮮きは豈に慨歎に堪へざる可けんや  
此關係たるや平時處世の際殊に製造工場、其他の職業に於けるも亦同じ乃ち最急の救助法を行はば其  
生命を救ひ得べきならんも悲哉毎年多數の不幸なる死者あるは實に是れ救助の方法を理解知了せる者  
其現場に在らざりしに由るなり此際に方り之が救助の方法を知了せるもの其場に在るあらば非命の死  
を免れしむると夫れ幾何ぞや獨逸の如きは不時の遭難の爲めに死する者毎年凡そ三萬人を算するは統  
計上證明する所ならずや

遭難時の  
光景

此の如き不幸に際會し赤色なる血液は噴水状をなして絶えず負傷部より迸り出て瞬時にして九死一生  
の境に迫るを見るや人々魂飛び神消するも之が不幸を避くべきの方法を知らず狼狽の餘、呆然として  
袖手傍觀し爲す所を知らざるが如きは危険も亦甚しと謂ふへし豈に曾、危険の甚しきのみならんや實  
に憐むべく哀むべきの至りならずや此不幸の際に群集する人々は各自同胞を愛憐するの感情より之を  
救濟せんとするも果して回生し得べきや或は其救助法に緊要なるよりは之を施して却て危害を誘起せ  
ざるや否を辨識する能はざるより多くは其救助を施すを躊躇する者なるが故に世人が此の如き困難に  
際して施すべき方法如何を知得せんとは切に希望せずんばあらず

此の如き必要に應じて施すべき諸件を學習せんとして斯く諸君が夥しく余の招待に従ひ出席せられた  
るは余が實に滿悦に堪へざる所なり余は彼の五年以來敬重すべき醫師の補助に由て英國内の到る所に  
此般の學校を設立せられたる「ヨハンニッテルリッテル」の先例に従はんことを欲する者なるは諸君の恐く  
は知了せらるゝ所なる可し此學校に於ては已に男女五十萬人以上の人員を教育したるの事實を以てす

身體の構  
造及生活  
機能の概  
略

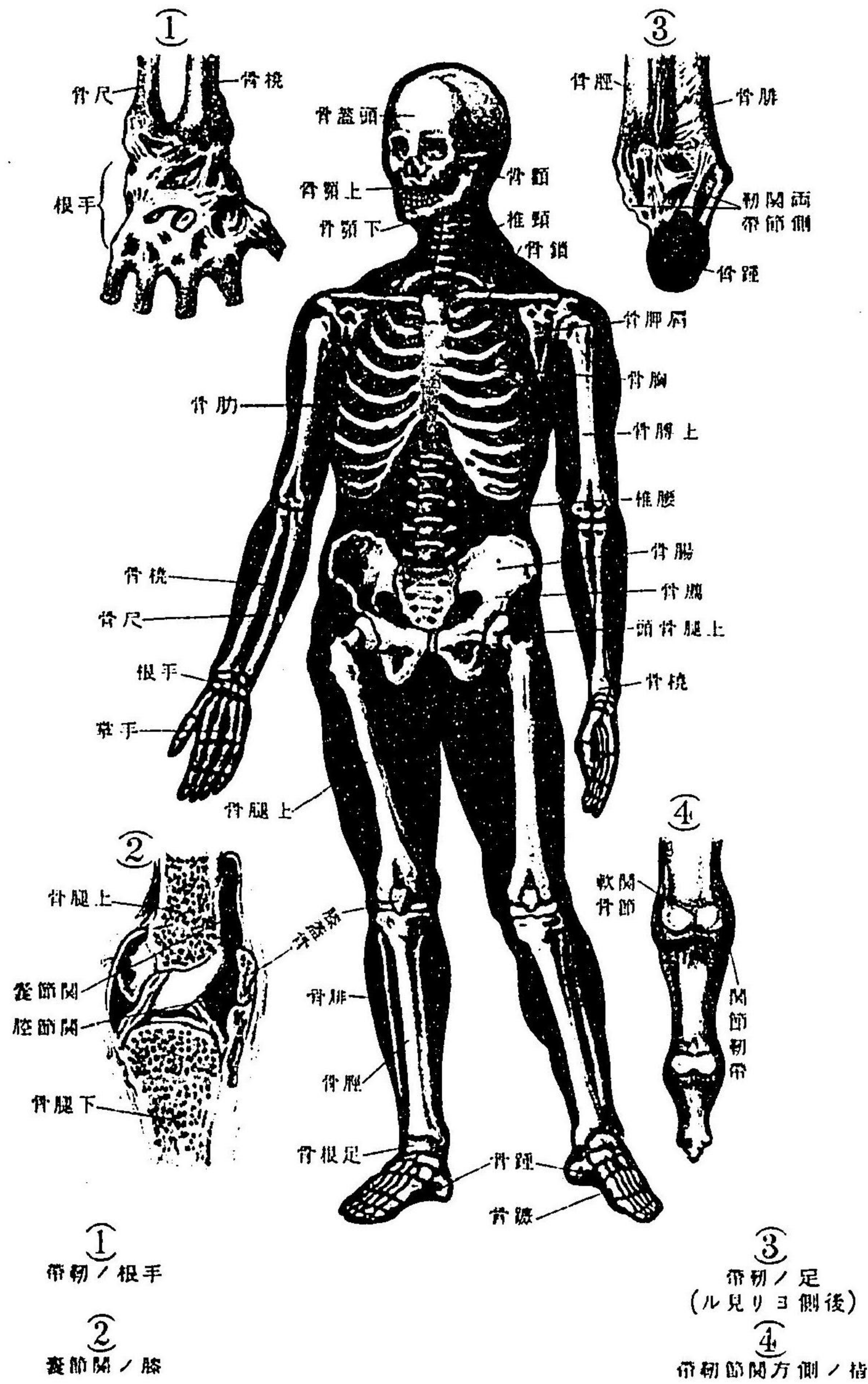
るも其設立に由て得たる必要の洪大なるを知るべし英人は此學校を名づけて「アンブランス、ク  
ラッセ」臨時治療部  
の義なりと稱せり獨逸に於ては如何の意義を以てするも此名稱を翻譯し得て其意を盡す能は  
ず故に余は此語を辨明するを要せざるが爲め此名稱に代ふるに「ザマリッテルシユールン」此ザマリッテ  
ルは吾日本語には如何なる意義の適當なるものなる語を借用せり  
知らず依て假りに救急法講習所と爲し置けりと爲し置けり  
余は赤十字社の社友として此講習所を設立したり而して此設立は已に戦時に於て救急の任務を爲した  
る多くの者あり又一朝開戦の曉には已に其用に適する多くの者あり是を以て余は此講筵に於ても亦常  
に勉めて戦場の實況を回顧せん

獨逸國內の到る所に赤十字の記號の下に此救急法講習所を設立し戦時と平時とを問はず許多の必要を  
與へんとは余の實に希望する所なり（吾日本に於ても此先例に従ひ各地方に此講習所の設立あらんと  
譯者が熱心に希望する所にして近來各地の衛生會に於て此企あるは喜ぶべき事なり）

余は諸君が創傷其他の急劇不虞の遭難に際して如何にして適當の救助法を施すべきやを諸君に説明す  
るに先たちて余は多くの諸君中には恐く少しく記憶せらるゝ所の人身體の構造及生活機能に就て已を  
得ず略述せざるを得ず蓋し此知識は現今一二の學校に在て諸君が學習せられたる所なれとも恐くは之  
を遺忘せられたるべければなり然り而して婦人諸君には骨格及他の身體の部分を目撃せらるゝに當り  
て驚動せられざらんとを望む蓋し此者は講述の際に引見すべきものにして省略するを得ざればなり  
余は是を以て今日諸君に向て、身の骨格は如何にして全體の基礎を構成し筋肉は如何にして全體の運  
動を營爲するや五官作用諸般の知覺及運動を媒介せる神經、心臟の機能に由て全身中に分配せらるゝ



表 一 第  
格 骨



略格の概

圖 一 第

示示を骨蓋頭の人



血液、其血液に由て不斷生活上に缺くべからざる酸素を攝取するや又其攝取したる食物は胃腸に由て消化せらるゝや其消化せられたる食物は液體となりて常に體中に運輸せらるゝ作用如何の如き序を追ひ順に従て約説するあらんとす

〔骨〕は身體を構成するの基礎にして甚だ堅強なれども却て脆き者なり而して柔軟なる部分を負擔且支持し緊要なる生活機關(腦髓、脊髓、心臟、肺臟、他の内臟)を閉鎖且防護し關節及筋肉の作用に由て頗る圓滑なる運動を許す者なり而して第二圖に由て見るべきが如く骨格は左に掲ぐる所の諸部より成立する者とす

〔頭骨〕は二十個にして頭蓋と顔面とを構成し關節に由て運動する所の下顎骨を除くの外は諸骨皆相密著する者なり 第一圖及著色石版第一表)

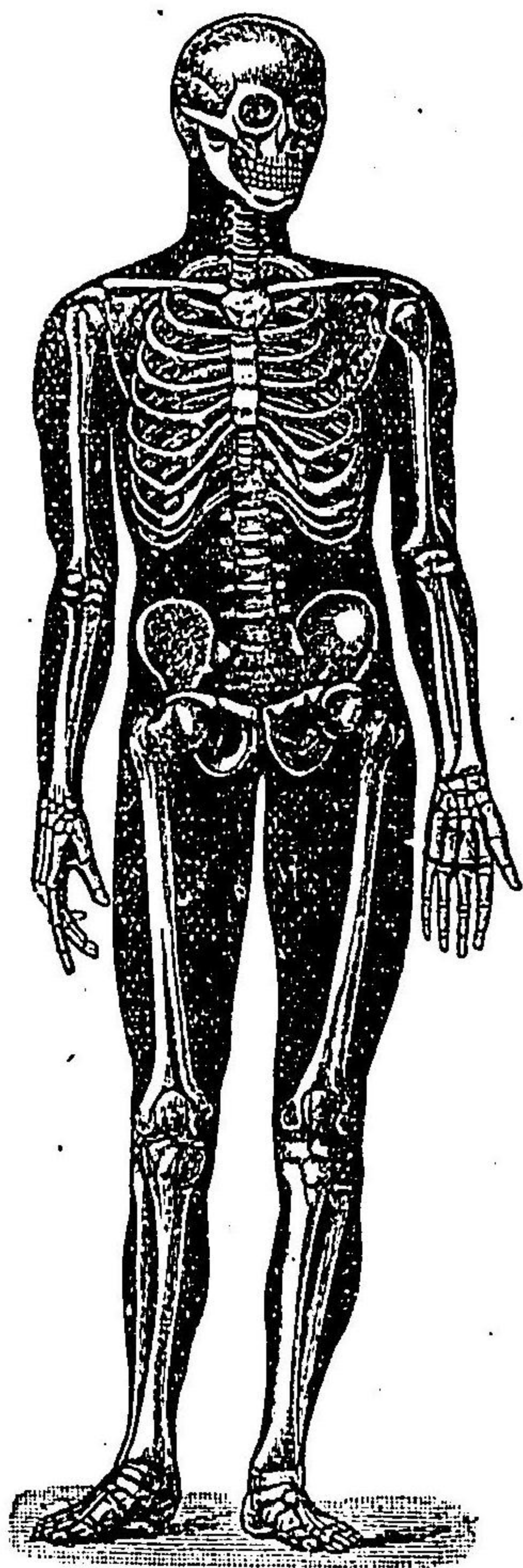
頭蓋腔は生命の主宰たる腦髓を閉鎖防護し顔面部は多くは五官器即ち眼(視官)耳(聽官)鼻(嗅官)舌(味官)を各其腔窩内に包藏す五官の一たる觸覚は全身皮膚に存するを以て茲に掲げず

〔脊柱〕は軀幹、頭、膈を負架し腦髓の連繫物たる脊髓を防護す而して其數二十四個の椎骨より成り軟骨狀の圓板に由て連接せられ身體の屈曲及回轉を營み加之、弾力性を具備するに由て飛躍、墜落の際能く脊髓に及ぼす衝撞の力をして薄弱ならしむ



第 二 圖

骨格の態を示す



〔胸廓〕は十二の肋骨(七個は眞肋骨五個は假肋骨)より構成せられ胸椎と結合して後方に回旋す胸骨は肋骨と弾力性の軟骨に由て連繋する者なり而して胸廓は胸腔を閉鎖し其内に血液循環器(即ち心臓)及呼吸器(即ち肺臓)を包蔵し下方は腹腔に向て筋質の隔壁即ち横隔膜に由て閉鎖せらるゝ者なり

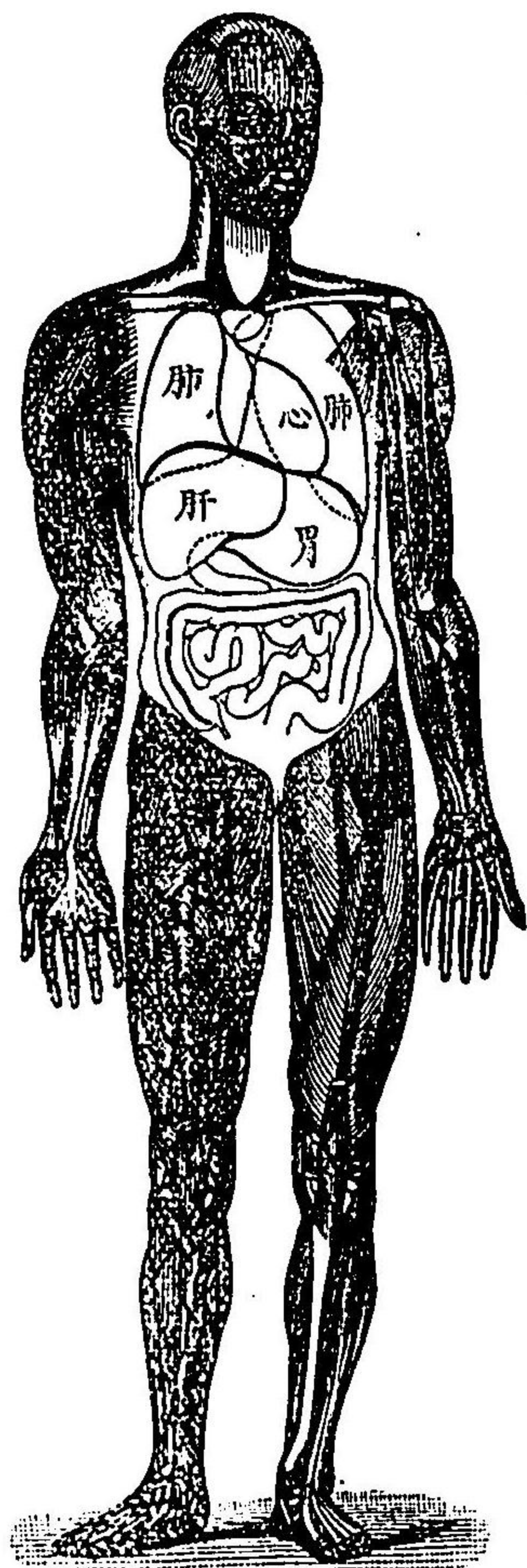
〔骨盤〕は甚だ強固の骨筐にして三個の大骨即ち二個の腸骨及一個の薦骨より組成せられ腹部及内臓、諸器に向て堅強の支柱を構成し且硬固なるも其圓滑なる運動すべき關節に由て身體と下肢を結合す

〔四肢〕は左右の上肢と左右の下肢とより成る者にして上肢は鎖骨、肩胛骨、上膊骨、兩前膊骨及二十七個の手腕の小骨より構成し下肢に優るの妙運を爲すは蓋し能く運動し得べき肩胛骨に繋著するに由る又下肢は上腿、下腿の兩骨及二十六個の足跗の小骨より構成せらるゝ者なり



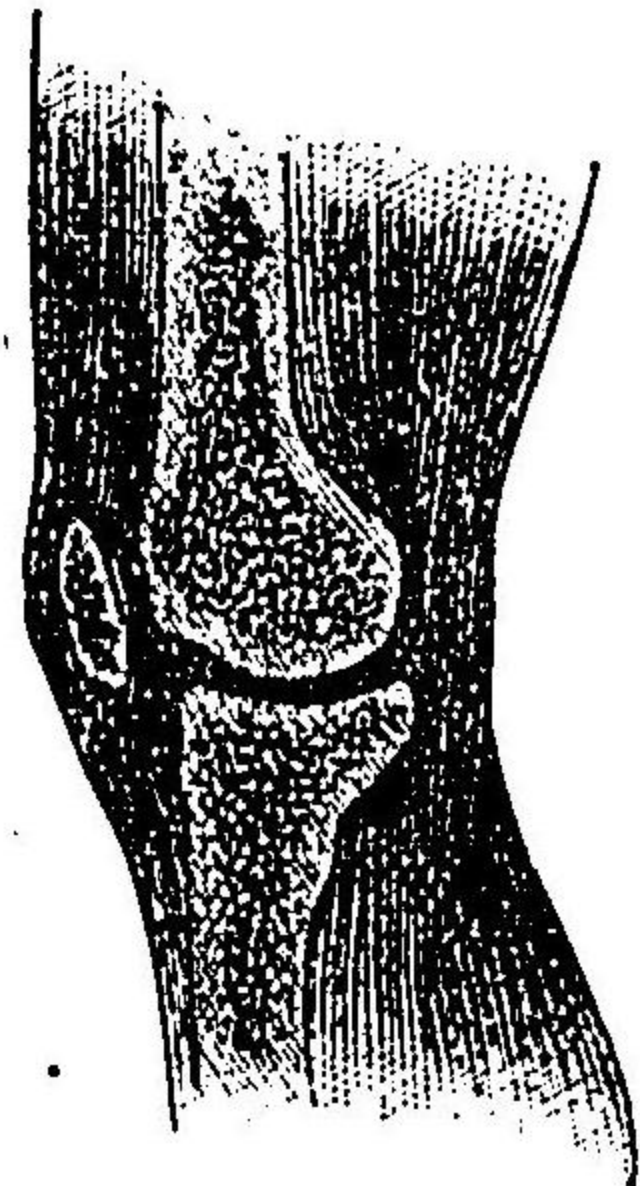
第三圖

内臓 血管 及筋 肉の 状況 を概 示す



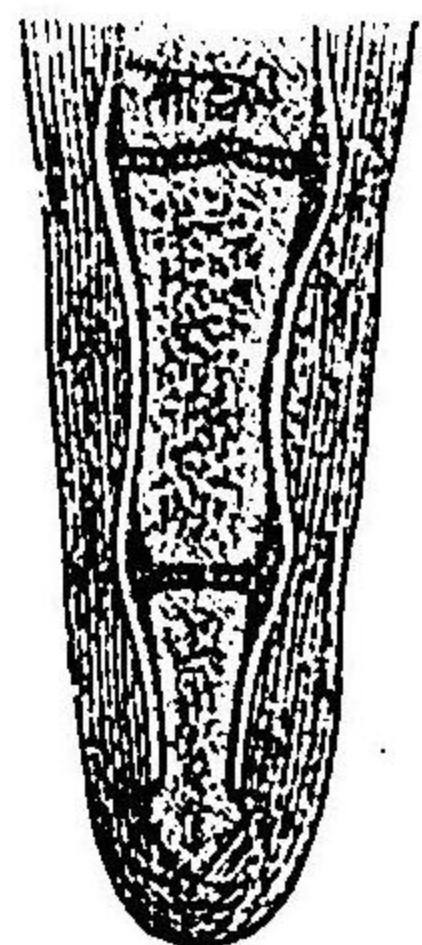
〔關節〕は(第四圖及第五圖)二骨互に靱帯と稱する柔軟なる紐帶狀の物に由て結合せられ其性能く剛柔兼ね備ふ而して運動は各關節に從て各一定の方向にのみ作用す其骨の關節面は滑澤の軟骨を以て被包せられ其面平滑にして互に相滑轉す關節は互に強固なる靱帯に由て結合せられ且密に廣濶柔軟なる

第四圖



膝の關節 部の縱斷 面にして 骨端と關 節蓋の關 係を示す

第五圖



指の關節 を縱斷し て骨片と 關節蓋の 關係を示 す

囊を以て包繞閉鎖せられ此關節蓋は粘滑なる關節液(恰も蒸氣機關に油を注ぐが如し)を分泌し以て關節の運動を滑利ならしむ

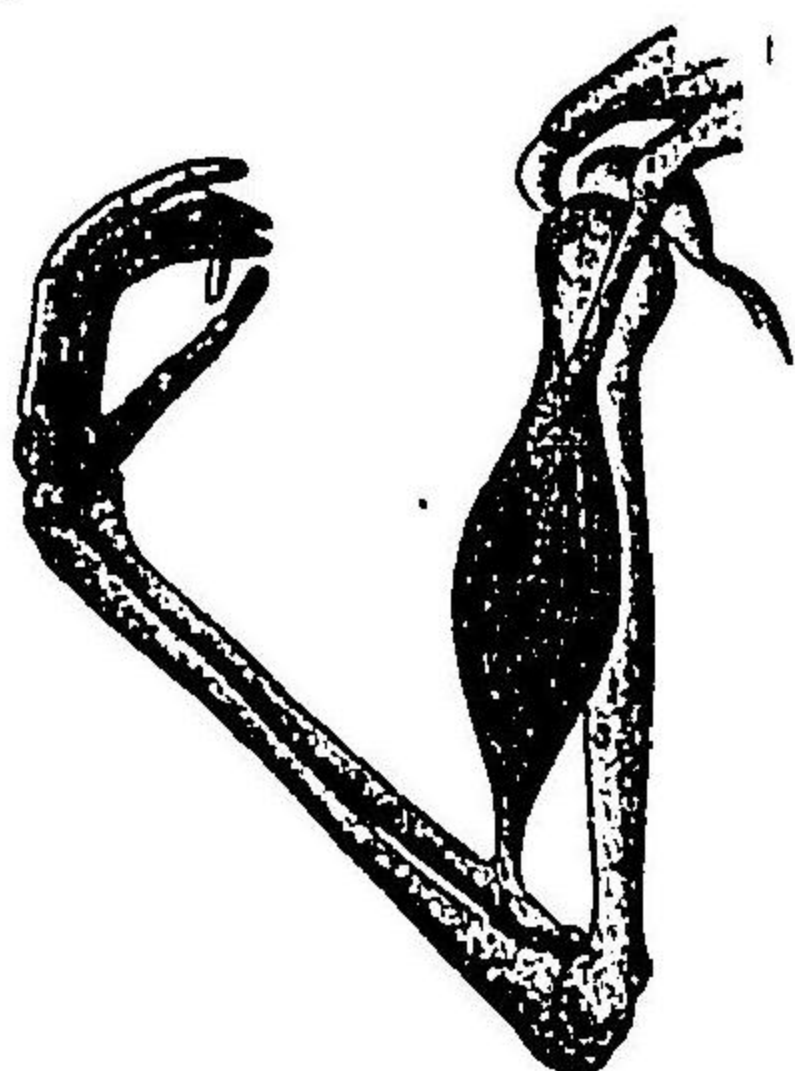
〔筋肉〕は柔軟にして赤色を帯ひ收縮性を具ふる纖維より成り骨の間に緊張するを以て互に相近くときは短縮且増厚す(其一例は第六圖及第七圖に於て示すが如く上膊の二頭膊筋に就て見るべきが如し)

第六圖



上肢を 展伸し たる時 の筋肉 の状況 を示す

第七圖



上肢を屈 曲すると きは上膊 に生ずる 筋肉の膨 起を示す 状を示す

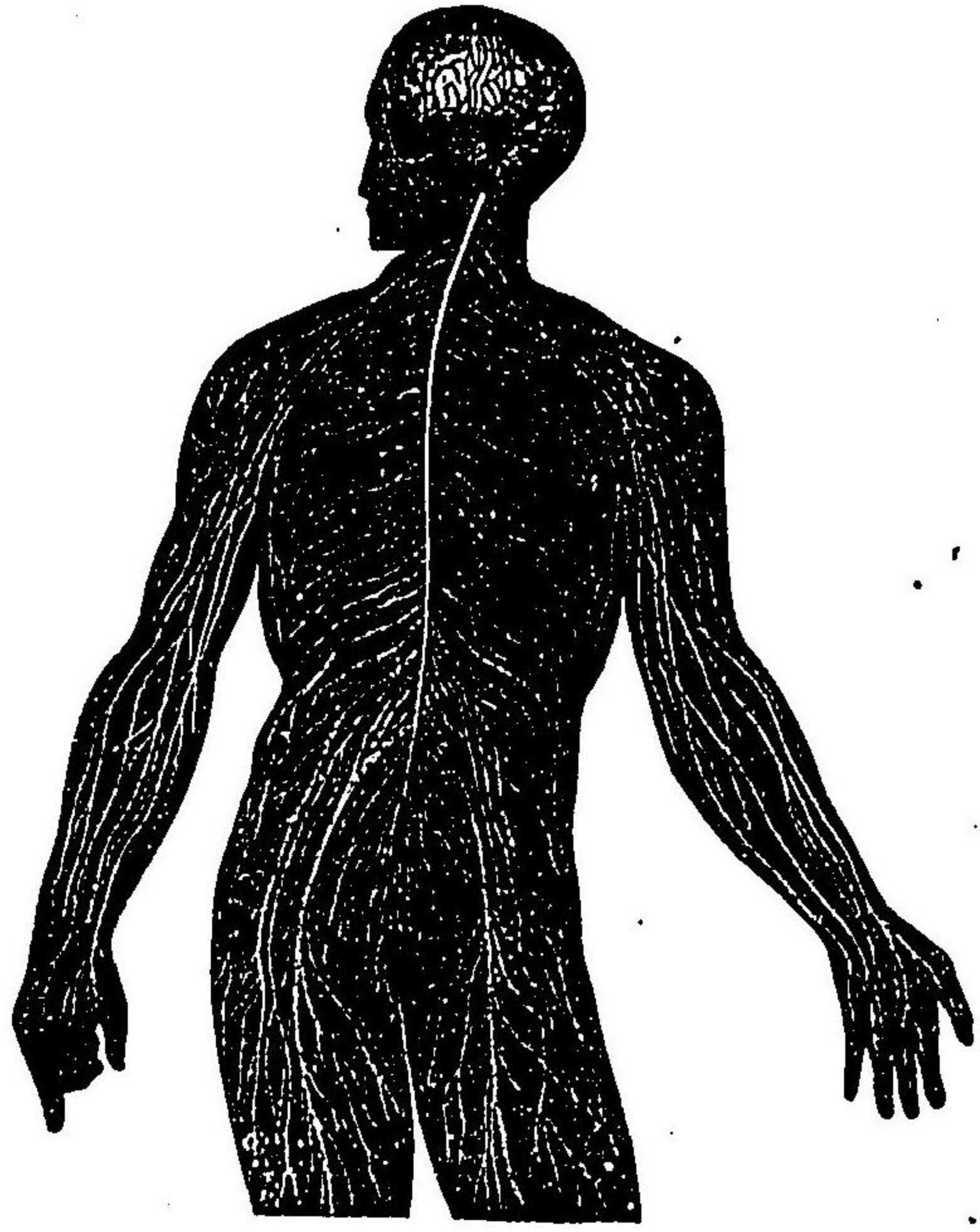
筋肉は其骨に附著する部分廣きときは多くは白色なる腱を以て終る者なり筋肉は使用するに從て減損せずして益々堅牢となるは大に他の器械と異なる所なり○筋肉の收縮即ち運動は意識(腦髓)の感應に由て營む者にして其感應は脈管と共に筋肉の間を走りて筋の纖維中に入る所の神経線條に由て媒介せらるゝ者とす○然れとも其意識に關せずして收縮即ち運動する所の不隨意筋(心臟、胃、腸等の筋層の如し)あることを知らざる可らず







第九圖



此圖は身體の背面より見たる所の圖にして、腦髓より腦幹及四肢に神經の布走したる狀況を示す。恰も電信線の中央局よりして全國の各所に連設せらるゝが如し。

夫れ此の神經系統なる者は全く電信線に比較考察するを得べき者にして、則ち腦髓は其中央局をなし、脊髓は其支局及主導線をなし、神經は各個の導線に比較するを得べし。瞬間に報知を受け、或は命令を傳達す。

腦髓損傷（或は其實質内に於ける出血後）の

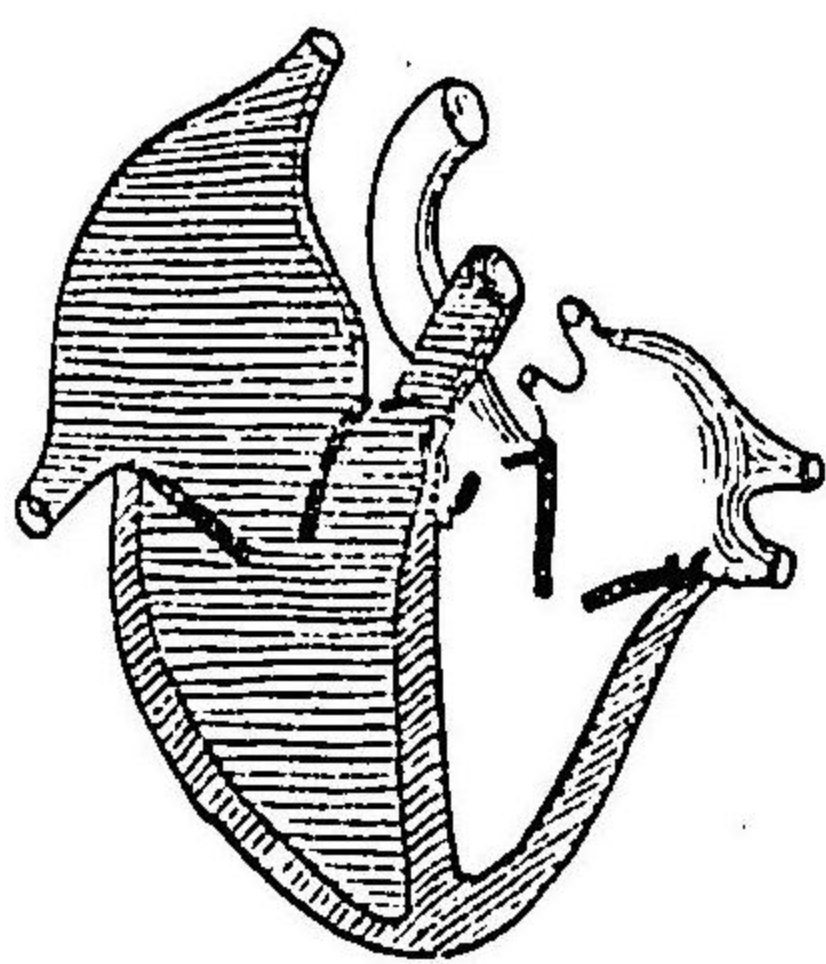
後には左の症狀を呈す。即ち人事不省、運動、知覺、言語の損害を發し、脊髓損傷後は下半身の麻痺、神經切斷後は知覺或は運動麻痺を起し、延髓（生活點）損傷後は卒死を來す。

〔交感神經〕 以上記載せる神經系統の外、尙意識に服從せずして獨立に身體の器械的作用即ち血液循環、呼吸、營養、分泌を正序に保持する神經の一族あり、之を交感神經、又神經節系統と云ふ。此神經は睡眠中或は失神中と雖も能く運營する者なり。交感神經は脊柱の兩側を下行する所の二條の灰白色の長線



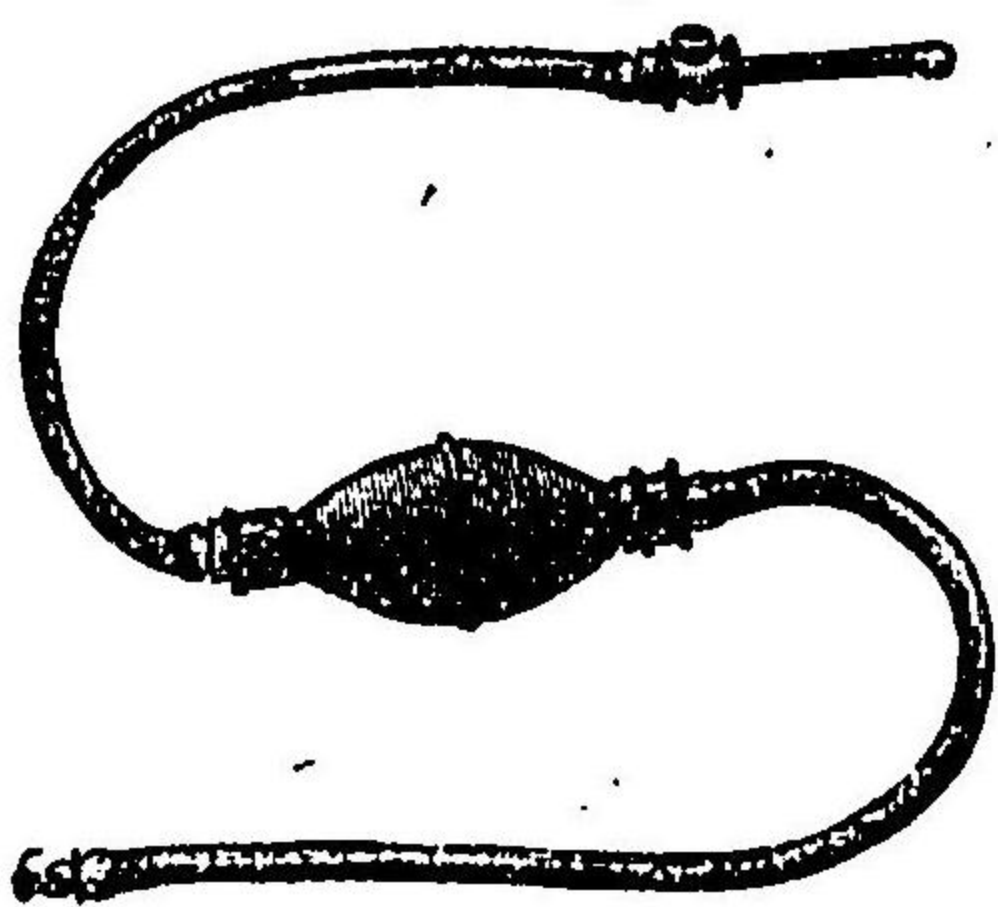
より成り數多の結節狀の膨脹(節)を有し且無數なる微細の線條を發出して殊に不隨意作用(即ち意識の感應を待たずして其器關の動作を營爲するを云ふ)の器關たる所の心臓、肺臓、胃、腸等に分布す  
 [血液循環] 吾人か血液と名くる所の赤色にして溫暖なる生活液は數回分岐せる管腔系統(血管)に由て充分大なる速力を以て身體諸部に輸送せらるゝ者にして此血液を輸出する器關は心臓なり  
 [心臓] は(第十圖)知覺及感覺の舍とする所にあらずして極て精巧なる肉質の唧筒裝置なり即ち一個の空洞なる筋肉にして其内部に瓣膜を有し正規の時期に於て或は收縮し或は擴張を營む者なり(第十一

第十圖



心臓の縦断面にして圖の白色部は左心にして黒線部は右心なり血液の心臓に還流して復た更に輸出せらるゝ状況は圖中にある太き黒線即ち瓣膜の或は開き或は閉づるに由て營むものなり

第十一圖

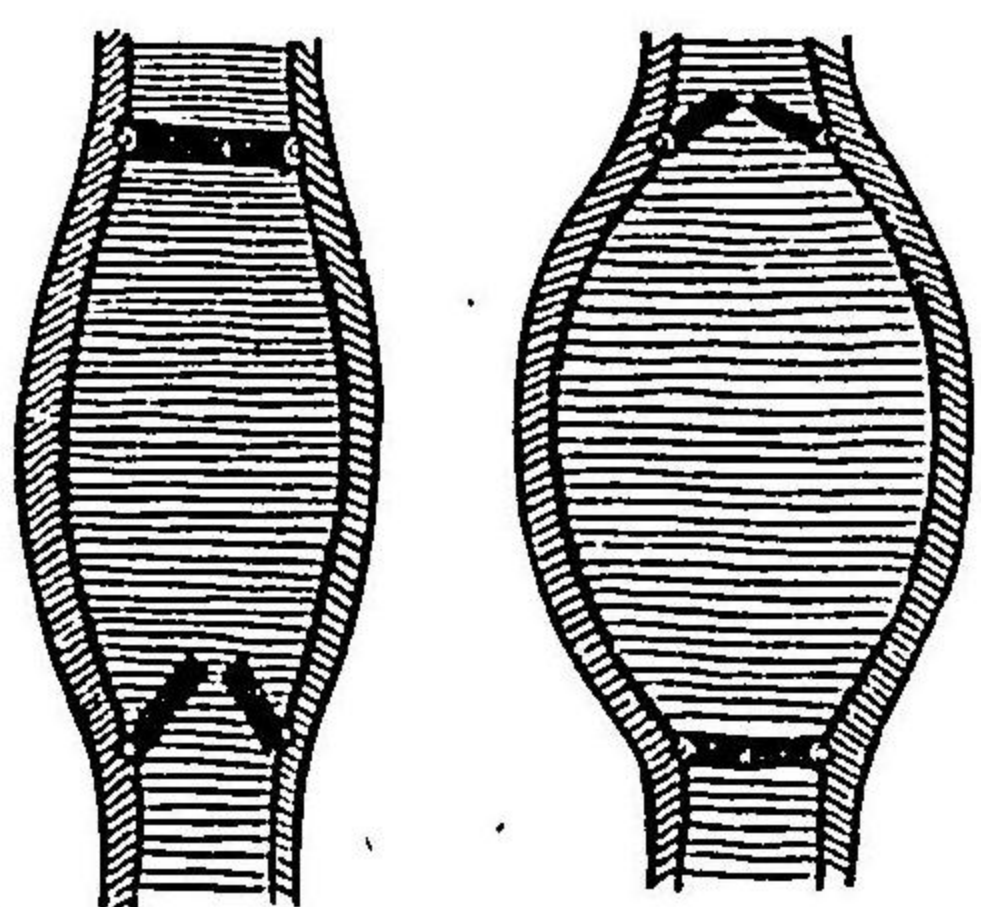


此圖は護膜製瀉腸注射唧筒にして心臓より血液の輸出せられ或は心臓内に流入せらるゝの狀を比喩解説するが爲めに掲たる者にして恰も此唧筒を交々縮張するに由て水液の出入すると同様なるを示す

圖及第十二圖)若し此運營止むときは心臓は靜止して直に死を來たす者とす  
 ○心臓は胸腔の左側に在りて左右兩肺の間に位し心嚢より被包せられ其形も圓錐狀をなし尖端は下方

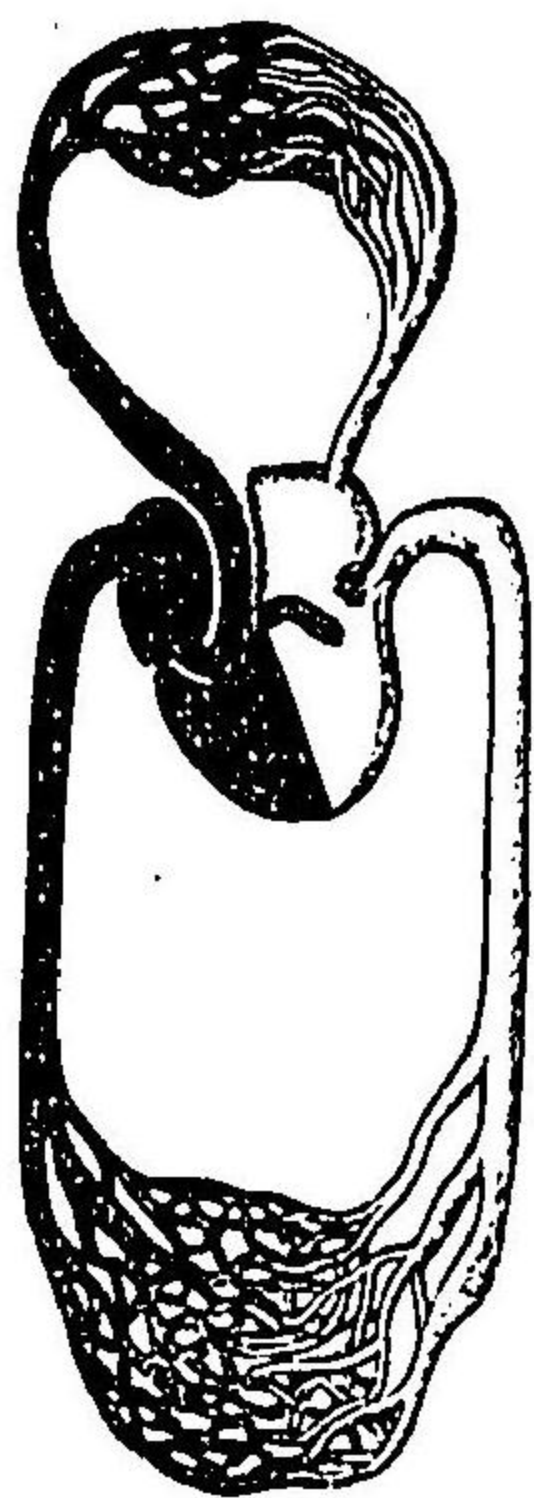
及左方に向ひ其大さ殆と手拳大なり左右の兩半部より成り左心は全身に血液を輸出し右心は肺臓に之を輸送するものなり(第十三圖)左心よりは一條の拇指大なる管即ち大動脈を發出し血液を送出して益々狭細となれる弾力性の管(動脈幹、動脈枝、動脈小枝)に於て分岐す而して此動脈は其分布する所の身體部分より其名稱を得る者にして血液は此動脈に由て分配せらるる則ち心臓の縮張に由て血液、動脈中に輸送せらるゝ際に所謂脈搏を生ず即ち正規なる血液波動の響に外ならず脈搏は身體諸部に感知すへき者なり(脈搏は管に腕關節部のみならず上膊、前頸部・頭部、頤頰部、鼠蹊部に於ても觸知せらるゝ者とす)而して動脈は益々分枝して細小となり其直徑は千分の二、三ミリメートルの小管即ち遂に緻密なる毛細管網に移行す

第二十圖



此圖は心臓より動脈に向て血液の輸出せられ或は靜脈より心臓内に血液の還流せらるゝ狀況を想像せしむるが爲めに唧筒を或は縮小せしめ或は膨脹せしめて其狀を示すものなり其詳細は生理學の書に譲る

第三十圖



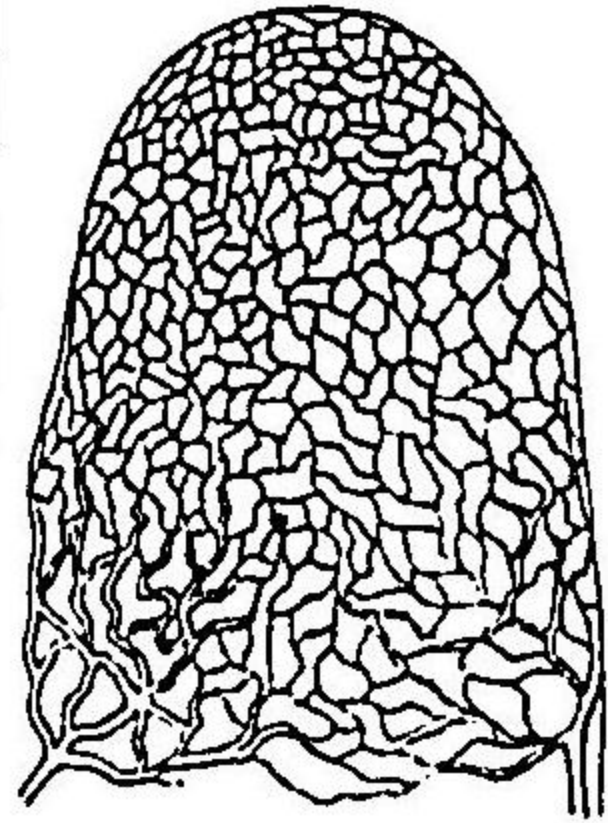
血液循環の狀況にして白色の部は動脈血にして黒色の部は靜脈血なり其の間にある網は毛細管にして動脈と靜脈の接續移行部なる細管の中央に於て心臓より

此毛細管(第十四圖)は全身諸部



到る處として存在せざるはなく皮膚の赤色を呈するは此毛細管あるに由る者にして皮上より指を以て此管を壓迫するときは白色點を生ずるも其壓迫去るときは再び徐々に赤色を呈し來る者なり是れ壓迫に由て毛細管より血液を驅出せしめしに由り白色を呈するに至りしも其指壓を去るときは亦徐々に其中に血液潮流し來ればなり○人若し羞恥、憤怒等に由り精神の感動あるときは其顔面殊に額部赤色を潮するは此毛細管に迅速に血液を充漲するに由て來る者たり又精神感動に由て面色蒼白となるは血液毛細管より退去せられ身體の内部に輻輳するに由るなり○皮膚に於て小なる刺創、切創を被るときは其諸處に此細管開口し血液は恰も海綿より流出するが如きを見る

圖四十第



きは消失して見へず

○靜脈破開するときは暗紅色の血液緩急なく同度の流勢を以て流出す○動脈損傷せらるゝときは鮮紅色の血液、線狀をなし急速なる流勢を以て時々斷續して噴出す即ち是れ心臟の唧筒狀の作用に由て一たびは擴大し一たびは縮小するに由るなり

〔血液〕は澄明黄色の液體(血漿)と細微赤色の平滑圓板(血球)より成り血球は頗る細小にして唯顯微

此最小なる毛細管は再び結合して大なる枝別となり其枝別は亦更に大幹となり血液は之より再び心臟に歸流す之を靜脈と云ふ  
靜脈は皮下に藍色の線條をなし肘を下垂せしむるときは皮下に透見すべき者にして或は肘を高く舉上すると

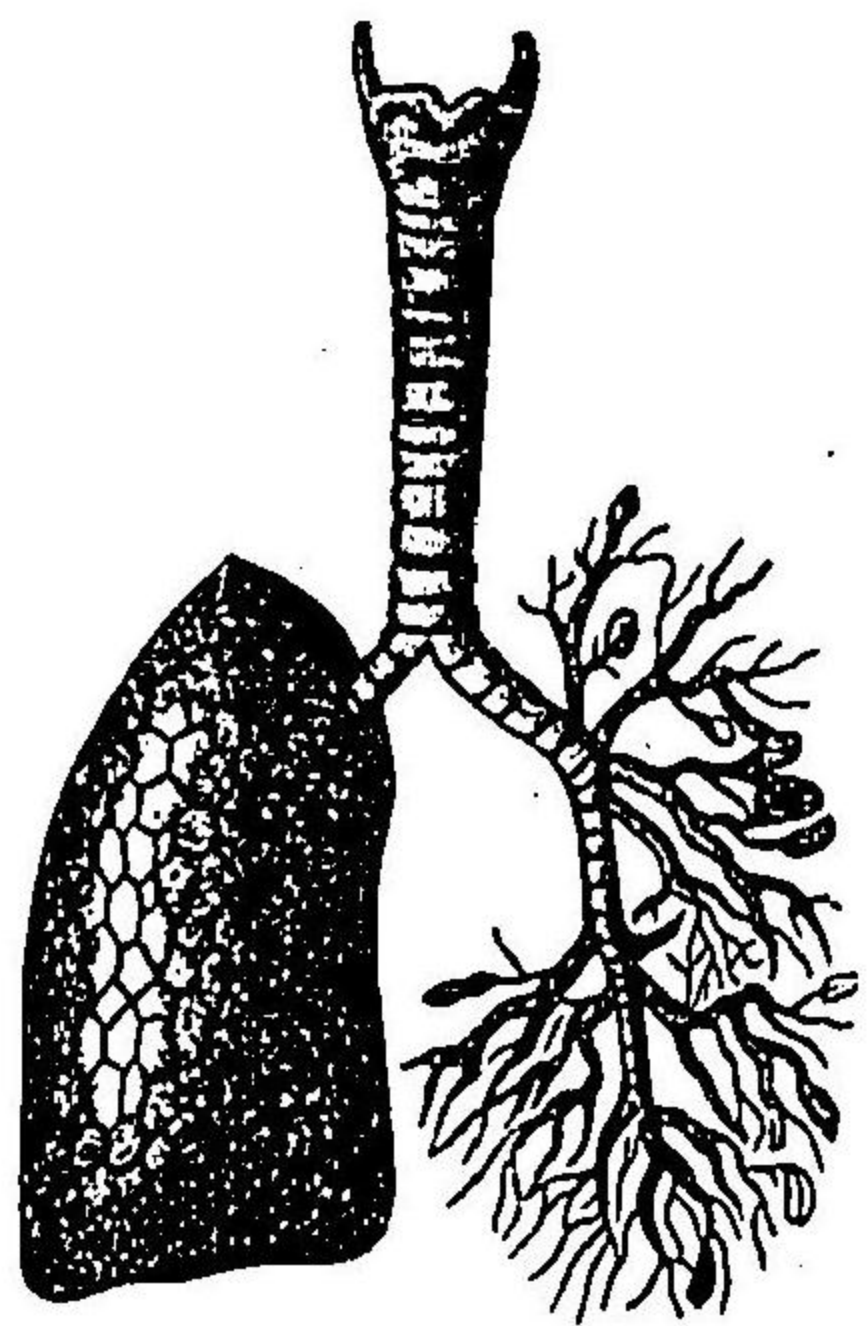
肺臟

鏡に由て大に擴大ならしむるときに見るべきのみ其血液一立方「ミリメートル」中(凡そ曲尺三厘立方なり)殆ど四百萬乃至五百萬を算し大人血液の全量中には六十億を有す(體重の十三分一即ち體重百三十磅のものには十磅を算す)又赤血球の外に血液中には白血球を存す是れ膿汁を生成する原料なり血液は身體の營養及保溫に向て必要なる者にして殊に其效用は主に其の中に存在せる赤血球に由る者なり  
暗紅色の血液は多く炭酸を含くみ鮮紅色の者は酸素に富む故に鮮紅色なる動脈血は其身體諸部を流通する間に細小脈管(毛細管)を経て酸素を其部に分與し而して其部より炭酸を攝取す是れ實に諸物の燃燒作用に比して考ふ可き作用を脈管に於て營める者にして一般に物質燃燒の際には酸素を消費し炭酸を成生すること血液に於けると異なることなし此化學的作用に由て保溫及營養を營む者にして今や燃燒の終末産物殊に炭酸を含み勞敗したる暗紅色の血液再び血管を経て心臟に歸流するときは更に清潔となり其炭酸を失ひ再び酸素を取るに由りて鮮紅色となる此炭酸を去り酸素を取るの作用は肺の呼吸に由て營む者たり

〔肺臟〕は(第十五圖)左右兩個の海綿狀の血液に富める巖にして胸腔内に在りて心臟の兩側に位し肋膜より被包せらる胸廓及横隔膜の擴張及收縮の運動に由て或は空氣を吸入し或は呼出する者なり空氣は喉頭を経て氣管に進入し此氣管は樹枝狀をなし益々細微の枝に分岐して遂に無數の微細なる氣胞(肺胞)に終る者なり此物集合し小血循環の血管より夥多の網を組織す此細微なる氣胞中に進入する空氣よりして其小血管は酸素を攝取し之が代りに炭酸を呼出して空氣中に排除す此交換作用に由て今や



圖 五 十 第



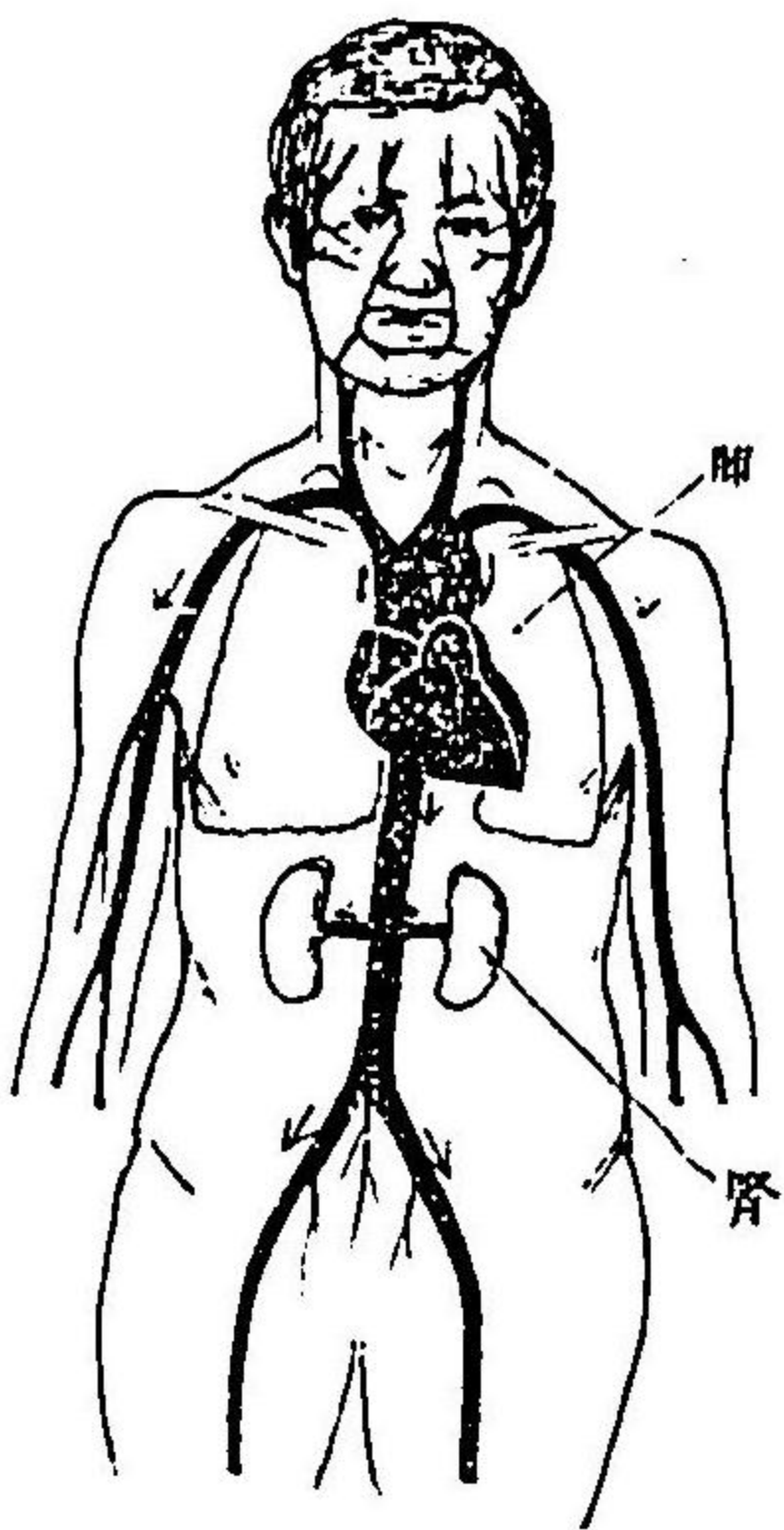
本圖は氣管、肺臟、氣管枝の状況を示す即ち圖の最上部は喉頭にして次は氣管なり氣管は分れて左右二枝となる此二枝は各分岐して次第に氣管枝となるなり圖の右方龜甲狀のものは肺臟の外面を示し其左方は氣管枝の肺中に於て分岐して次第に細小となるを示す其實、外面より見たる所は右方のものと同し

再ひ鮮紅色となれる血液は左心に輸送せられ新に之より全身に分配せらるゝ者とす  
酸素は必要の滋養成分にして、炭酸は燃焼の物質即ち費したる灰分なり故に營養の用をなさいるを以て之を

排除せざる可らず此排除作用若し妨礙せらるゝときは直に死を招く者なり例之、氣管狹窄、格魯布の如し故に亦之に反して毫も酸素を輸送せざるときは同く死するものにして例之排氣鐘下の鼠、有名なる「カルカッタ」の暗洞に捕れし英兵が洞内に密閉せられて悉く死せしが如し  
炭酸の外向交換作用に依て排除せざる可らざる一の物質あり即ち水及尿素にして水は肺臟（呼出せられたる空氣の濕氣）皮膚（汗液）及腎臟を経て排除せられ尿素は新陳代謝の際消費せられたる含窒素成分を含み多くの水に溶解して腎臟を経て排除せらるゝものとす  
〔腎臟〕は（第十六圖）左右二個ありて長形滑澤の蠶豆狀を爲し上方は腹腔の背壁に於て脊柱の兩側に位し二個の長管（即ち輸尿管）に由て多量の水と共に溶解せる尿素を骨盤の前下方に位する所の膀胱中に輸送す膀胱は之を受けて尿道より排泄し去るものとす

皮膚

圖 六 十 第



心臓、大血管  
及腎臟の状況  
にして中央の  
赤色部は心臓  
にして左右二  
個の蠶豆狀の  
者は腎臟なり

〔皮膚〕は費消せる物質の排除には其必要少からず全身を被包する所の皮膚は温の調節作用を有するが故に體温を保持するが爲め蓋護するの用をなす此蓋護を補助するものは皮下に存在せる脂肪層なり  
皮膚には無数の汗腺（殆ど三百萬）

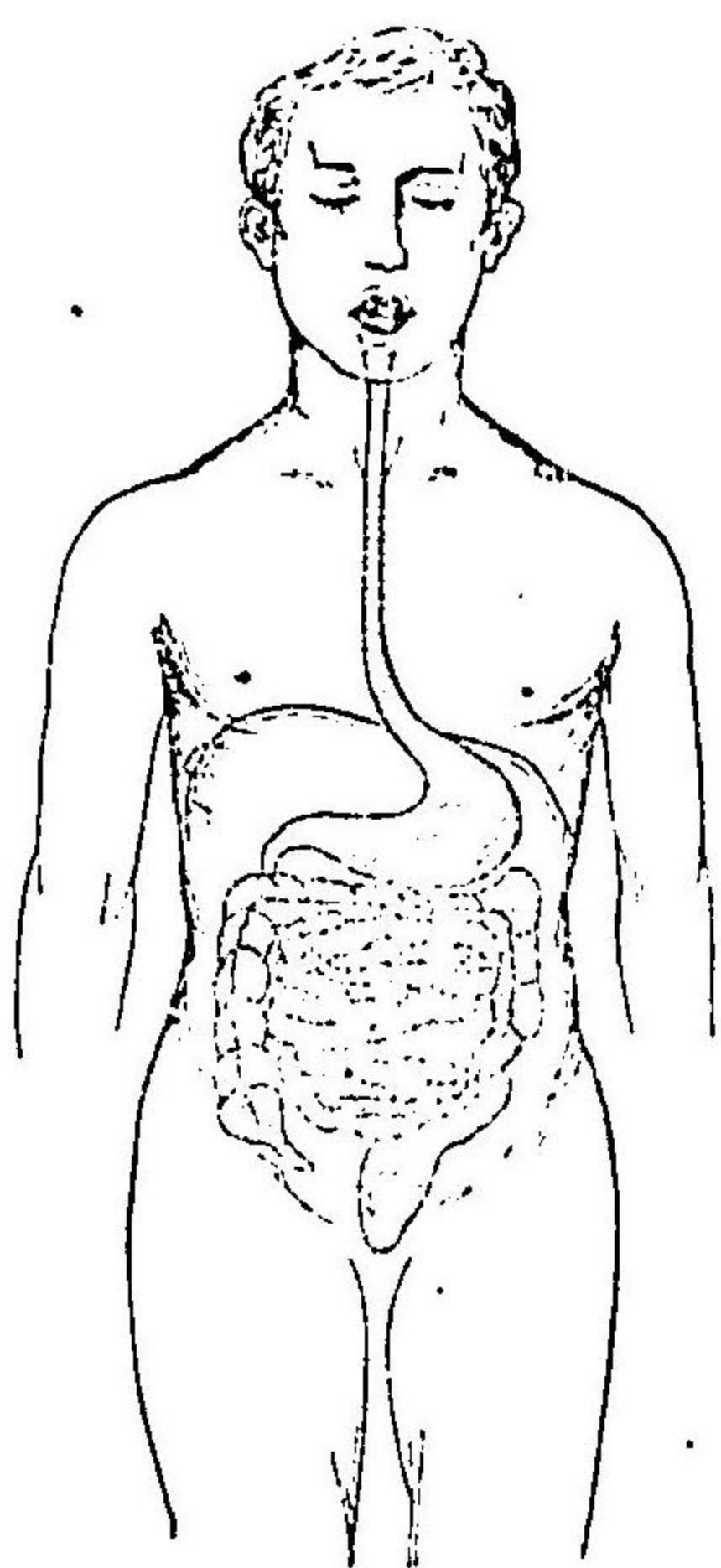
ありて腎臟より排出すると殆ど同一なる多量の水分子を排除す（汗腺は二十四時間に殆ど一「キロ」宛（凡五合）の水を排除す）其排除は一部は皮膚の發汗に由り一部は注視す可らざる蒸發氣（呼氣）に由る若し此水分の殘留せるときは此水分中には健康を害する多量の費耗物質を含有す（是れ皮膚攝生即ち清潔法の必要なる所以なり）

營養

〔營養〕は身體より費耗排除せる成分を補給し其構成に供する爲めに新物質を輸送するに要する者にして食品は此目的に向て長き種々の筋質膜管即ち消化器（第十七圖）を通過せざる可らず其通路に於て種々の營養ある物質より滋養物を奪取して之を血中に輸送す而して食物は口に由て攝取し齒に由て咀嚼せられ唾液を混して咽頭及食管（氣管の後方に位す）を通過して胃中に達す  
〔胃〕は大なる筋質囊にて其壁面より酸性の液即ち胃液を分泌し攝取せられたる食物に胃の運動に由て絶えず混和し此液の作用に由て食物は粥狀となり胃の收縮に由て腸管内に逐送せられ腸管の恰も蟲



第十七圖



消化器の状況にして口より順次に下方へ算すれば食道、小腸、大腸、肛門是なり

消化は膽液及膵液に由て催進せらるる其膽液は肝臓より分泌せられ膵液は膵臓より分泌せらるる者なり而して滋養性の成分を奪取せられし食物の残渣は腸管下端の終末即ち肛門より排除せらるるものとす

の蠢動するか如き作用に由て全腸管を遞進せらる此道路中腸壁に存在せる淋巴管は糜粥の滋養成分を吸収し其糜粥は乳糜となりて血中に輸送せられ此糜粥の

挫傷とは何ぞや

挫傷の危篤なるも

### 第二回講筵 外傷

#### (甲) 挫傷

挫傷とは鈍き勢力(衝突、打撃、墜落)に由て招きたる内部(殊に細小脈管)の破傷(此際には皮膚は破れず)を云ふ即ち或る物體と衝突し或は棍棒(「すてっさ」の類)を以て毆打せらるるか或は身體の上に重量ある物の落ち來るに由り或は高處より低處に陥落顛倒するに由て發するか如き是れなり挫傷の徴候は左の如し

皮下の血液滲出(即ち血囊)急劇に發現する疼痛、腫脹及變色なり(其皮膚の變色は初め帶藍紅色、後には褐色、綠色、黃色となる是れ其血色素漸次變化するに由るなり)(皮下に血液滲漏して變色するは俗に「くろじに」又打斑と稱するもの是なり)

小なる挫傷(血囊)に有效なる處置は冷罌法を貼置し寒冷なる物體を置き壓迫するに在り是れ寒冷と壓迫とに由て血液の益々血管外に注出するを妨ぐればなり

此際に當り若し皮膚の外尙重要なる内部器關(即ち腦髓、脊髓、肺肝等の内臓)に振盪を受けしときは直ちに同側の不快の現症を呈す例之、腦振盪に在ては失神、人事不省、眩暈、嘔吐を發し、肺の振盪症は鮮紅色の泡沫ある咯血を起し腹部の振盪は腹部に劇痛を覺え嘔吐を發し死體様の蒼白色を呈して失神し時として卒死を致す而して肝、脾、腸の破裂したるときは多量の血液或は腸内容物は腹腔内に注き滿るに至る然るときは甚だ急劇に(内部の亡血と腹膜炎の爲めに)死に陥る者なり



此の如き急卒の際に臨み世人(醫師にあらざる人)は如何の處置をなす可きか蓋し左の方法を施すべし

- (第一) 即時に醫師に報知する事
- (第二) 身體を壓迫する狭屈なる衣服を脱し去る事
- (第三) 負傷者若し顔面蒼白を呈し或は氣を失ひたる時は頭部を低く下げて適宜に横臥せしむる事
- (第四) 脈搏已に感知すべからざるときは顔面及胸部に水を噴注する事
- (第五) 醫師甚た遠く隔たりて之を招く能はざるときは注意して患者を醫家に送附する事然れども挫傷後直に患部を壓迫するか爲めに適宜に細帯を施し其上より氷嚢を貼し或は冷水を濕したる布片を以て寒冷法を施すは適當の處置なるか故に醫の命令を待たず行ふも素より差支なし(負傷者運搬の方法は後條に詳なり)

(乙) 創傷

創傷とは皮膚も亦破開せる所の外傷を云ふ者にして創傷の種類を分つて切創、刺創、銃創、挫創、裂創となす

創傷の危険は其廣狹及深淺に由りて異なり就中、損傷せる内部器關(脈管、神經、骨、肺、心、腦、他の内臟等)の貴重なるや否に關する者とす故に刺創及銃創は其創小なりと雖も反て危険多きものなり何となれば刀尖或は銃丸に由て身體の内部に位せる重要な部分を損傷し且つ折骨片、刀尖、彈丸、衣服の

破片等の如き他物の創中に残留するを以てなり、蒸氣機關及大砲に由る外傷は傷を受たる内部に於ては破裂、壓潰、碎壞して急劇に死に陥るに至る或は若し四肢に負傷するときは即時に之を切斷するの必要なることあり

創傷の治癒は左に掲ぐる二様の状態に従ふ

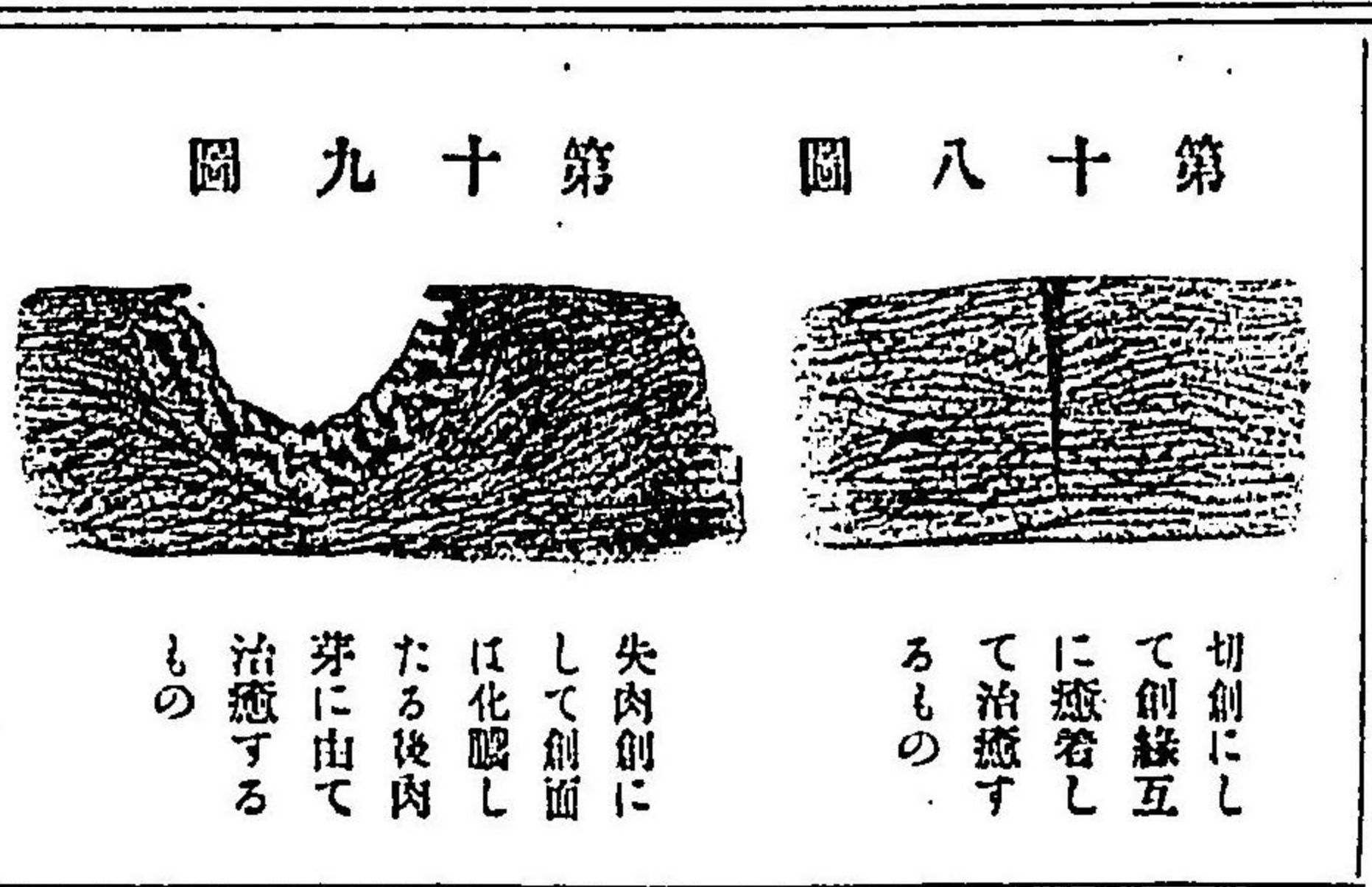


圖 八十 第 圖 九十 第

切創にして創縁互に癒着して治癒するもの

失肉創にして創面は化膿したる後肉芽に由て治癒するもの

- (第一) 左に掲ぐる状態の創傷は化膿を起さず微細なる線條の痂痂を結び治癒し得るものにして之を第一期癒合と云ふ(第十八圖)此種類の治癒を得んことは常に希望する所なれども唯左に掲ぐる状況に於て期す可へきのみ
- (一) 傷創の邊緣綿密に互に接合せられ得る時
- (二) 其創縁は血液或は創液に由て離明せられざる時
- (三) 創傷は安靜に定置して外來の障害物を防ぎ得る時
- (四) 創傷汚穢ならず瘻も壓埃を残留せざる時
- (第二) 創傷治癒の第二種類は徐々に化膿を起したる後新に組織なる顆粒狀物所謂肉芽を生じ廣く且平なる赤色痂痂に由て治する者是なり(第十九圖)此種の治癒は其幸なる狀況を具へず左の如き状況あるに際し認むる者なり
- (一) 多分の皮膚を失ひ兩創縁を互ひより集合し難き時(失肉創、創創)或は其創縁、挫碎し生活機不完全なる時
- (二) 血液或は創液の爲めに創縁再び兩方に壓開せられたる時
- (三) 受傷部を安靜に安置する能はざる時、例之下脚を以て起立歩行し上肢或は手腕を以て種々の業務を行ひ或は負傷者を運搬すること不適當なる時即ち戰時に於ては往



創傷には  
不潔を禁  
す

々避け難き際の如し

(一) 創傷不潔なりし或は充分清潔に消毒せざる時  
夫れ創傷の不潔なるはたとひ最も小なる創と雖ども化膿或は腐敗を喚起する者にして此膿汁は創縁を  
離開する者なれとも創傷治癒を初むるときは創中には赤色顆粒状の肉芽を形成す之を贅肉又新肉(第  
十九圖を見よ)と云ふ此新肉は創面化膿せる後は漸次之を充實し且永く赤色を遺す所の廣き癩痕を以  
て被包せらる

然れとも化膿及創中の腐敗は許多の危険なる病症(所謂創傷病)の門戸を開く者とす之か爲めに許多の  
負傷者及手術を受たる患者、死亡に陥る者なり例之負傷者、受術者夥く一處に群居せざる可らざる軍陣  
病院に於けるか如し此に屬する創傷病は左の如し曰く進行する炎症及化膿、創熱、創傷丹毒、病院脱疽、  
膿熱(膿毒症)血液中毒等なり

近時外科學は實に創傷療法に於て頗る非常の大進歩をなせるを以て化膿及創傷腐敗の原因を精密に檢  
知し此腐敗并に之に由て發起する創傷病を防禦し得る方法を發見するを得るに至れり

故に「俗間の人々は如何に負傷者を處置すべきや」の疑問に答辯するの前提理解を助くるか爲めに勢先  
つ短簡に「醫師は如何に創傷を處置するや」を説明せざる可らず

醫師の行  
ふ創傷の  
處置

### 醫師の行ふ創傷の處置

夫れ何れの場合に於ても悉く初めに説明したる創傷の治癒(即ち化膿せず第一期癒合に由る者)を得る

ことを務めざる可らず

(一) 此目的を達するには其創傷を縫合するに先ち醫の手及器械をば熱つき石鹼水に浸し嚴重に刷  
子にて清刷し次て防腐藥液に浸し亦嚴に刷子にて清刷すべし器械及綑帶は蒸熱するを最良と  
す

(二) 而後、創傷の近傍及創傷其者の若し不潔なるときは之を清潔となし次て其出血を丁寧に靜止  
せざる可らず之を止血するには大なる直徑の動脈に於ては結紮するを常とす(古來結紮に絹  
糸を用たれど現今は石炭酸を以て防腐せる微細の腸線を用ゆ是れ創中に溶融する者なり)

(三) 若し成し得べくんば止血したるときは縫合或は綑帶に由て創縁を接合すべし小なる指創に於  
ては古魯胃膜或は英國絆創膏を以て足れり尤も絆創膏を粘着せしむるが爲めに之を濕ほすに  
は必ず清潔の水を用ゆ可し決して唾液を以て濕すべからず

(四) 創傷を受たる身體部分はその創傷の全癒するに至るまでは眞に安靜に固定せざる可らず依つて  
通常創傷の充分癩痕を結ぶまでは甚だ丁寧に綑帶を施し之が固定に注意するを要す(曩昔は  
毎日或は一日數回之を交換せり)然れとも其綑帶を除去せる後も亦負傷したる肢節は尙暫時  
強劇の運動及他の有害なる動作を防がざる可らず是れ然らざれば新生の癩痕は再び離開して  
化膿を發起すればなり

(五) 創傷療法に在て最も緊要なるは防腐法なりとす是れ吾人が現に最小の傷創に於ても經驗する  
所にして此防腐法に由て化膿を防止し且之が爲めに第一期癒合(即ち兩創縁の粘着)に由て治



癒し得ればなり

防腐法は一は嚴重なる清潔法にして一は腐敗を防ぐ性質ある薬劑の應用なり即ち此薬劑は腐敗及化膿を誘起する最微小の有機體(バクテリア)を撲殺する所の性質を具ふ蓋し此腐敗毒は塵埃或は惡臭腐敗の物質等に附着して存するものにして凡て嚴に清潔とせざる物品中に存し人體に頗る危険なるものにして此腐敗毒が指に小創を被れる後一たび血中に到達するや直に全身中毒の症狀を發すること世間往々見る所なり故に人ありて針或は鋼筆を以て手を刺傷したる數日の後に至り其人死亡し或は然らざるも一肢を切斷せざる可らざることあり即ち是れ全身中毒を發し來りしが爲なり此の如きは常に腐敗性物質或は針に附着し或は不潔なる物體に接觸するに由りて其創中に進入したる者なり

如何に容易に病者の治療に際して此れか爲めに醫師が腐敗毒に傳染するや之が傳染に由りて許多の醫師が生命或は健康を損害せられたるやは廣く世に知れ渡れる所なり  
吾人が防腐劑又は消毒劑と稱する藥品は石炭酸、クレオリン、リゾール、撒里失兒酸、硼酸、「チモール」、格魯兒亞鉛、沃度仿謨、「キセロフォルム」、昇汞、過滿俺酸加里、格魯兒鐵等なり故に先づ此防腐劑を以て創傷及其隣接部、指、器械を清洗し且創傷を綑帶する所の種々の物品(綿、ムル、木綿等)に混合し且浸漬すべし。○夫れ然り然れども此諸薬劑は多少の毒性あるを免れざるか故に近時は清潔なる創傷には之を用ひざる事となれり乃ち清潔の創傷に於ては手を最も嚴重に清潔となし(石鹼を用ひて洗ひ且刷毛にて掃清す)煮沸(器械類を)及高熱(綑帶材料には水蒸氣を用ゆ)を加へて病毒を殺滅するに

負傷時に俗人の行ふべき創傷の處置

由りて以て腐敗毒を創内に侵入せしめざるを以て足れりとす此所謂殺菌的療法は顯著の奏效ある者たり

### 負傷時に俗人の施すべき處置

抑も俗間の人々は負傷に際會して如何に處置を施すべきやの疑問を説示すべし

醫師は俗人をして其方法に向て最も緊要なる者と認むる所の左の原則を服膺せしむべし則ち其原則は創傷に害を與へざるに在るのみ

夫れ創傷に向て不潔の危険なることは前條已に説明せるが如し故に綿散絲、絆創膏、使用せる海綿、不潔なる布片を創傷に使用す可らず又不潔の指を以て創傷に接觸す可らず外見上にては清潔且美麗なる手にても若し豫め直接に熱湯及石鹼を以て刷清せざるとき殊に爪縁を清潔にせざるときは最不潔のものたるを免れず故に必ず消毒液を以て刷清せざればある可らず

砂、土、塵埃等に由て創傷不潔となれるときは只清潔の水及清潔の布片(手巾、手拭等)を以て創傷及其周邊を洗滌するを得可し又清潔の井水、海水、河水は已むを得ざる危急時に用ゆ可きのみ一旦煮沸せる水は約半時間其煮沸に由て腐敗毒殺滅せらるゝを以て稍優るものとす

若し右の如く行ふ能はざるときは所謂防腐薬を水に混合するに在り故に戸毎に上述の防腐性溶液(石炭酸、唯純石炭酸は強き腐蝕性あるを以て純品を與ふ可ざらん、撒里失兒酸、硼酸、クレオリン)の一壺を貯ふる事は余か大に希望する所にして之を諸君に勸告するものなり此薬液は各薬舖より購求するを宜しとす「クレ



オリソ液は一茶匙の純「クレオリン」を半「リ」ーてる」の水に混し又「リゾール」は約二十滴を等分の水に加へたる者を用ゆべし

### 創傷の繃帯

蓋し醫師の未た來らざるや清潔なる一片の麻布或は一束の「ムル」或は綿を此防腐液に浸し創傷の繃帯と爲すときは負傷者に少しも障害を興へざるを以て誠に安全なりとす

然れども創傷甚く不潔ならざるときは其創を洗滌し又之に接觸し又は無用の検査を行はずして唯其有害の件を防ぐか爲めに清潔なる乾燥繃帯を以て被覆するを最良とす例之全く清潔にしたる手布を折り内側の他物に觸れざる部分を創傷に貼附すべし

創傷若し一層の凝血塊を以て被はれたるときは決して此凝血塊を拭ひ去り或は洗ひ去らんとす可らず何となれば之か爲めに更に出血を招くとあればなり凝血あるときは創傷に觸れさればなり

近傍に醫師なきに由り負傷者を遠方の醫家に運搬せざるを得ざるときは布片或は紐帯を以て創上に豫め假りに繃帯を施して之を固定し且同時に負傷したる手足を支持する事に注意せざるべからず如何に之を繃帯すべきやは俗間の人々も之を練習して知らずんばある可らず

創傷より劇く出血する者の處置は後條に論述する所に就て知る可し  
戰時に於て近傍に醫師の存在せざるときは兵卒は各自携帶する繃帯小包の助に由て自身或は其同輩に繃帯を施すを得可し

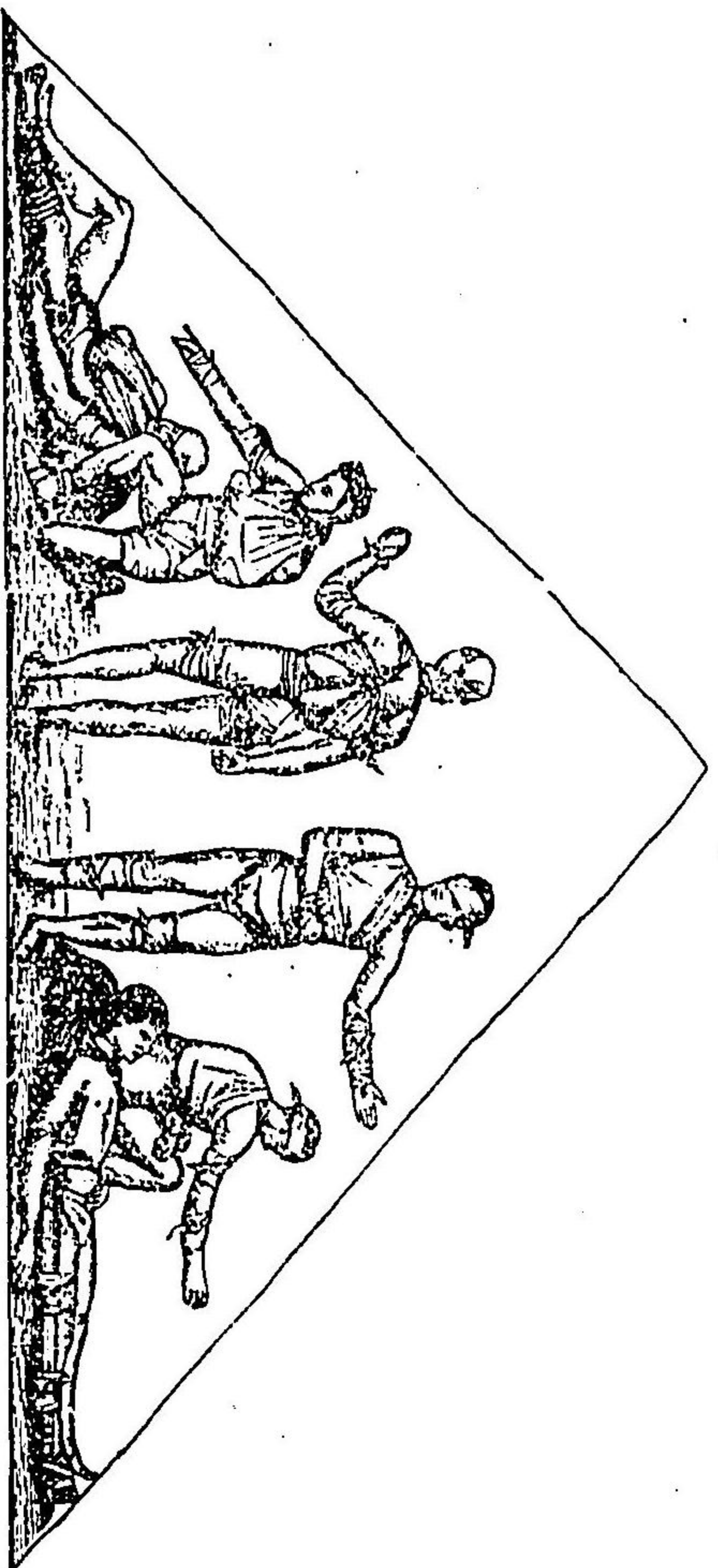
創傷に施す繃帯

創傷に對して注意すべき諸件

戰時に於ける繃帯小包の効力

此繃帯小包は可及的、輕便にして細小なる装置となすべし余が此目的に向て構造せし所の小包を諸君に示さん即ち此小包は三角布繃帯(用法の圖式を添ふ)食鹽加昇汞水に浸せる綿紗二枚(創上に貼する者)及同様に製せる綿紗繃帯一枚(創上に固定す可き者)を包藏せり之よりも尙實用的にして且確實の效あるは水蒸氣を流通せしめて殺菌消毒したる繃帯小包を鍍葉管に納め之を密着閉鎖したるものは久

圖 十 二 第



示す用貼の帶繃三角の氏「BANKS」



三角布の  
必要及び  
用法

しく無發病菌的創傷(傷口)に貯へらるべし現今は此小包を厚紙包又は水を透さぬ物品に包みたるものを廉價にて購ふを得べし。繃帶材料は其中に押し縮めて容れあるゆゑ甚だ小形なり。三角布を以てすれば數多の種々の繃帶に代用し得べく且此三角布は到る處として入手し得べく又手巾等を斜めに三角に折り重ねて代用し得るが故に諸君が繃帶の巻き方を實習するに當り先づ此三角布繃帶を諸君に示さんとす其理由はたとひ此三角布は用ひ方に少しく不適當なる點あるとも彼の尋常の繃帶の巻き方の悪しきよりも其害頗る少なければなり然り而して三角布の適當なる用法は練習を持續するときは之を悟るべし。

此三角布を適當に用ひんとするには概して此繃帶は左の目的に貼附するものたるを豫め心得置かざる可らず。

### 三角布を貼附する目的

- (一) 蓋護するに在り(即ち外來の有害、例之、運搬の動搖、汚染、塵埃、砂の竄入、日光の曝照、昆蟲の留止等を防ぐ)
  - (二) 壓迫を興ふるに在り(即ち創面を壓縮し、出血を豫防し或は靜止する等に在り)
  - (三) 安靜ならしむるに在り(即ち損傷を保持し或は之を副木或は軀幹に固着し身體の筋肉を動搖せしめざる等なり)
- 凡て此目的をば三角布繃帶に由て達するを得べし此繃帶應用の有様は第二十圖に概示するが如し

三角布貼  
用の目的

### 出血

ちのいづ  
ること

出血の種  
類及狀況

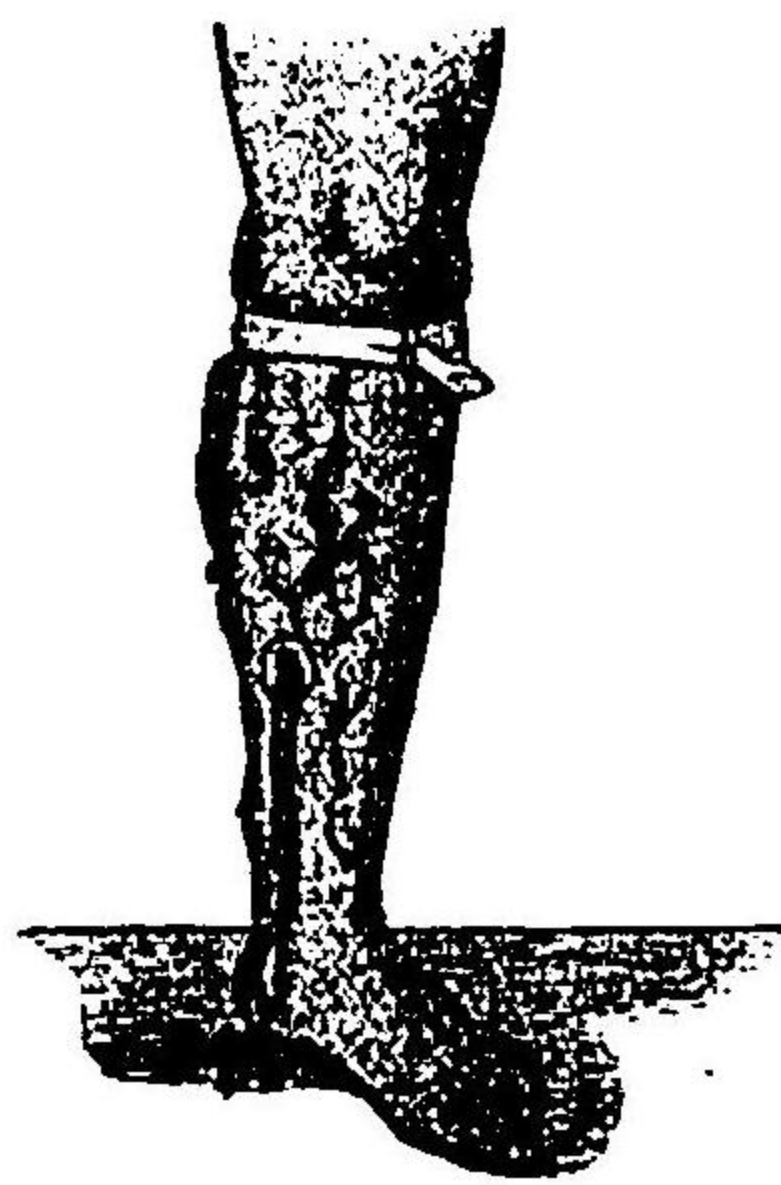
創傷を被むるときは必ず出血する者とするは創傷は脈管を損傷すればなり然れども出血の狀況と其危険なるや否やは破開せる脈管の種類と大小とに従て甚だ種々なり。血液若し創傷より流出するの勢ひ甚劇しからずして海綿より滲み出すが如きときは只小脈管(毛細血管)の損傷したるものなり。暗紅色(黑色)の血液、緩急なき同度の勢を以て流出し且創の上部を壓迫するに由り、流出益々劇しきときは大なる靜脈の開口せる者なり。然れども創傷より鮮紅色の血液強く線狀をなし時々斷絶して迸り出づるときは動脈の損傷(第二十一圖)にして其生命甚だ危険なり。

第二十二圖



動脈の  
損傷  
たるもの

第二十二圖



靜脈の  
損傷  
たるもの



出血の處  
壓

損傷せる小動脈、或は小動脈の少量なる出血は多くは創縁を兩方より壓迫し且創部に堅く繃帯するときは出血し或は自然にも閉止する者なり何となれば切斷せられたる小脈管の斷端は收縮して細小となり且血液は創中に於て粘著膠様なる一塊をなし凝固すればなり負傷せる肢節は鉛直に高く擧ぐれば出血を止むるに足れり然るときは血液の流出すること著く減少すればなり（擧上せる上肢と下垂せる上肢との色の差異あるを比べ見て知るべし）

損傷せる靜脈の出血（例之、下脚の靜脈瘤破裂せる者の如し）は時として止血に困難なることあり何となれば出血部の上方を衣服（襪紐）の爲に纏縛すればなり（第二十二圖）此纏縛を緩解せる後には此出血は輕壓を施し肢節を擧上するに由て靜止す

然れども大なる動脈の損傷は創上を壓迫するにも拘らず鮮紅色の血液絶えず流出し遂に失血に由て死を招くの恐あり

凡て此の如き場合に於ては迅速の救助必要なるを以て即時に醫師を招き或は負傷者を醫家に送致すべし而して必ず損傷したる脈管を結紮し其出血を靜止せざる可からず

然れども負傷せる者未だ醫療を受けざるに先ち死亡することあるが故に俗間の人々は必ずや暫時の間にも其出血を制止することを知らざる可らず

出血するを壓迫して止むる法

唯一の最も效驗ある止血法は其創甚大ならざるに於ては強く創上を壓迫し或は創傷部の上方（心臟に

出血の處  
迫止血法

近かき方）に於て動脈の本幹を壓迫するにあり而して負傷したる四肢は高く擧ぐべし然るときは血液の流出自ら緩徐となるを以て後ち創傷及び負傷したる四肢は衣服を切破して軀幹に至るまで裸出すべし

然る後ち創上に麻布（手巾）を折り重ねて置き手を以て壓迫し又は繃帯或は布片を以て纏絡し固く創口に向て壓迫すべし此場合に於ても何れの手巾にも必要なるは「清潔」なりと稱せざるを得ず而して清らかなる戸棚に藏して平に折り疊みたるものを用ゆべし即ち之を用ゆるには先づ折り疊み其内面の方には手を觸るゝとなく之を創上に貼附すべし

此の如くするにも拘らず血液噴出するときは動脈の本幹を創傷の上部（心臟と負傷部との間）に於て探求し指頭を以て強く壓迫せざる可らず

身體中動脈の淺處に位して著しく壓迫し得べき部分あり而して之を其部の骨に對して壓迫するときは出血を制止することを得、今左に其部局を掲ぐべし

壓迫止血  
を施すべ  
き部位

〔頸部〕に於ては胸鎖乳頭筋（點頭筋）の内縁に於て大なる頸動脈を脊柱に對して壓迫するを得べし（第二十七圖）（胸鎖乳頭筋は喉頭部の兩側にある筋肉にして頭を後に屈するときは現はる、筋にして點頭するは此筋の動作なり）

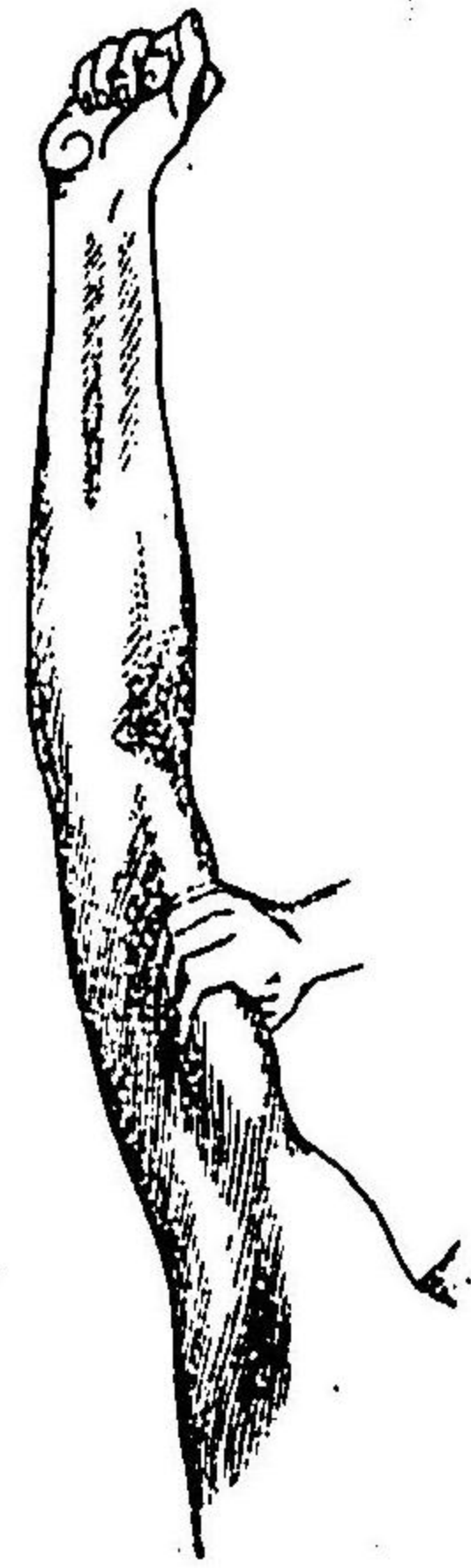
〔腋窩〕に於て上膊の大なる動脈損傷するときは頸部に於て其本幹を鎖骨（胸廓最上部の前面を左）の上方にて肋骨に對して壓迫すべし（第二十八圖）亦他手を以て後下方に向て強く肩胛部を牽き着けて鎖骨を引き下げ其下に存せる大なる膊動脈を第一肋骨に壓迫すべし（第二十九圖）

〔上膊〕に於て上膊動脈に壓迫を施すべき部は上膊前面の筋肉隆起せる處の内側にあり（第二十三圖）

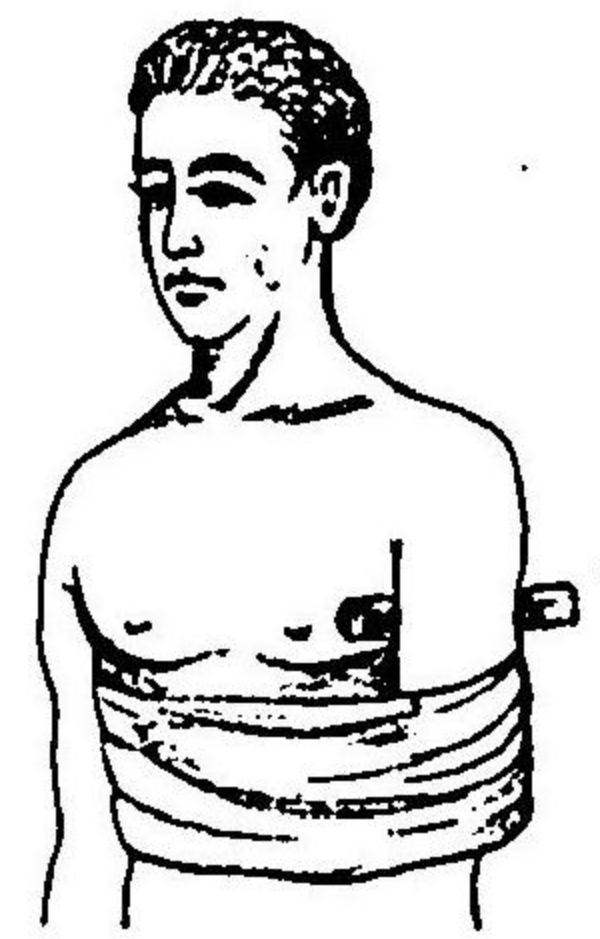


即ち其胸部及上膊の間に太き杆條或は傘を置き之に對して膊を布片にて押し動脈を押壓すべし(第二十四圖)を見るべし又二本の木杆を膊の内側と外側に置き布片に由て之を結縛するときは平に上膊を壓迫するを得べし(第二十五圖)

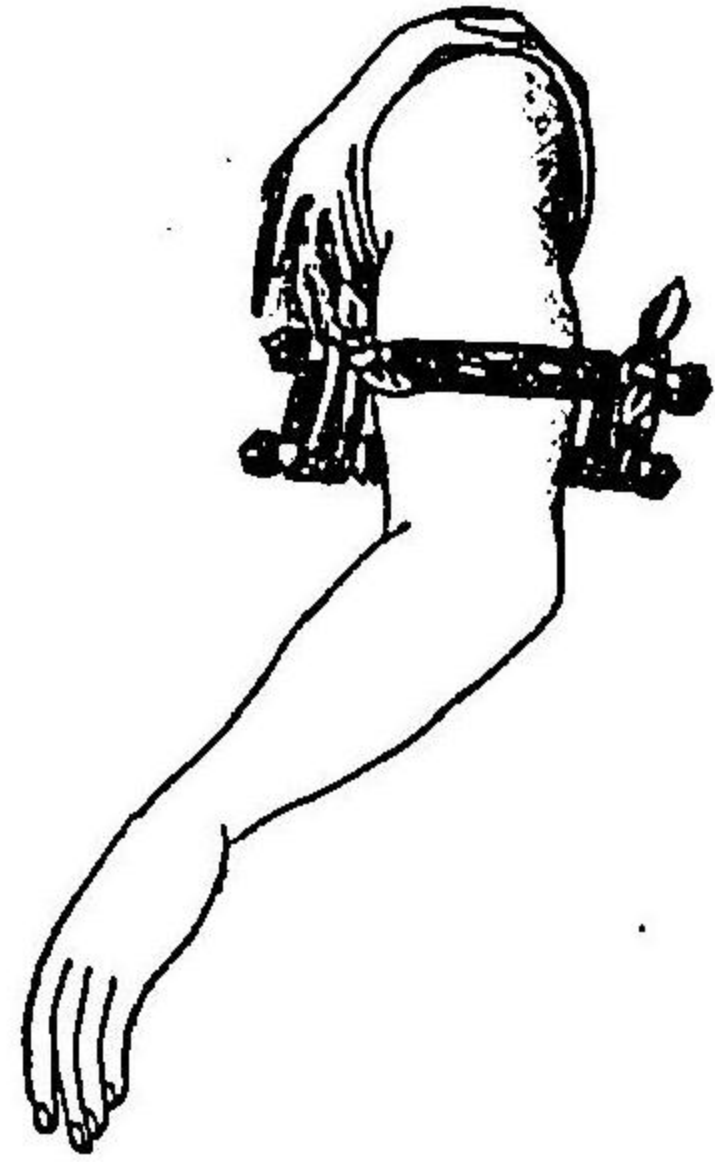
圖三十二第



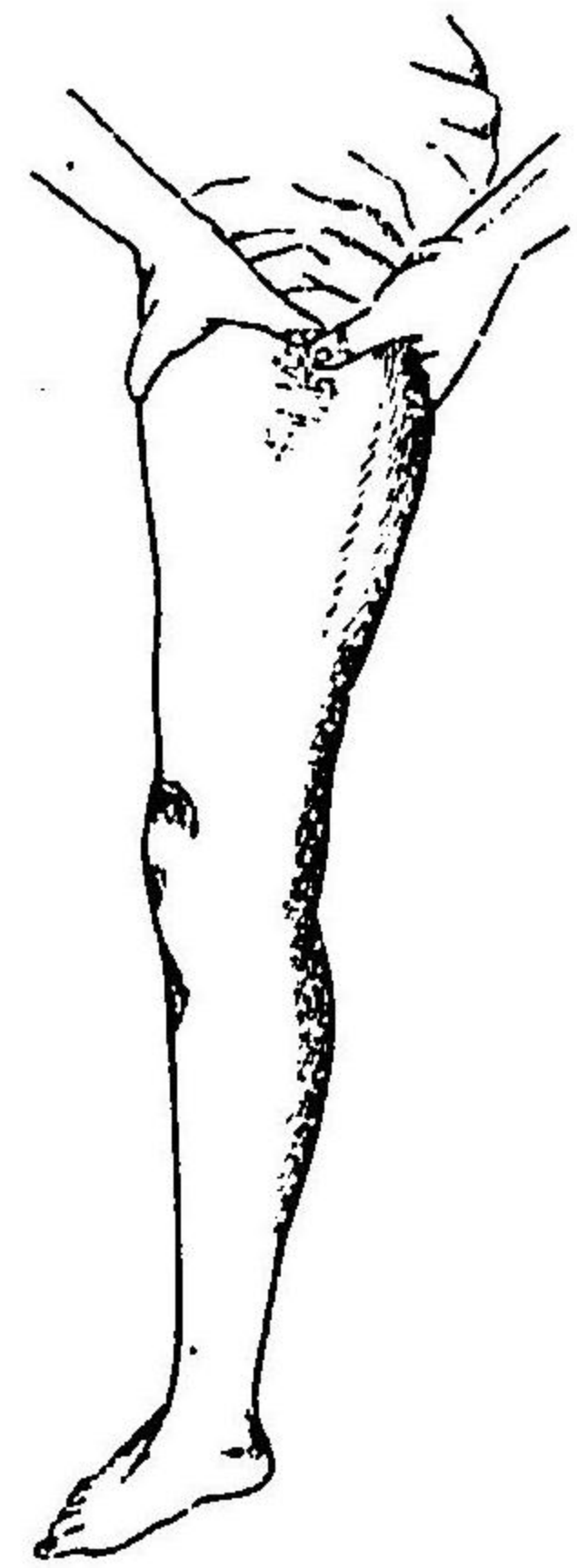
圖四十二第



圖五十二第

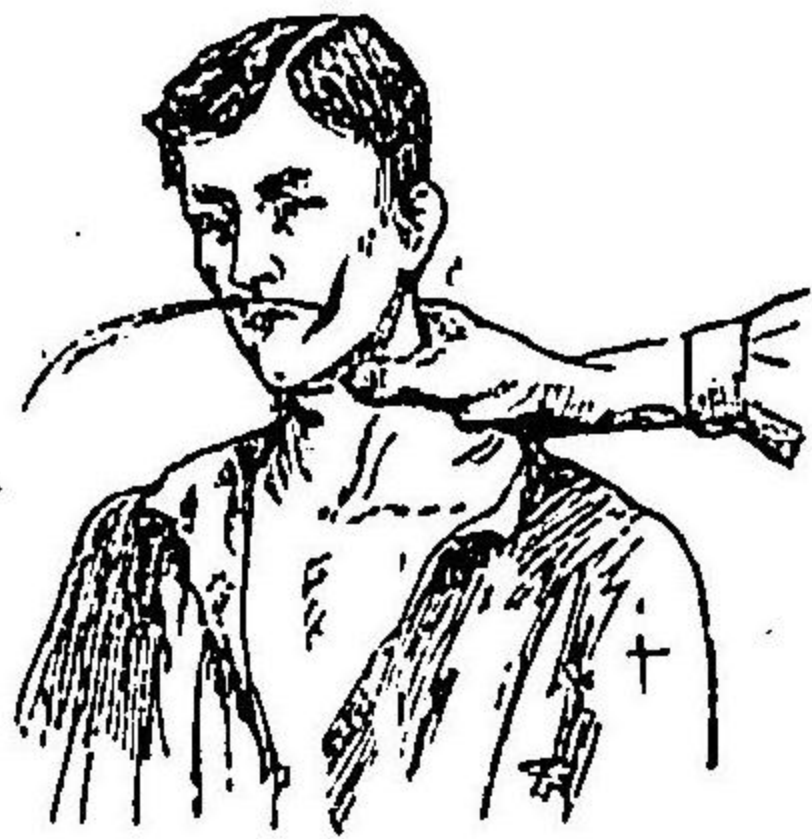


圖六十二第



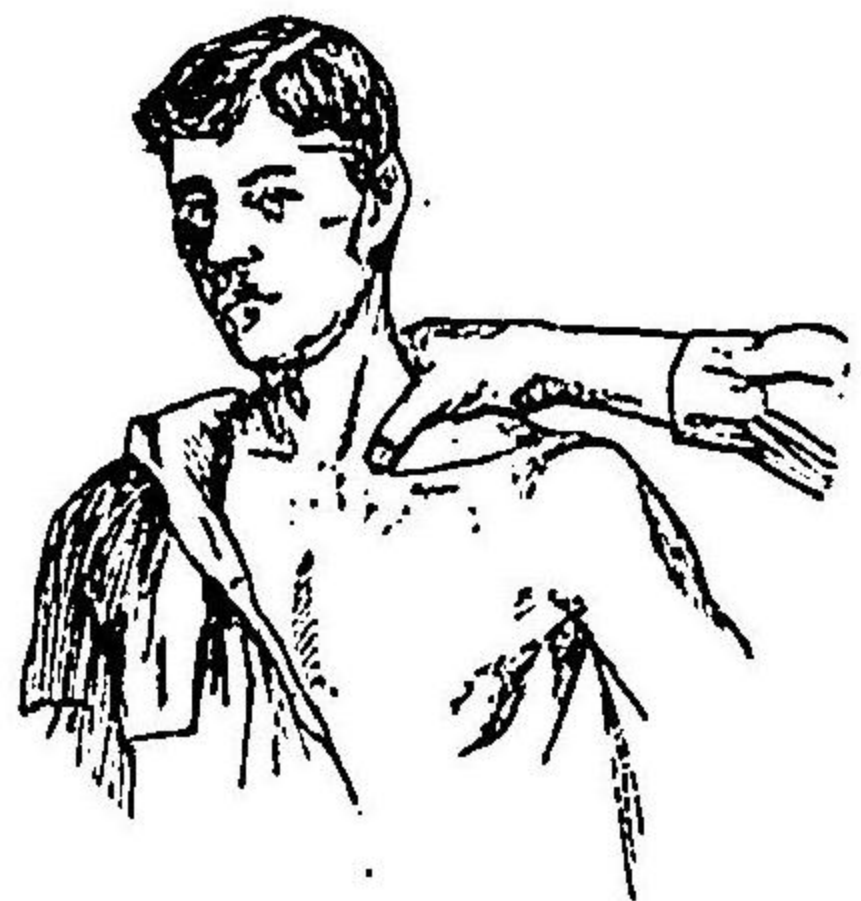
〔上腿〕に於ては動脈は其前側に於ては密に鼠蹊窩中央の皮下に位す(第二十六圖を見るべし)然り而して指を以て一定部を壓迫するに由り出血を制止せんと欲するには一分は其局部の精密なる解

圖七十二第



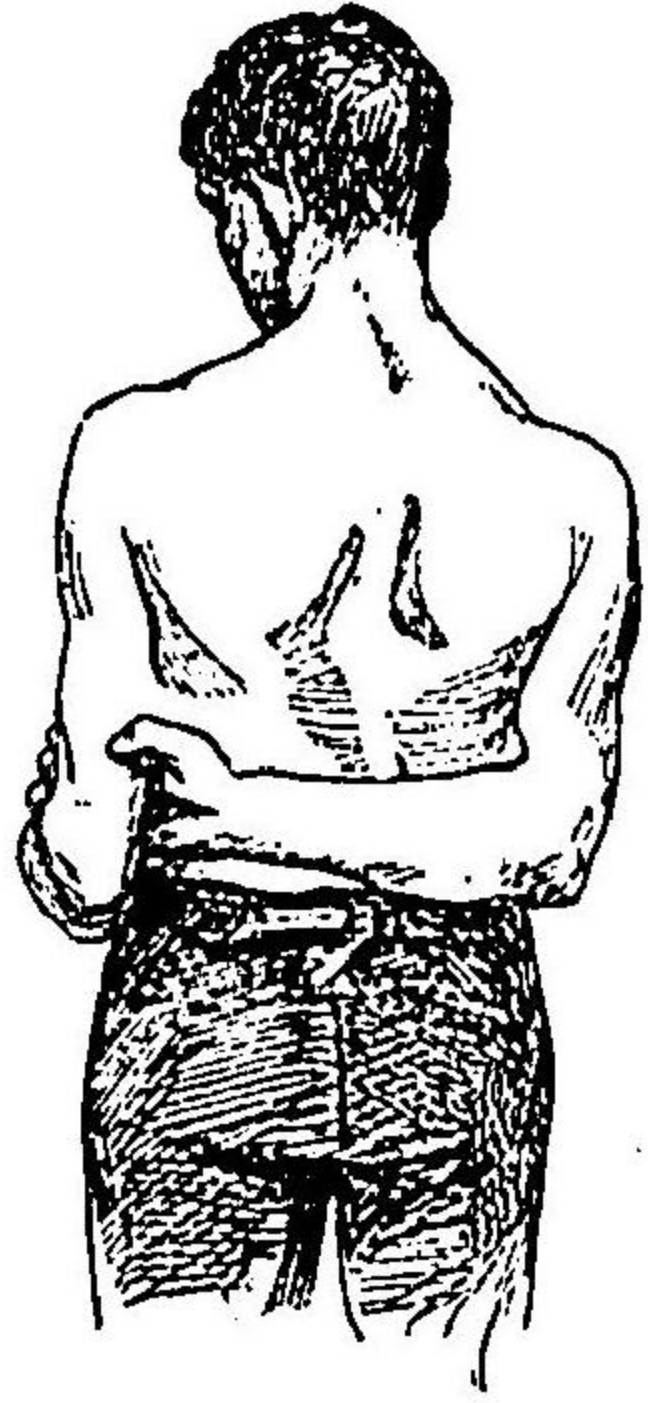
況狀ノ壓指ノ脈動頸

圖八十二第



況狀ノ壓指ノ脈動下骨鎖

圖九十二第



ること多し

弾力を有する物例之護謨帶を以て止血する方法

剖上の知識を要し一分は或る練習及巧熟を要し又醫家の治療若し遷延するとき強力と忍耐とを要す故に往日は醫師此等の部分には締め金ある紐帶を附したる壓枕子(脈管壓迫器)を貼したりき然れども巧に能く接著したる脈管壓迫器にても傷者運搬の途中動もすれば滑脱し易くして其必要なるよりも却つて害あ



弾力ある  
護帯に  
て止血す  
る法

右の理由に由りて上肢及下肢の動脈損傷に遇はば簡單にして安全なるは弾力性纏縛を用ゆるにあり即ち血液をして毫も脈管を通して流出し能はざらしむるが爲め肢節の一部分に於て弾力性の纏縛或は護帯管に由て纏縛する方法なり若し弾力性紐帶を以て強く肢節を纏縛するも脈管を壓迫するが爲めに一回轉の力にては充分ならずと雖ども同一の部分に於て數回纏縛するときは此部に於て毫も血液は流出する能はざるの強度に達するものとす故に正當に此纏縛を施すや忽ち出血は閉止せざる可らず然れど此纏縛充分に強からざるときは却て忽ち其出血増劇するを見る何となれば之に由て唯、心臟に血液を歸流せしむる淺在の靜脈を壓迫するも心臟より血液を射出する動脈を壓迫せざればなり故に却て鬱血の生ずるを免れず

是を以て古昔の脈管壓迫器は其紐帶延展して壓迫力を失ひ或は壓枕移動することあり然るときは動脈と共に走れる靜脈を壓迫するのみにして却て屢々害を招く者たりき

故に軍隊の救急車、鐵道、郵便局、消防署の救急函及外科器械函には新製の脈管壓迫帶を具ふ是れ則ち弾力性紐帶或は護帯管なりとす(第三十圖)

〔弾力性紐帶の必要〕 故に余は如何なる人々も常に此弾力性紐帶を所持せしめんが爲め弾力性股衣懸紐創製したり其紐帶は一條より成り(第三十二圖)而して最も強壯なる男子の股動脈を纏縛し得る長を有する者にて何人も此の提携帶を具ふ可きが故に自己或は他人の手足或は下肢の出血を靜止するを得べし(第三十四圖)若し戰時に於て兵卒各自之を携ふるを得ば戰場の出血に於て容易に狼狽するに及ばざるべし

弾力性の  
必要なる  
理由

圖 十三 第



圖 一十三 第

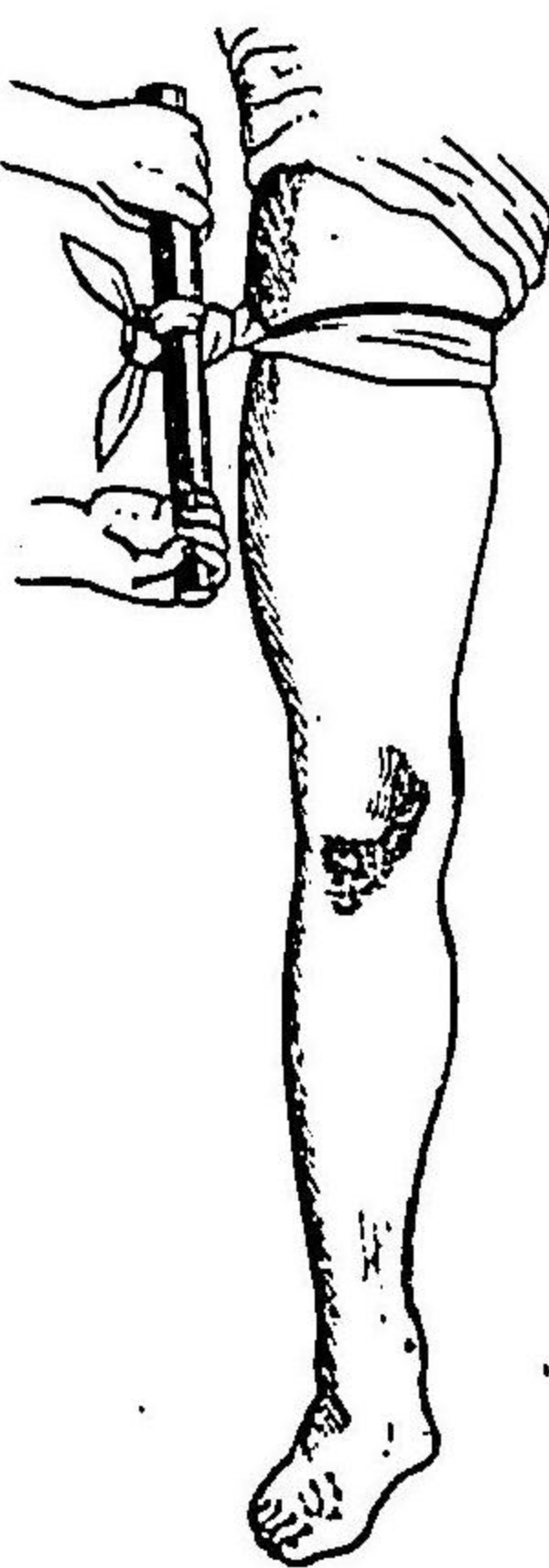


圖 二十三 第

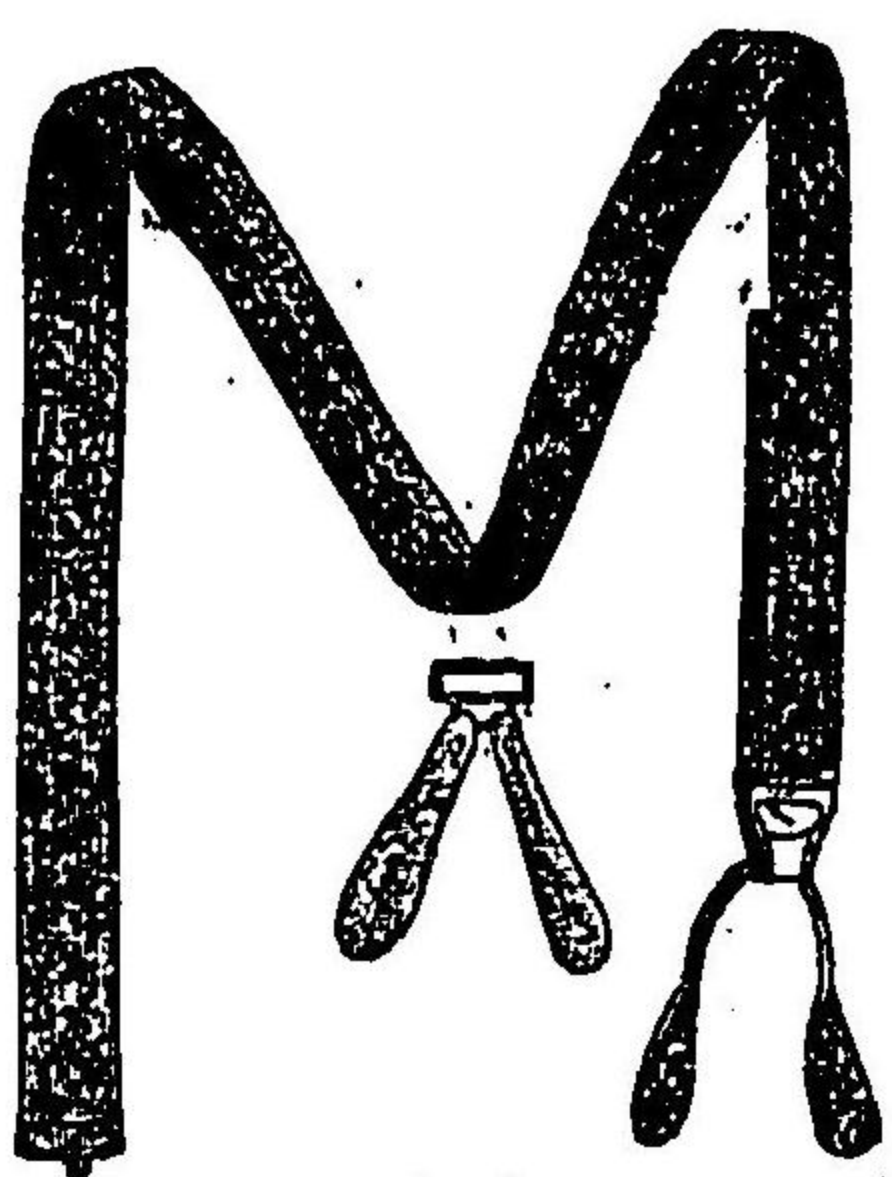
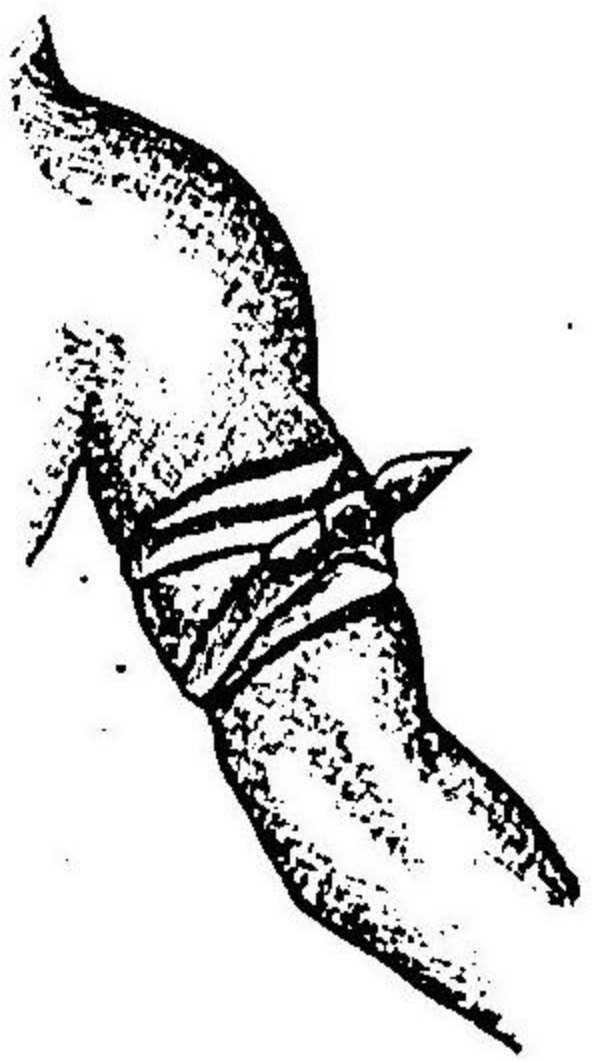


圖 三十三 第



然れども亦各種職業の人即ち旅行家、獵夫、製造所の職工、鐵道役人、警察官、憲兵等が此紐帶を携帶するは實に必要缺くべからざるものとす何となれば此等の人々は之を以て屢々自己或は他人を救助すべき場合に遭遇するを以てなり(第三十四圖)多くの人々は此紐帶を已に其輕便なると廉價なるとの爲めに實に生命の救助者たるを知らずして携ふるものあり獨逸國の貴女は此帶を「ザマルーテル」帶となし



て常に帯ふるものあり

此弾力帯の使ひ方は一見容易なるが如きも實は能く練習せざる可らず何となれば唯り其用法の正しきとき幸福を被むるのみならず殊に濫りに新らしき強堅なる弾力帯を緊しく巻き附けるときは劇しき痛を起し且久しく持續せる神經麻痺を引き起せばなり

然れども此脈管壓迫帯を得ざるにありては他の方法に由て救助せざる可らず

例之、麻布の糊帶あるときは成る可く固く之を或一部分に纏ひて縛り數回其一部分を巻きたる後ち善く其終端を結びて多量の水を注ぐときは此濕潤に由て遂に強く收縮して其壓力を増加し壓迫し得るに至る

又布片(拭鼻巾或は手拭)より他には何物をも所持せざるときは之を頸巻の如く折りて接著するが爲め四肢を放解し終端を善く結縛し杆條(杖、鍵、銃臺、樹枝、鞘を有する劍、懐中小刀)を布片の下に置き之を出血の靜止するに至るまでの間、卷回すべし(第二十一圖及二十三圖)

而して弾力性纏縛は諸般の場合に於て其奏效頗る著しきものなり何となれば其作用強力にして大に持續すればなり

一たび弾力性紐帶を以て結縛して止血する奇效あるを見たる者は甚しき出血に遇ふときは動もすれば第一著に此紐帶を用ひんと欲する過失に陥る者なり然れども是れ其宜しきを誤れる者にして例之、劇しく出血する指を直に結縛するか如きは是なり此指の如きは其部分を高位に保ち堅く糊帶して創上を壓迫し且動脈幹を壓するときは自然に止血する者なり然る後ち弾力帯或は其代用品を用ひて強く結縛す

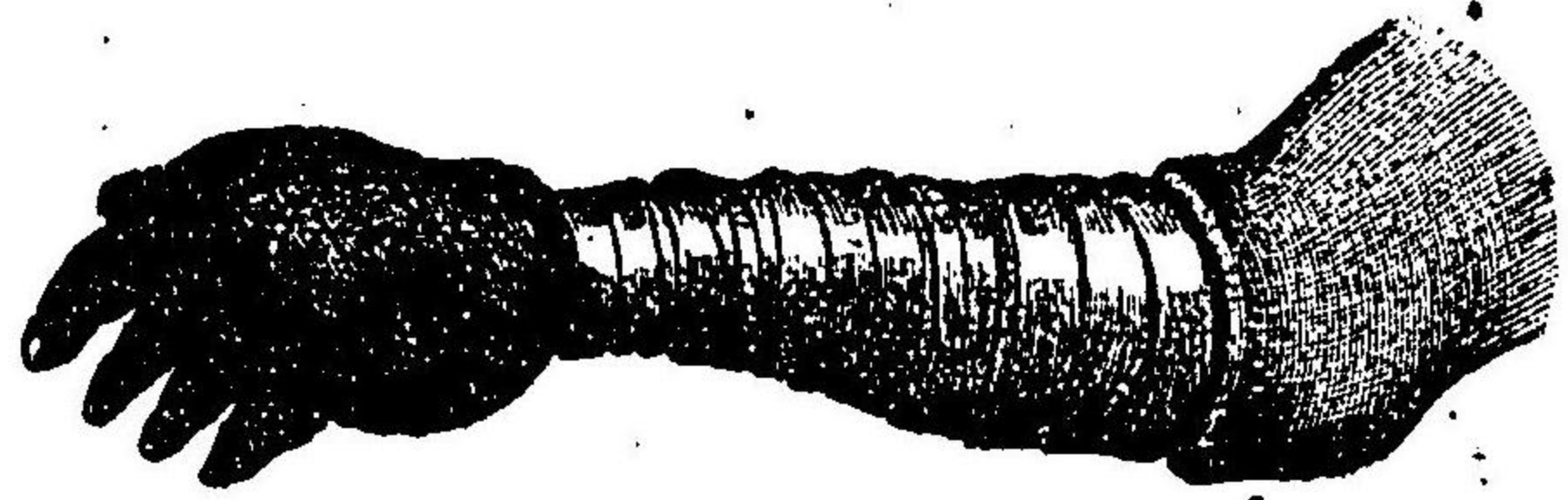
布片其他の物品に止血法

弾力帯を用ひて止血するに注意

第三十四圖



第三十五圖



べし

如何の方法を以てすれば負傷せる部分に血液を輸送するを防止して其出血を防止す可きやを問ふときは負傷者を其及ぶの限り神速に醫家に送致するを最大急務なりとす是れ身體の一部分を充分強力に結縛するは甚だ長く堪ふる者に非ざればなり

り則ち管に之を持續するときは疼痛を起すのみならず三時間乃至四時間以上血液の循環し來らざるときは其結縛せられたる部分も亦壞疽狀(しびれ、腐敗)に脱落(壊疽)寒性壞疽(凍瘡)すればなり但し十二時間間縛せしも害なかりし場合あり

不適當な

是を以て創傷糊帶に於ても一部分に糊帶を施すこと不適當にして堅きに過ぐるときは大害を招くもの

止血法

三十五



る縋帯の  
危害

とす故に縋帯を練習するに當りては注意すべきは或一部分に於て筋肉中に喰ひ込む程甚しく縋帯を施すときは忽ち其緊びしく縋帯せられたる下方の部分に著く浮腫を起す者にして若し速に之を解き放さざるときは其手足は寒冷壞疽するに至るは第三十五圖に示すか如し故に必ずや縋帯用法の練習時には此件に注意せざる可らず

止血薬の  
害毒

余か尙熱心に戒めんと欲するは所謂止血劑を使用する事にして往々之を其出血する創中に填塞する者たり其藥舖より購求せる者(格魯兒鐵綿)たると民間劑(屋隅の塵埃より採取せる蛛網)たるとを問はず之を用ゆるは有害なりとす其他注目すべき事あり何れの職工にても出血する創傷には好んで手近にある物品にて止血せんとするものなり例へば指物師は光澤油と膠とを用ひ靴工は靴墨を、焼麩麩者は捏ねたる粉を、製本師及馬具師は糊を用ひ労働者は創には「ブランデー」酒を注ぐか如し、但し此の如き藥劑に由て著しからざる出血は能く静止し得べしと雖ども適當に用ひられたる壓迫は多くは確然此目的を達する者なり余は各種の不潔の創傷に有害作用を及ぼす者なるは已に述べたるが故に諸君も此の如き藥劑は多くは唯有害を招くのみ或は然らざるも第一期癒合に由る迅速の治癒は障害せられざるべからざる者なるは明瞭に知らるゝ所なるべし

### 身體の内臓より來る出血

肺より來  
る出血時  
の處置

肺より來る出血は胸壁の劇しき打撃或は振盪を被むるに由るか或は之よりも尙屢見るは肺癆にして此病の爲めに大血管の侵し傷けられたるに因るものなり

胃の出血  
の處置

然るときは其人は俄かに胸腔の中央部に當りて溫暖の感覺湧き上り來りて頻りに咳嗽を催し鮮紅色の泡沫ある血液を喀出し屢、頗る大量なることあり(喀血)  
此の如き著しき出血でさへも直ちに生命を危害するは唯少數の場合に過ぎざるは經驗上にて人の知る所なれども而かも諸般の手段を施して其出血を減退し且再び喀血することを豫防せざるべからず、夫れ故に此場合には適宜に患者の頭を擧げ置き靜かに呼吸せしめ成るべくだけ咳嗽するを制止し患者に勇氣及全快するの希望あるを鼓吹し身體及精神の安靜を妨害する諸件(談話、雜問を禁し興奮を起さしむる人との面會)を戒むべし而して胸廓の前而殊に其上部に冷罨法を施し靜に手にて之を支持すべし亦冷水を飲みしめ(餘り多量なる勿かれ)食鹽を鹹き程に加へたる茶或は氷の小片を與ふべし右の如く手當したる後速に醫師を招き尙良方法を加ふるを要す  
胃より來る出血は胃潰瘍と胃癌との兩病に於て見る所なり此場合に於ては患者は胃窩の部分に忽然疼痛を覺えて面色蒼白となり暗黒色にして往々褐色の血液を吐出す(吐血)  
此場合にも亦先づ患者を安靜に臥せしめ究屈なる衣服を脱却せしむべく胃窩の部分に成るべく冷罨法を行ひ氷塊を嚙下せしむべし胃出血に於ては直ちに寒冷は出血部に奏效するを得べし  
何人にも不時の遭難或は失神の後赤色物を吐出するときは必ずや細かに此物を注意して認め置くべし何となれば其物は暫時前に食したる赤色なる食品に係ることあればなり  
腹腔内に出血するとき(劇しき腹部の挫傷に由來する肝及胃の斷裂より來る出血あるとき)は負傷者は往々劇痛を覺えて面色蒼白となり身體の外方よりしては少しも其負傷を認むる事なきにも拘らず死亡

體身の内臓より來る出血



鼻出血の  
處置

するに至る(内部失血)

此の如き場合に臨みて俗人は患者を適宜安静に臥せしめ忽ち消えなるとせる生命を保持するを勉むべきのみ而して醫師に於ても此場合には纒かに大手術を施して萬一を僥倖し得るに過ぎず鼻出血は屢發するを見る所のものにて聞て認むべき原因なくして起るものなり

此鼻出血に對しては數多の有效の方法あり徐かに冷水に醋或は明礬を加へて注入し深く靜かに呼吸し頭首及兩手を高く舉げしめ鼻背、項部、腓腸部に冷巻法を施し出血する鼻孔を鼻翼の上より指にて壓迫し又長形の綿栓を挿入して血液を凝結せしむべし

不時の遭難、頭部の負傷後に耳より出血するは殆ど常に内耳を含ませり頭蓋骨(顛顛骨)の破傷したるを決すべし其破損したる部分に出る血液は一部分は頭蓋腔内に流入して腦髓を壓迫し一部分は聽道内に灌漑せらる

此負傷者は靜かに平臥せしめ出血する耳には頗る清淨なる綳帶を貼して將に併び起らんとする患者(炎症)を防護すべし

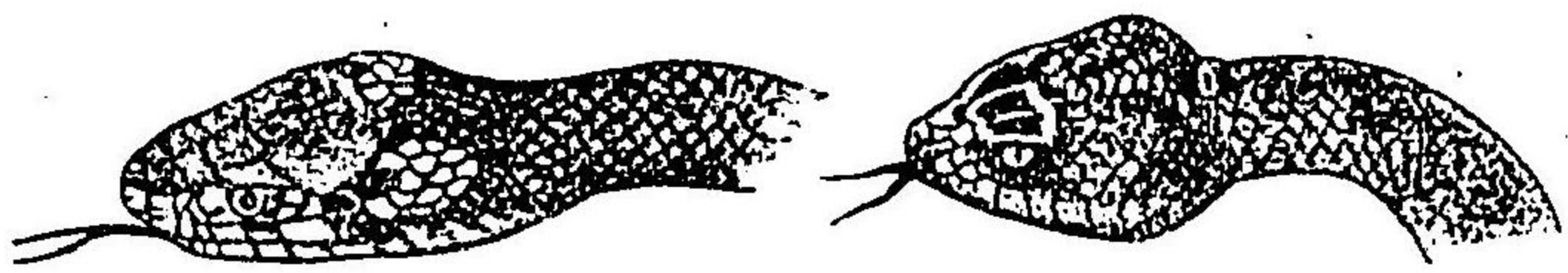
腸出血は往々大量の凝塊狀血液の出るを見るものにて醫師の神速なる治療を要し醫師の來るまでは安靜に仰向けに臥せしむべし

毒創  
をうけること

〔毒創〕は狂犬或は毒蛇の咬傷(毒蛇と無毒蛇の別は第三十六圖にて略し知るべし)或は有毒の鎗、箭

毒創の處

第三十六圖



無毒蛇の頭首

有毒蛇の頭首

第三十七圖



(熱帶地方に於て)「アニリン」色素に由る汚染に由て誘起せらるるものにして其毒物は創傷より淋巴管を通して直に心臟に輸送せられ血液に混して全身に蔓延するを以て頗る危険なりとす其中毒を防ぐ爲めには速に創の上部にて肢節を固く縛縛するを必要とす(第三十七圖)而して之を縛るには弾力性の紐帶(提携帶)を最良とす其他紐或は布片にて固く杆條を夾みて結ぶべし

而して最初に毒物を創部より吸取(唇に損傷なきとき)或は燒灼(火力、炭火、熱刀、燒火箸、火藥等)或は腐蝕(石炭酸、硝酸、腐蝕加里)に由て除去することを務む可し毒蛇咬傷に在ては礫砂精を創内に點入し且酒類(ブランデー、酒、強葡萄酒)を多服せしめ酩酊

せしむべし(譯者曰く近時醫家は百倍の格羅酸液を皮下注射器に半分を容れ皮下に注射し良效を得

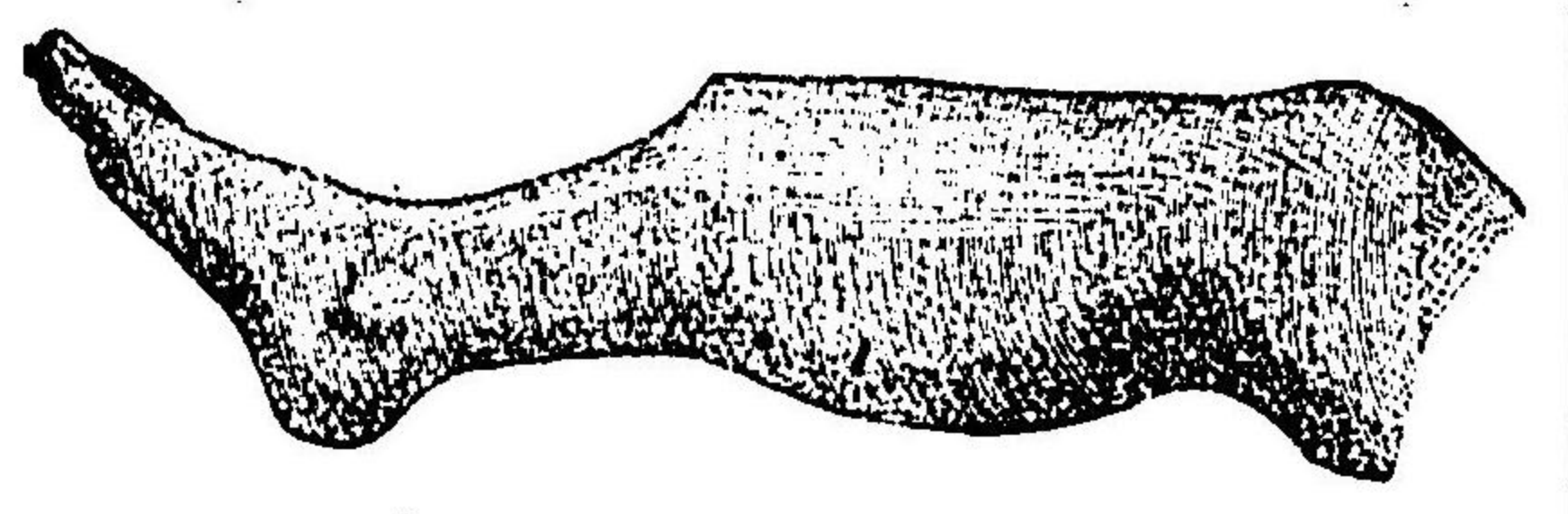


たり)而して即時に醫師を招き、治療を加ふ可し其疑わしき犬は之を緊縛し且看視し直に撲殺する勿れ此の速に全身に影響する毒に在ては其部分を彈力帶に由て結縛し被害者をして其惡結果を免れしむるを得べけれども其厥衝を發したる部分例之、血液の中毒せられたる者に於ては丹毒等を發したる部分を結縛せんと欲するの大過失は頗る不幸なる非命の死を來す者なるは自ら理解するに足らん  
 昆虫(蚊、蜂)の蟻刺に於ては其疼痛ある赤色部に一滴の確砂精を點滴し若し其蟻刺されたる部分に刺棘あるを見るときは謹て之を除くを以て最良の法とす「イヒチオール」硬膏も此場合に甚著效あり

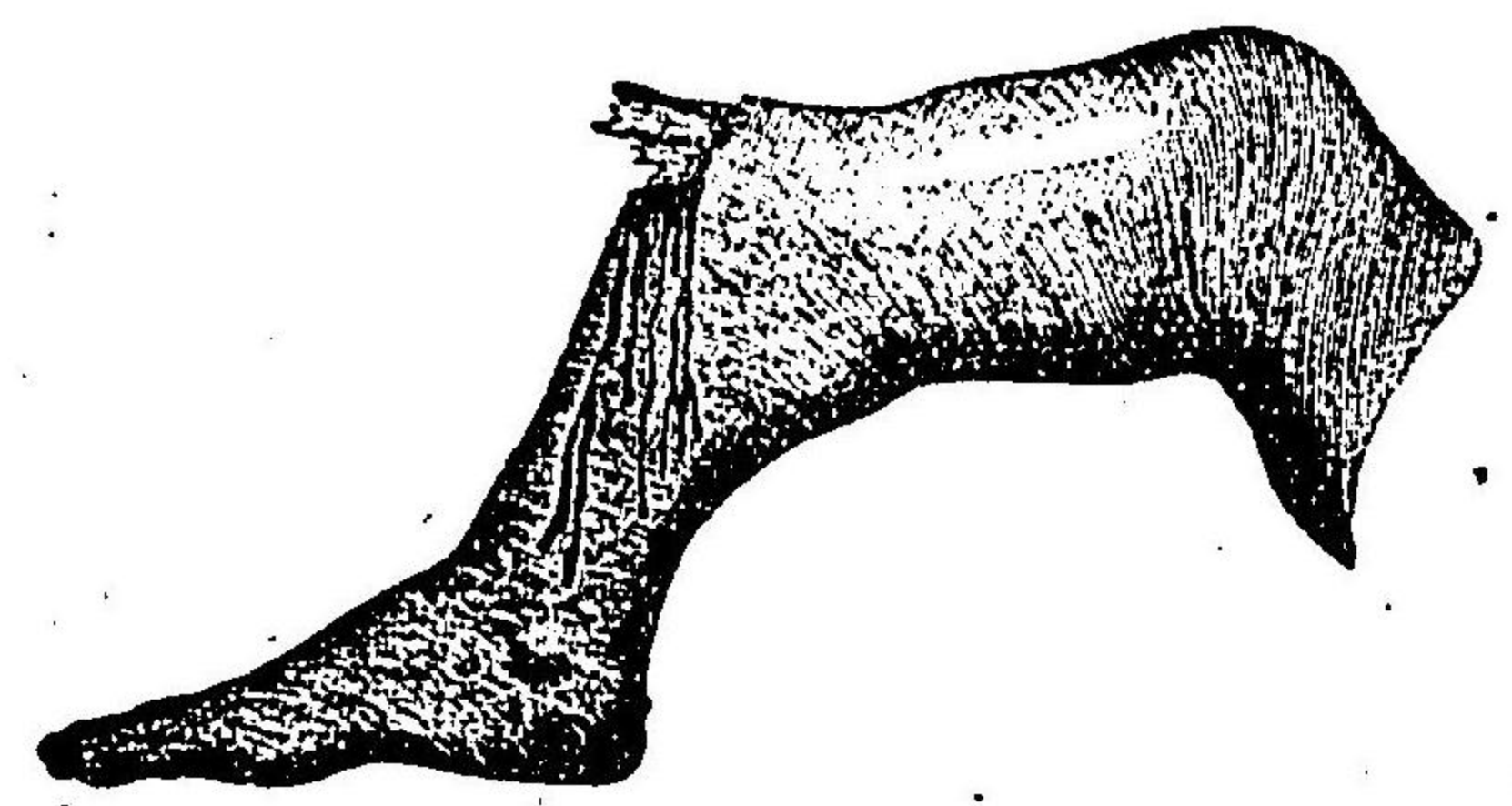
第三回講筵

○骨折 かねをうちをりたるもの

骨は其性堅固なれとも亦脆き質を具ふるが故に硝子或は陶器の如く外力(衝突、打撲、墜落、飛躍等)の作用にて破碎し其際、聴取すべく或は觸知すへき雜音を放つ今茲に骨折を區別して單純骨折及開口骨折の二となす



第三十八圖



第三十九圖

若し骨の折るゝと共に皮膚損傷せざるときは之を單純骨折(第二十八圖)と云ひ若し損傷を起す暴力の作用(例之、銃丸)に由り或は尖りたる骨片に由て皮膚の内部より破開して創傷を皮膚に生ずるが如きは之を開口骨折即ち複骨折(第二十九圖)と云ふ(即ち例之、一男子樹上より墜落し下腿を破折し骨は其皮膚を穿通して地中に突入せしが如きを複骨折と云ふ) 複骨折は單骨折よりも頗る甚だ危険なる

單純骨折

開口骨折



ものなり何となれば此際、防護せる皮膚筋肉は甚しく挫傷せられ其開口を経て有害の塵埃及腐敗毒等創中に闖入すればなり此等の害物骨中に入るときは全骨に及ぼす所の骨髓炎を起し屢々其肢節の保存如何に就ても大に疑はしきに至る

其他開口骨折に於ては骨端は創傷より突出するを見るものゝみにあらず其多くは骨端再小創内に退隠するものあり故に骨折に遇はば必ず之を複骨折と看做し之に準じて骨折部近傍の皮膚はたとひ小損傷に過ぎざるにせよ最嚴重に清潔となして縛帯すべし。人は何によりて骨折たるを認知し得るか其徴左の如し。

○骨折の徴候

骨折の徴候

- (一)には肢節の屈曲或は短縮を呈す
- (二)には骨折側に於ては異常の運動あり
- (三)には其部を接觸するとき及之を動かすときの劇しき疼痛及肢節を運轉する能はず
- (四)には運動するに際し粗糙なる挫碎せる骨端互に相摩擦して硬き軋聲を感ず

譯者曰く骨折の徴候たるや上述の如しと雖ともヒュンツール氏の説によれば骨折を断定するに於て最も緊要なるは疼痛及皮下溢血なり

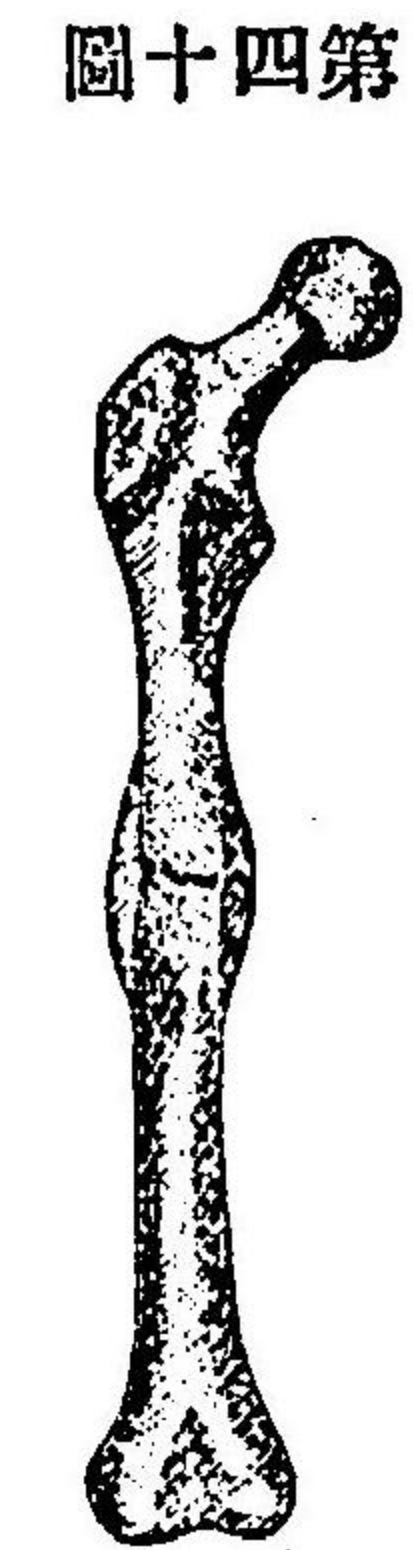
(甲) 疼痛は實に一種特異なる者にして患部を按壓して其折骨部に至るや忽ち患者は其顔貌を變する者なり而して其折傷したる部を壓するときは疼痛劇烈なるも其部の上又は下に至れば按壓するも殆んど疼痛を感知することなし

骨折の癒ゆる状況

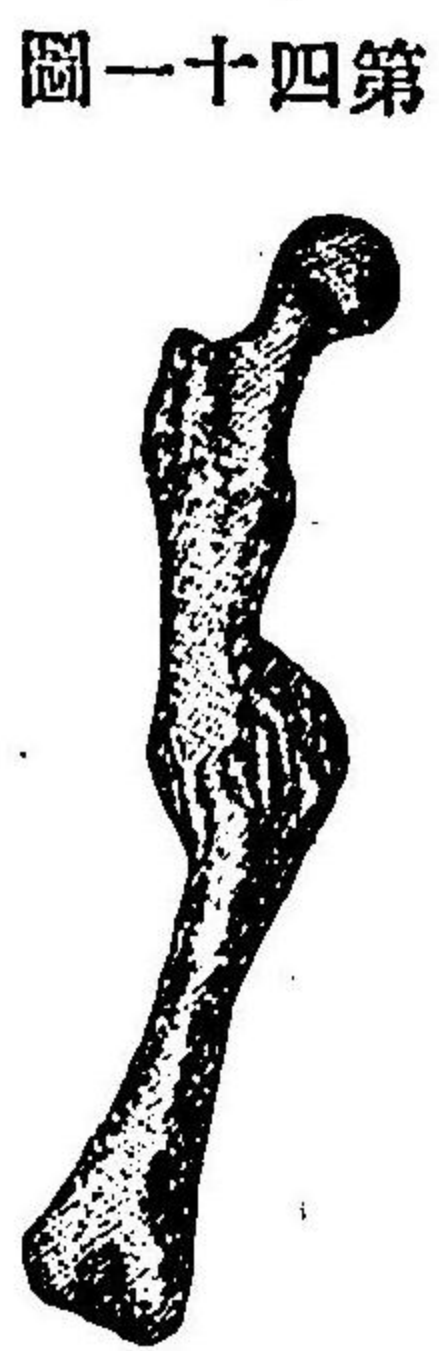
(乙) 次に必要な徴候は著しき皮下の溢血にして其部大に變色するものなり斯く多量の出血あるは骨中に存する小脈管の破開せられて收縮すること克はさるより出血閉止せざるに由る

○骨折治癒の狀(骨折は果して治癒し得べきか)

骨折は折骨端に於て其末端を結著する新骨質(第四十圖)の成育するに由て癒合する者にして此新骨質は最初は柔軟なりと雖も骨の大小及厚薄に従て徐々に二週或は四週乃至六週間を経て硬く化骨する者にして此間、須らく折骨端の動搖を避け正しき位置に安置するときは毫も醜き變形を遺さずして治癒



大骨折に善治するに注意せよ

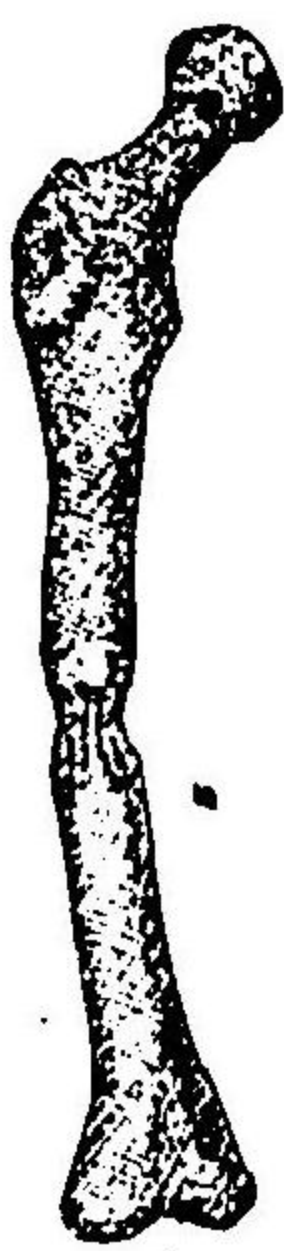


同骨折不癒に注意せよ

第四十一圖

骨折の治癒法

第四十二圖



同上骨折不癒に注意せよ

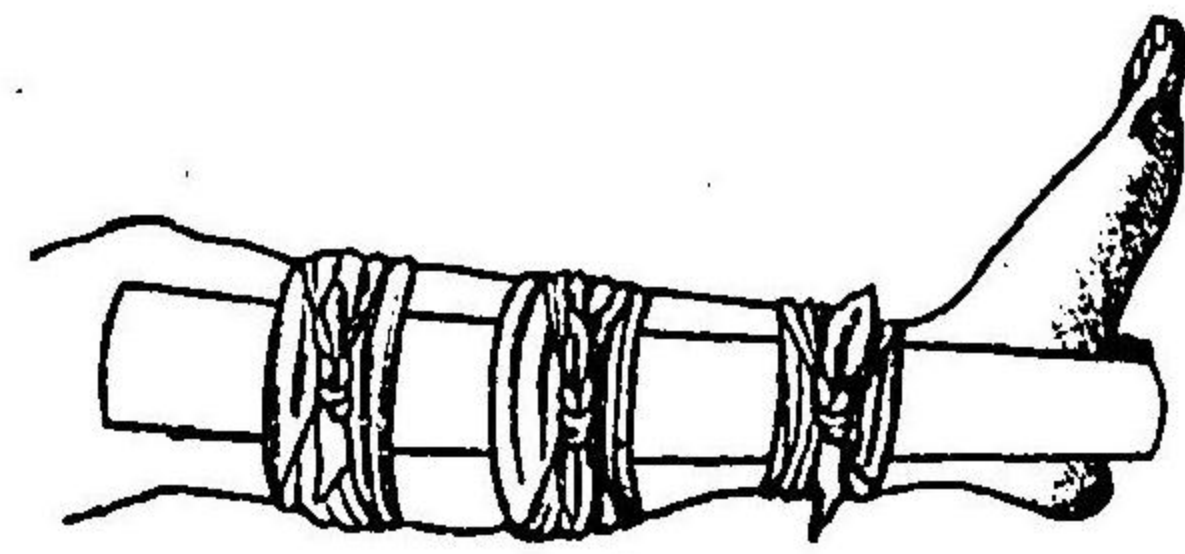
○醫師が骨折の治癒作用を補助するの法(醫師は如何に骨折の治癒作用を補助す可きか) (第一) 骨折を復正すべし。即ち牽引或は壓迫するに由て互に折骨片を正しき位置に復せしむるなり



副木の必要

牽引は助手者をして行はしめ壓迫は醫師自己の指頭を以て之を行ふ  
(第二) 而後、破砕せる骨片の治癒に至るまで運動せしめず正しき位置に於て互に保持する所の方  
法を用ゆべし  
此眞性の安静は四肢の長徑に從て支柱する所の副木(木片第四十三圖厚紙、鐵葉板等、第四十四圖)を  
綑帶或は片布に由て固著し或は硬き皮殻を全肢の周圍に形成する凝硬性綑帶(糊、ギプス、水玻璃等  
第四十五圖)由て固定すべし

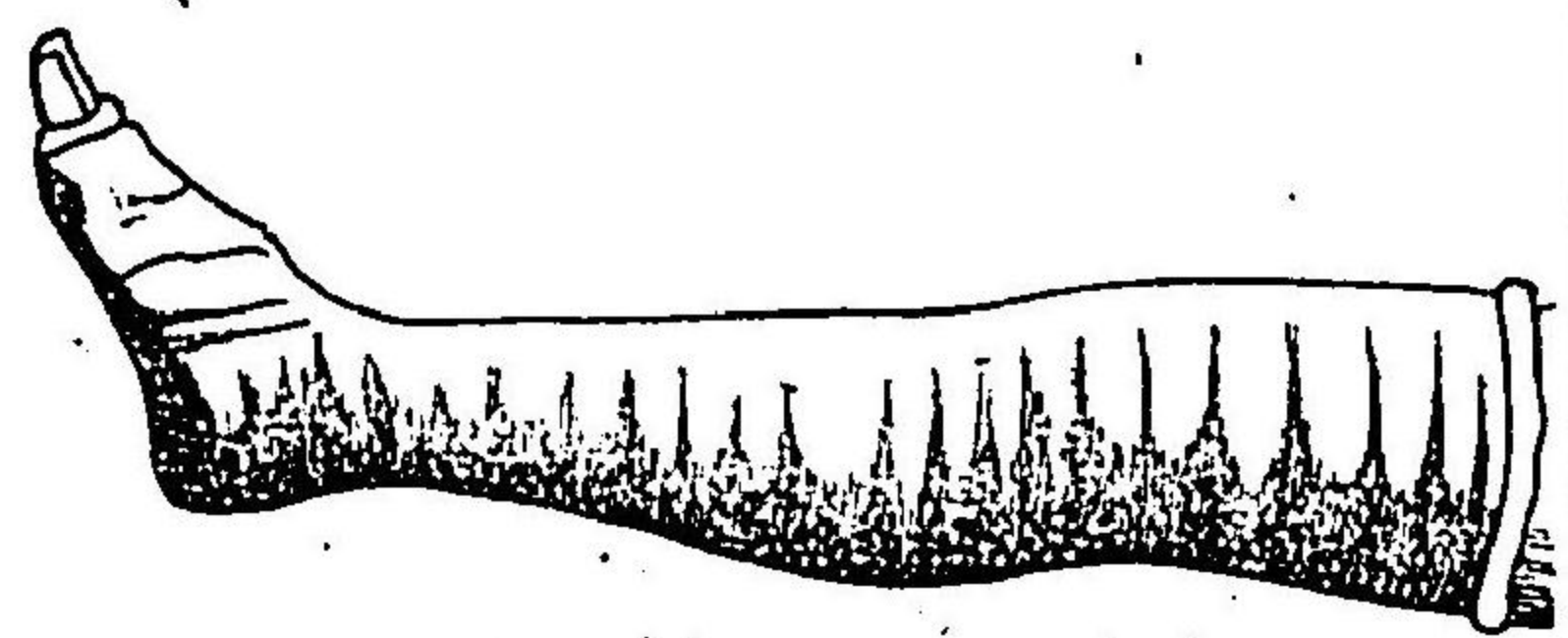
圖三十四第



圖五十四第 圖四十四第



圖六十四

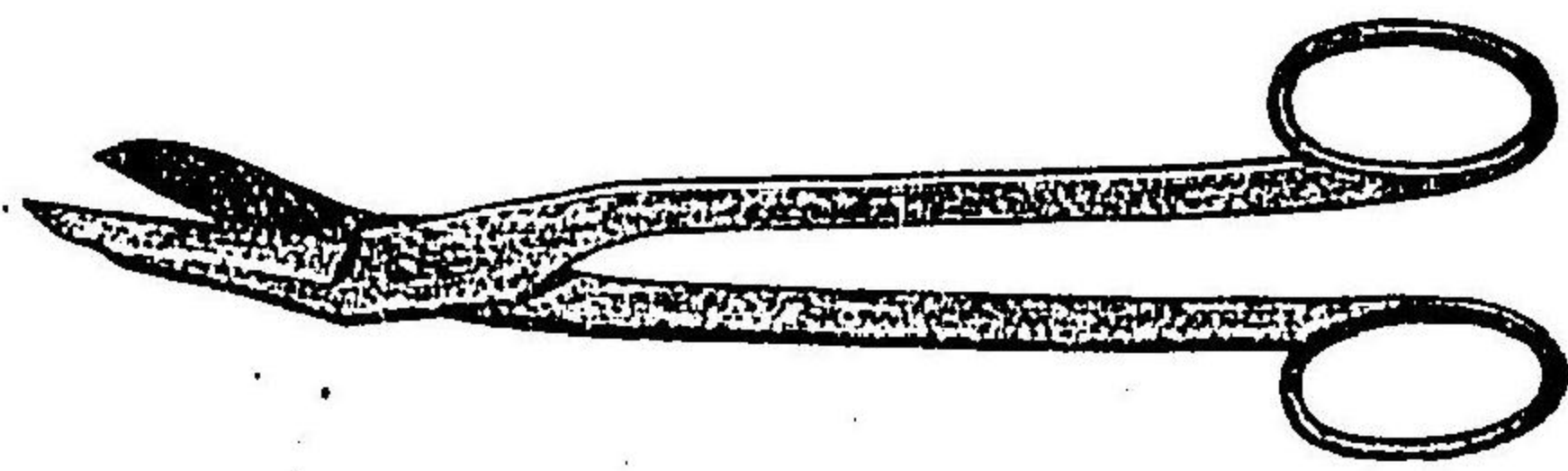


帶綑スプギ

骨折したる者直に醫療を受くる能はざる際の處置

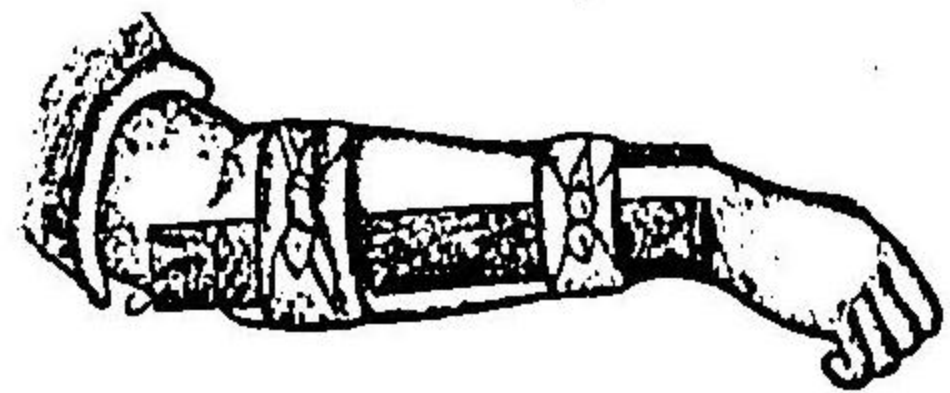
骨折の際、醫師其場に在らざるか或は負傷者を醫師又は病院に運送すべきやと云ふに俗人は單骨折な  
るを運搬の妨害に由り複骨折(即ち折骨の尖端皮膚を穿ち創傷を生ずるを云ふ)とならしめず且負傷者

圖七十四第

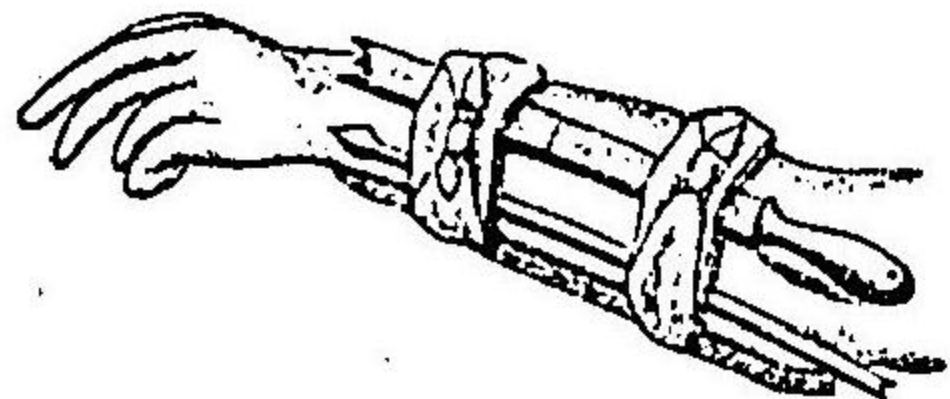


剪る切を服衣は或帶綑

圖八十四第

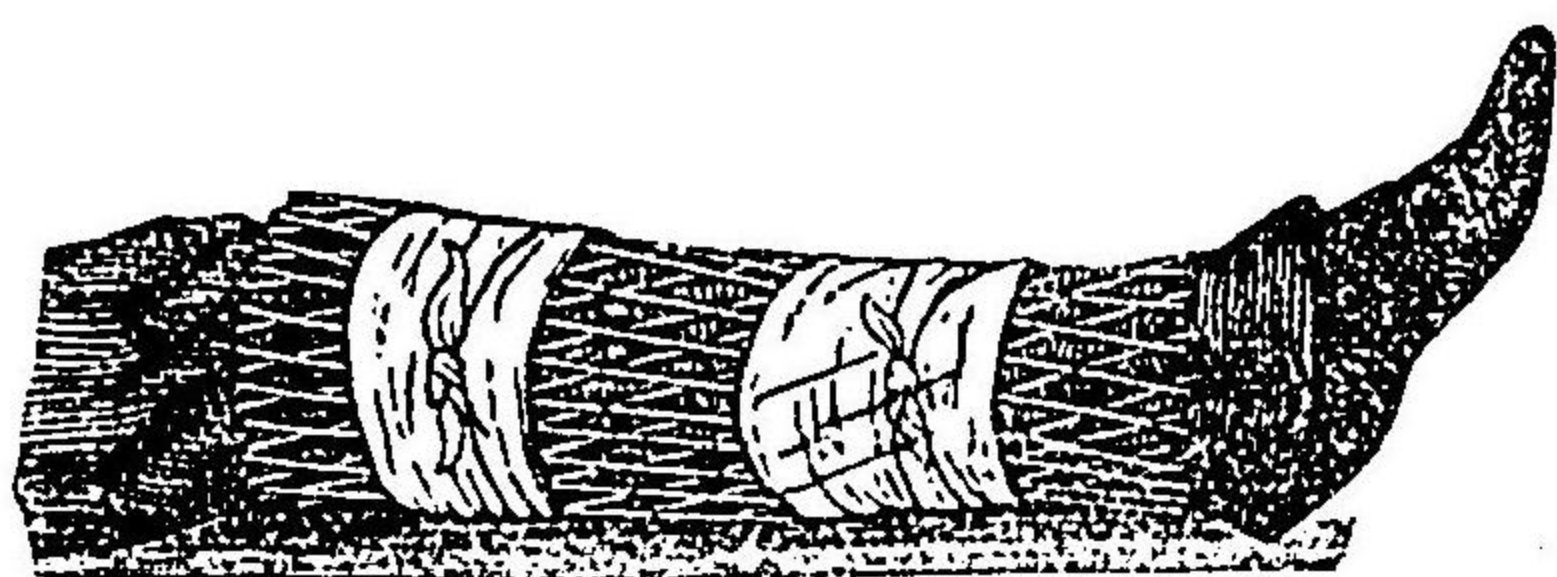


圖九十四第



圖十五第

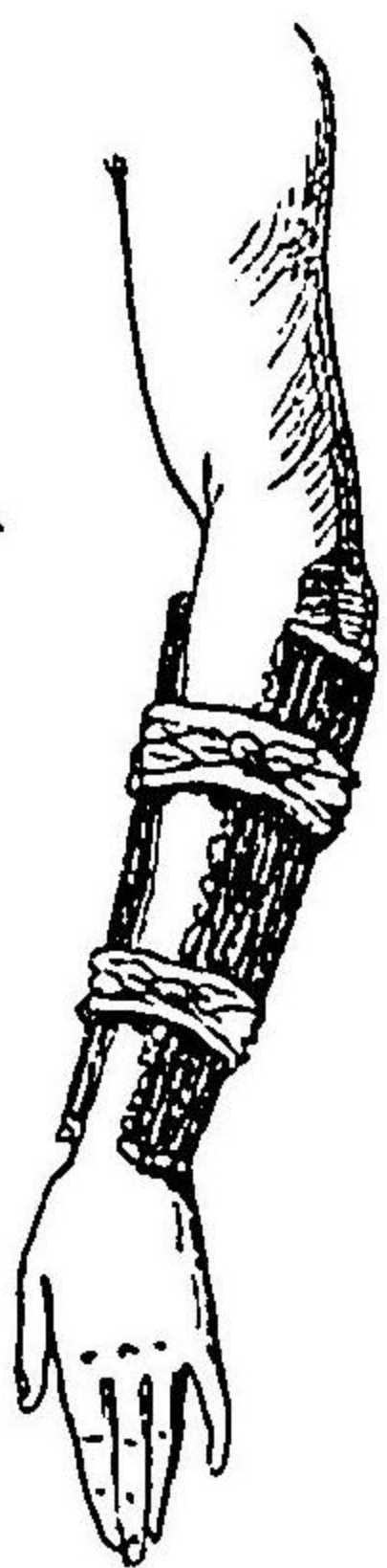
のもるたひ用に木副を籠花



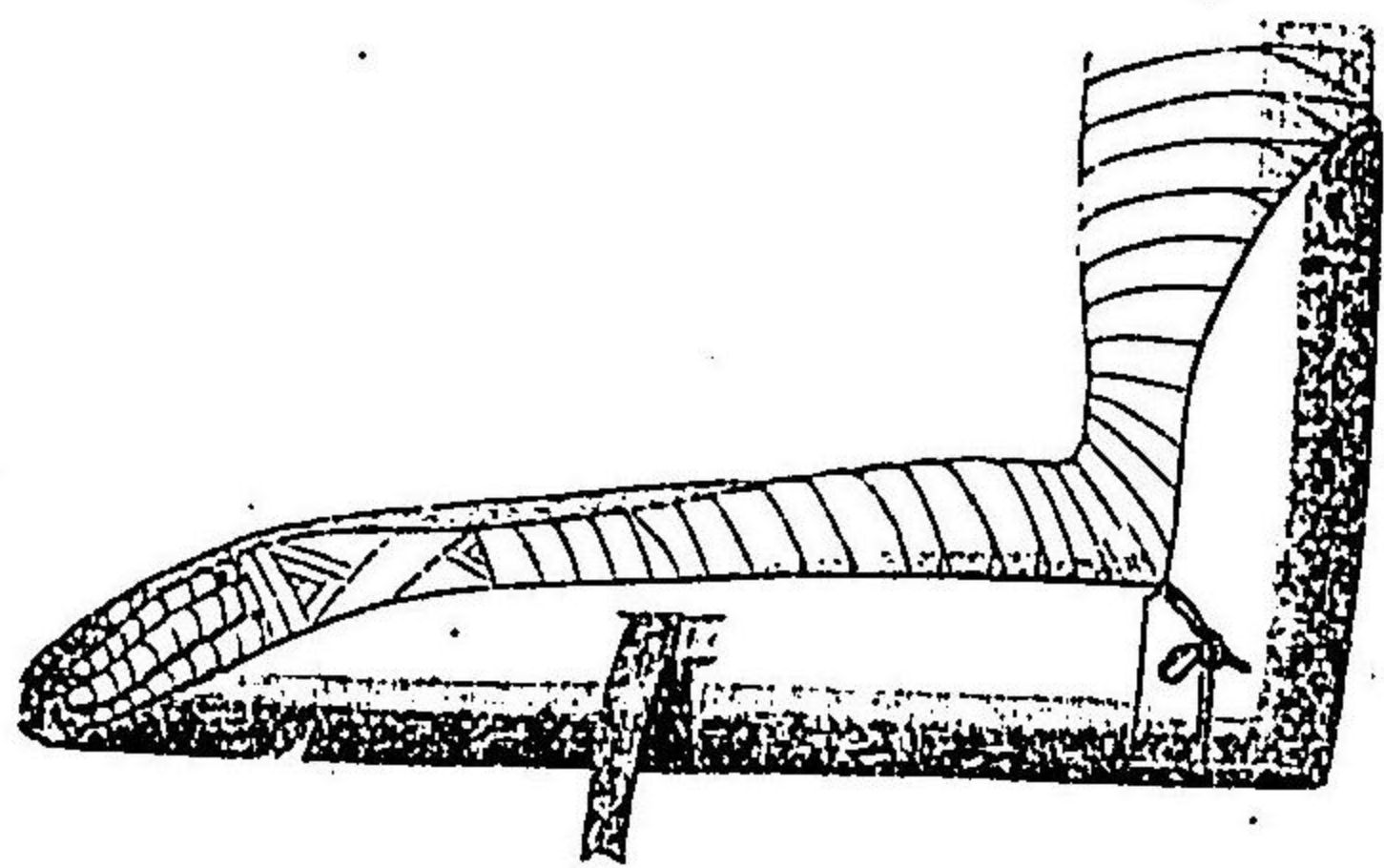


の疼痛を減少するが爲め假裝(かまはう)繃帶(ばんどう)治療を受けるまで假に繃帶するを云ふ(を)を施すを必要なりとす  
先づ骨果して折斷せしか又は折斷せざるかを穿索(せんさく)するを必要なりとす既に衣服を着せる儘にして外部より變化したる四肢の形状を知るを得ることあり

圖一十五第

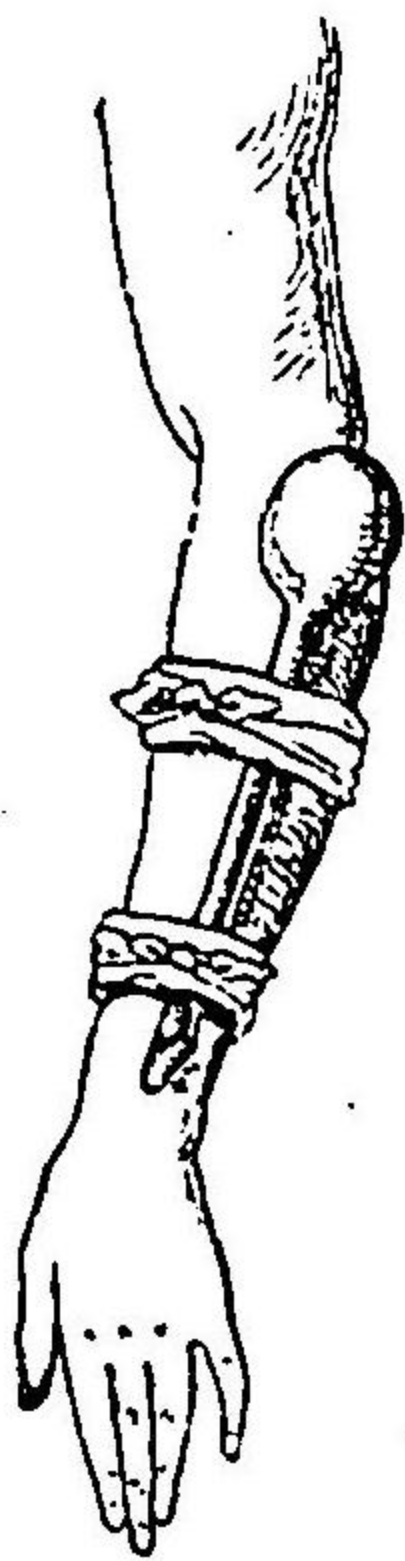


圖二十五第



木副用假の製紙厚

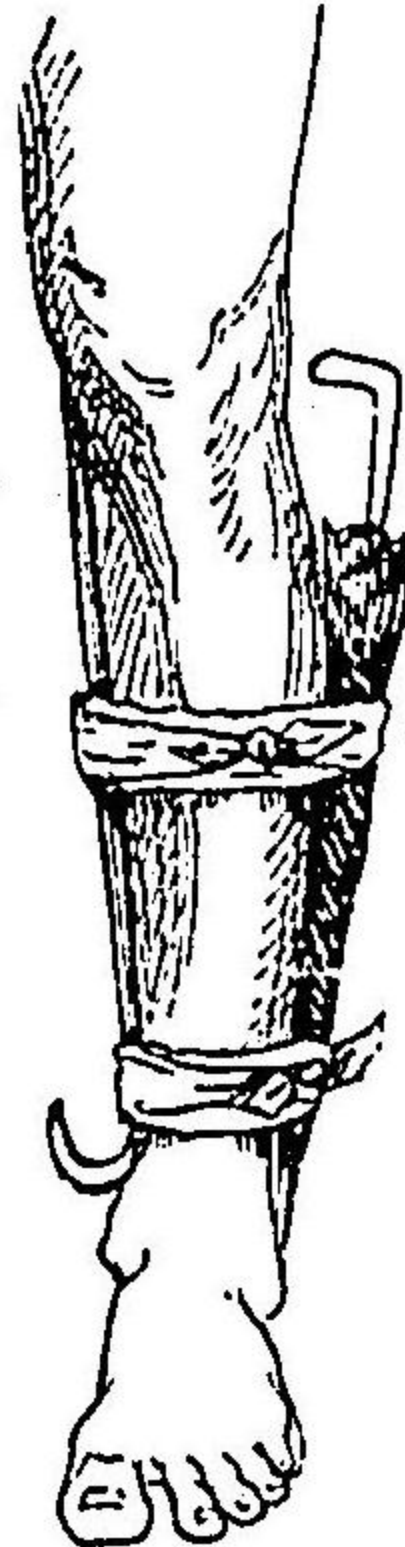
第五十三圖



第五十四圖



第五十五圖



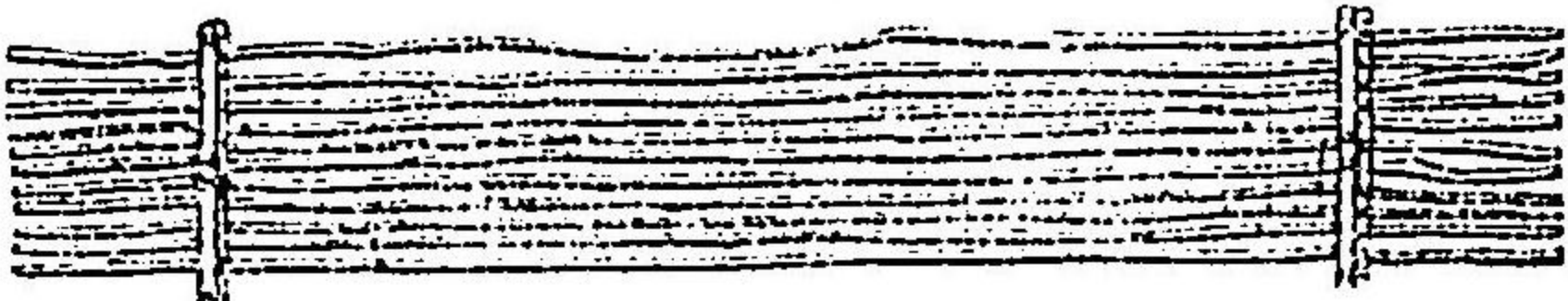
副本に代  
用すべき  
諸品

骨折あるに際し突差、急忙の際、已を得ざる時は衣服、及長靴を切斷すべし(日本服は然らざるも可なり)決して之を脱衣せしむ可らず(看病夫の用ゆべき剪は第四十七圖の如し)  
骨の折斷せしを發見するときは身邊に在る物品に就て副本に用ひ得る所の物品及之を纏絡すべき手段を考察すべし此際徒らに狼狽せずして徐々に救助の方法を考察するときは至る處、容易に必要な材料

圖六十五第



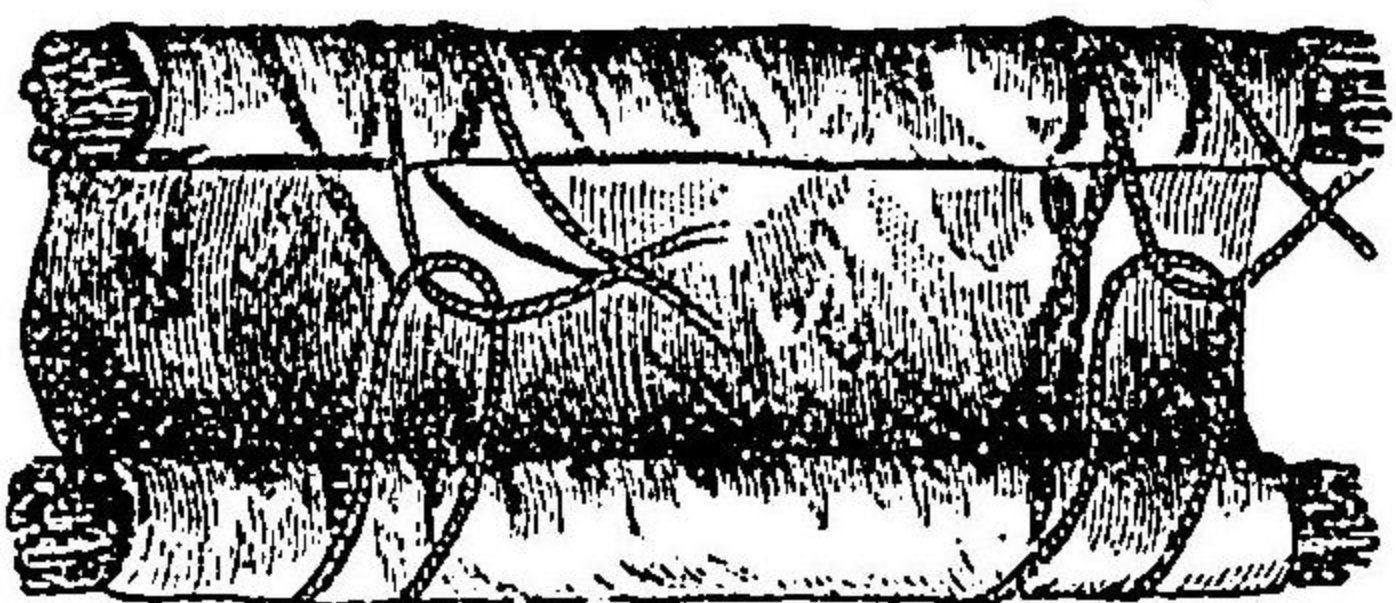
圖七十五第



圖八十五第



圖九十五第



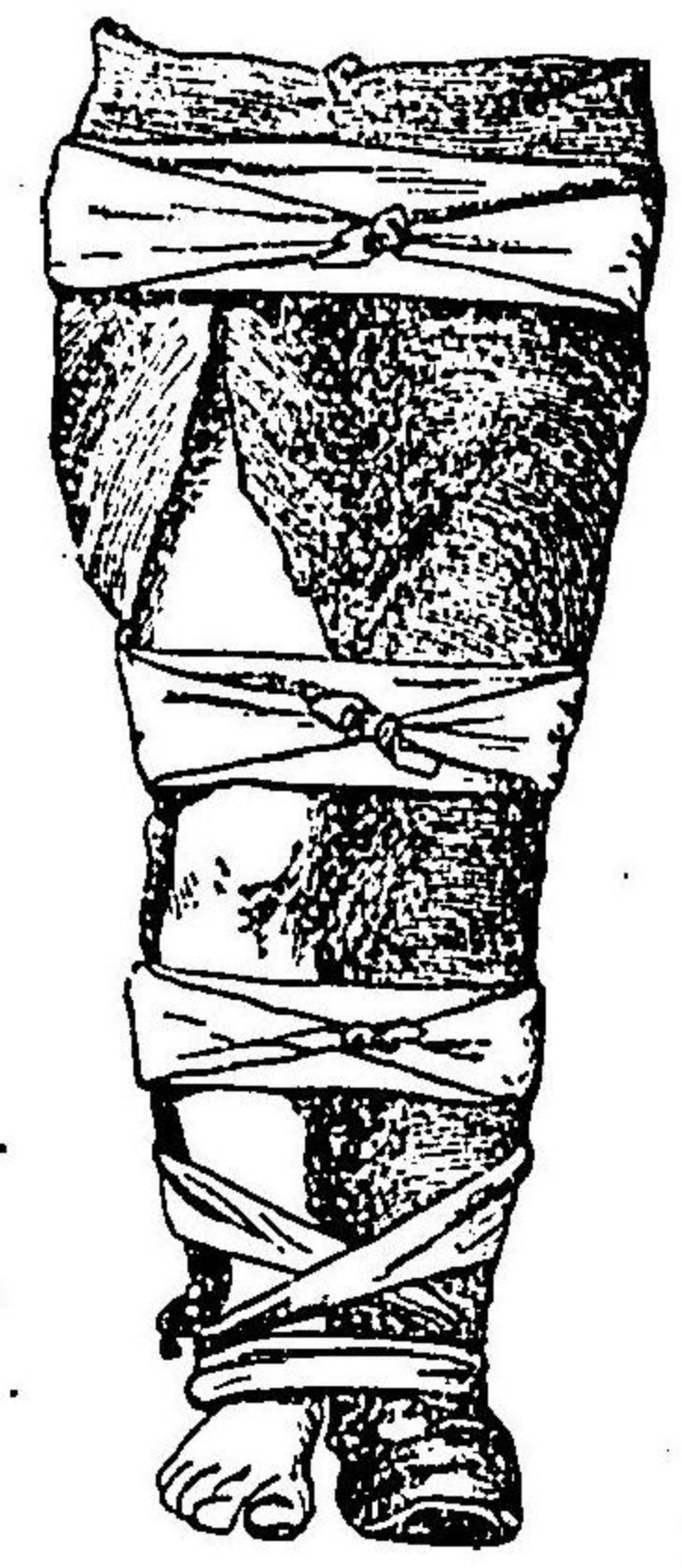


を、發見すべし

故に負傷者は如何の地に在るやを視察し以て此材料を  
考案す可し

(第一) 市街或は人家ある地の近傍なるときは現在せ  
る定木(第四十八圖)木屑、卷煙草箱(細切し或は鋸切  
す)木片、箒柄、花盆、竹尺、メートル、樹、厚紙(書物、雜  
誌、新聞、帽子箱)毛氈(古帽子)蓆、籠等(第四十六圖乃  
至五十圖)庖厨に於ては食匙、火鉗子、火杓子、油炙盤等  
(第五十三圖及第五十四圖)にして身邊に在る者にては  
散歩杖、雨傘、日傘(第五十五圖)なり

圖十六第

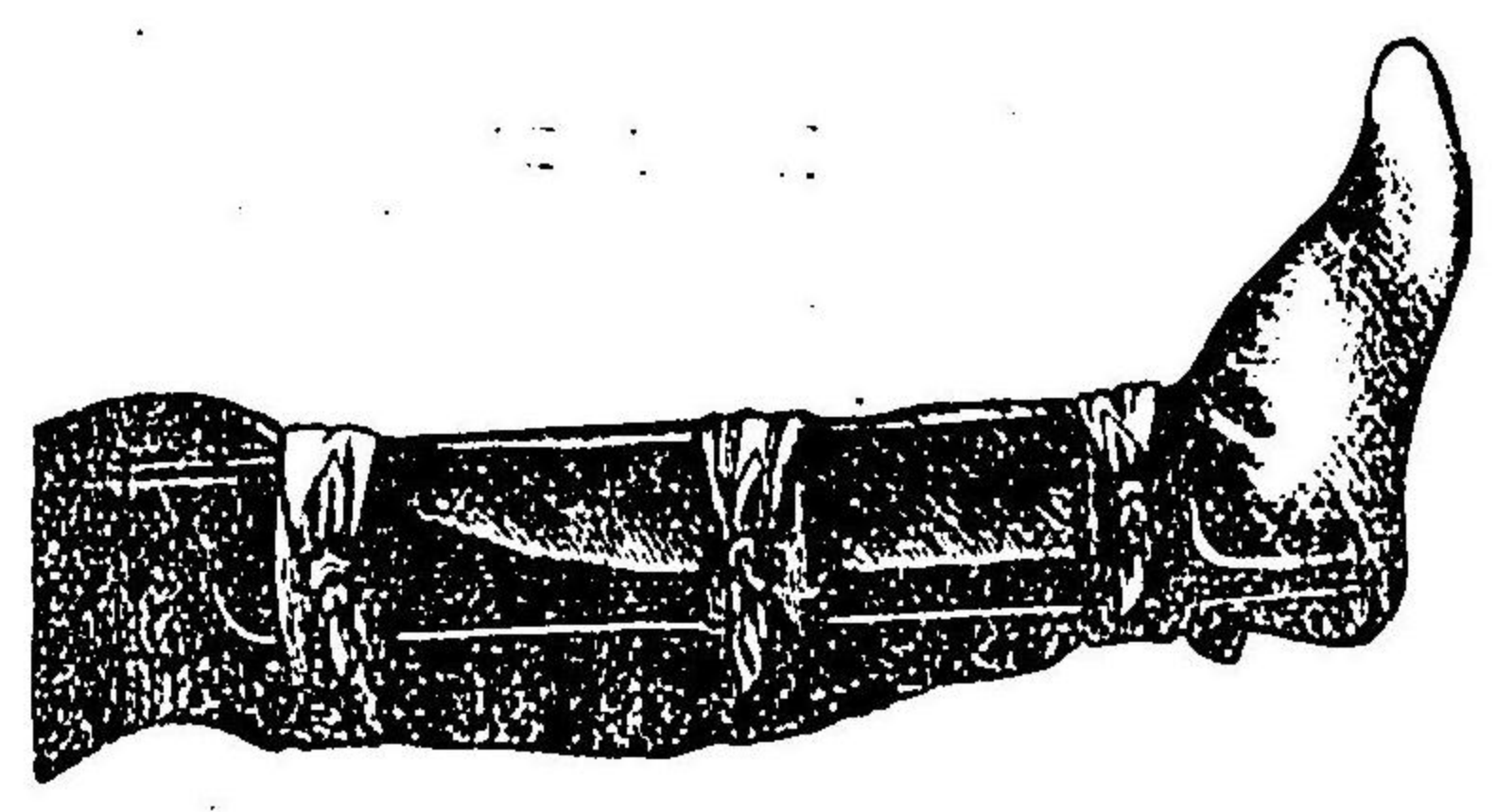


(第二) 原野、森林に於ては樹枝、小枝、樹皮、燈心草、葉、生垣、柵木、又は衣服の袖より製せる結束物

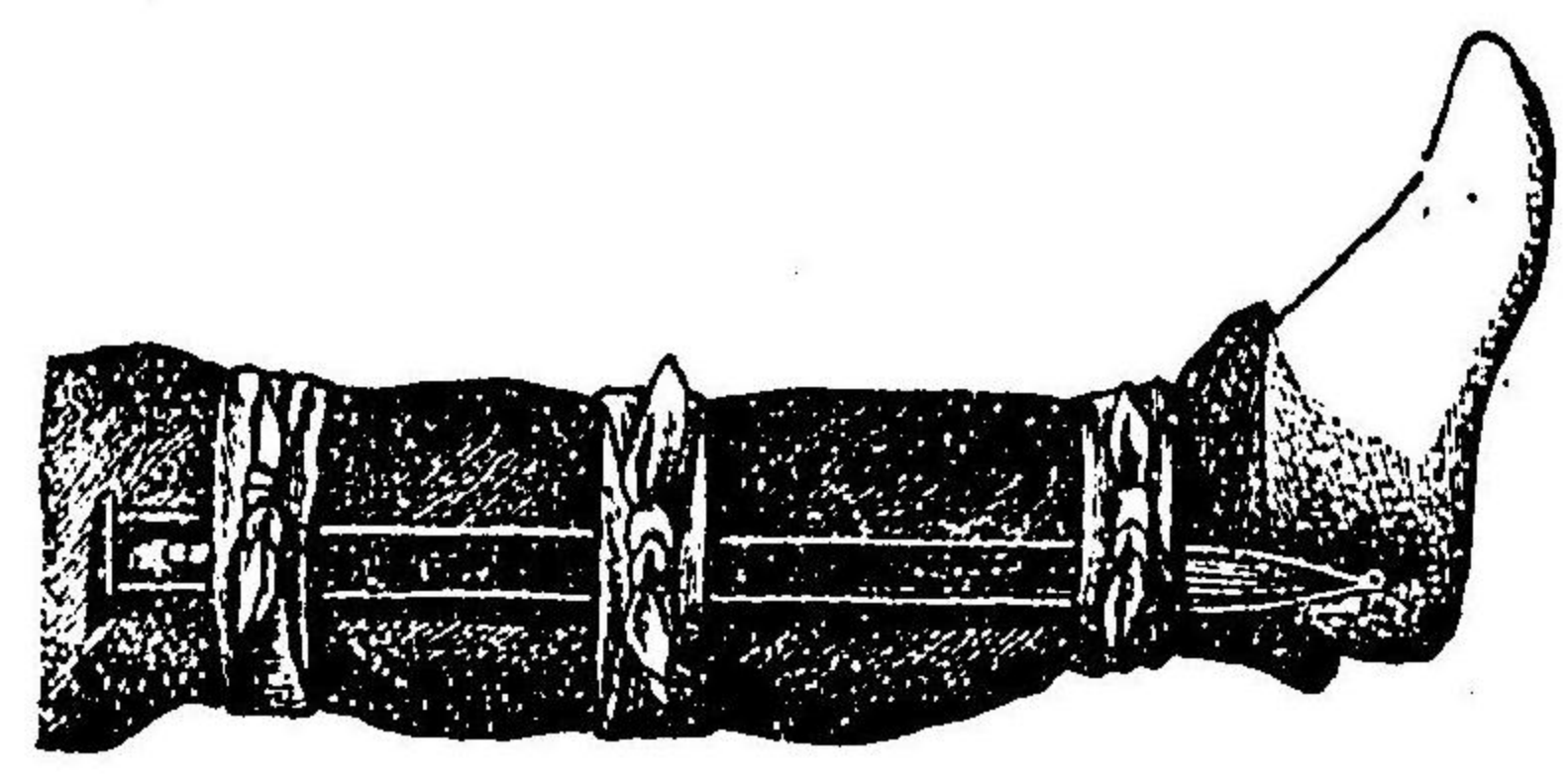
圖一十六第



圖二十六第



圖三十六第



圖四十六第

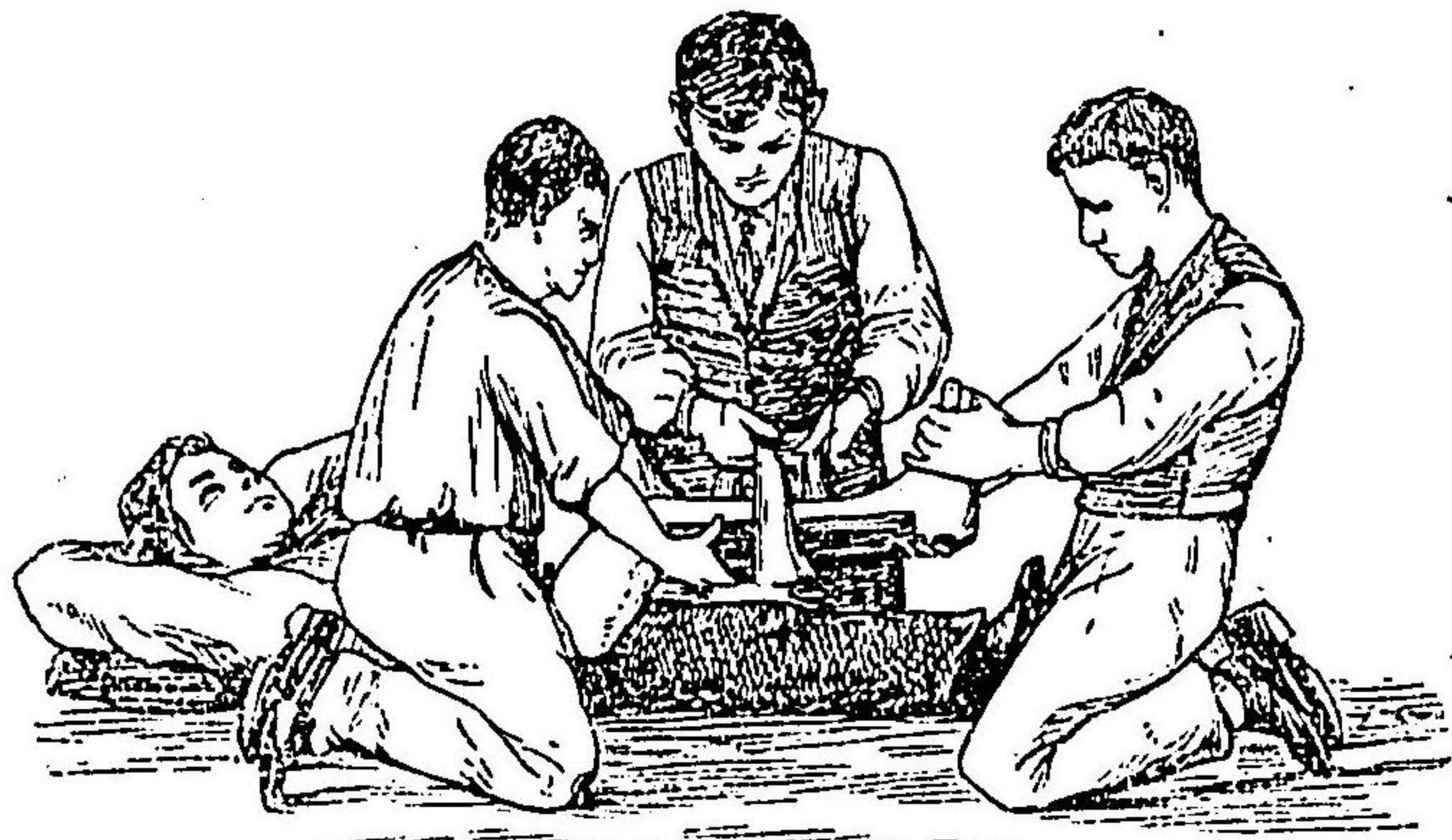


(外套、襯衣の袖)綠草、枯草、葉を充たす所の股衣又は靴下足袋なり(第五十六圖乃至第五十九圖)  
(第三) 戰場に於ては佩劍、銃劍、其莢鞘、鎗、小銃、騎銃、革、鞍の毛氈、鍔紐、電信線(第六十一圖)なり  
然れとも凡て副木を施すに先ちて身體と副木との間には副木を固著するに便なる物品即ち軟き衣服の  
一片(袖或は股引の切れたるもの)羊毛、綿、「フラネル」、麻、亞麻等種々の布片、卓子掛、布圍なり  
(第四) 然れども副木として用ふるに足る可き物品一もなきときは負傷部に於て一の固定點を求め其



副木を接  
用若する  
ゆるるに  
品用ゆる

第 六 十 五 圖



下肢の折れたる時急救の綱帯の状況

第 六 十 六 圖



折れたる骨を他の健全なる骨(第六十圖)に結縛し或は上肢の骨折ならば之れを胸の側部に接著して固定す可し  
副木を固く接著するには紐帶、手拭、襟卷、卓子掛、臥具の上敷布、繩、靴下の紐、股衣懸紐、切

又負傷者の衣服を切斷したる一片をも用ゆるを得べし例之「マンテル」、切たる長靴を足臺(第六十三圖)となし用ゆるが如し戰場に於て此目的に向て許多の革具、例之、背囊、小銃、腹帶、馬燈等の紐を用ゆ

折れたる肢節は殆ど決して他の助けを假らずして善く縛帶するを得べきものにあらず乃ち一人或は二人の手傳人をして折骨部に近き關節に於て靜かに間斷なく牽引せしめて折骨端を互に離開して肢節を軽く揚げて靜かに此位置に保持し善く副木を之に固著すべし然る後ち此位置を確定するには副木を貼したる手ならば三角布を以て支持し又下肢骨折したるものならば健側の下肢と共に固く結縛すべし(第六十五圖)

此の如く其現場に於て行ひ得べき救急の方法を以て負傷者に副木或は綱帶を施したる後擔架を製し或は車の上に患者を善く安臥せしめて醫療を行ひ得べき所まで注意して患者を運搬すべし(負傷者の運搬法は後條に詳なり)

若し負傷者を最防護したる方法を以て醫家に送ると能はざるの際には之に善く副木を施し正當の治療を受けるを得るまで靜に安臥せしむ可し

此際には救急法を知らざる人々の介抱は如何に危険なるやの例は屢遭遇する所にして左に一例を掲げん乃ち一人ありて騎場より降んとして不幸にも誤て轉墜し其下脚を折傷したり其傍に在りし友人は乗合馬車を雇ひ取者の手を假りて負傷者を乗車せしめ病院に送附するの外は施すべき方法を知らざりき先づ取り敢へず折傷部には不良の膏藥を貼せられ馬車に振動せられつゝ堪ふ可らざる苦痛を忍びて病院に到着せり茲に於てか醫師は之を検するに骨端は股衣を刺し貫きたるを以て複骨折なるを確定したり隨て治療するに久時を費したり然るに若し其友人にして正當に介抱したりしならば即ち其携へたる杖又は傘等を以て先づ假に其部へ救急副木となして之を貼し近傍の家屋に入れて靜に負傷者を安臥

救急法を  
知らざる  
人の行へ  
る看顧の  
危険



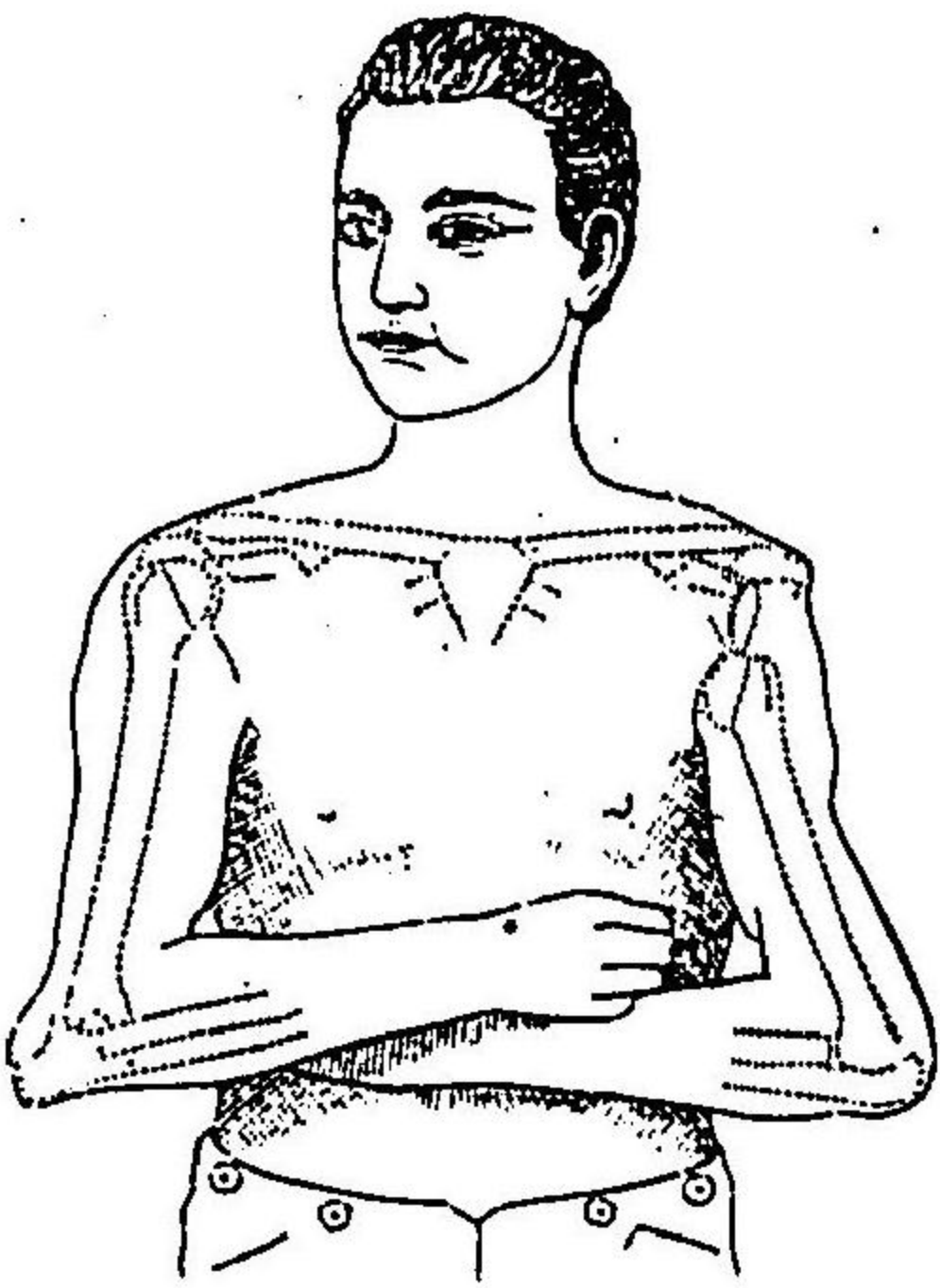
せしめたる後、適當の運搬具を以て運送したりしならば其幸福如何計りぞや必要の場合に臨んで時間をも失はざりしならば其間に友人は病院又は交番所より擔架、看護者等を招くを得べかりしならん故に此の如き負傷に際しては其處置僅に遅延するとも寧ろ熟考と謹慎とを加ふるを可とす

○脱臼

（脱臼）とは關節靭帶及關節囊の破裂後關節骨端久く其位置を變ずる者にして關節腔には忽ち血液を以て充實せらる者とす故に脱臼なるものは外力（例之、墜落、轉振等）に由りて其運動を營む能はざる所

脱臼とは何ぞや

圖七十六第



脱臼の徵候(脱臼は何に由りて知るべきか)

圖八十六第



脱臼の徵候

- (一)には關節の變形にして他側の者に比較するときは多少の異狀を呈す（第六十七圖の肩關節脱臼を見よ）
- (二)には關節の運動機能減少す例之、下顎關節脱臼（第六十八圖）の如し
- (三)には關節の運動を試むるに甚た疼痛あり而して唯或一方向に向て運轉し得るのみ

脱臼の處置

脱臼の處置

關節の脱臼は必ず成るべく速かに醫師に就て復正の治療を乞ひ諸般の試療（所謂素人療治）は必ずや行ふ可らず患肢の位置を變ずることを試むべからず而して靜かに醫師の來るを待ち或は注意して其四肢を支持固定（三角布繃帶を施すが如し）し醫師の家に送致すべし

○捻挫

捻挫及其處置

（捻挫）は外力（衝突、墜落、屈折等）に由て關節靭帶の破裂壞碎すると關節骨端の挫傷すると云ふなり捻挫の徵候たるや毫も眞性の變形を呈せず此際必ず他の健側と比較すべし然れども血液直に充實するに由りて其部分腫脹し關節の運動障害せられ且疼痛を覺ふ此際捻挫を骨折と辨別するは素人の爲す能はざる所なり故に其處置は左の如くすべし

捻挫の處置

乃ち醫師の來るまで安靜となすべし此際、最良なるは寒冷療法（氷片を氷嚢に冷布纏絡貼し患部に用す）を施す而して醫家に送致するには適當の運搬法（厚紙副木を施し或は兩足を共に結縛す）を用ゆ



べし  
關節の按摩及撫擦(即ち概言すれば按摩)は要用にして且速效ありと雖も必ず醫師の指揮に従て行ふべし關節復正家は往々善く此按摩を行ふ者ありと雖も亦大なる不幸を惹起すること少きにあらざる是れ誤て不適當の場合に用ゆることあればなり(余は此の如き輩の粗暴の治術を施せし爲め骨折を招き却て關節炎を起せしものを見たりき)

### ○腹部内臓脱出

腹部内臓脱出  
處置

腹部内臓脱出とは腹壁にある病的に擴大せる孔穴を経て内臓器殊に多くは腸管の一部分脱出し來りて未だ損傷せざる皮膚の下に軟かき腫瘍として觸れ知らるる者を云ふなり此者は善く適當に腹帯を貼するときは久しく復故せしむるを得へし此患苦を懐ける人は其脱出物を復退するの法を自得せる者あり然れども劇しき興奮或は非常に大食せる後若し腸管の一部分再び復納す可らざるの景況に陥らば頗る險惡にして生命を危ふするの恐あり此景況は即ち腸管の一部分其脱出孔に緊く嵌入して動かさるに由るなり然るときは其腸管の一部分及全腹部に必ず疼痛ありて往々嘔吐を催し腸管其者は堅く緊張するを覺ゆ

此場合の處置

此の如き危急の場合に迫らば速に治療を請はずんばあらず然らずんば嵌入したる腸管の一部分は腐敗し従て死亡を招けばなり故に此際には直ちに患者を醫家に送り其腸管を按摩に由て復納し又は手術を受けしむべし此治療を受けるに至る迄患者の臀部を甚しく高起せしめて頭首を低下し且下脚を引き縮め

しめ唯靜に傍人をして腫瘤部を按摩せしむべし此の體勢を取らしむるに由て腹部雷鳴して腸管の患部滑脱し爲めに救濟せらるゝと少しとせず故に腸管の嵌入を起すを知るや速に此體勢を取らしむるときは其腸管の嵌入を滑脱して復位せしむると愈々容易にして神速なりとす然れども遷延して一二時を経過せば醫師と雖も唯手術にあらざれば救治する能はざるなり

### ○燒傷

燒傷の種類

燒傷の輕重

- (甲) 火氣、火焰、熔融せる金屬等の強溫熱の作用を皮膚或は其下に在る骨肉に被むれる燒傷。
  - (乙) 熱湯或は蒸氣の作用に由る湯傷。
  - (丙) 化學的腐蝕物質即ち酸類、鹼汁(即ち亞兒加里)に由る腐蝕傷。
- 以上の三者は其結果に至ては皆略同一なりとす
- 燒傷作用の輕重及持續に従て之を三度に區別す
- (第一度) 疼痛性の紅色(表皮炎)即ち皮膚に赤色を呈し疼痛を覺え少く腫脹す
  - (第二度) 水泡形成(壞疽水泡)即ち第一度の發症に兼て水泡を發するを云ふ
  - (第三度) 炭化(黑痂皮)即ち皮膚及其下に位せる組織(即ち實質)を燒灼して黑痂を生ずるを云ふ
- (第六十九圖に就て火傷に三度の別あるを見る可し)

此不幸の場合に至る數種の誘因中、平生屢々目撃し吾々同胞が其際、最も注意謹戒すべき一二の條項を左に記述せんとす

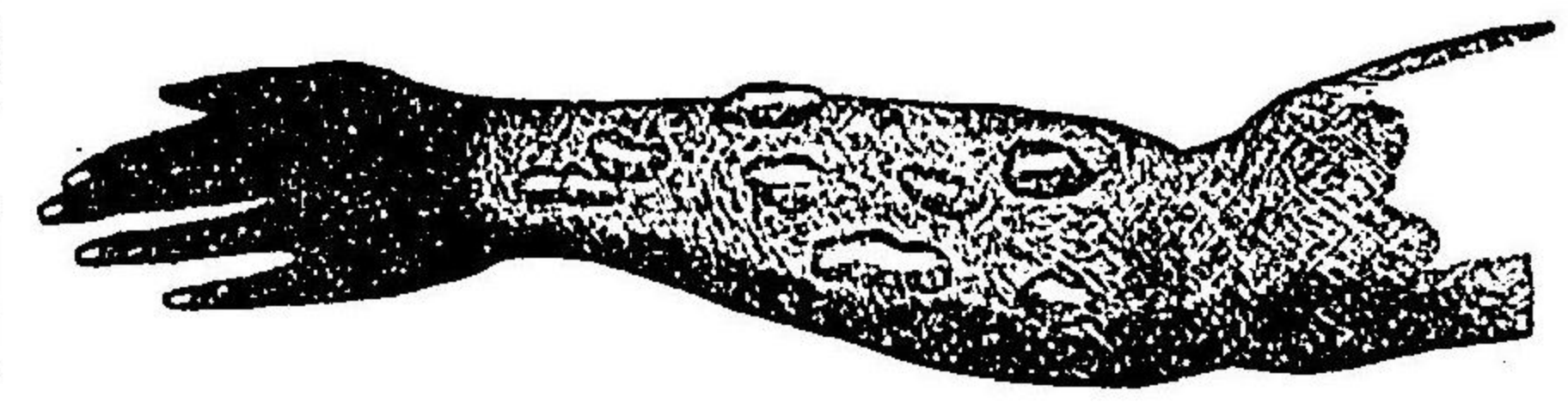


不注意より招く火傷

歐風婦人服装の危険

小児の火傷

第十六圖



第一度 第二度 第三度

夥多の人命を傷害する劇場出火の外、多くは不注意の爲め瓦斯嘴管を開放し置くより来る瓦斯爆發、點火の際石油を粗漏に使用し或は「ランプ」を取扱ふ不注意に由て誘起せられたる石油火傷の如き是なり（譯者曰く石油罐の近傍にて「ランプ」に火を點せんとして誤つて火勢罐中に及び罐破裂し其人大火傷を被りて生命を失ひ且火災を起したる例は新聞紙上往々見る所にて畢竟人々の不注意に出づ實に深く豫め戒めずんばあるべからず）

一般に女子は此點に於て男子よりも不安なる者にて彼の貴婦人は輕衣を著し燭火、酒精燈、「ペンチン」、石油ある處を不注意にも逍遙回歩するに由りて往々火傷に陥る者なり譯者曰く此一節は專ら歐風の衣服を著し歐風の生活をなせる婦人に就て云ふなり然れども男子も亦不注意に點火せる「マツチ」或は巻煙草の吹殻を發火し易き物品即ち張幕、敷物、婦人の夏洋服の上に投げ棄るに由て火傷を招きしとあり

注意なる母或は守婢が熱湯を容れたる器を床上に置き小兒此内に没入して火傷し或は煎煮したる熱き乳汁或は「ソップ」の器具を竈或は食卓の側縁に置きたるを幼少の小兒は誤て之を顔面、頸部、胸部、膊に注ぎ掛けることあるは新聞紙上屢々散見する所にして此の如き火傷に由て醜き癍痕を遺すときは頗る行ひ難き手術に由りて切除せざる可らざるに至る故に不安全の器具及物質を置くに當りては豫め適當なる注意を加ふるを怠らす人々之を以て其義務となすときは此の如き幾多の不幸なる出來事を豫防すること敢て難きにあらざるべし

火傷の豫防的注意

衣服の不燃性と注意

衣服燃焼の場合に於ける處置

何人を論せず其家内に於て日没後、燈光或は火氣ある近傍に於て石油罐を開き或は毎朝臺所に於て石油を以て火を焚かしむ可らず又毎夕燈光に接して「ペンチン」にて衣服、頸卷、手袋の汚點を洗除せんとして探求するを禁すへし又摺附木或は熱湯を盛りたる器具は小兒の達し得る處に之を置くべからず人若し婦人、處女に舞踏服或は覆面布を製すべき輕質の衣料を贈與せんと欲せば豫しめ此物料を不燃性となすを要す歐風の衣服に就て云ふと知るべし衣服を不燃性となすの方法は實に簡單且廉價にして然かも之か爲めに其物質の色澤を變ずるとなし故に一般に此の如き物質は硫酸安母尼亞の溶液に浸漬し然る後ち乾燥して火斗に掛るを要す然るときは假令ひ火焰と觸接するも焚燒せずして却て徐々に火絨狀をなし炭の如くに變ず（雜色羅紗の一片に由て之を證するを得べし）

○衣服燃焼の際に於ける處置

火氣一旦婦人の衣服に傳たはるや火氣焰々として不幸なる人を圍包し膊、手、頸、顔面を問はず悉く之を焦爛し毛髮及被帽等焼失するに至る此時に當り之が救助の最良法は不幸者を即時に地上に投降して之を回轉し壓迫に由て火焰を消滅せしむるに在り、然れども通例此の如き頓智を思ひ出でず大聲に叫びつゝ奔け走り其れが爲め却て風氣を助け火焰益々熾盛となり恰も火柱の逍遙するが如く遂に立つ可



からざるに至て倒る  
此際に當り如何に之が處處をなす可きやと云ふに其火勢を止めんとして水を取り來らんが爲めに奔走せずして寧ろ最初に布圍を被ひ掛け或は救助者は速に自分の上著を脱ぎ之を以て火傷者を纏絡して地面上に倒して火焰消滅するに至るまで之を回轉し或は砂、土塊等を以て埋没すべし然るときは火焰消滅するに至るべし

熱湯或ハ  
蒸氣に由  
る湯傷

其傍ら先つ水を汲み來りて速に多量の水を以て水傷者の頭部より下脚に至るまで全然打ち注ぎ熱く炭化したる衣服の尙益々其體中に焼けるを防くべし  
熱湯或は蒸氣に由る湯傷に在ても同様多量の冷水を灌注して身體及衣服を冷却す而して後ち燒傷者を丁寧に温室内に移し床上に毛氈を敷き或は机上に横臥せしめ務めて身體を安静ならしめ而して即時に醫師に報知すべし此際は必ず褥中に横らしむ可からず褥中には善く看護するに不便なればなり  
燒傷者、湯を訴ふるときは温暖なる興奮性飲料(温暖なる茶、咖啡等)を與ふべし何となれば劇しき火傷後は體温直に下降せんとすればなり而して後ち衣服を脱せしむるには大なる注意と謹慎を以て處置すべし此際には二人の助を以て其一人は火傷者の他側に居り第二の者は其要用を達すべし傍觀者は悉く遠けざる可からず

著したる  
衣服を脱  
する注意

○衣服を脱せしむるには鋭利なる小刀又は鋏剪を取り注意して悉く衣服を截斷し其をして自然にも離れ落つるに至らしむべし必ず無益の儉約より衣服を保存して脱せんと欲し衣服を引き刺がさんとし爲めに水泡を破開せしむ可からず又皮膚に固著せる物あるときは其儘、放置して鋭利なる鋏刀或は小刀

を以て之を回りに切斷し去るべし鈍刀を以て徐々に鋸切するときは言ふ可らざる疼痛を覺えしむる者たり

燒傷に於ては只に其際生せる一水泡と雖も破開せしむ可からず何となれば表皮なるものは若し裸出したる頗る知覺過敏なる内皮(真皮)に向て最良の防護たる者なればなり然れども最良なるは水泡甚だ緊張するときは清潔(火焰中にて燦灼したる)なる針を以て刺穿し水液を流出せしむるにあり

○燒傷の處置

燒傷者ありて醫師其現場に在ざるときは必ず先つ甚しき疼痛を緩快せしむるを第一の務とすべし冷水に浸すか或は冷巻法を施すときは通例唯疼痛を増加するのみなるが故に必ずや火傷せる部分に空氣を觸れしめず且同時に鎮痛及防腐の效能ある藥品を用ふるを最良なりとす

近傍に藥舖(或は家に貯へたる救急藥品)あるときは左の防腐性火傷膏藥(火傷油)を用ゆべし即ち阿麻仁油及石灰水に百倍「チモール」或は十倍沃度仿膜を加へたる混合劑を薄き清潔の麻布片「ガーゼ」或は綿に浸し之を以て火傷せる部分を被包すべし亦此法に倣ひ硼酸軟膏或は撒里失兒酸軟膏を用ひ或は尙良なるは錫器中に貯へたる「ピロリン」を用ゆるに由りて極て速に疼痛を鎮止するの效あり亦「チモール」を火傷部に塗布するも同效あり

其後此布片を交換するに當り火傷者をして劇痛を感せざらしめんか爲めに最も謹慎を加へ之を處置せざる可らず是れ布片は動もすれば皮膚に粘著し易き者なればなり若し布片粘著したるときは其儘にな

燒傷の處  
置

火傷軟膏



火傷繃帯

し置き其上に更に新布片を貼すべし

若し直に火傷軟膏を得る能はざるときは其火傷せる部分にも亦沃度仿謨 蒼鉛劑、「アリストール」（硼酸の加き乾燥性防腐の效ある粉末を散布し其上に綿或は「ガーゼ」を貼し布片を以て固定す可し）幸に防腐性繃帯小包を具ふるときは火傷部を能く乾燥し繃帯するを得べし尙之よりも良效あるはバルデーレーベン氏の防腐性火傷繃帯なり此繃帯は蒼鉛の粉末を「ガーゼ」に含ませしめたるものにて之を火傷部に纏包す幸運の場合には之が爲めに全火傷は疼痛なくして治癒する事あり

亦若し此の如き防腐性粉末を得ざるときは他の民間劑として賞用せらるゝ藥劑を試用し其後、醫療を得るに及び善良なる防腐藥と交換せらる可し

民間にて用ゆる火傷劑

危険に迫れる火傷患者の患

此等の民間劑に屬する者は油類（燈油、萬草油、阿麻仁油、蓖麻子油）脂肪、豚脂、乾酪、護謨漿、蛋白、流動膠、舍利別等を塗布し穀粉、滑石末、炭末、重碳酸曹達を散布し清潔の綿を以て被包するが如き是なり此諸劑は其火傷部に空氣の接觸するを防ぎ以て其痛を緩解するに由りて效あり故に凡て火傷劑を用ひたる上に尙多量の綿を貼し之を布片或は繃帯にて附著せしむべし甚しく蔓延せる火傷及湯傷を被むれる者は其病者（殊に小兒に於て）を全く安靜ならしめ成る可くだけ其疼痛を少からしむ可し時として深く欠息し偏に水を飲まんと欲する者あり

然るときは死に迫れる者にて時として此際全身温浴を行ふか或は脈管内に温暖なる食鹽液を輸注するに由りて死を免れ得ることあり此時に當ては極て迅速に醫師の治療を受けざる可らず

○人若し石灰坑或は石鹼鹵汁中に陥落するときは成る可く、之を迅速に引き出し多量の水を注ぎ或は

石灰坑或は鹵汁中に陥入したる者の患

酸類の注ぎ掛りたる時の患

若し近傍に水（河、池等）あるときは石灰を洗滌し去るが爲め之を水中に投入すべし此腐蝕作用は最良く酸類（硫酸、硝酸、鹽酸）に由り中和せらるゝが故に腐蝕したる部分は醋及水、橙汁、稀薄なる硫酸等を以て洗滌すべし而して後火傷に於けるが如く油類を以て被包すべし石灰、若し眼中に入りしときも亦同様に處置し砂糖水を點眼すれば疼痛忽ち緩解す

人若し酸類即ち硫酸、硝酸、鹽酸を注ぎ掛けしときは多量の水を以て洗滌するの外何れの時に於けるも手輕にある處の「アルカリ」類例之、（炭酸曹達、石灰水、（即ち腐蝕石灰或は生石灰の適宜の一片を水中に溶したる者）軟石鹼等を以て中和するを要す鹵汁の腐蝕に於ては甚しく稀釋したる酸性の液を用ゆべし）

○電氣の襲撃落雷に由る罹災者

年として數多の人命を落雷の爲めに失ひ或は損するを見ざるはなし是れ主として此等の人々が廣漠不毛の原野を雷雨を侵して歩行するか或は驟雨雷鳴の轟々たるに當り雨を樹蔭に避けんとして停立するに當りて此襲撃に遇ふものなり人ありて直接に電撃に遇ふときは多くは其場所に於て斃る之を電撃卒死となす之を検するに衣服は其電撃射入部に於て圓孔を穿たれ其孔縁は燃燒せられ皮膚には大燒痂或は數多の小燒痂あり亦流電の流出部に於ても小にして往々點狀の燒痂を見る而して此罹災者の皮膚には其性質未だ十分に説明する能はざる一種固有の樹枝狀に分岐せる紅色の模様を現せり若し甚しく、近傍に落雷したるときは其近傍の人々は地上に倒るゝのみ然るときは殆と必ず腦震盪の症狀を呈し甚

落雷に由る被害



しく失神し此症状消散したる後手足の麻痺を(往々久時の間)残すものなり其肢節は寒冷にして何者に觸るゝも感覺なし○之が第一の救急法は後條の蘇生法に述べたる法則に従て施すべし所謂土浴なるもの即ち裸體となし頸部に至るまで新に盛れる土中に埋没する方法を用ゆるも可なり

○電氣を以て被むれる罹災者の救急法

電氣に由りて起れる遭難者の救護法の

電氣の導線等と危険にも觸接したる人は如何に救助すべきや電氣技術家の報告する所なり現今電氣の應用は日々に益々増進するを以て(電信、電話、電氣鐵道之が遭難の救助法は一般に裨益ある所たり其方法左の如し

- (一) 先づ之を取扱ふ事を知るものありて手近かに電流を斷つべき方法あらば神速に斷絶せしむべし
- (二) 此の如くする能はざるときは救助者は必ずや罹災者の身體に手を以て觸るゝ事を豫め戒めずんばならず若し其場に護護手袋あらざるときは洋服の上衣に於て電線を引き離すべし或は洋服の上衣を折り疊ね或は乾きたる毛片を二層或は三層の厚さに折り疊み之を以て身體を捕へて速かに之を引き離すべし
- (三) 然れども罹災者を電線より牽き離すこと能はざるときは被ひたる手を以て罹災者の身體の一部を取り土地或は電極の一に觸接する所の高さに揚ぐべし之に由りて電流を斷絶せられ通常身體を引き出すを得べし
- (四) 若し以上の手當を行ふ能はざるときは乾きたる布片を以つて地上に横たはれる身體の一部分の

下に枕と爲さしめ然る後電線より身體を離隔して他へ運び去るべし

(五) 身體已に電線と離絶したるときは其頸部にある衣類を悉く除去し必要に臨めば溺水者に於ける如く蘇生法を施すべし

(六) 救助者は傍觀者の手出しするを禁し罹災者に「ブランデー」酒等を飲ましめ醫療を受くるに至るまで之を處置すべし

暴風雷雨鳴轟々たるの天候には電話器に接するを戒むべし然らざれば動もすれば落雷に打たるゝが如き危険を被むることあり故に此の如き天候の日には電話交換局にては之か連絡を行はざるべし

譯者曰く吾邦にても電氣事業日々に流布するに至れるを以て往々過失を招きし例少しとせず依て左に遞信省告示を參考として抄録せり

●遞信省告示第七十號(明治二十一年六月三十日)

凡ソ電氣事業ノ世ヲ利スルコト大ナルハ論ヲ俟タスト雖モ若シ其取扱ヲ過マルトキハ危険ノ虞レナシトセス決シテ注意ヲ怠ルヘカラス取扱上一人ノ不注意ヨリ甚シキニ至リテハ人命財産ニ危害ヲ及ホシ其結果遂ニ電氣事業ノ發達ヲ妨クルニ至ルコトアリ電氣事業ノ當事者ニ於テハ電氣ノ危険ヲ察シ之ニ應スルノ裝置方法ヲ設ケアルモ一般人民ニ於テハ趣意ヲ了解セサル爲メ知ラスシテ危険ニ陥ルコトナシトセス電氣業者ニ於テハ成ルヘク平易ノ通俗文ヲ以テ懇ニ取扱ノ注意ヲ示シ需用者ニ於テモ當業者ノ注意ヲ服膺シ其取扱上注意ヲ怠ラサルヲ要ス今一般注意スヘキ要項ヲ列擧シテ左ニ之ヲ告示ス



- 觸電者ニ對スル應急取扱法 (他ハ略ス)
- 八 若シ電氣ノ爲メニ氣絶シタル者アラハ直ニ被害者ヲ其電線ヨリ取離スカ又ハ電氣ノ傳ラサル様適宜ノ方法ヲ施スベシ
- 九 電氣ノ傳ラサル様ナスニハ電氣事業者ヲシテ適當ナル方法ヲ探ラシムヘキハ勿論ナルモ其時間ナキ場合ニ於テハ乾キタル竹木ノ長キ柄ヲ有スル刃物ニテ電線ヲ斷チ切ルカ危険ノ標示アル電線ヲ除クカ又ハ被害者ヲ電線ヨリ引卸スヘシ此場合ニハ素手ニテ爲ササル様注意シ必ス乾キタル竹木或ハ布切類ノ如キ電氣ノ傳ハリ難キ物ヲ用ヒテ之ヲ行フヘシ
- 十 電氣ニ氣絶シタル者アラハ直ニ醫師ヲ招キテ相當ノ手當ヲ爲スヘキハ勿論ナルカ尙ホ醫師ノ來ル迄トテモ決シテ等閑ニ捨置クヘカラス假ヒ蘇生ノ見込ナキ様見ユルモ少ナクモ一時間半以上人工呼吸法ヲ用フルカ或ハ他ノ適宜ノ方法ニテ蘇生ノ手段ヲ施スヘシ

### 第四回講筵

#### ○溺水者

游泳の必要

凡そ人たる者は游泳を修習せしむべからず是れ雷だに自身を救ふに足るのみならず亦溺死せんとする危険に陥りたる他人を救助し得べきを以てなり抑も小兒をして游泳を練習せしむるを計るは父母たる者の義務にして一たび練習し得るや再び忘れ難きの頓智を學び得る者なればなり

游泳し得るの辨識力ある者は水中に陥落するも安靜且平意にして驚惶するなしと雖も游泳し得ざる人は意氣頗る錯亂し復た何物をも視る能はず聴く能はず恰も夢中に無用の運動を營めばなり此運動あるか爲に却つて溺者を救済すると極て困難となり危険を招き或は全く救済し得ざるに至る蓋し溺者多くは其救はんとして遊ぎ來れる人を痙攣的に堅く捕へて之を放たず爲めに其救助者が溺者を捕へて水面に浮び確然救済せんとするを妨ぐればなり

方今尙海員の中には一の僻説ありて行はる其説に曰く自ら游泳し得ざるを以て自身の爲め却て幸なりと云へり蓋し船中より誤て顛落するや其自ら水上に浮游し來りて久しき間、最甚しき半死半生の苦惱を嘗むるよりも寧ろ速に死するを以て却て幸福なりとなすなり

然れども此説は採るに足らざる謬説なり是れ經驗上、海員なる者は久時、波濤を以て漂搖せらるゝ後にても尙救済せらるゝに足る者なるは明白の事實なればなり故に此般の僻説は力を盡して排斥するを勉めざる可らず

海員間の僻説



凡そ學校教員或は體操教師水邊に赴かざるも亦勉て游泳を練習せしむ可きことを知らざる可らず則ち之を練習するには先づ腹部を長き腰掛臺の上に接して伏臥し恰も水中に在て浮游し且前方に進行するに必要なるか如き運動を練習せしむることを得可し故に小學校に於ては小兒をして毎年此游泳練習を施行せしむるは頗る勸誘すべく希望す可きの件なりとす

小學校に在る小兒は其學校を卒業する前に直に水中に於て游泳を練習し得るの機會あるときは最幸福の事なりとす

救ひ得べき溺水者

夫れ游泳する能はざる人にして水中に陥るに當り左の状態を具ふる者は之を救助するを得可し  
(一)には仰向となり後頭部を後下方に其口を上方に向け(二)には其肺は充分の空氣を吸入し(深き吸氣と短かき呼氣に由り)(三)には膊を水より舉上せざるべき

○身體の水上に浮游し及び水中に陥没する理由

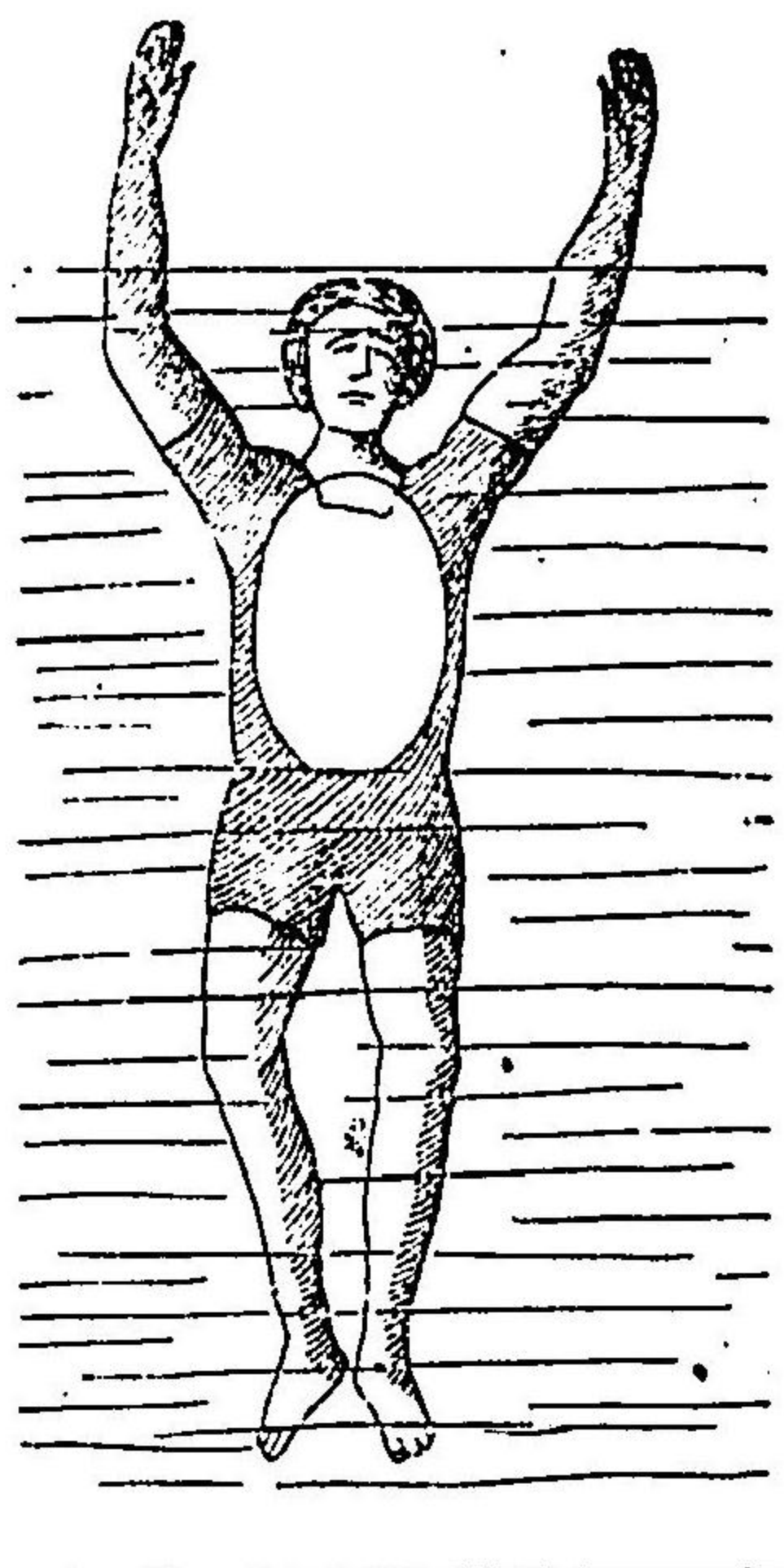
此事實は世人一般に能く辨知せざるが故に余は諸君に左の試験を以て其理を證せんとす則ち此に木偶あり其口は水上に在りて上肢は水面下に存せる間は浮游するを見ると雖とも手を高處に向け上るときは即時に口は水面下に沈没す(即ち口、水面下に至れば溺れざるを得ず)

身體の水より浮沈する理由

余は未だ游泳し得ざる婦人及小兒の海水に浴するに當り深き水中に沈没せんとする者を此方に由りて救助せられたる數多の例を知れり

夫れ身體の浮游する所以は則ち人身の體重は其排退したる同容積の水よりは僅に輕量なるを以てなり

第七十圖



然れども手を高く舉る(救助を求めんとして)ぐるときは已むを得ず頭部の爲に深く沈没せざる可らざるに至る(第七十圖)故に游泳を修習せんと欲する人々は故らに強て勞働するをなく如何にして水の表面を進行し得るやを練習せざる可らず其人々は之を淺水中に練習し遂に容易なるを得るに至るべし此逐上かに向て最

良なる體勢は第七十一圖及第七十二圖に示すか如し

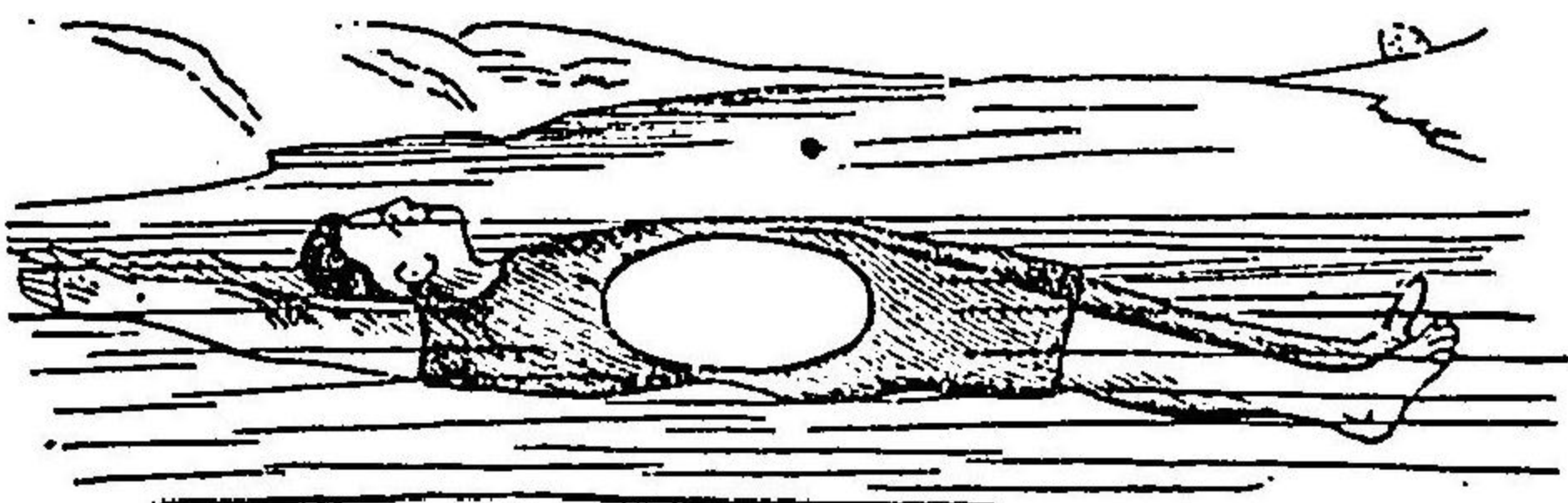
若し頭を越て兩手を後方へ伸すときは身體は水平の位置を取り其際顔面及口は水の表面上に存在す何を以て此の如くなるやの理を諸君に示さんに則ち第七十一圖に由て見る可きが如く其白點部は肺及腸胃に存せる空氣(氣胞)を示し吾人をして浮游し得可らしむる者なるを示すなり

手を後方へ伸すときは上下半身の重量相同一となるを以て身體は此大なる氣胞(肺及胃腸の空氣)の爲めに上方に壓上せられ相平均する者とす

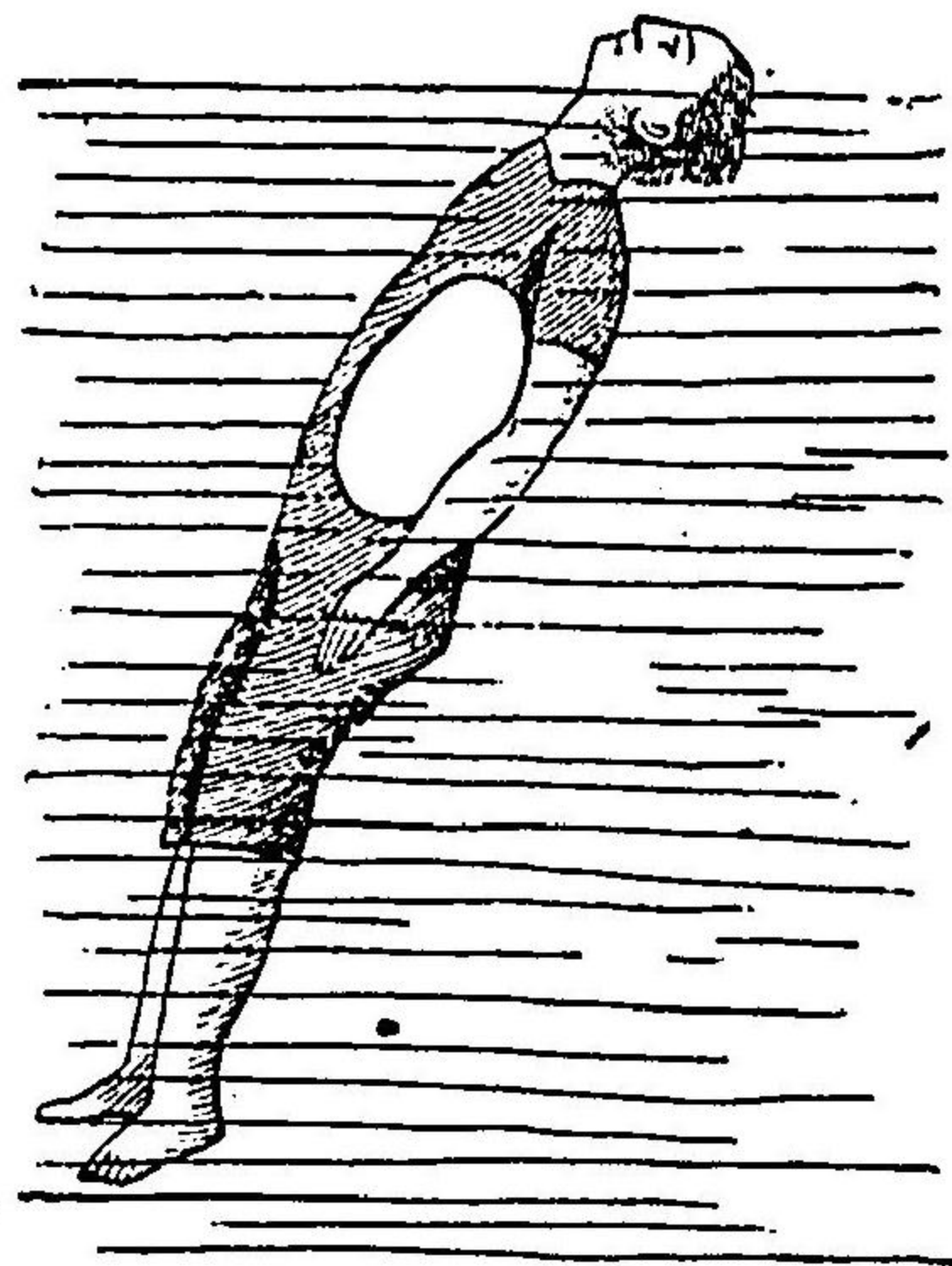
然れども手を身體の下方に接著するときは下半身、重量を増して足は沈下し全體は多く直立の位置(鉛垂線)を取る者なり此位置に於て其口を水外に保たんと欲せば頭部は強く後方へ屈曲せざる可らず而して之を持続せんとするには頗る努力を要す此體勢に於ては手足の輕易なる運動に由て頭部を水外



第七十一圖



第七十二圖



に保持し得る者なるは游泳者の能く知る所なり(水歩、所謂、立ち泳ぎ是なり)  
○若し岸上或は小舟より水中に陥落したる人ありて之を救助するが爲め游泳し得る者、其場にあらざ

岸上より  
溺者を救  
助する方  
法

水中に溺  
れし者を  
救助する  
法

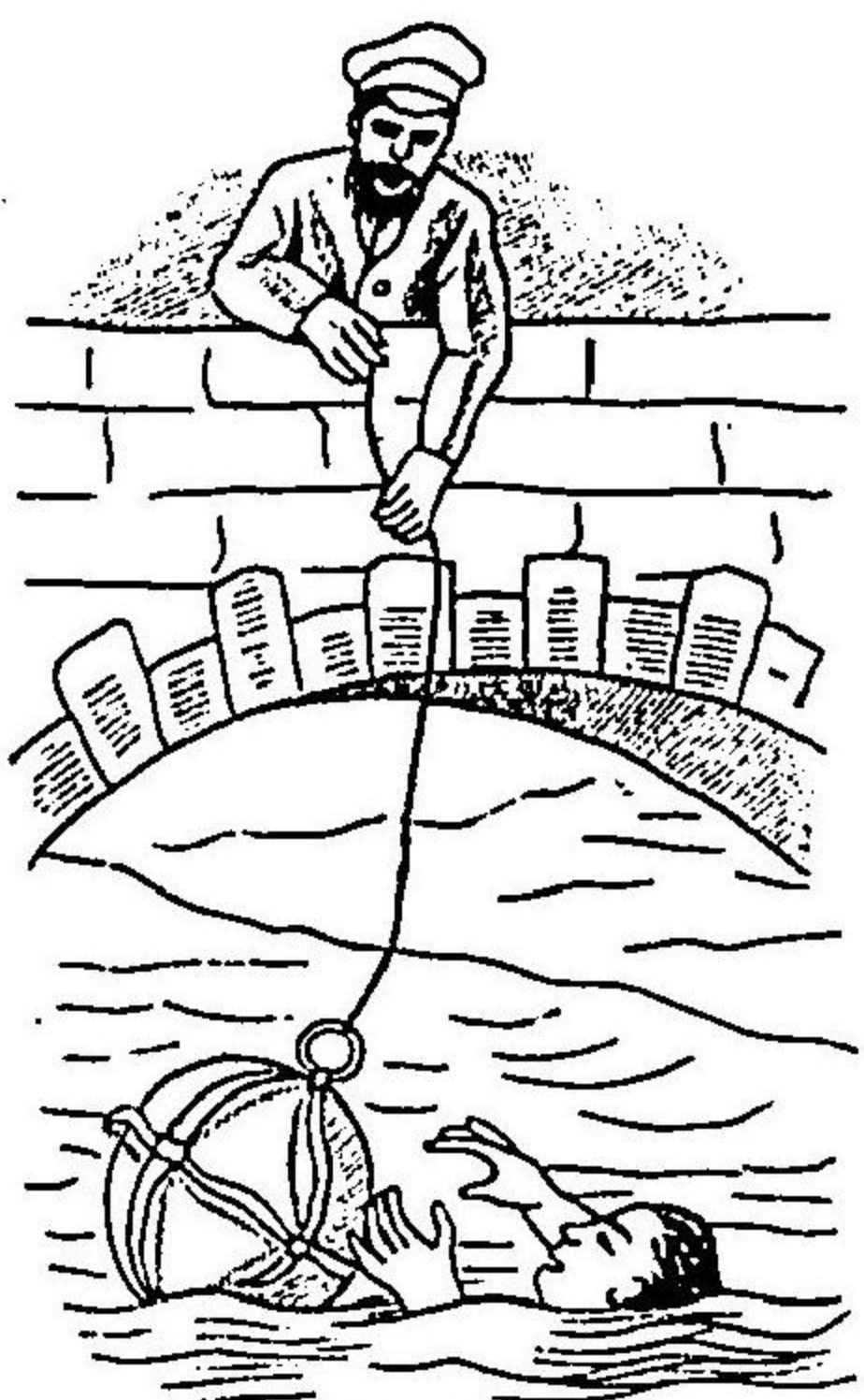
るときは早く溺者に向て、橈、艇、鉤、或は網を投げ與ふべし蓋し溺者は通常其窒息するの前尙一度水面  
上に浮び來り其身邊にあるものは其手の達する限り細小なる藁莖と雖ども必ず之を把握せんと欲する  
者なればなり然れども手元に橈或は網等あらざる時は徒に狼狽して、只手を空せすして迅速に其著たる  
衣服或は帶紐を脱し其一端を握りて他の袖若くは端を溺者に投げ與へて救助者と結合を取るべし或る  
老練なる船長は此の方法に由りて許多の溺者の生命を救ひ得たりと云へり  
○若し游泳し得る者は水中に飛入りて溺者を捕ふるに勉む可し然れども却て溺者の爲めに緊く捕へら  
れ共に溺没するの恐あるを以て救助に赴くは者豫め戒心せざる可らず  
然り而して其救助に赴く游泳者は其一手に綱紐を附し之を小艇或は岸上に連結し或は他人をして固持  
せしむ可し「ハンブルク」港廳長ツセルシヨウト、テテンス氏は游泳者をして溺者を救助するに最  
適當なる方法と順序を示せるを以て茲に之を掲げんとす

○水中に遊きて溺者を救助する際に最  
緊要の注意と方法

- (第一) 救助に赴ける游泳者若し溺者の傍に近づくや最高聲に「彼を救助し得させん」と叫ぶ可し
- (第二) 其救助者、水中に跳り入るに先ち成る可く神速に全く衣服を脱し去る可し危急に臨み衣服  
を脱するの暇なくば洋服を裂き去る可きも尙此時間なくば唯股衣のみを解き放すべし然るに若し之  
を著し居るときは水を之に充實するか爲めに游泳し難き恐あり
- (第三) 溺者尙水中に在て盛に



第七十三圖



第七十四圖



者の身體を發見し得ることあり (第七) 救助者其溺者の體に到達せば唯一手を以て其毛髪を握り他手及兩足は其水面に浮上するに用ふべし (第八) 若し海中に於て此事あるに當り其潮流の退かんとするときは(退潮時)直に陸地に達せんとを勉むるは最大の過失なりとす此時に於ては自ら仰向となり自身或は溺死體と共に平均浮游するを度とし其救助を得るに至るまで自然に任す可し海潮に逆つて陸に泳ぎ寄りんとする者は多くは其體力を疲憊し盡し他の救助を得るに先ち不幸にして救助者も溺る者あり (第九) 此方法は平穩なる河或は池なると波濤荒き海上なるとを問はず凡ての場合に善良なりとす

許多の都市に於て水上の往來頻繁なる區域に於ては簡易に使用し得可き溺者救助器(小舟、橋梁等に)

煩悶轉動せるの間は之を捕ふるを爲す可らず其安靜なるに至るまで數秒時、待ち居る可し夫れ之を注意せずして溺者が波浪と共に漂遊せるの際忽惶之を捕へんとするは極めて暗愚の誹を免れず何人も此の如くする者は頗る大危険を招くの恐ありとす (第四) 已に溺者、安靜なるに及び救助者は之に近づき其後方背部より其頭髪を握り成る可く迅速に之を仰向とならしめ急速の勢を以て之を水面に引き上り可し而して後ち救助者自らも仰向となり兩手を以て其頭髪を固持し岸に向ひ泳ぎ寄る可し此法は他の方法よりも確實迅速に岸に達するを得可し加之、熟練なる游泳者は二乃至三人を水上に浮べ來るを得るに至る此最良なる救助法の大效益たるや救助者自身及溺者の頭部を水面上に浮べ得ると其最大緊要なるは小舟或は他の救助者の來るを待つに此方法に於ては頗る久く耐へ得るに在り(ハンス、ミユルレル氏の溺者を捕ふる順序は先づ溺者に救助する事を喚掛け成るべくだけ速に背部の方より之に近づき溺者を捕へ左手を後方より溺者の左腋の下に挿し込み右手腕關節を握み溺者を自身の體に壓着し仰向となり陸岸に泳ぎ寄るべし然る時は溺者は救助者を夢中にて握み救助を妨ぐることなし) (第五) 瀕死把握 死前何物にても握は經驗上遭遇するは極て稀なり溺者衰弱し其神識力を失ふや忽ち其把握力漸々微弱となり遂に手は全く把握力を失ふに至る是を以て何人とも游泳に由て救助を企てんとするに當り此瀕死把握を恐れて毫も遲疑するを要せず (第六) 救助者が、水底に達するや其溺者の在る場所を知るには靜穩なる淺水面に於ては氣泡の水面に昇るの部分に在りとす若し氣泡の鉛直の方向に昇るを妨ぐる大河に於ては素より測定を下さる可らず則ち往々氣泡に由て現せる方向に向て跳り入り時として尙其救助するに遅からざるの前、其溺没せる



を設置すべきものとす即ち「キユルク」を充實したる浮袋、溺水者に投與す可き帆布を以て製し且掴むべき紐ある救助輪(第七十四圖)或は一の浮游する球に綱を附したる者を溺者に與へ之を固持せしめ以て陸上に引き上る救急球(第七十三圖)の如き是なり  
加之、大都府の往來群集する橋梁に於ては平素單に救助の目的に使用す可き完備整頓せる小艇を繋泊せしむるを以て最良とす

○水中に陥落したる人を救出する方法

人若し薄弱なる水の下に陥落し氷の破口は益々破碎するが故に再び自ら裂氷中より脱出し能はざる者あるを見れば長き階子、板或は長き竿條を陥入したる人に與へて之を救ひ出だすは最良の方法なり何となれば之に由て陥入者の重量は大なる面積の上に分たるゝを以て(第七十六圖)裂氷の邊緣を壓する力、減少すればなり又最も適當なる法は鐵環を附屬せる木球に連結せる綱紐を陥入者の身體に纏ひ付け全く救ひ出し得るに至るまで之を固く握らしむべし(第七十五圖)

本來の救助艇ある地方に於ては之を穩に固著するを妙とす乃ち氷か之を擔ひ得る間は楫として使用し若し不幸にして氷益々破裂して陥入したるときは艇を氷水中に浮ぶるを得るの便あり(第七十八圖)  
人若し此等の救助具なくして水中に陥入せる者に近いて救助せんと欲する時は其薄氷の上に来るや速に俯伏匍匐して之を捕ふるか或は長き杆條(橈等)を横に自己の背部に當て兩膊と背部の間に夾みて之に赴く可し然る時は誤て救助者も氷中に陥入するとも横杆あるが爲に深く沈没するを妨ぐべし

水中に陥れる人の救助法

溺死者の水中に於ける原因

第七十五圖



(第七十七圖)

○水中の死亡は二様の状態に關す

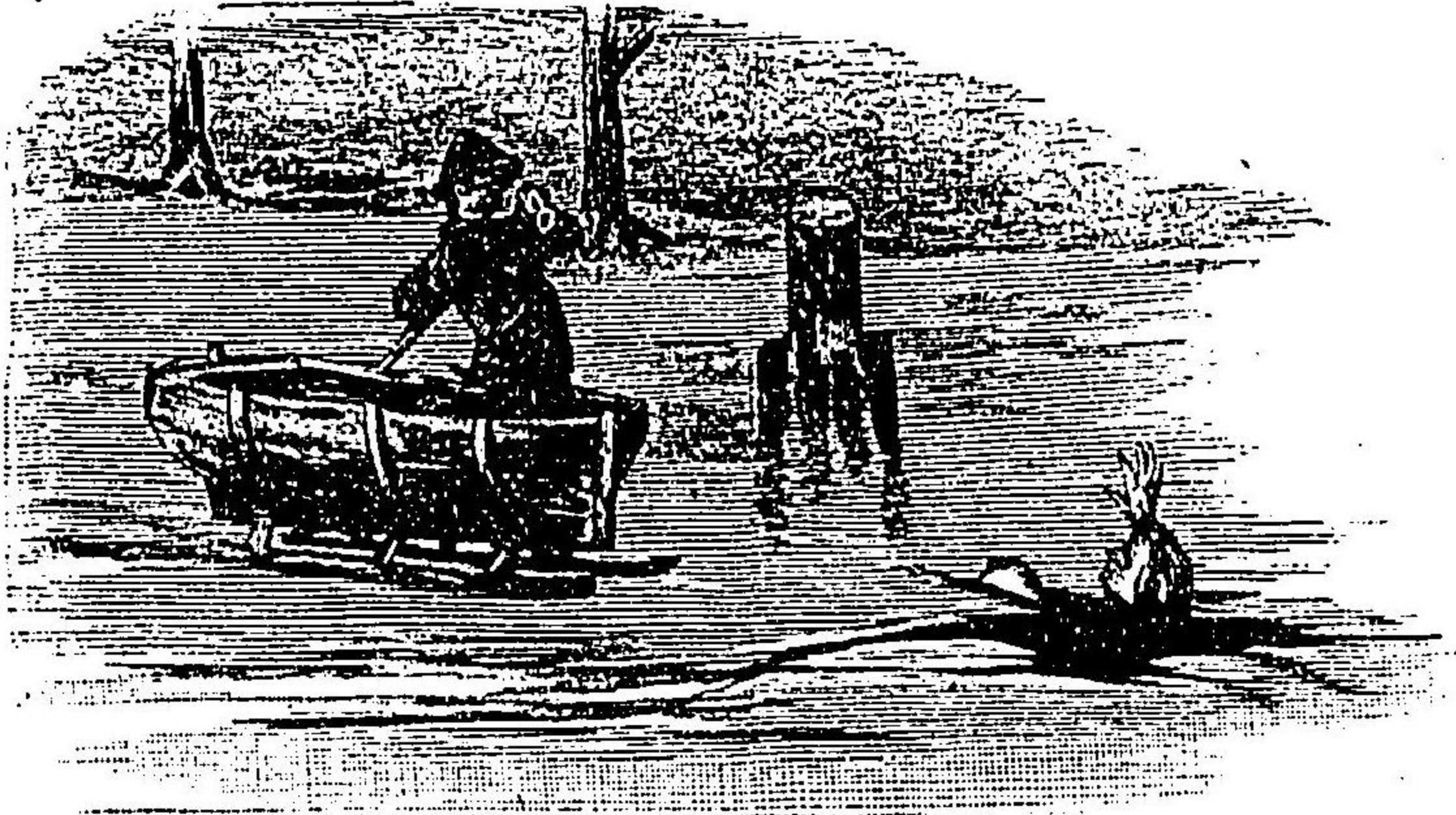
(第一)最も多きは窒息に由る即ち水は空氣に代りて肺中に吸入せられ且多量の水を胃中に嚥飲する者とする此の場合に於て死に瀕せる溺者は窒息者の外貌を呈す即ち其顔面は帶藍紅色にして腫脹し口唇は帶藍暗赤色を呈し眼目には血液鬱滯し胃中には多量の水を呑み居るを認め口内、氣管、肺には泡沫多き液を含むを見る

(第二)稀には即時に失神に陥る即ち心動及呼吸絶止し氣管の入口即ち聲門は痙攣狀に閉鎖して少許の水を肺中に進入せしめ或は毫も水を入らしむるとなし此場合には溺者の顔面は蒼白色にして弛緩し口内には少量の泡沫狀の液を含み或は全く含まず此場合に於

ては生命を救助し得へき見込あること望みせる者よりも頗る多し  
○數時間、水中に在りし者と雖ども其生命は全く消滅せずして時としては數時間、連續せる勉力に由りて其生命を挽回することあり故に溺者は假死者と看做す可き者とす



第七十八圖



溺者

第七十六圖



第七十七圖



七十四

〔溺者の蘇生法〕は安靜、勉力、耐忍を以て成  
功せざる可らず而して此法は左の法則に従ふ可  
し

- (第一) 即刻醫師に報知し蒲團及乾きたる衣服を準備し溺者の濕ひたる衣服を除去して上半身を露出し且帶を解き去るへし
- (第二) 然る後、即時に成る可く新鮮の空氣中(甚た不良の天季、烈寒、強雨の外は)に於て蘇生法を行ふべし
- (第三) 最急且緊要なる事項は呼吸を恢復するに在り若し最初に目的を達するを得ば血液循環及體温を恢復せしむるを得べし然らざれば其結果危険なるを免れず
- (第四) 生活を挽回する勉勞は醫療を受けるまで或は呼吸、心動(脈搏)の恢復する迄て數時間、間斷なく持續せざる可らず
- (第五) 溺者は仰臥せしめず亦脚を高處(水を流出

七十五



せしむるが爲)に挙げずして先づ之を蒲團或は衣服の上に俯臥せしめ、胸を頭下に置き、胸部及胸部は少しく他の身體の部分よりは低くからしめ、背部を壓迫して肺及胃中に流入せる液を流出せしむ可し、第七十九圖或は第八十圖)

第九十七圖



第九十八圖



- (第六) 空氣をして自由に肺中に進入せしむる爲め口を開き口及鼻に付著したる泥土等を拭ひ取り舌を牽出(之を前方に弾力性紐帶、綱索等を以て舌頭に結び付けて牽出するを最良とし或は下顎骨を前方に押出す)すべし(後條の第八十一圖を見よ)
- (第七) 濕潤したる衣服、就中、最初に頸部、胸部の衣服を脱除すべし(例之、頸卷、襦衣の釦、胸當、腹帶、ズボン、釣り等を除去す)
- (第八) 自在なる呼吸運動を喚起するが爲め即時に嗅煙草或は嗅鹽(アンモニヤ)に由て鼻孔を刺戟し或は羽毛を以て咽頭を格擦し適宜に胸部及顔面を摩擦し而して交々温湯と冷水とを噴注し濕潤したる布片を以て烈く胸部を打撃すべし
- (第九) 此の如くするも速に呼吸運動を發せざるときは此儘にして中止すべきにあらず即時に次條の人工呼吸法を行ふを要す

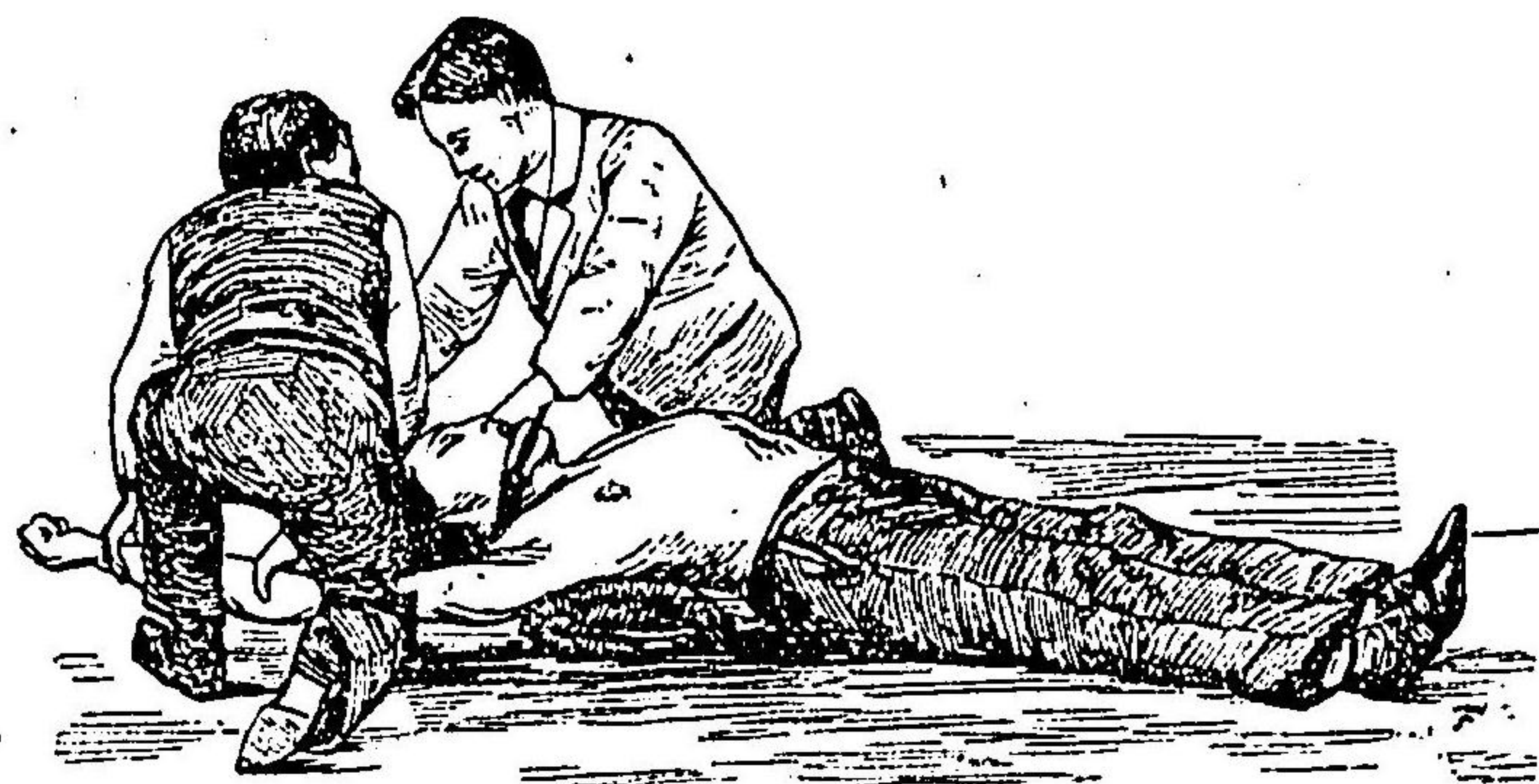
○人工呼吸法(いきのたえたるひとにい)

- (第十) 人工呼吸法の目的たるや胸廓を交番に或は開張せしめ或は壓縮して肺中に新鮮の空氣を進入せしむるにあり
- (第十一) 此方法を行ふに種々の方式ありと雖もシルウエスタル氏の法を以て特に最良なる者として余は實用せり何となれば余が實驗上、屢々最良の效果を來し且困難の場合に臨み一人の力を以て行ひ得ればなり其法たるや左に掲ぐる如し

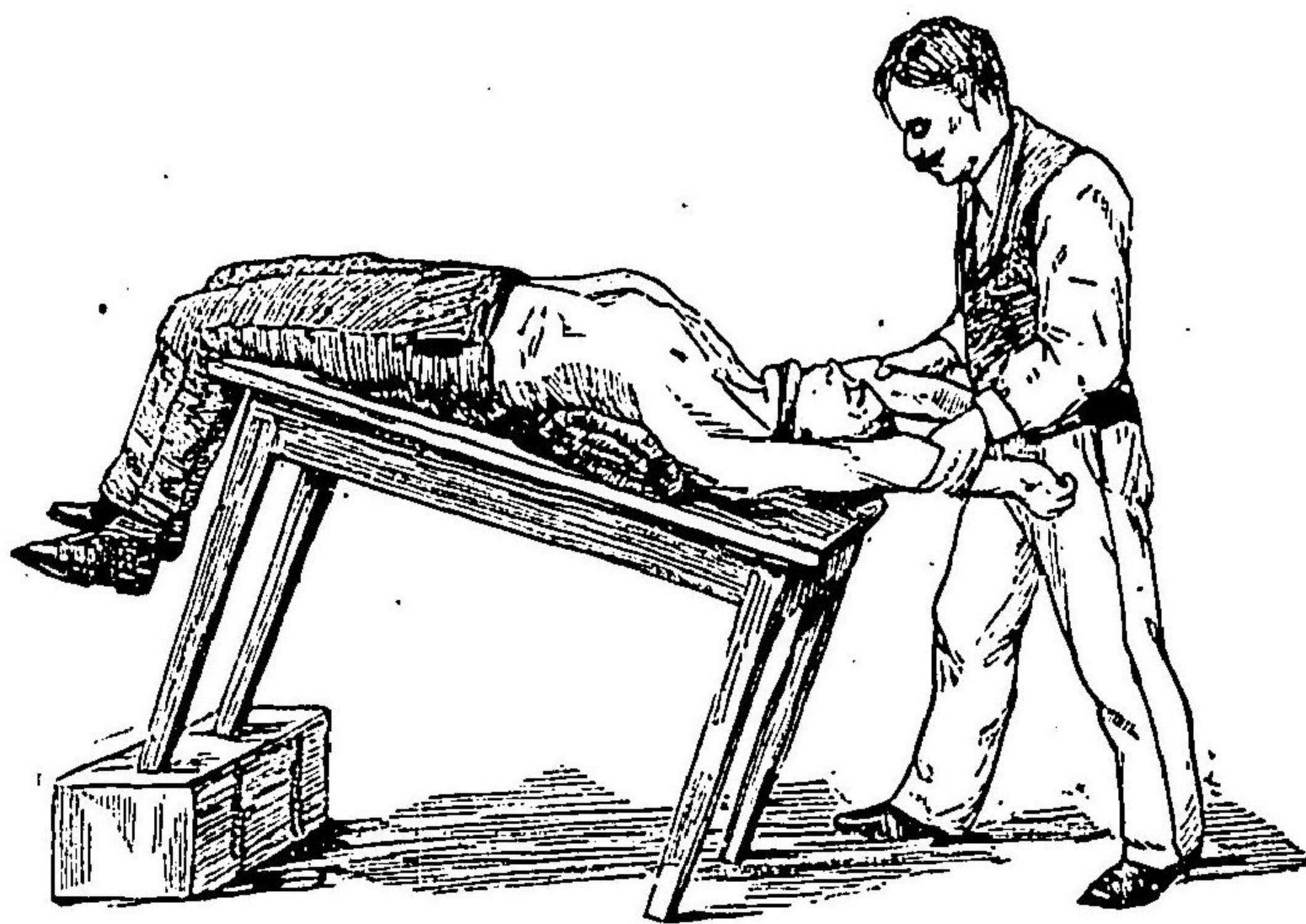
必要なる  
人工呼吸  
の方法



第 十 八 圖



第 十 八 圖

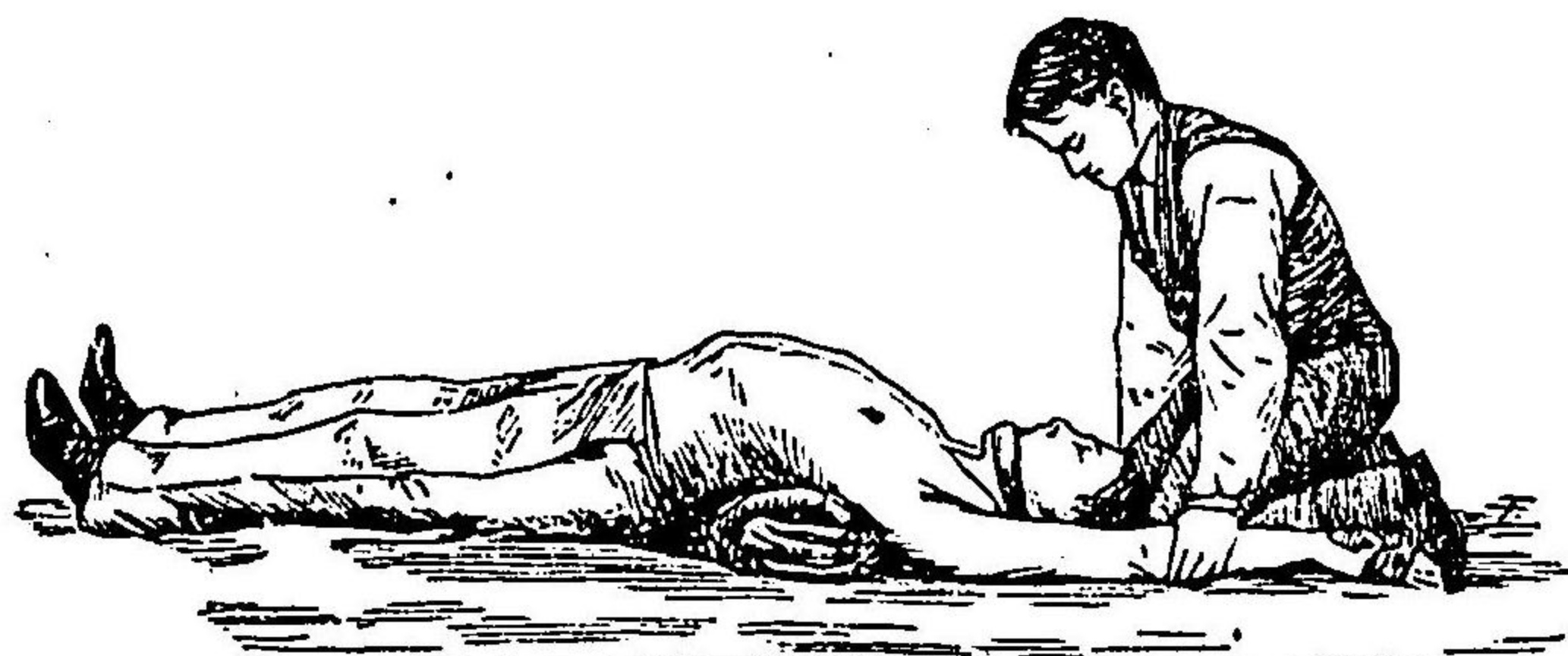


(第十三) 此法を行はんとする人(術者)は患者の頭邊に位し其兩手の肘關節の上部を握り之を靜に舉上して頭部を越ゆるに至り茲に保持すること殆と二秒時間なり(第八十二圖を見よ)之に由

第 十 八 圖



第 十 八 圖



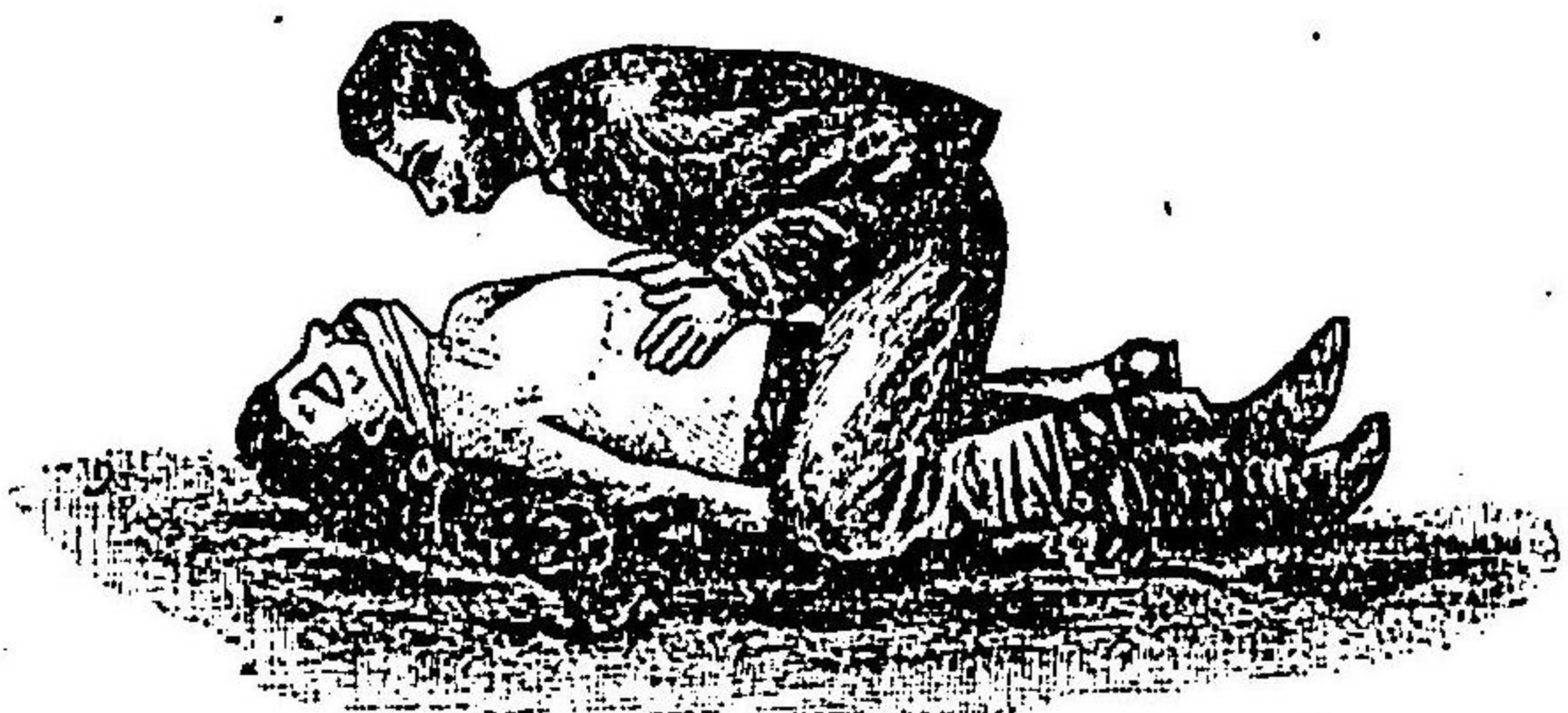
第 十 八 圖



(第十二) 先づ假死者を平かに仰臥せしめ衣服を束ねて背部と地面の間に入れ頭部及肩胛を少く擧ぐべし(第八十二圖)



(第十四) 然る後、前の如く辭に其手を胸側に送り戻し殆と二秒時間之を胸部の側面に壓迫す(第八十三圖を見よ)之に由て空氣は再び肺中より驅出せらる



第八十六圖

(第十五) 二人の救助者あるときは溺者の兩側に各一人宛居りて各其一手を握り一、二、三、四の合言に従て兩者同様の運動を行ふ可し(第八十四圖)

(第十六) 此運動は一分時間凡そ十五回にして其間、注意且耐忍して反覆し自發の呼吸運動の始まるを認むるまで行ふべし通例最初の呼吸を得たるは顔面の頰に變色するに由て知るべし(即ち蒼白なる者變じて紅色となるを見る)

假死者(即ち真正に絶命せざるものにて尙人工呼吸法等に由りて蘇生せしめ得るものを云ふ以下之に準ず)若し臺上に横はれるときは頭部及腦髓に多く血液を輸送する爲め假死者の足端を稍高からしむるを適當とす(第八十五圖)

他の甚有力なる人工呼吸法はホワルド氏が始て行ひし手掌を以て胸廓を壓迫する法(第八十六圖及第八十七圖)にして左の

ホワルド氏の人工呼吸法

如し

假死者を仰臥せしめ衣服を束ねて腰部と地面の間に差し入れ假死者の手を其背部の下に交叉せしむ假死者の頭邊に居れる助手者をして口内より引出せる舌を乾きたる布片にて右の口角部に於て堅く保持せしめ或は下顎角部の後方に兩手を接着し下顎を前方に壓出せしむ可し(第八十一圖) 此人工呼吸法を行ふ人(術者)は假死者の臀部に跨り假死者の胸廓下部に兩手掌を接着し肘部に力を入れて外方に張り肘し漸徐に之を屈曲し滿身の力を以て壓迫しつゝ術者の口は殆と假死者の頭部に接觸せんとするに至るべし(第八十六圖)之に由て空氣は其胸廓より驅出せらるる者とす

第八十七圖



次て術者は速に手を放ち自分の身體を起立するときは胸廓は自ら擴張するに至る(第八十七圖)之に由て空氣胸廓に吸入せらるゝなり 此法も又同度に相交番一、二、三、四など、計へつゝ行ひ猛烈に行ふ可らず 麻痺せる人及小兒に於ては指を屈して肋骨下縁を皮上より握り交々擴張し或は壓縮せしむるを得可し此法はシユルンル氏が報告せる所なり

人工呼吸法



ラボルデ氏は布片を以て強く舌を持ちて強く口内より引き出し次て再び退縮せしむるに由て數多の假死者の生命を救済し得たり此法は一分時間に凡十五回乃至二十回(尋常の呼吸に相應す)施行するときは喉頭神經の刺激に由て呼吸を發起するものとす

四に曰く未熟者は人工呼吸法を行ふに際し二の過失を招く事あり即ち一は人工呼吸法の行ひ方餘り早きに失し其際空氣は肺中に進入する暇なきこと二は胸廓を壓迫すること過劇にして間斷不定なるが爲めに時として肋骨骨折及皮下出血を生ずること是なり

人工呼吸に由りて白發呼吸を恢復したる者の處置

此施術に由て自發の呼吸運動、發起せらるゝや否、即時に此術を行ふを止め而して血液循環及體温を恢復することを務むべし。心臟機能を再び奮起せしむるには術者は假死者の右側に居り之に顔面を向はしめ右手の拇指球を以て成るべく強く且速に心臟部を打撃するに在り(是れ即ちマース氏の心臟按摩法なり)身體を乾きたる蒲團を以て被包し四肢を下方より上方へ蒲團の下に於て劇しく摩擦し或は温暖なる衣服の上より摩擦すべし(此摩擦は傍觀者をして行はしむるを可とす)然る後、患者を成る可く温暖なる臥床内に移して暖めたる「フラネル」布を以て被包し温湯を滿てたる壺或は湯婆或は暖めたる石等を背窩、腋窩、股間及足趾に置くべし(火傷して水胞を生せしむべからず)

遂に假死者の生命を挽回し既に液類を嚥下し得るに至らば患者に温暖なる液即ち温湯、茶、咖啡、日本酒、葡萄酒を一茶匙程づつ飲用せしむ可し然れども餘り大量に與ふ可らず(温湯は醫師の命令に従て行

ふへし)

獨逸の「ザマリテル」協會に於ては此方法を成るべく廣く世に知れ渡らしむる設備を爲したり則ち凡て此方法の圖式を漆を塗れる亜鉛板に印刷し諸處に贈附して人の溺没し得る場所(船舶及小艇の碇繋所、魚釣所、海水浴場、橋の兩端、船内)に掲示せしめたり現今に至るまで獨逸全國に此表の分配せられたる數は壹萬五千枚に及べり(吾日本も此の如き表を配布せん事を希望す)

○凍者(こごえた)るひと

呼凍者となる状況

凍者は甚た劇しき寒氣に遇て發するのみならず人若し長途の行軍或は飢餓に由て疲勞せるか或は酒を飲んで大に酩酊し昏倒睡眠するに際して烈風の爲め速に體温及神識を奪却せらるゝときは屢々輕き寒氣に於ても發生する者なり此際多量の降雪あるときは却て幸福なりとす何となれば雪は温の不導體なればなり(温の不動體とは即ち患者自身より發生する温氣を外氣中に發散せしめずして却て之を貯ふるの謂にして恰も臥蓐を用ゆるに同し)故に雪中に埋没せし人は多くは容易に再び生活を挽回し得べし凍者は全身表面蒼白色にして且寒冷なり唯鼻、口、手、足のみは稍藍色の光澤を放ち呼吸絶止し復た脈搏を觸れ知る可らず四肢は感覺を失ひ強固となり身體中の最外方に在る末端部(鼻、耳、指、趾、手、足)は頗る硬く凍結して氷の如く寒冷なるを覺ふ



〔凍者の處置〕

凍者の救  
助方法及  
其注意

凍者の蘇生法は大に謹慎を加へて行ひ必ずや漸徐に身體を溫暖ならしむるを要す人若し即時に凍者を暖室内に移すときは其生命を失ふべし深く注意するを要す

(イ) 其處置たるや即ち注意して凍匠者を閉鎖せる寒冷の室内に移し而して凍固せる四肢を破折せざるが爲め徐々に衣服を切り去て之を脱せしむへし現に雪あるときは之を以て全身を被包し而して之を以て適度に摩擦すべし若し雪なき時は患者を寒冷なる濕布或は冷砂を以て摩擦し或は之を氷冷の水浴中に坐せしめ而して後ち四肢屈曲し得るに及び交代して人工呼吸法を行ふ可し(溺者に於ける法に由りて行ふべし)

(ロ) 爾後自發の呼吸運動發現し來りたるときは患者を適度に暖めたる室内に移して軽く冷かなる蒲團を以て被ひ而して初め温めたる布片を以て徐々に摩擦を行ひ且其室内を能く溫暖ならしむるを要す

(ハ) 然る後嗅入劑(福砂精、「エーテル」、 Hoffman 氏液、細切せる葱)及輕き内用の興奮劑(古葡萄酒、寒冷の咖啡、ソップ)に由りて再び神識を挽回すべし

唯身體一部分のみ凍結せる者も亦同様に行ふ可し謹慎して此療法を行ふにも拘はらず身體の各部知覺を失ひ青色に腫脹し水泡を發生せるときは大に危険にして其部壞疽狀となり遂に脱落するに至る

綑帶を纏絡し身體の部分を高位に保持するに由て時として尙此危険を免るゝを得ることあり

○窒息(いきがとま)

窒息者の  
原因及狀

窒息は最も屢有害瓦斯の吸入に由て發する者にして例之、爐の燐口を除き早く閉鎖せし後ちに漏れ出る炭蒸氣、(故に現今は殆ど全く用ひず) 嘴管の開放しあるより有害氣排泄管に出し去るべき點燈瓦斯の逆流或は深坑、排泄溝、古井戸に集合せる所の硫化水素及坑穴瓦斯、衆人群集の室内、或は新しき葡萄酒或は麥酒を醸酵せしむる所の穴藏中に發生する炭酸の如き者はなり以上、掲ぐる如き有害氣類を吸入したる人は直に眩暈して呼吸は妨害せられ脈搏は間斷を生し神識を失ひ失神狀に陥り痙攣を發し速に救助を得ざる時は死するに至る

炭酸氣中  
の窒息者  
の救助法

〔炭酸氣中に窒息せる人を救助する法〕 此の場合に失神者則ち假死者あらば新鮮の空氣中に搬出するを要す然れとも之が救助者は充分の注意を以て自身の生命を失はざるの用意を爲さずんばあるべからず炭酸氣充滿せる室内に入らんとするには最初に成る可く戶外より戸を開(西洋家屋の二三階ある家ならば階子或は索條に由て開く) 或は窓を破碎し強き空氣の流通を起さしむべし窓を破碎する能はざる時は水(石灰水或は醋水と等分の水)に浸したる布片を以て鼻口を綑帶し戶外に於て尙一度深く吸氣を行ひ室内に闖入し然る後ち最も近き窓に驅け行き速に之を開け放つか或は其硝子板を打ち破り此破孔より外に頭首を出して新鮮の空氣を吸入し亦最も近き窓戸に疾走して之を破碎し強劇の空氣流通を誘引し炭酸氣を驅逐して失神者を運出し去るを得るに至るを務むべし(以上は西洋風の家屋に就て云ふ所にして歐風家屋の一弊害なりと云ふも可なり)



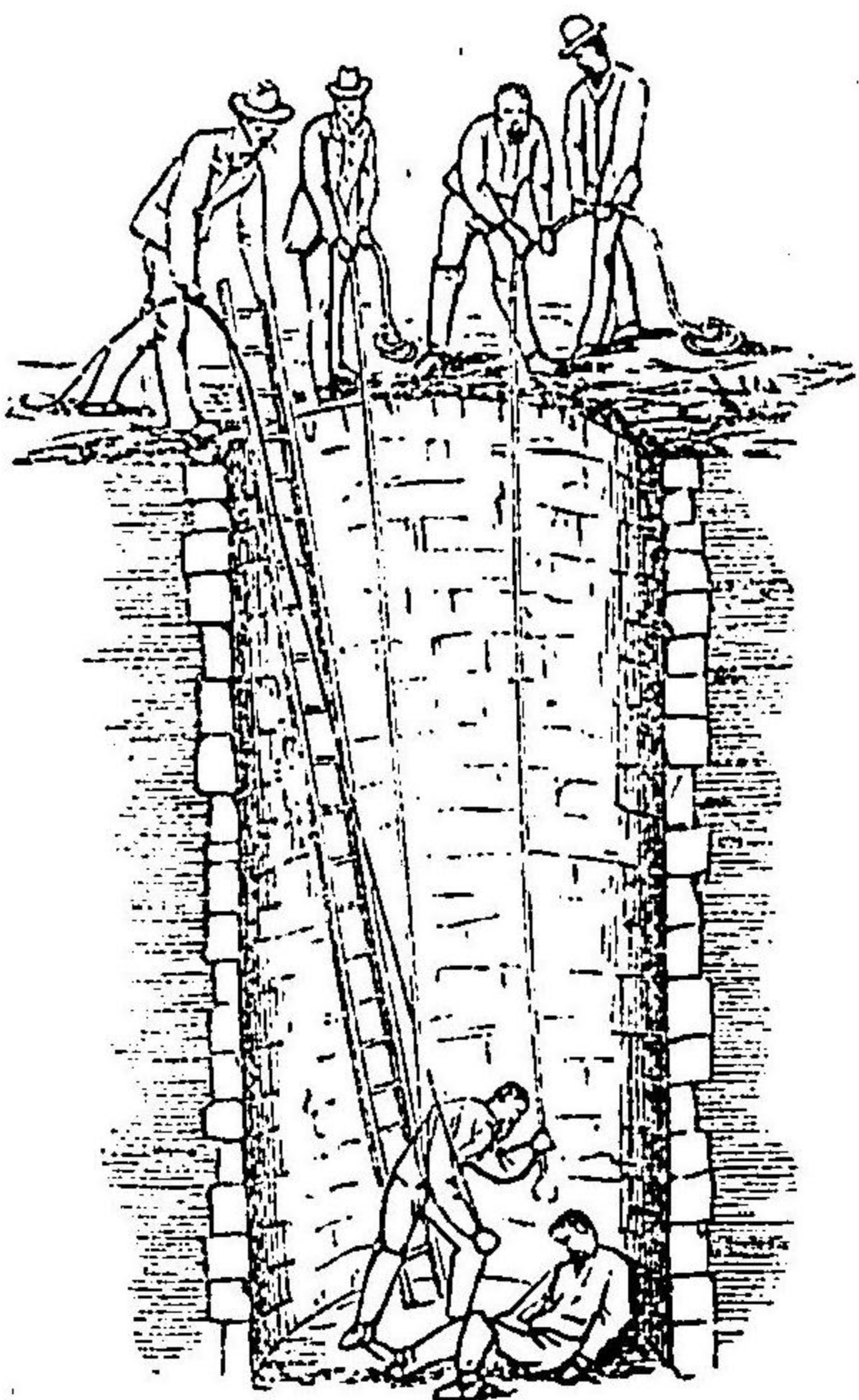
深坑中に  
陥落した  
人の救  
助法

室内に照輝瓦斯、即ち點燈瓦斯、流れ出づるときは燈火或は燭火等を携へて進入す可らず故に能く注意して其暗黒中の窓に向て突進し之を破碎すべし  
深き坑中に陥落したる人、失神せしときは其危険は其中に在る空氣に關す(點火試驗燭火を坑中に送りては無益にして時間を費す恐あり硫化水素中には能く燃焼するを見ればなり)  
故に即時に梯子、綱索及防口綱帶(醋水或は石灰水)を具備して後ち坑中に進入すべし而して有毒瓦斯は通常の空氣よりも重きを以て強き空氣の流通を發生せしめて之を驅出するを務むべし其方法は點火したる柴或は紙片を投下し又は傘を開張して之を垂下し更に速かに之を引上げ亦投入し或は多量の水殊に石灰水を振り注ぎ掛くる等適宜之を行ふへし近傍に新製せる石灰あるときは手早く石灰乳(水を加へ)を製し此混液を成る可く多く坑中に散布す可し(井桶或は尙良なるは水差瓶を以てし或は石灰乳を浸せる藁束を用ゆ可し)

坑穴瓦斯は其中に火を投下するときは發火し且爆發すること少からざるか故に不意に昇騰する火焰に由て焦傷せざる様、豫め注意するを要す

坑穴中より失神者を搬出し來らんとして其中に進入せんとする者は先、綱を自身の胸部及肩胛の周邊に固く結び付け而して其一手に暗號紐(坑中にて失神者を結縛す可し消防夫の用ゆるが如き呼吸管(即ち導氣管)を有せざるか或は潜水器を有せざるか)は醋水或は石灰水に浸したる一條の布片にて口頭を縛すべし其綱は常に上方より緊張せしめ置き殊に之が爲めに定りたる人をして麻紐(暗號紐)に注目せしむべし何となれば坑中に降下したる救助者は瞬間時に失神狀となり呼聲を以て善く應答する

第八十八圖



能はざるに至るも麻紐に結著したる膊は尙隨意に運動するや否を直に感知し得るを以てなり若し衰弱の徵候あるときは下降したる救助者を直ちに再び牽出せざる可らず(第八十八圖)  
幸に救助者、坑底に到達するを得るや失神者を成る可く手早く捕へて第二の綱を以て之を結縛するを

要す然る後ち疾速に兩人(即ち失神者、救助者)を牽出すべき暗號をなすべし  
窒息者を新鮮空氣中に牽出し得るとき其場に醫師の現在せざるに於ては蘇生法即ち已に記載せしが如く人工呼吸法を行ひ冷水を吹き掛け、刺戟劑等を用ゆるを要す

○絞首者あるを見れば即時に其紐を切斷すべし但其墜落し來るに當り損傷せしめざるか爲め他手を以て身體を支持すべし然る後、前條窒息の條に於て述べたるが如き方法を施すべし

○咀嚼せる多量の食物(肉切片、馬鈴薯、餅塊、骨片等)を嚥下するに由る窒息者は此等の食片咽喉に嵌塞し且喉頭を壓縮して急に死に陥らしむるものなり此の窒息者の状態たるや顔面帶藍紅色となり眼球突出し不節の音聲を發し手を以て其身體の周圍或は頸部を握り且失神狀に陥る

食物に由  
る窒息者  
の救助法



此際に當り迅速に施行すべき方法は左手を以て鼻を撮みて壓閉し強て口を開かしの猛力に且迅速に右手の示指及拇指を舌を越て深く口内に送入し咽頭内に留塞せる食片を把りて摘出することを務むべし此の如く行ふを得ざる時は緊快せる一片を動搖せしめ且窒息者の胸腹は机、食机具或は他の固體に對して壓迫し手拳を以て短く強く背部肩胛骨の間を打ちて排出せしむることを務むべし之に由て肺中より驅出せられたる空氣は留塞せる食片を破碎吐出せしむることを得べし又窒息者の耳内を強く吹きて咳嗽せざる可らざるに至るときは亦食片を咳出する事あり此際に當りては最も速に醫師に報知し且臨機直に手術を行ひ得るが爲め必要の器械(鉗子及氣管切開の器械)を携帯せんことを告るを要す譯者曰く哺乳兒は母の乳房を嘔みつゝある際母兒共に睡眠し肥滿せる乳房の爲めに乳兒の鼻口を閉塞して窒息の不幸に陥らしむるとは往々新聞紙上に散見する事實なり世の母たるもの哺乳せしむる際深く注意せざる可らず

哺乳兒の窒息

○失神者(神氣を失ひ) 倒る者

失神者は即ち知覺及隨意運動の廢絶せる者にして以上説明したる災害の外、尙各種状態の結果となり屢々遭遇するものにて其主要なる原因は左の如し

- (一) 腦の損傷(頭蓋骨折を兼ねると否らざるとあり)
- (二) 腦の疾患(卒中、癲癇)
- (三) 麻醉性毒物(阿片、莫兒比涅、亞兒箇保兒、沈醉)依的兒、嘔囉仿謨及腎臟の疾患(尿素鬱滯)の中

毒

〔四〕 卒倒(恐怖、疼痛、衰弱、失血、飢餓、煩渴等)に由る心臓麻痺) 失神の種類は何種なるやを即坐に辨別するは良醫と雖ども屢々難んずる所なれども其辨別論は茲に論及せざるべし余は只一二主要の法則を説述して醫師の來るに先ち俗人の施すべき處置の梗概を示すに限らんす

失神者の救助方法

〔第一〕 成る可く此不幸なる場合の誘因に就て多く檢知するを務むべし(即ち失神の誘因は顛倒、陥落、打撲、外傷なるや沈醉なるや等)

〔第二〕 身體の位置及其周圍を熟視すべし何となれば此際は屢々裁判上に關すると多く從て精密なる報告を要すればなり

失神者の周圍には忽ち好奇的に群衆集合し來て徒らに傍觀するものなるが近隣の家への入口に一二人の助を假りて運ひ行きて唯眞に救助せんと欲し且之を行ひ得る少數の人々に任すべし失神者の呼吸に從て酒氣を發散するや否を檢すべし此酒の臭氣あるときは其者は甚しく沈醉したる事を知るべし然れとも亦沈醉は他の危重なる病(卒中、腦損傷等)と併ひ發することあるが故に須く注意すべし

〔第四〕 頸部を纏絡したる衣類(頸卷、襟飾、腹帶、紐類、釦等)を除去すべし何となれば之が爲めに頭部より血液の心臓に歸流するを妨ぐればなり

〔第五〕 新鮮の空氣をして患者の周圍に自在に進入せしむべし故に無用の傍觀者は悉く立ち去らしむ



るを要す

〔第六〕 而して後、身體を仰臥せしめ。若し大出血後の失神に於けるが如く、顔面蒼白なるときは頭部を低下すべし。然れども顔面紅色を呈し來れば頭部は高處に安置せざる可らず。嘔吐を始むるときは即時に頭部を側方に回轉し吐物をして肺中に吸入せしむ可らず。

〔第七〕 失神者若し癲癇狀の發作(癲癇)を起したるときは四肢を搖動し全身に痙攣を發し顔面は紅色を呈し且顫動し口角には泡沫を吹き出し舌は往々齒間に緊縮せらるゝ者とす。

此際に於ては痙攣狀の運動を防ぎ或は全く痙攣狀に握り合せる拳子を開擴することを試む可らず。何となれば之に由りて痙攣をして只不良ならしむるのみなればなり。

故に傍人は單に病人自ら損傷することを防ぐべきのみ即ち頭首の下に或る軟き物を置き、齒間にも柔軟の物(栓子、拭巾)を差し入れて舌の咬傷を防ぎ安靜に發作の經過し去るを待つべし。

〔第八〕 病者全く少しも呼吸せざる徴(口鼻の前に滑澤の金屬或は鏡を接するに曇翳を生せず或は鼻口に細く柔かなる羽毛を接するも振動せず)あるときは即時に人工呼吸法を行ふべし。

〔第九〕 成る可く迅速に醫療を請ひ或は病者を病院に送致すべし。

飢餓或は衰弱に由る失神者には少しく或食品を與へ之に興奮性飲料を飲ますべし。

○中暑者(あつげにあた)

中暑者の  
状況

中暑は最劇き危険なる失神者にして大に身體を勞働し飲料水に乏しき際劇熱を被むるより來る者なり。酷熱無風の日、密に群集せる隊列をなし進軍するに當り兵卒の中暑せらるゝ者最多し此狀況の前兆は其人甚き渴意に苦み大疲倦、眩暈、胸部苦悶を訴へ皮膚は灼熱し顔面は紅色を呈し舌、乾燥して脈搏疾速微弱となり呼吸遲徐となる。

傍人に向て對話するに病者或は全く應答せず或は漸々斷續して判然答る者あり是れ聽官(耳の官能)并に舌の運動を妨ぐればなり此現狀を判然認むるあらば其中暑者を防護し(歩行を止め肢節を裸出し負載せる重量を脱せしむ)其衣服を脱がしめ能く空氣に接觸せしめ水を飲ましむ可し。

然れども此患尙持續するときは其中暑者は突然失神となり顛倒するを見る即ち顔面は暗紅色となり眼目は固定して動かす光澤を放ち呼吸甚速となり淺く時として呼吸停止するところあり脈搏頗る早くして觸知し難く皮膚、乾燥灼熱の甚きを覺ふ。

此時に際して速に適當なる救急法を加へざるときは其顔面及四肢劇く痙攣狀に搖動し忽ち全身強固となり動かす顔面藍色となり眼の瞳孔は廣大となるを認め脈搏益々微弱となり呼吸に喘鳴を放ち口より血液様の泡沫を出して死に陥る(心臓及肺臓の麻痺に由る)。

是れ唯神速なる適當の救急法に由て死に陥るを豫防するを得可きのみ即ち身體を速に寒冷ならしむるを計り冷水を飲ましむるを第一とす成る可く、速に直に中暑者を清冷なる場所(鬱蒼たる樹林中或は家屋)に移し其上半身を高起し凡て狭屈且溫暖なる衣服を開放除去し之に新鮮の空氣を觸接せしめ多量の冷水を注ぎ掛け冷水に浸せる布片を以て頭部及胸部を冷却せしめ成る可く多量の水を飲ましむ可

中暑者の  
救急の必  
要

中暑者の  
救助方法



日射病

若し其呼吸絶止するときは人工呼吸法を行ひ手足を摩擦し終に興奮劑(葡萄酒等)を與ふ可し  
 (豫防法は行軍の間には水を飲ましめ襟を開放し日覆布を用ひしむ)  
 日射病(俗に「くわくらん」すると稱するもの是なり)に於ては上段に述べたる原因に由るの外主として  
 頭蓋及其内にある脳髓に甚しく光線を受けるに由るものにして乃ち大人に於ては頭頂を裸出して炎天  
 に曝す時に發すれども主として小兒には大に危険なるものにて不注意なる保母の爲めに遊兒車に日覆  
 を被はずして此危険を避けざるより來るものたり  
 日光の放射を受くるの甚しきは火傷の第一度及第二度に達するものあり  
 治療の手當には中暑者と同様なり

○中毒(どくあ)

中毒の種  
類及其狀

毒物とは之を内服して其生命を傷害する所の物質を云ふ之を分て腐蝕毒物及麻酔毒物となす  
 [甲] 腐蝕毒物は砒石、磷、昇汞、酸類(硫酸、鹽酸、硝酸、硫酸銅、石炭酸、樟酸)亞兒加里類(腐蝕加里、瀉  
 汁)の如き是なり此中毒は即時に胃部、腹部の劇烈なる疼痛及嘔吐を起す而して其他、酸類及亞  
 兒加里類には尙唇、口内、胃焦爛するを見る  
 [乙] 麻酔毒物は麻酔性の植物毒即ち阿片、莫兒比涅、莨菪、失鳩答、曼陀羅華、雙蘭菊、烟草等其他、亞  
 兒簡保兒、青酸、斯篤利幾尼涅なり此中毒は麻酔、言語、失神、肝息等を發す

○中毒の處置

中毒者の  
處置

此中毒に遇は、成る可く毒物の種類を穿索し且即時に醫師又は最近の藥舖(多くは解毒劑を辨知する  
 者)に報知すべし  
 酸類及亞兒加里類は相互に解毒藥となるを以て中和(無毒となる)せらるゝ事を考慮するを要す  
 ○強酸類を嚥下せしときは直に亞兒加里を多量の水に溶して服用せしむべし例之食鹽、曹達、刺篤亞斯  
 「マグネシア」、石灰水、石鹼水の如し  
 ○亞兒加里(瀉汁)を嚥下せしときは酸類、例之、醋、枸橼酸、酸味なる物を與ふ可し  
 ○腐蝕毒物の腐蝕作用に對して胃及咽頭を防禦するには多量の粘滑物或は油性の液即ち油類、卵白、乳  
 汁、粉類に水を和したるもの蓖麻子油を飲ましむ可し多量の乳汁は概して諸般の中毒に良好の解毒劑  
 たり  
 ○毒物を胃より排除するには嘔吐を發せしむ可し之を催がすには指或は羽毛を以て咽頭を刺戟し或は  
 一茶匙の食鹽、芥子或は牛酪を加へたる多量の温湯、微温の牛乳を飲ましめ或は之を得ること能はざ  
 るときは吐劑(吐根酒、硫酸銅、硫酸亞鉛、吐酒石等)に由て吐かしむ可し  
 ○毒物若し麻酔性植物なるときは患者を喚び起し或は揺り動かして目を醒覺せしむべし又病者に濃厚  
 なる黑色の珈琲或は茶を飲用せしめ或は濃珈琲を灌腸し頭上に氷嚢法を施し芥子泥を胃部及膀胱部に  
 貼し冷水を灌注す可し

嘔吐を催  
して毒物  
を除去す



醫師は胃、咽筒を以て毒物を胃中より排除することを試むべし其方法は患者、失神せざるときは一條の護謨管を用ひ其一端を胃中に嚙下せしむべし(二十乃至三十五「ツオル」にして胃中に達す)而して之を行ひ得るときは其他端を高く頭上に舉上し而して漏斗に由て成る可く、多量の水を胃中に送入すべし然る後ち其端を低下するときは液は悉く再び胃中より流出する者なり吸液管の作用に由る此方法は數回反覆せざる可らず

### 第五回講筵

#### ○遭難被害者の運搬法

被害者運搬の方法

急劇不時の危難なる災變若し森林、原野の内に於て起り或は村道或は市街の途上に於て發するときはその遭難者を成る可く迅速に害を防ぎ置き醫師或は病院に送致するを要す實に遭難者の生命及健康の如何は運搬法の適當なるや將た然らざるやに關する者とす

擔架

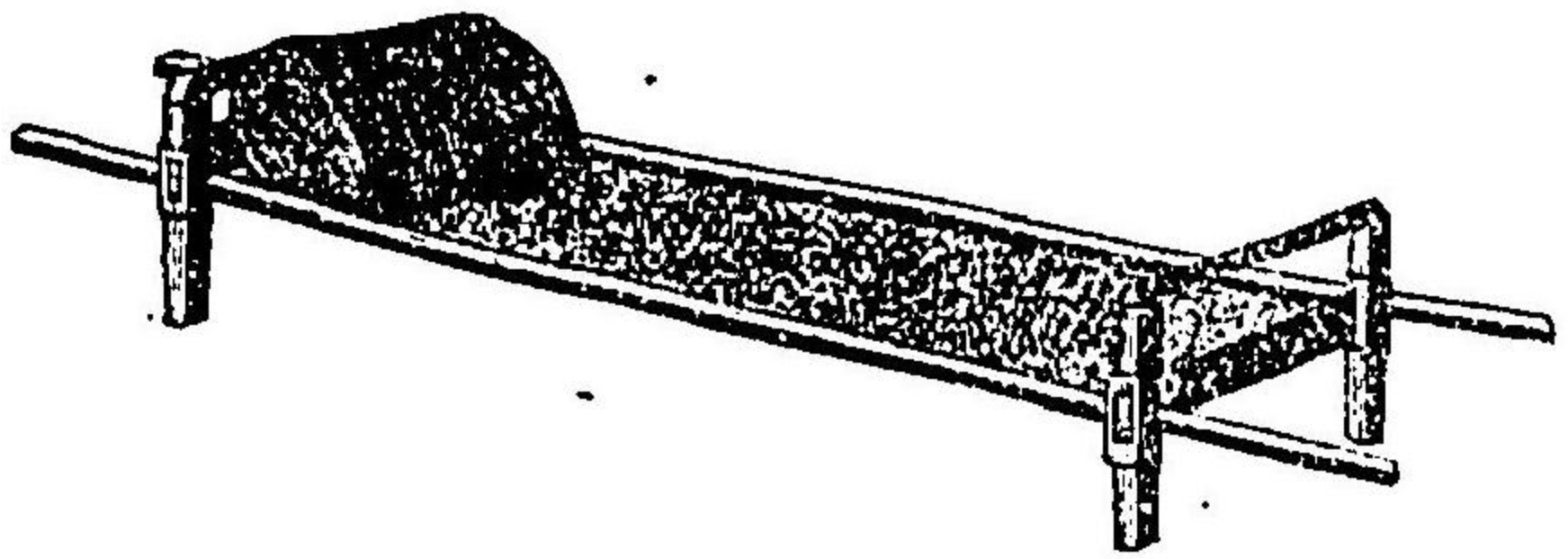
元來此事たるや、戦時に當り同時に數多の負傷者を戰場より綑帶所或は假設病院内に送致するに臨み頗る緊要なる者にして此運搬には成る可く擔架(第八十九圖)を用ゆべし此架は輕便且運搬すべき臥牀にして杆條の組臺より成り其杆條の間に一片の帆布綿を張り臥蓐となしたるものなり  
平時に在ても病院に於て運搬するには病牀擔架を用ゆ即ち二本の杆條に由て擔送せられ或は輕便の車に依て運搬せらるるものとす

戦時に於ては各軍隊に醫師より教育せられたる固有の看護夫ありて輕便且單一なる擔架を具へ救急綑帶を貼したる後ち最も害を防ぎたる方法を以て負傷者を擔架の上に横臥せしめ而して運搬するを職とせり

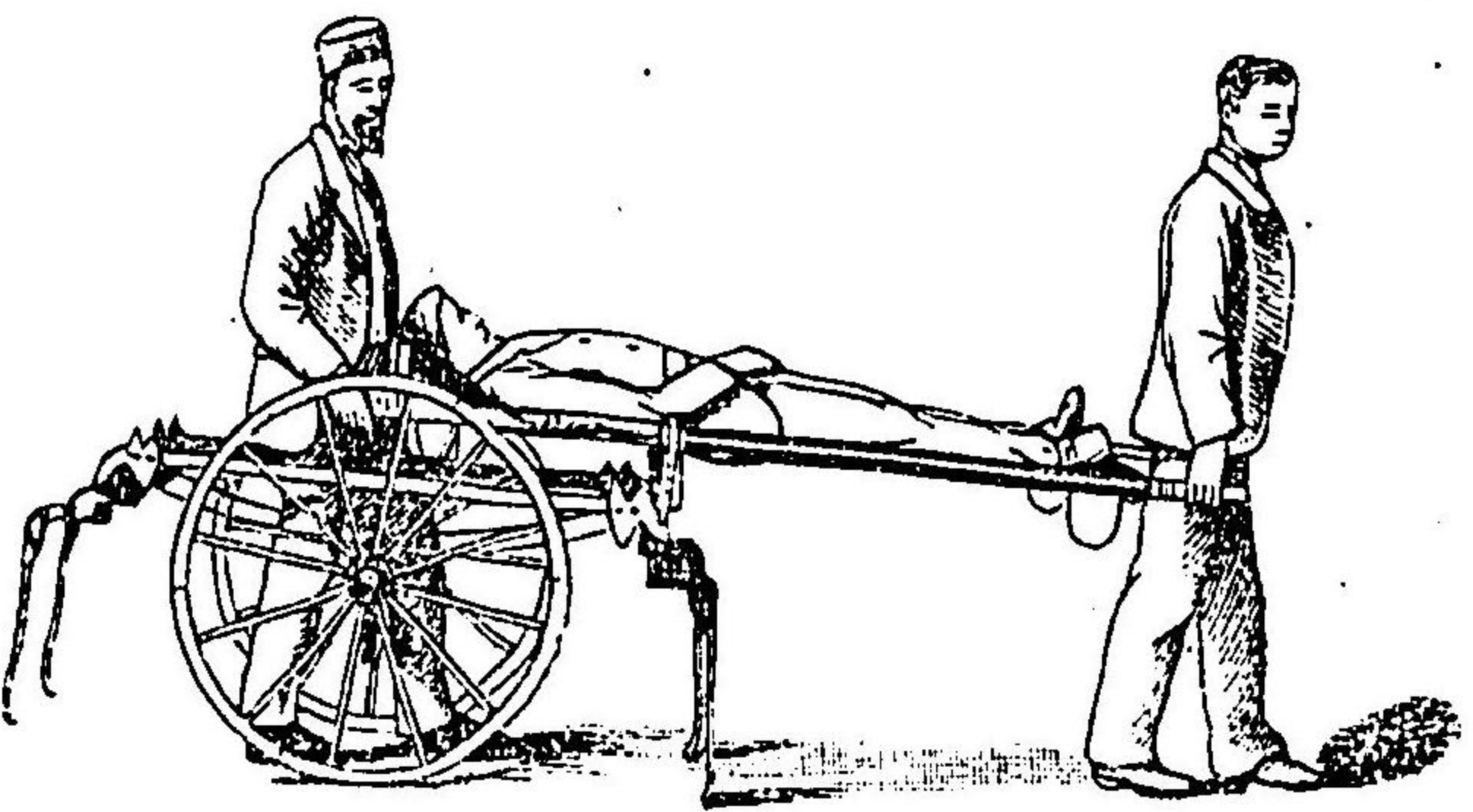
然れども極めて劇しき大戦争に於ては負傷者は晝夜戰場に横臥せるを以て前に述べたる方法を行ふも決して行き届くに至らず此際に於ては義勇救急法は頗る希望して已まざる所にして最必要なるを覺ゆるなり余は實に「ゾルフ、エ、ハ」の戰場を回想す蓋しヘンリードユナント氏の所説は赤十字社を設立す



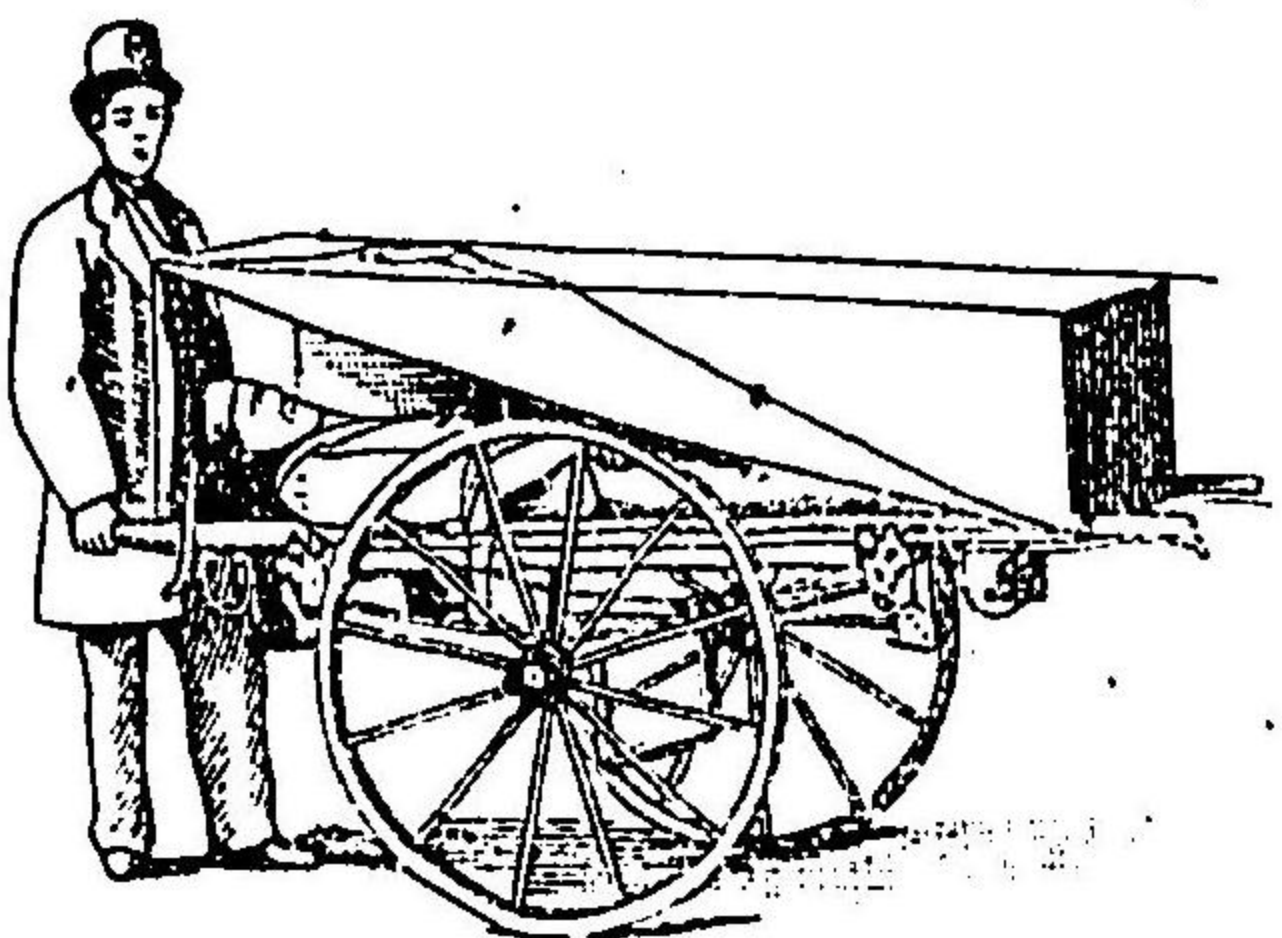
第九十八圖



第九十九圖



第一百零九圖



此仁惠なる勤勉の結果に由て運搬車を製し一千八百六十四年初て「ドュベル」に於て「ヨハンニツテル  
リツテル」より使用せられたりき

るの基礎を爲したる所にして近時の戦争に於て數多の幸福を來すに至れり

運搬車

茲に特に適當なる運搬車(第九十圖及第九十一圖)あり此車は「カビタン」、ジョン・ファルレー氏の創製  
にて氏は英國の「ジョン、アム・プランス、アツンシアシヨンの貯藏庫の監督者にして又英國に於ける救  
急法學校を擴張するが爲めに最大なる勞力を盡し殆ど近時の諸戦争に於て赤十字社の代表者として洪  
大なる勳作を現したりき

此運搬車は險阻ならざる平坦の地方に於ける戰場に於ても亦用ひて最良の結果を收めたれども亦平時  
殊に大都府に於て不幸なる急難に際會するときに最も必要なる者とす何となれば此運搬車は一人にて  
容易且つ迅速に運搬し得るを以て一定處即ち警察署、消防署、停車場等に於ては常に備へ置くべきもの  
にて平坦なる地方及開通したる道路に於ては非常に有益なる運搬法たるものなればなり

○負傷者を運搬擔架に乗せ運び出す方法及注意

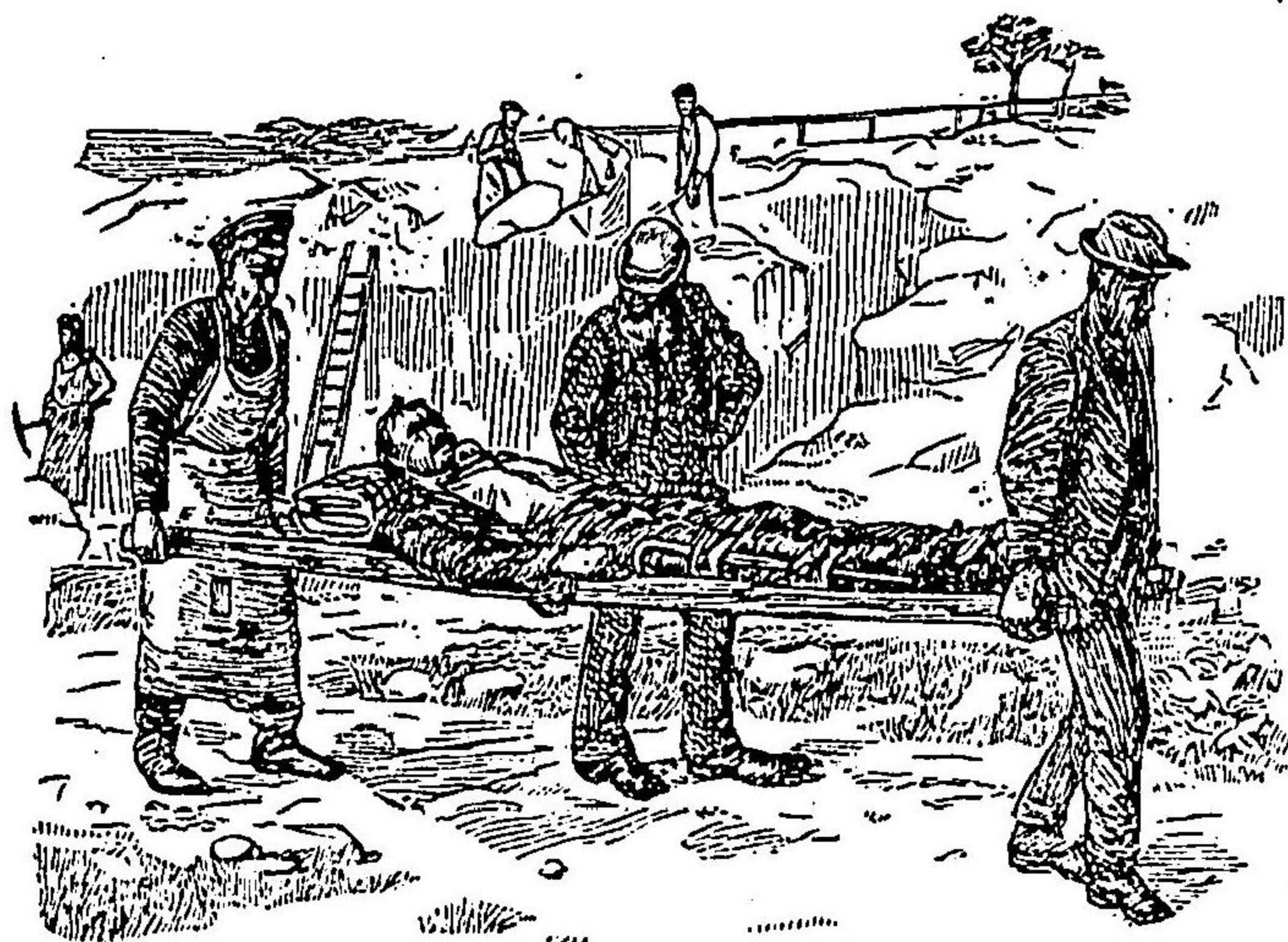
擔架の用法及注意

○運搬擔架の上に負傷者を載せ且搬び出すには少許の練習に由て容易に得べき熟練及注意を要す  
運搬の箇所、遠隔ならざるときは三人以上の運搬夫を要することなし其内の兩人は架を擔ひ其外の一  
人は病者に向て注意看護し且已を得ざる時に臨み搬送夫の一人と交代すべし  
横臥したる負傷者を載せんとするには宜しく擔架の正中線に臥さしめ左右に偏せざるを要す(若し患  
者を其一侧に偏置するときは其運出せらるゝに當り搬夫は途上に病者を頭脱せしめ或は墜落せしむる  
恐あり)然る後も兩搬送夫は各々病者の左右に附き添ひ手を負傷者の背部及上腿の下に送り入れ病者  
を擡擧して靜に之を擔架に安置す(第九十二圖)第三の附添人は其際負傷したる部分(四肢或は頭部)を



則搬  
架を運  
する規

圖 四 十 九 第



遭難被害者の運搬法

九十九

(一) 擔架は搬送夫の兩手或は肩胛に紐を掛け以て運搬すべし決して肩胛の上にて擔ふ可らず何となれば其際、負傷者を目視する能はざるが故に容易に顛落するのみならず實に之が不注意より死亡を招くことあればなり

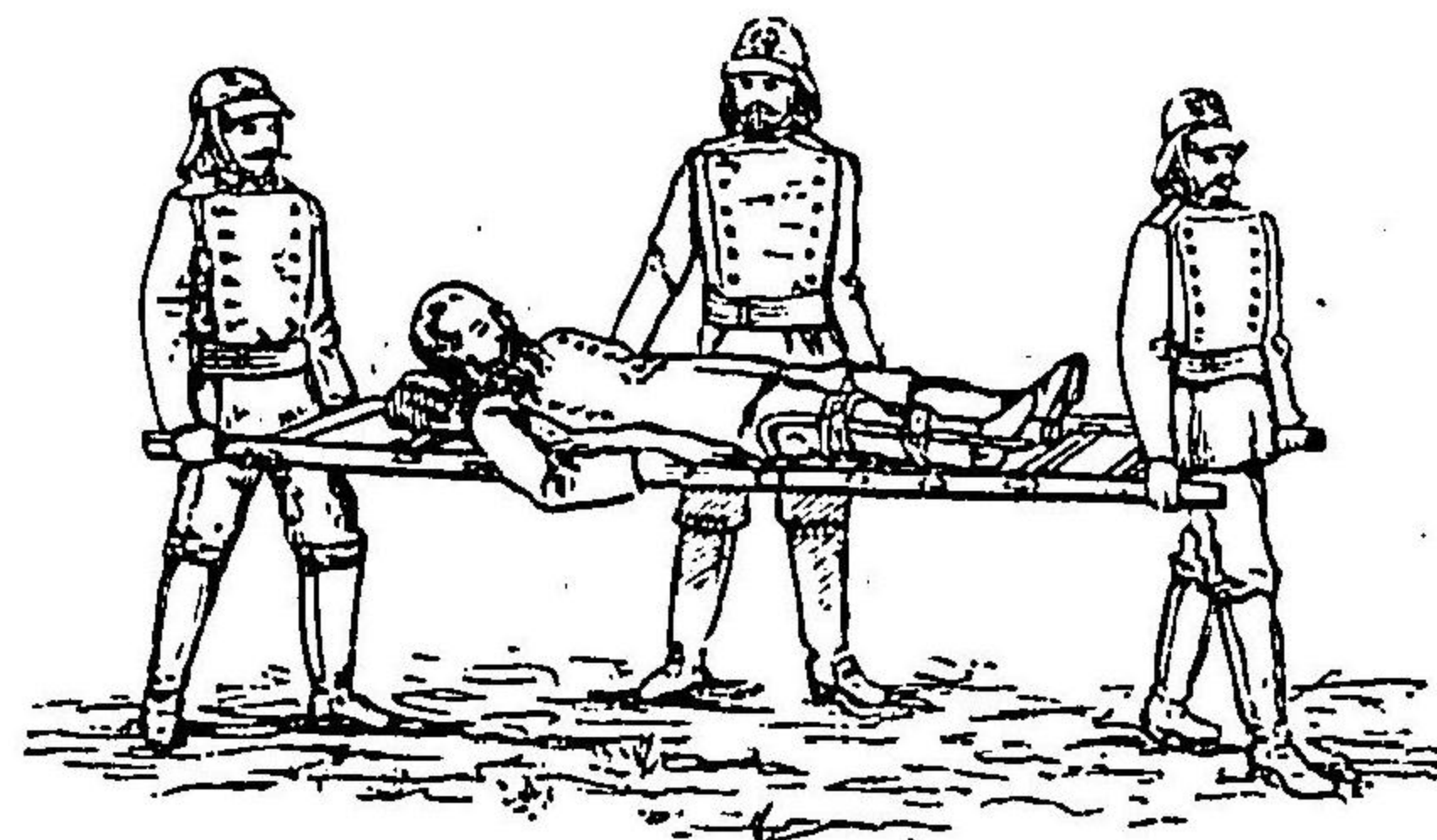
(二) 搬送夫は兵卒の行軍時に於けるが如く兩人同一の足取を以て前進すべからず若し此の如くするときは擔架は一側よりして他側に向ひ動揺し且身體轉回するに至るべし 夫の駱駝に乗るに當り同一側の如し、アウビヤ人は駱駝を沙漠の船と名くるは人の普く知る所にして初めて此駱駝に乗れる人は必ず彼の舟酔者の如くなる者とする

故に搬送夫は之を避けんが爲めに兩人不同の歩行則ち間斷せる歩行(登山歩行)を以て進行すべし然る時は擔架の運動は同度なるを得べし而して其歩を

圖 二 十 九 第



圖 三 十 九 第

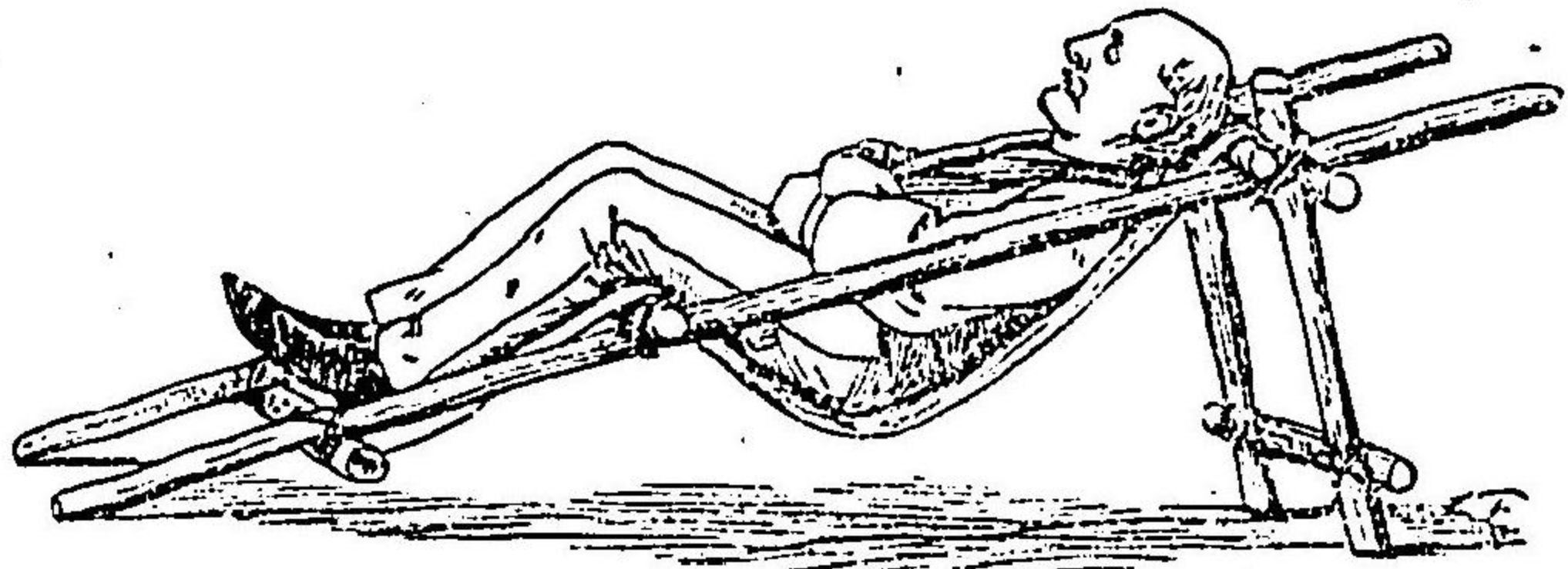


九十八

持て之が動揺等を豫防すべし  
 兩人の搬送夫は擔架の頭端及足端(即ち前後)に居りて之を搬び出すべし而して第三の人は擔架の側傍に隨ひ病者を看護するを要す(第九十三圖及第九十四圖)  
 擔架を運搬するには左の法則に従ふ可し

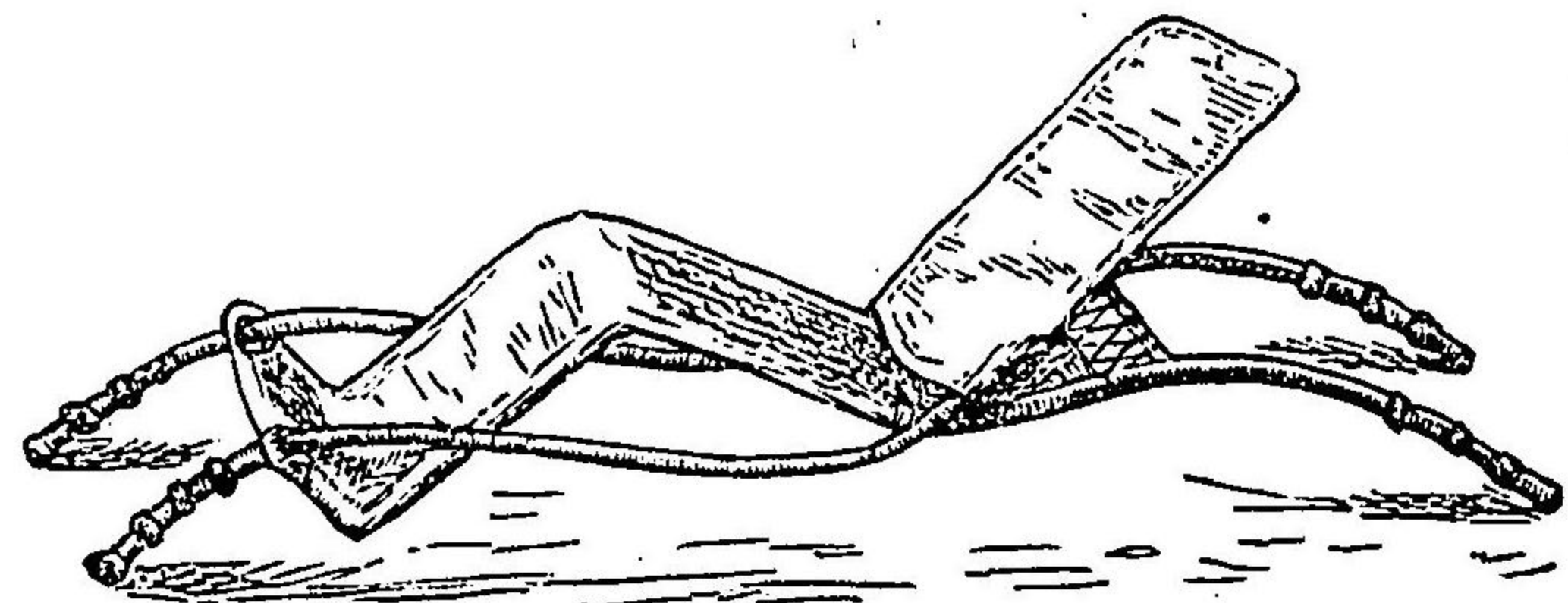


第九十七圖



ホトル氏の腿上骨折の臥床

第九十八圖

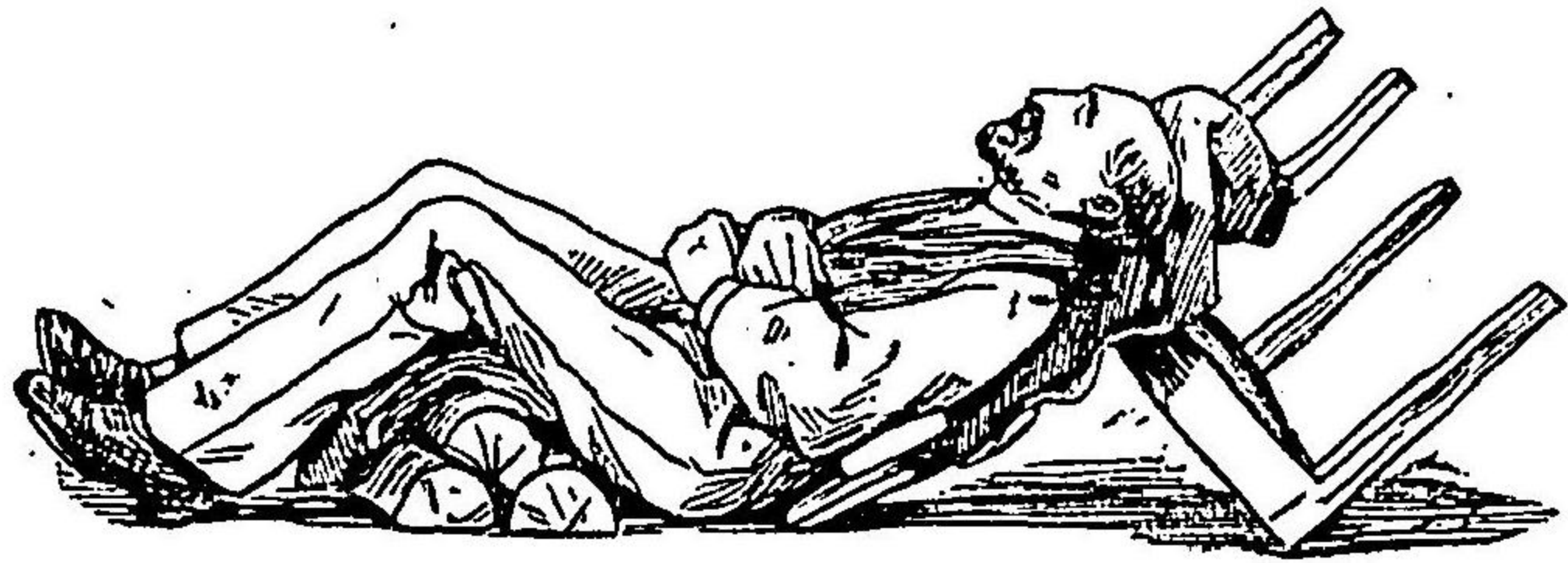


ニコライ氏の固定性担架

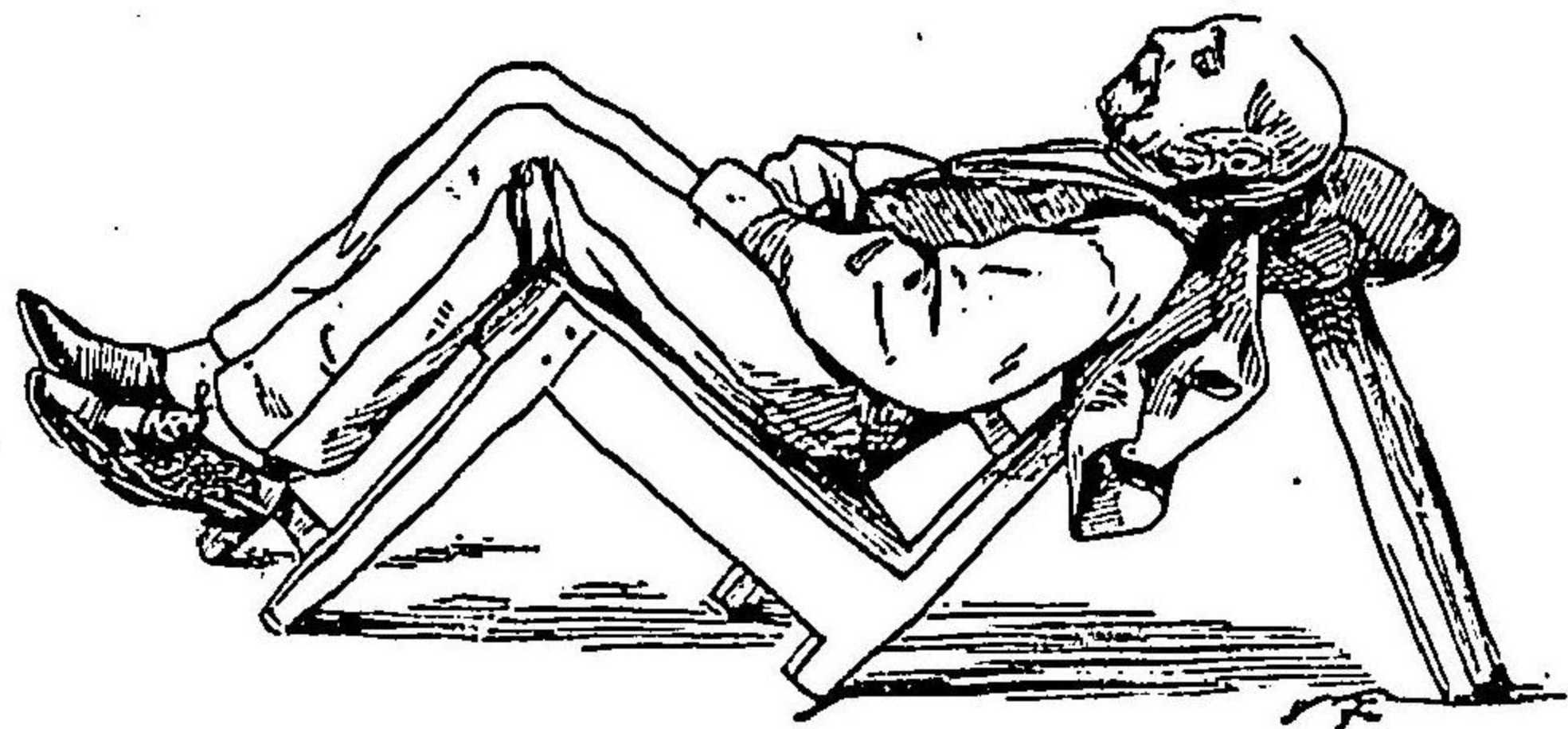
頭部を前行せしめざる可らず然れども低處に下るときは病者の足部を先きにして歩行せしむべし(足脚折断の外は皆然り)然らざれば體重にて負傷部の上を壓迫し劇痛を發すればなり是れ殊に大腿骨折に於て然るものにして運搬するに痛なきを得べし膝の下に高く枕をなしたるときは疼痛を起すを豫防すること最も單簡なるを以て負傷部を多少膝に於て懸垂するなり、或は二枚の板を以て二回傾斜したる平面を組立て、用ゆべし困難の場合には椅子を倒さまに置くか(第九十五圖)或は椅子の後脚を鋸切したるものを用ゆべし(第九十六圖)最も適當なるはポルト氏の二本の圓杆と横木より組立てたる上腿骨折臥床(第九

十九圖)最も適當なるはポルト氏の二本の圓杆と横木より組立てたる上腿骨折臥床(第九

第九十五圖



第九十六圖



上腿負傷者固定する

運ぶ度は二十秒時に半メートル(即ち約一尺半)なるべし故に歩行するに最も緩徐なり 飛走跳躍す可らず膝は少しく屈曲し成る可く臀部の運動を減少すべし

- (三) 運搬に際しては諸般の衝突、輕卒急忙の運動、生垣、堤防、堀溝を飛び越ゆることは避けざる可らず而して靜に垣の間隙及小門等を求て之を通行すべし
- (四) 搬送夫は成る可く體尺不同ならざるものを撰らむべし若し然らざるときは其肩胛に掛たる紐の尺度を適當になし擔架を成る可く水平となし搬送すべし
- (五) 高處に登る時には病者の



十七圖)にして之を用ゆれば遠隔の地へも負傷者は安静に疼痛を覺えずして運搬せらるゝを得べし之よりも尙便利なるは負傷者をニコライ氏の定置性擔架の上に安置するにあり

〔五〕 患者は此方法に於て擔架上に安置せられ静かに搬送せらるるものなり

軍隊の看護夫は一定の指揮に従て此諸般の運動を執行する事を練習せるに由り非常に安全且迅速なるを得るなり

○救急擔架の考案及材料

救急擔架の考案及材料

○然れとも一の擔架をも得る能はざる場合には如何の物品たるを論せず救急擔架を製し負傷者を搬送するに付き甚しき害なからしめんことを要す

此の如き救急擔架を製造するに際しては彼の救急副木の假用に於けるか如く神速の頓智を運らすときは他人は尙狼狽するの際、多くは種々の物を以て擔架を製するを得可し余は此に救急擔架製造の用材たるべき一二の例を示すべし住人ある家屋に存せる物件中、救急擔架となし用ゆべき者は左の如し

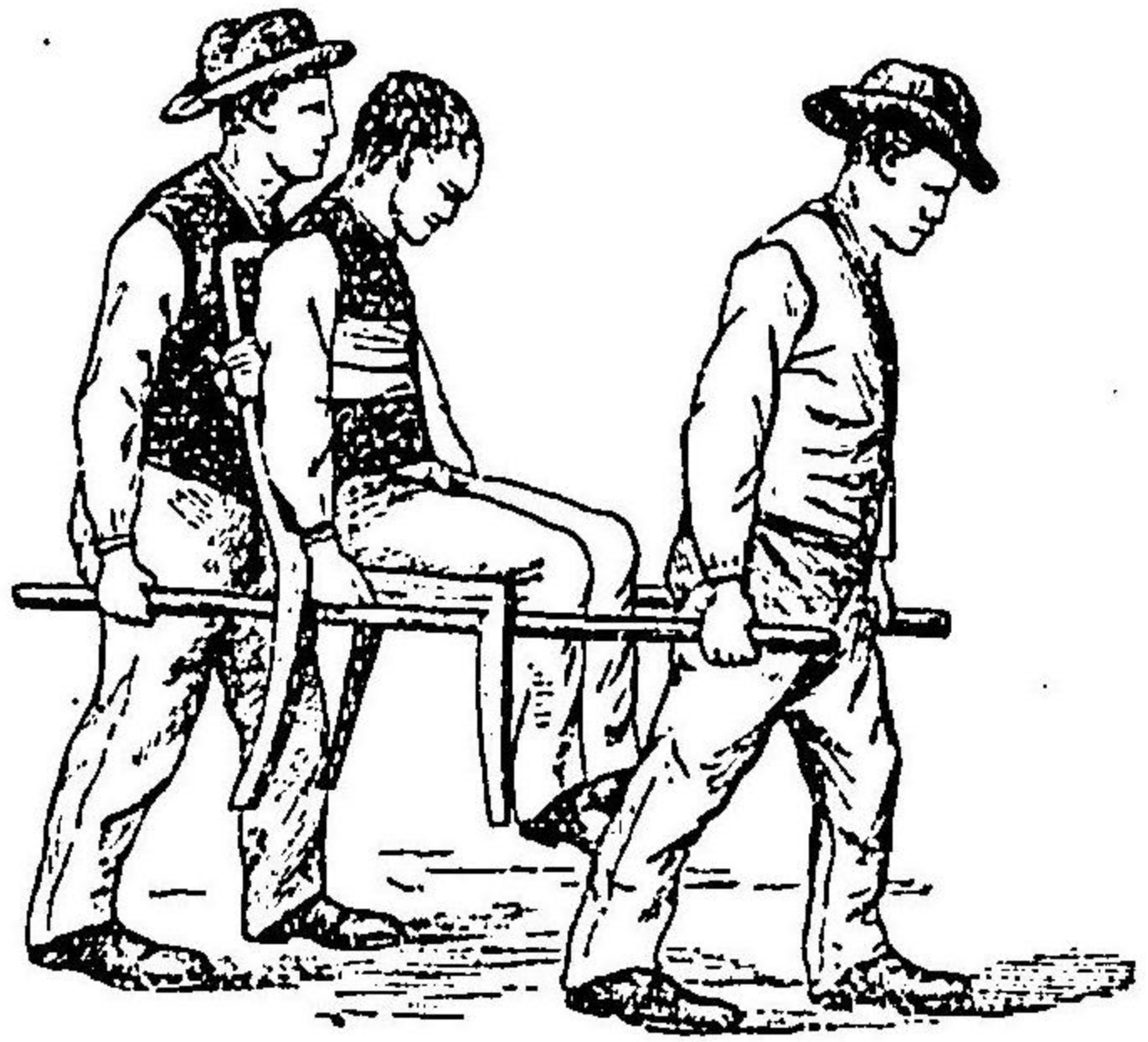
即ち臥臺、臥籠、臥架、長椅子、板、戸、窓戸、腰掛、階子、椅子(第九十九圖)等なり

此諸般の堅固なる物の上には素より枕、蒲團、藁束を乗せて臥褥を設くべきは言を待たざるなり

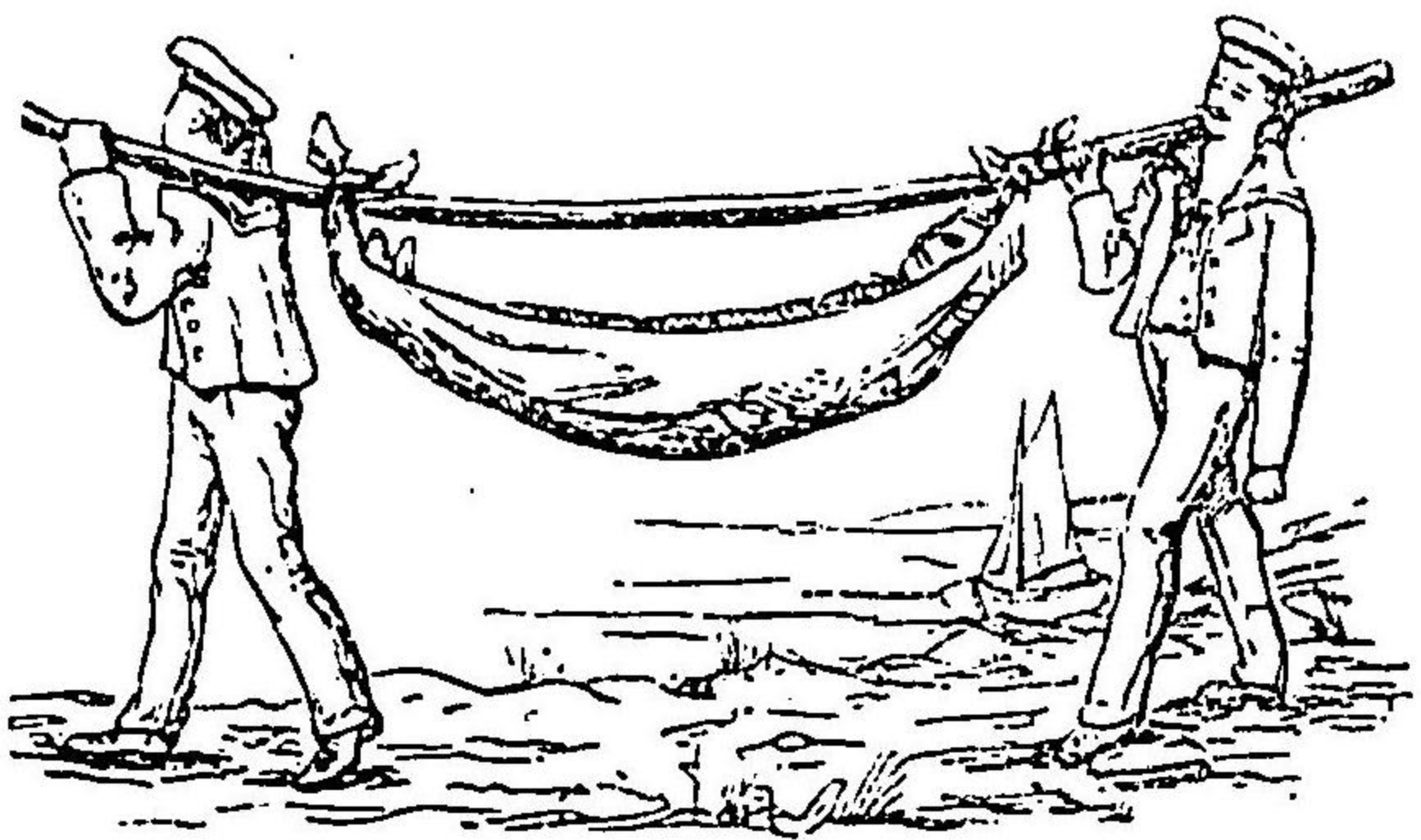
其他蒲團或は藁囊は其四隅に固く輪を附し之に紐を通して二人をして擔はしめ或は四人にて蒲團の四隅を把て擔ふべし是れ即ち被褥擔架なり

此方法に於て下方の兩隅を切除したる袋(穀、粉の袋類)を用ゆるを得べし即ち袋囊擔架なり

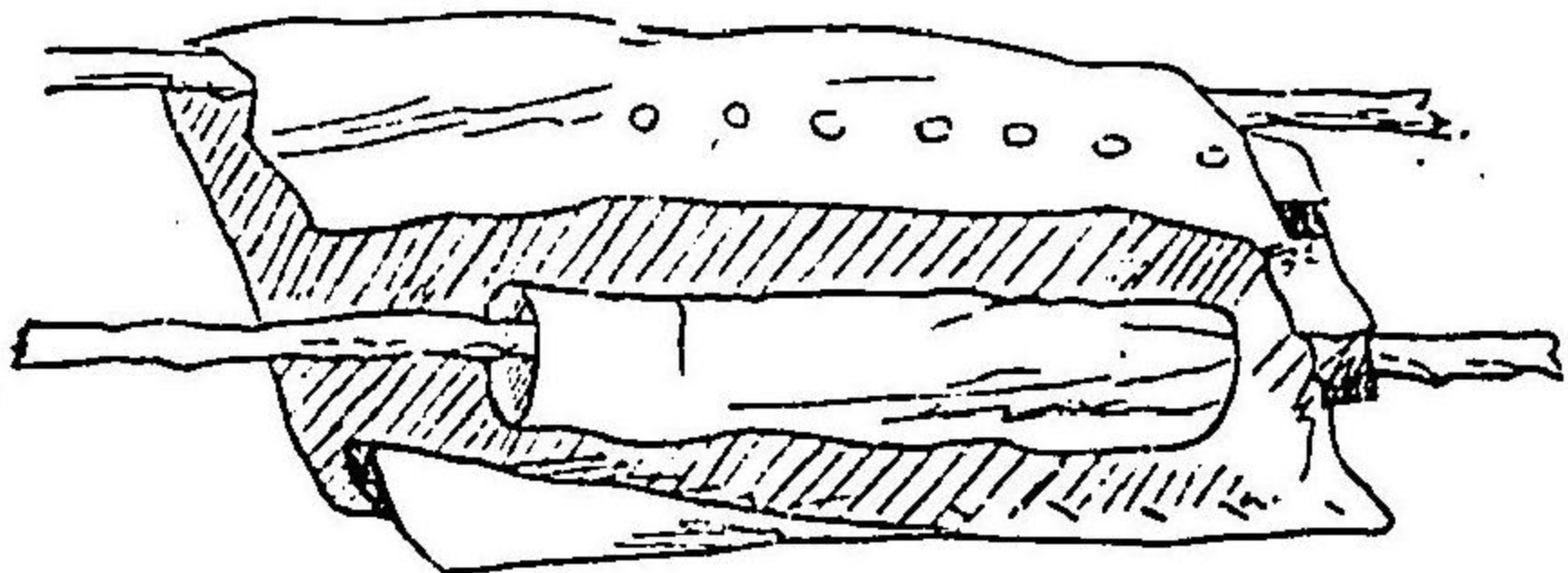
第九十九圖



第一百圖



第一百一圖



二人の肩にて擔ひ得べき一本或は二本の杆條に附著せる釣牀マツテンは殊に海軍に於て使用するに宜し此の如き釣牀は一本の杆條に布圍の上敷布の各兩隅を結縛するに由て製するを得べし(第百圖)

單に二本の竿あるときは種々の物質の助を以て使用すべき擔架を製造し得べし此代用には戰時に於ては戰場に横はる所の小銃或は鎗を用ゆ茲に例之、二個の軍服の袖或は兵卒の「マンテル」を通して此種



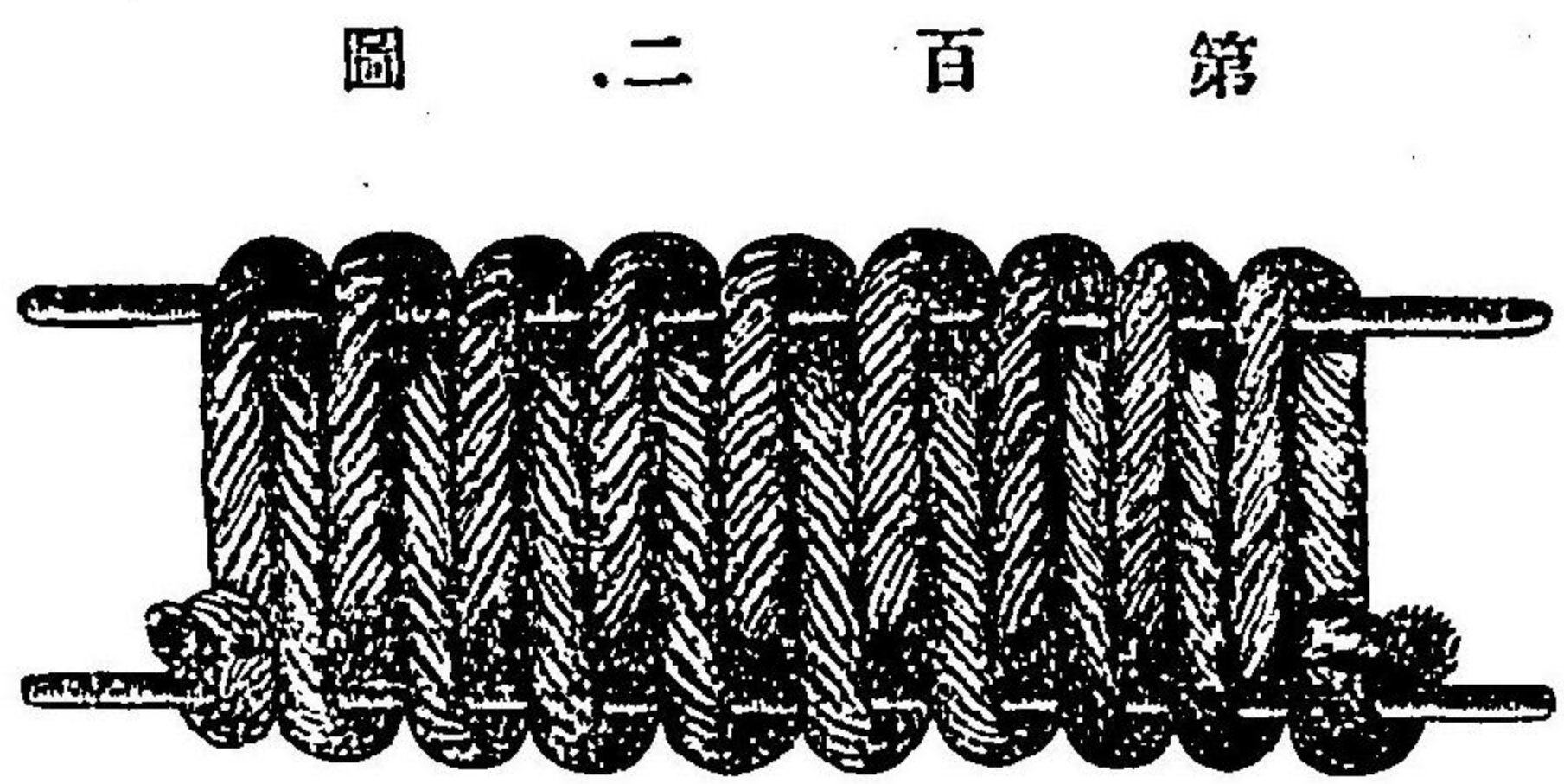
の竿條(小銃、鎗等)を刺し貫き之れに其袖或は「マンテル」を結び付くときは即ち外套擔架或は「マンテル」擔架を得べし(第百一圖)水夫は其機或は舟鈎を以て其短衣或は毛製下短衣を刺し通して短衣擔架を製すべし

其擔紐を以て二箇の竿條或は小銃の間に二箇或は三箇の背囊を附着すれば即ち背囊擔架を得べし

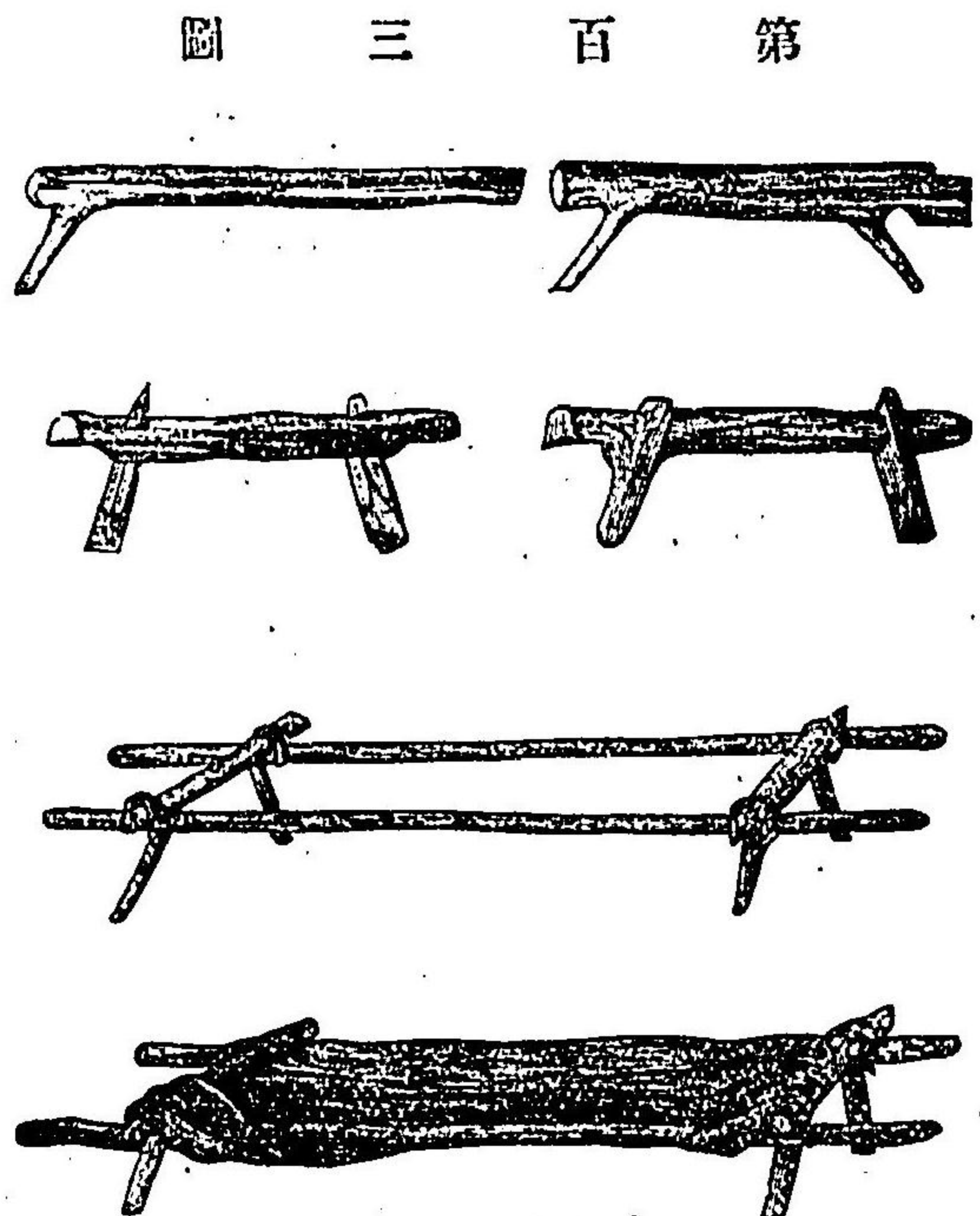
戰場に存在する各種の紐帶及革條(腹帶、背囊紐、小銃紐、馬勒、鎧紐)を以て二本の竿條或は小銃の間に網の如く緊張するときは紐帶擔架を製するを得べし  
「ジャクソン」將軍は印度人との戦争に於て磨殺したる牡牛の皮を小銃の間に緊張し之を以て其負傷者を運搬せしめられたり

又此目的に付ては農民の製したる長き藁繩を用ゆるを得べし此藁繩は辨髮の如く平滑なる二條の藁束より組製したる者にて左右相交換して二箇の横杆を纏ひ此藁繩を之字形と爲すときは弗字形をなして緊張すを其とす而して藁束を枕となして其上に置くときは甚た便利なる藁繩擔架を得るなり(第百二圖)城壕の邊に設置する束柴及堡籃の類も亦擔架として用ゆるに足れり

森林或は園圃に於ては樹枝及幼弱の松樹幹と小枝と結合して足を有する救急擔架を製するを得べし(第百三圖)又「ノルウェゲン」の軍醫監「ドクトル」、クリステン、スミット氏の報告に従ひ千八百七十四年初めて「ブルユッセル」府の衛生及人衆救濟博覽會に提出せられたる者あり則ち「ノルウェゲン」の兵卒は各其背囊の上に擔へる三角形の覆布を假用して張架せし者是なり兵卒四人の覆布を集め合し四枚の三角形なる布片より一の帳幕を製し以て應用すべし



第百二圖



第百三圖

○手にて負傷者を運搬する方法

然れども一個の救急擔架をも作るべき物品なきときは手を以て遭難者を送搬する方法に據らざるべからず是れ固より只短き距離に於て行ひ得可きのみ

手にて運搬する法

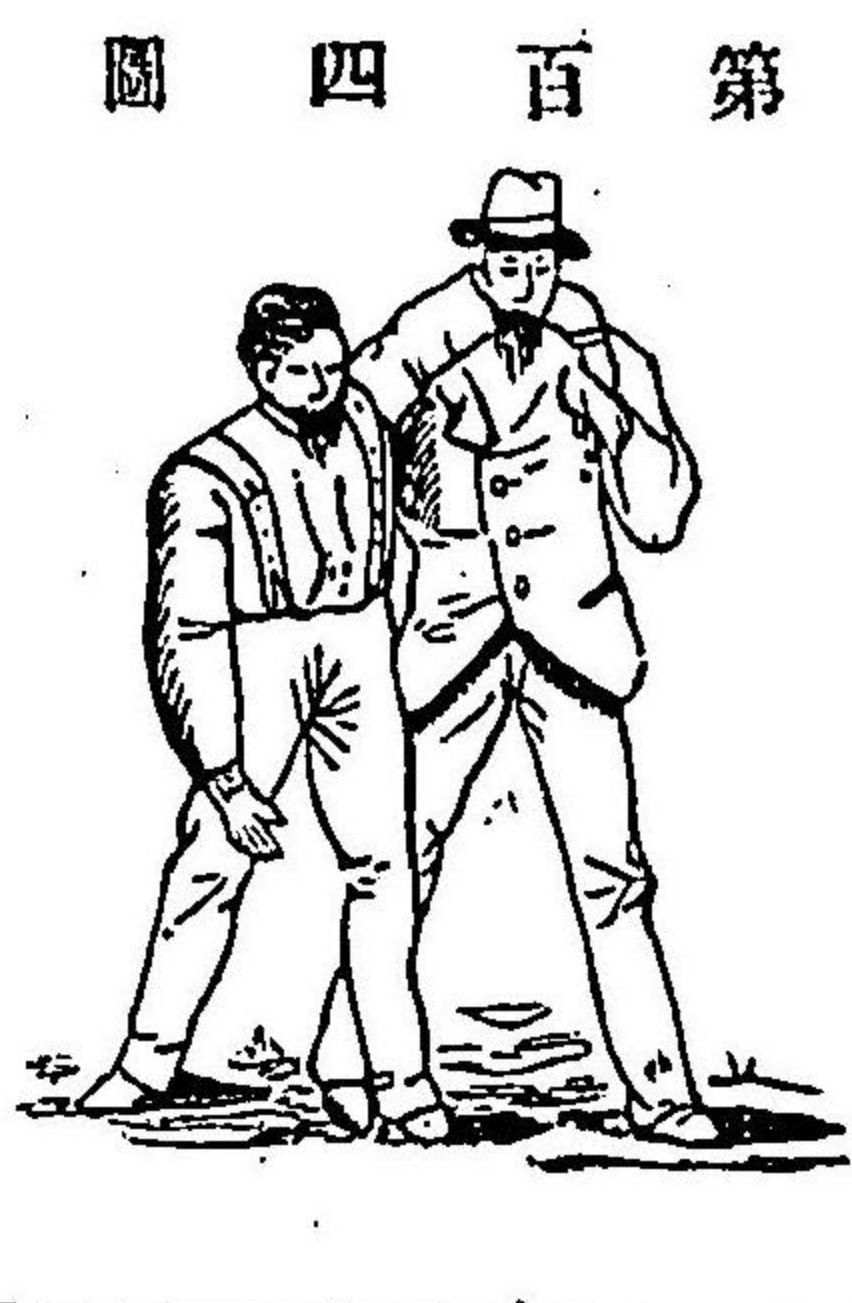
遭難被害者の運搬法



一人に  
運搬する

二人に  
運搬する

(イ)其現場に於て只一人の救助者あるのみにして負傷者は尙歩行し得るも出血又は劇き昏倒に由て衰弱せる場合には負傷者は其胸を救助者の頭の周圍に接着し其手首は救助者の反對側の肩胛に懸垂すべし、然る後ち救助者は其胸を負傷者の背後に回し其臀部を握り他手を以て救助者の肩胛を越て懸垂したる病者の手を持つべし然るときは其臀部は救助者の臀部を壓迫するが爲め負傷者を確實に支持するを得(第百四圖)而して毫も起立及歩行し能はざるに至らば直に其儘、背負して搬送するを得べし又



第百四圖

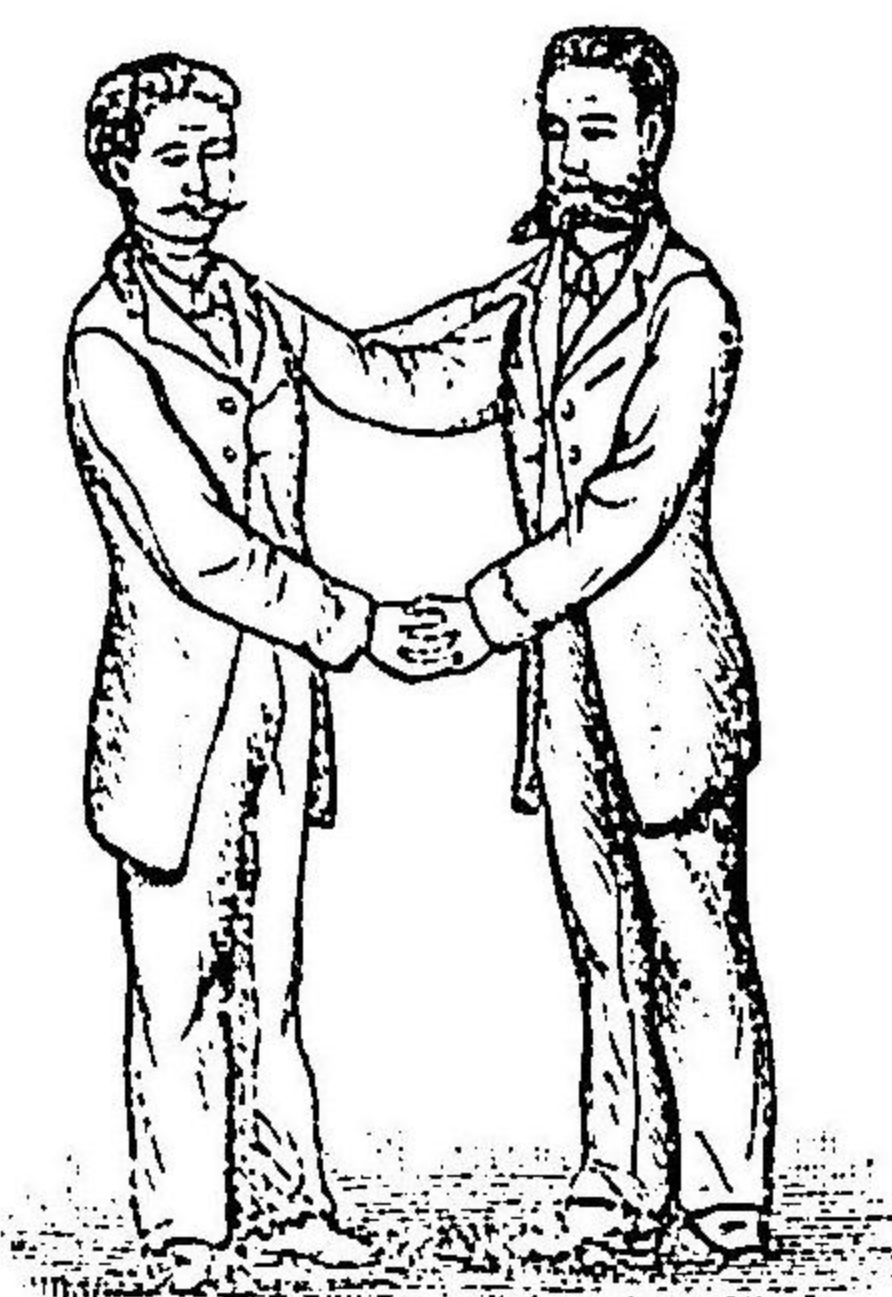
救助者若し力量を有するときは之を膊上に於て小兒を抱持するが如くして搬送するに宜し此兩個の場合に於ては負傷者は其胸を以て搬送夫の胸部及頸部の周圍を抱持すべし(ロ)然れども其場合に救助者二人あるときは負傷者は多種の方法に於て搬送せらるゝを得べし其方法は左の如し

(一)一人の救助者は其兩手を負傷者の上腿の下に他の一人は其兩手を後方腰部に交叉し病者をして搬送者の手上に坐せしめ病者は其胸を以て搬送者の項背部を把握せしむべし(第百五圖乃至第百七圖)

(二)兩人の搬送者は其四個の手を以て肩輿を組み立て病者は其胸を以て搬送者の肩胛に接して支持するときは甚だ遠く病者を擔ふを得べし(第百八圖)

(三)一條の緊結(鉤を以て)したる腹帶、兩端を緊結したる綱紐、堅牢なる布片を横杆に結縛する者(第百十圖)或は藁繩より搬送輪(第百十一圖)を製し各一手を以て之を把握し其上に負傷者を坐せしむると

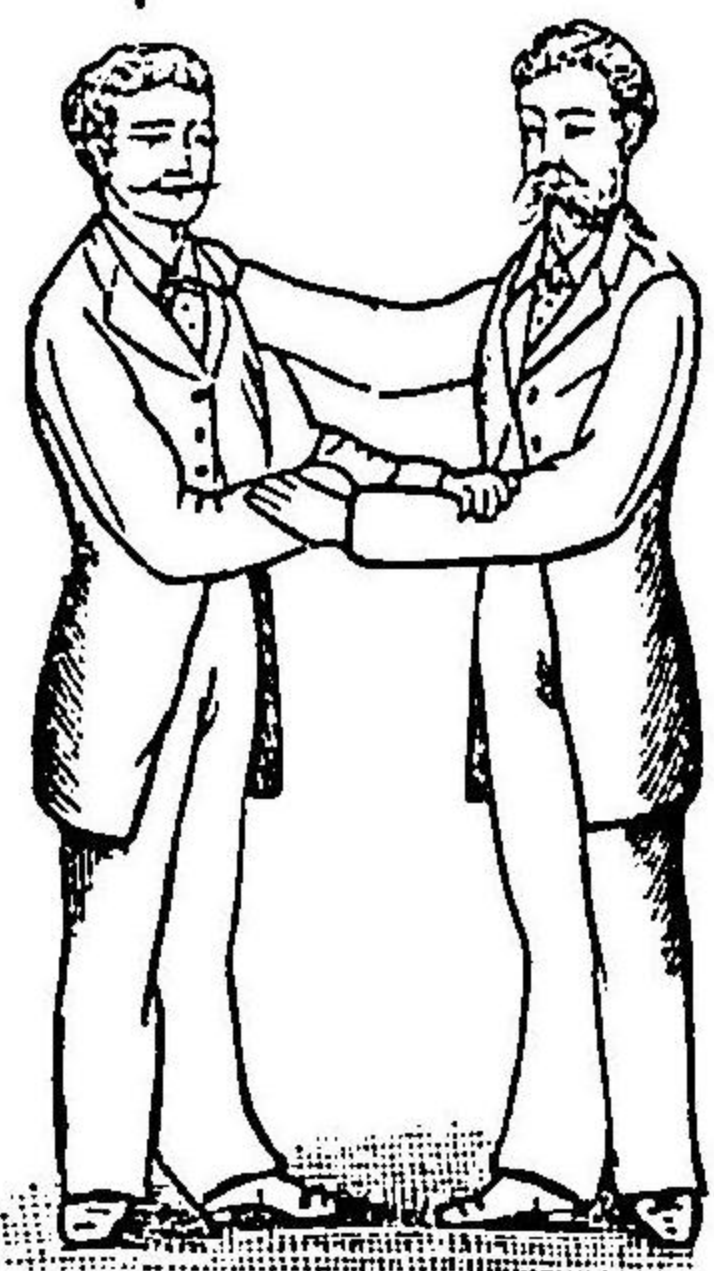
第百五圖



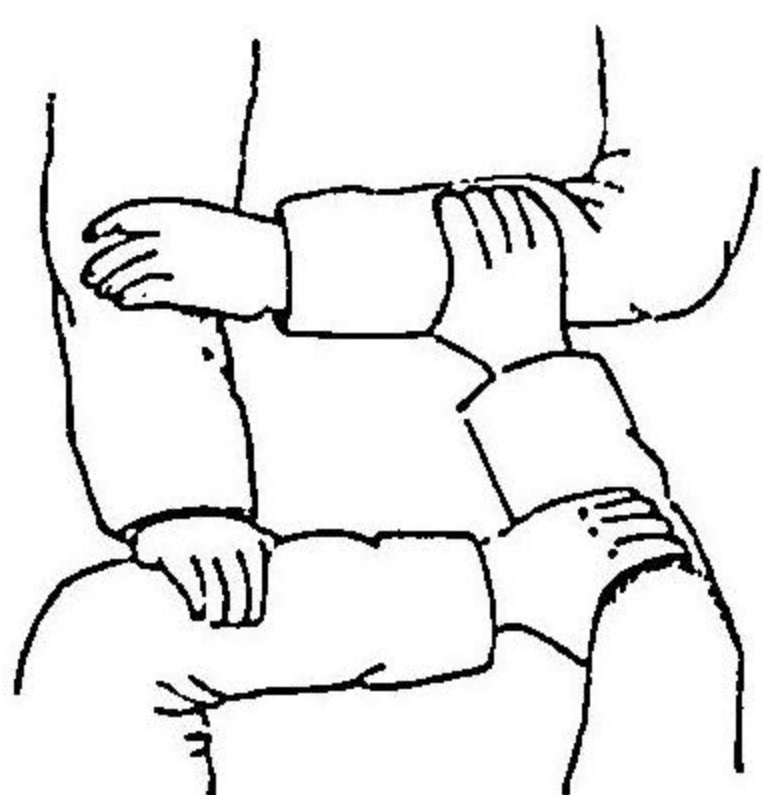
第百七圖



第百六圖



第百八圖

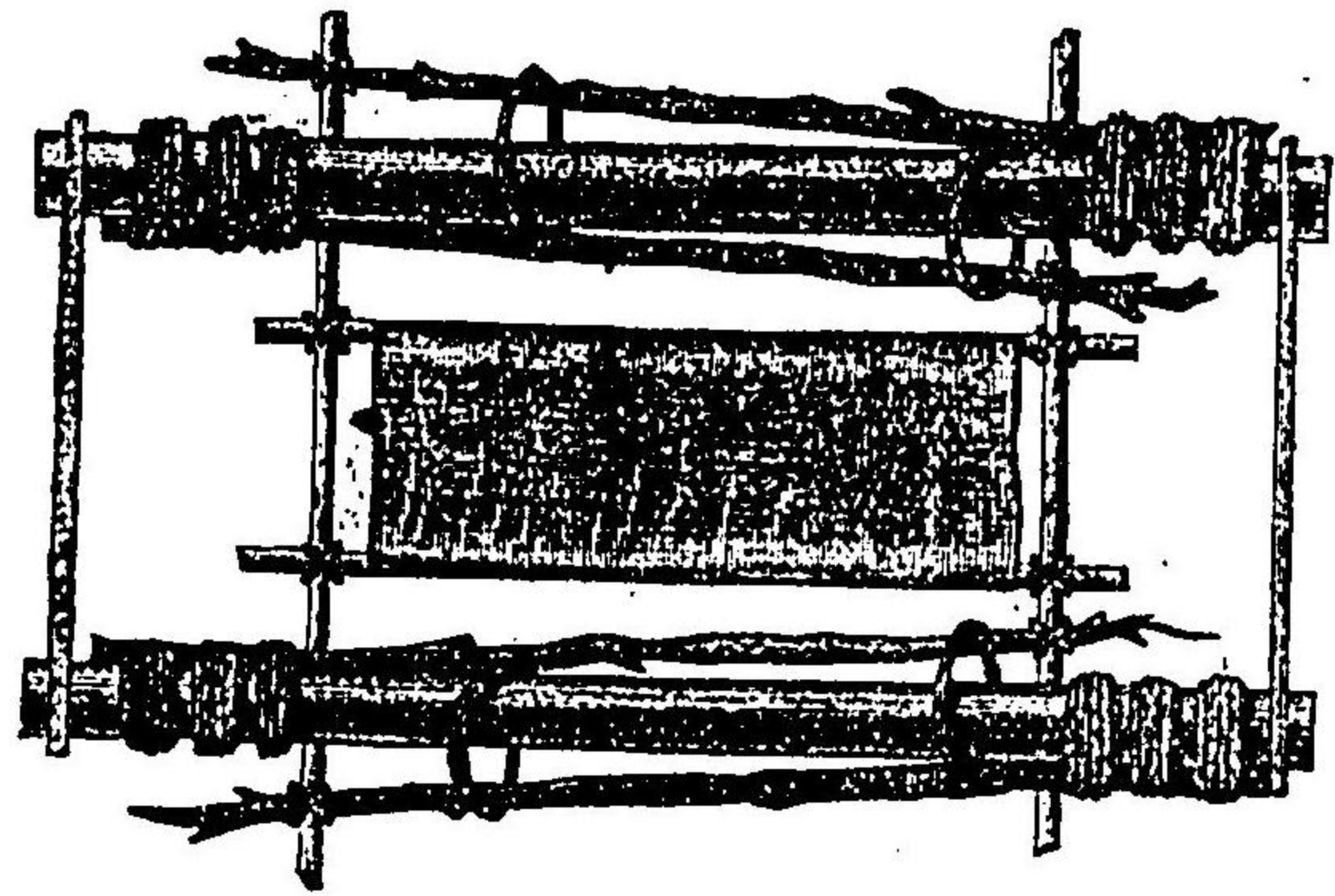


きは搬送者は大に其勞働を軽減するを得可し而して兩搬送者は其綱紐を此の輪に掛けて其助となすときは其搬送を尙一層容易ならしむるを得へし又小銃或は背囊の擔架(第百十一圖)も亦負傷者は其胸を搬送者の肩胛の周邊或は後方にある搬送者の



法を以て  
車を運搬

第百三十三圖



遭難被害者の運搬法

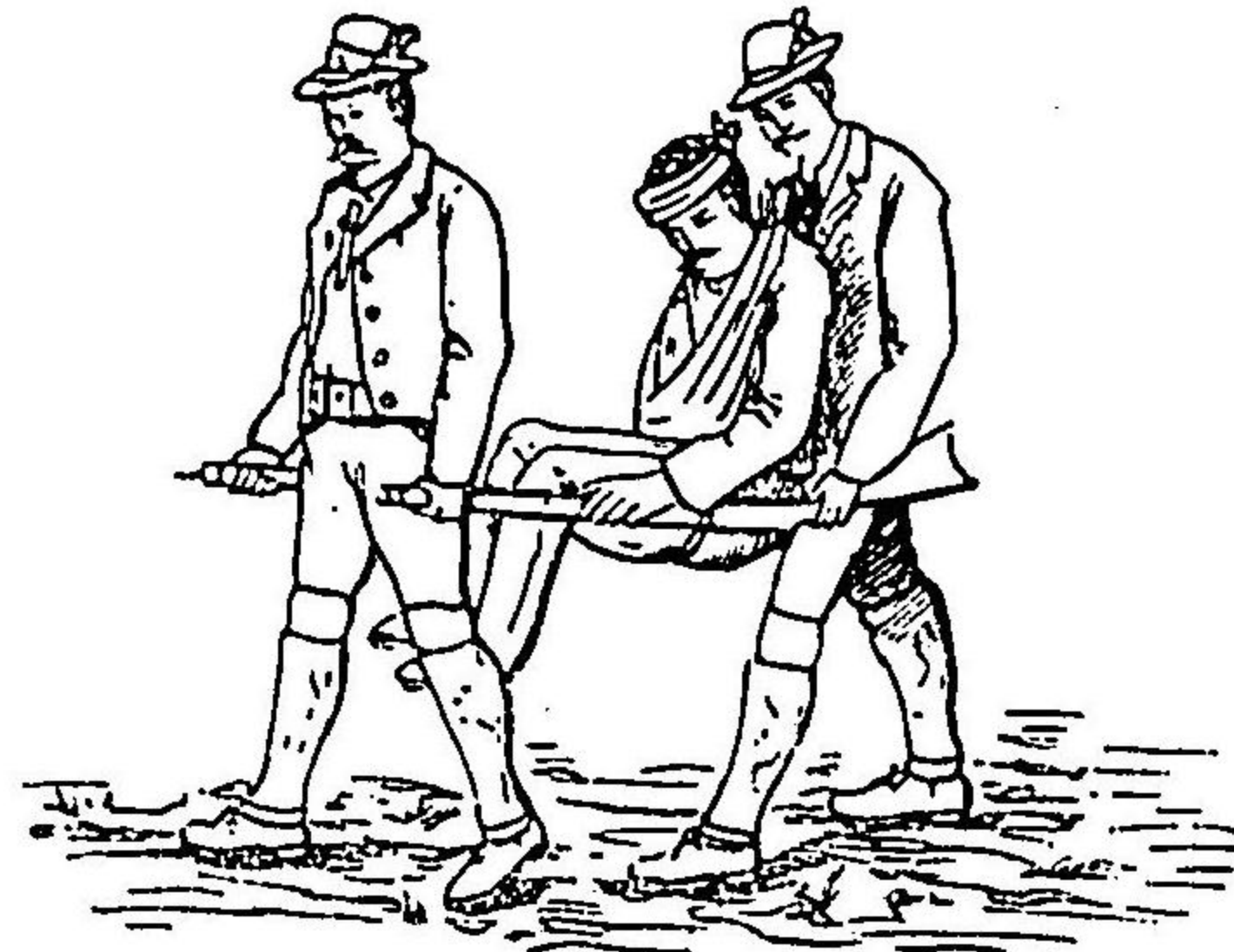
胸部に對して其背部を接著するときは二人の搬送者に由て使用するを得べし  
然れども負傷者若し失神せるときは搬送者の一人は其上體を把握し他の前行する一人は兩手を以て負傷者の脚を取らざる可らず(第百十二圖)

○車を以てする負傷者の運搬法

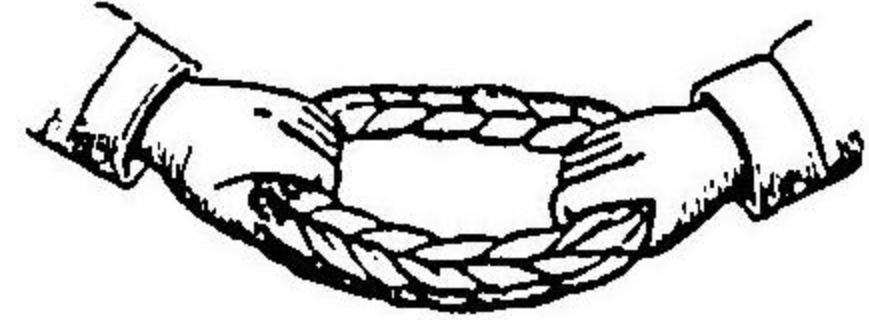
○若し遠き距離なるを以て數多の搬送者に由りて擔架を使用するときは於ては車を用ゆるを以て頗る簡便なりとす然るときは擔架は多人の助を以て注意して車上に舉げ之を安全に綱紐を以て車の内側に結著すべし困難の場合には通常鐵道停車場に用ゆる一輪車(前へ押す車)に善く軟かき物を積み重ねて負傷者を運搬するに用ゆるを得べし  
陸軍の看護夫に在ては綿密の指定に従ひて負傷者を運搬するに綱索、藁繩、藁束等に由て通常の車を製する法を示導せり若し困難なる場合に於ては藁、枯草、藪或は其他、柔軟の物品を以て車を充實し注意して病者を其上に横臥せしむべし

百九

第百一十圖



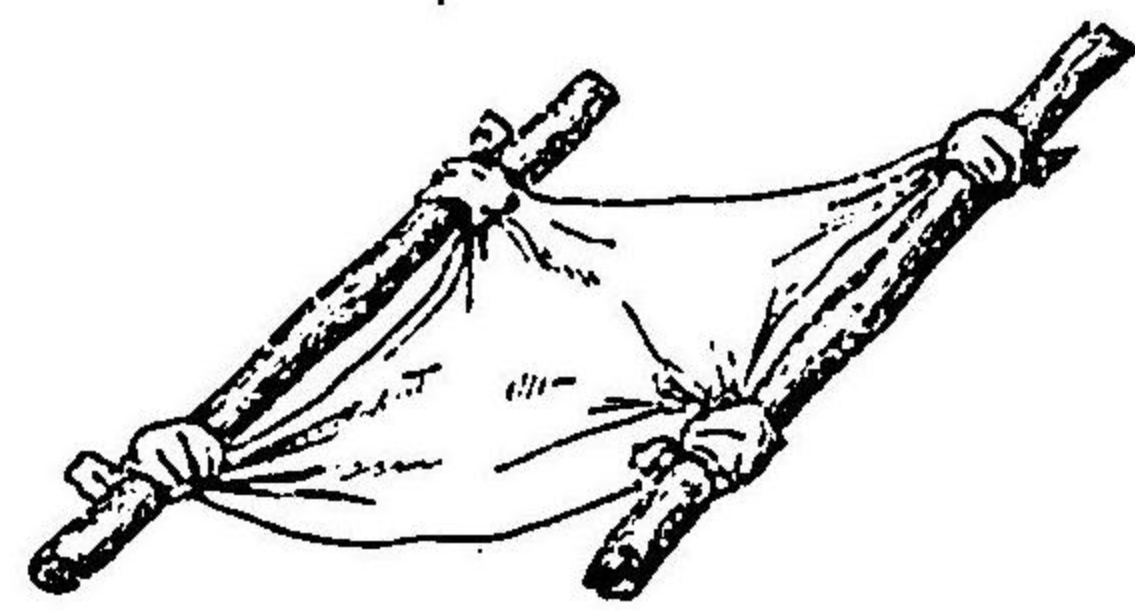
第百九圖



第百二十圖



第百十圖



百八



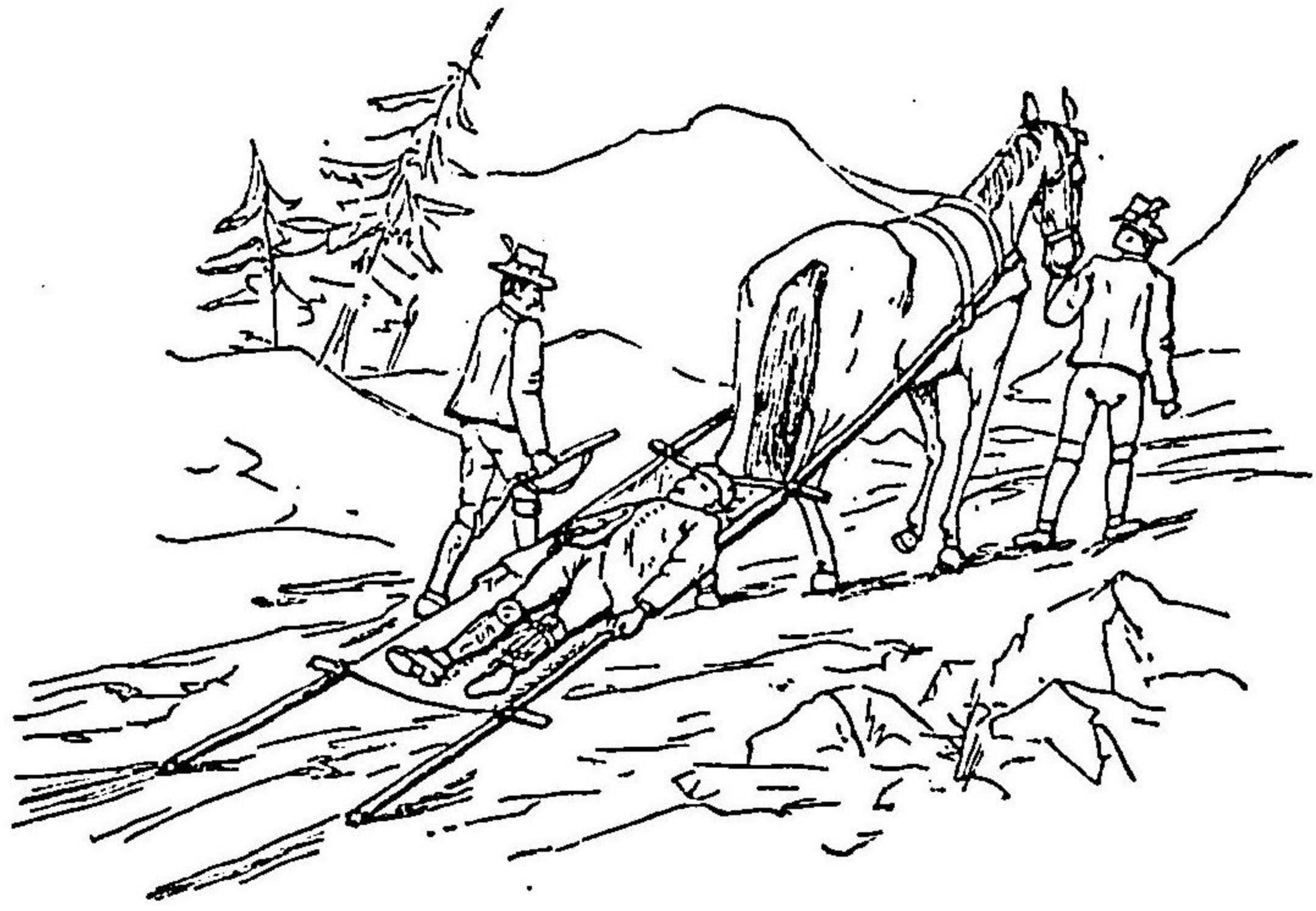
甚だ適當なる装置は已に記載したる「ノルウエゲン」の軍醫監クリステン、スミット氏の創製したる者にして許多の樹木（殊に嫩弱の樺及松）を有する地方に於ては樹皮を以て車を製造し其上に負傷者を乗せて運搬すべし則ち四條の嫩弱なる樹幹を切り綱紐を以て梯子の杆に結著し而して其樹梢は自在に屈伸飛跳し得可らしむ（第百十三圖）此樹梢中、其二個は前方に他の二個は後方に向けて横杆となし再び此上に擔架の擔柄を附著すべし

○橇を以てする運搬法

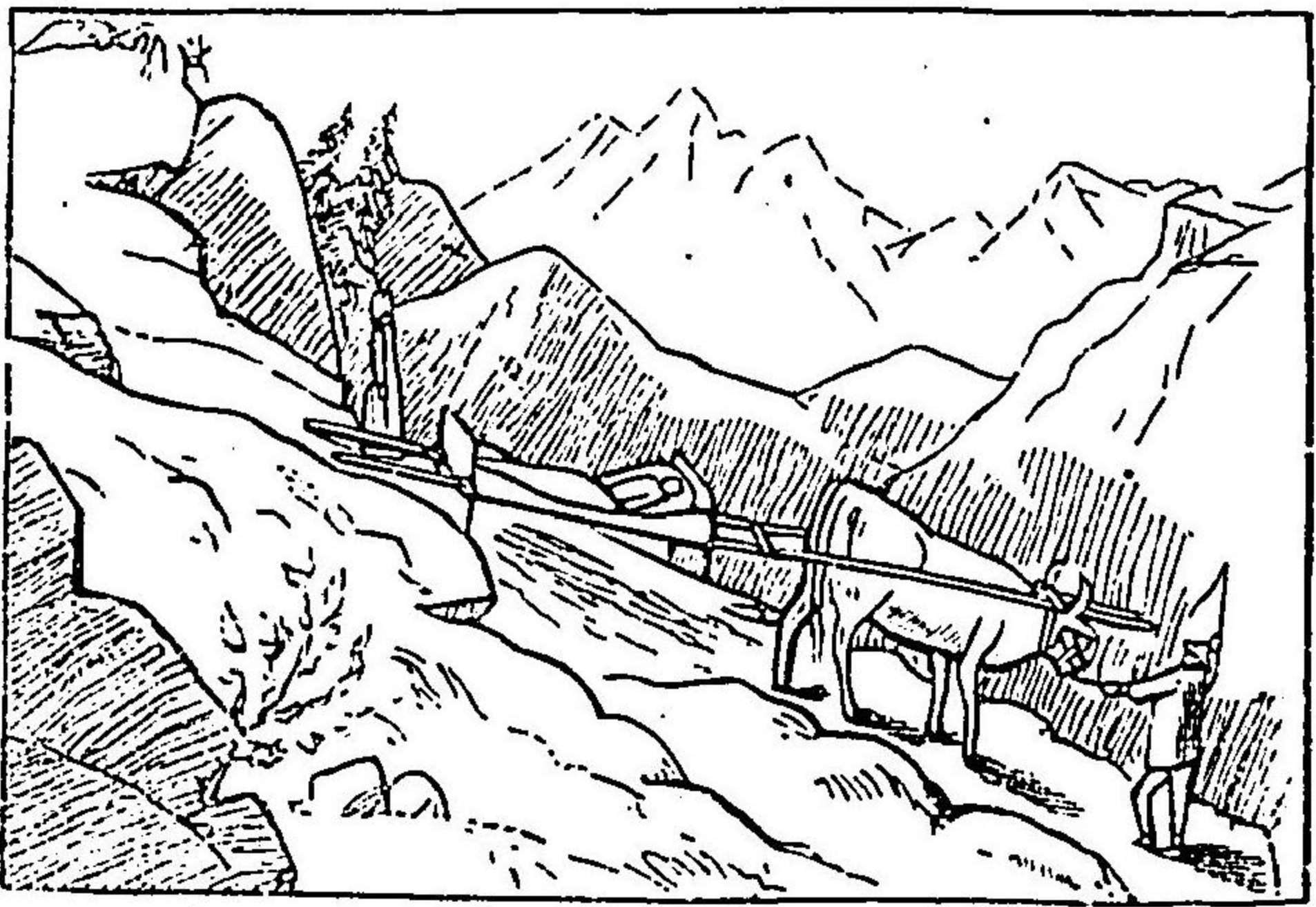
橇を以てする運搬法

冬時、雪中にありて負傷者を運搬するに橇を用ゆるは車を用ゆるよりも頗る善良なる者とす何となれば橇は雪上を前進するに振動することなく至て安穩なればなり  
 此原理に由て小艇、船、或は平底船、所謂、川舟を以て水上を運搬するは遠く陸運に勝る者なり（病院船）陸上に於て一輛の車をだに調ふる能はずと雖とも幸に馬、驢馬、牡牛、或は其他、運搬に使用すべき獸類を有し且つ一對の長竿條或は嫩弱の樹幹あるときは之を以て橇を製造し而して四時季節の如何を問はず不良なる道路の上を最も安穩に最も遠く負傷者を運搬するを得べし（第百十四圖及第百十五圖）此橇は山間の地方に於ては至る處に使用し得るは勿論、能く平地に於て重き積荷（例之、岩石等）を運搬するにも亦用ひ得る所なり  
 數年前、余が貴婦人及貴紳諸君と「モンテ、ゲネソロ」地方へ旅行したる當時、其山頂より「コナル」湖の方に降らんと欲せし時に其中の一貴婦人は騎馬と相共に落下し足脚を劇しく打ち挫きたりき

第百十四圖



第百十五圖





茲に於て余は此處より餘り遠からざりし伊太利の一小村落の方へ負傷者を運致し此村に於て一の擔架と車とを雇はんとせしに此處にては道路頗る險はしく且連山重疊の地なるを以て一の車をも得る能はざりき

之に反して村人は余等に勸むるに山樞を以てせり其樞は二條の長樹幹より成りて其一端は二頭の牝牛をして牽かしめ他の一端は地上に著けて曳き行くなり此樹幹の上に大なる臥籠を固著し之に臥具を充たして恰適の臥床を製し同行の貴婦人四名を安臥せしめたり

此の如くして徐々に下方に向ひ「コメル」湖岸に下降せしに道路は諸處に岩石ありて甚しく凹凸不平なりしと雖も此樞は此貴婦人を運搬するには甚便利なりき而して平穩なる動搖に於ては少しも疼痛を感せしめざりき

此件に就て余は實に回想する一事あり他なし彼の魯士戦争の際魯國の高貴なる婦人よりして余に書を寄せて戰場に於て最苦惱を感せる無数の負傷者を運搬するに適當の方法なきや否の問合を受けたることありき余は當時前段に述べたる樞を運搬に使用せんことを勸告したりしが其後魯國にて之を用ひたるに頗る好結果を得たるを聞けり

又余は北米の印度人種は此の如き樞を以て牧場内を巡回するに當りて其婦女、小兒及負傷者を運搬するに用ひたることを聞知せり

○瀛車を以て負傷者を運搬する方法

負傷者の  
瀛車運搬  
法

瀛車に由て負傷者を運搬せざる可らざるときは負傷者を擔架の上に横臥せしめ客車に於て運送するを要す此運送には殊に高き乗車場の存せざるときは數多の巧適なる救助を必要なりとす而して擔架は長徑に從て二個の腰掛に跨げて安置するを最良とす其現場に一個の擔架をも存せざるときは客車の廣き椅子の上に板或は其他の物を橋狀に架し便利なる臥牀を調製するを宜とす

擔架廣きが爲め客車に入れ難きときは之を運送車或は荷物車に於て定置し運送すべし然れども荷物車の彈力甚だ強劇にして且許多の積荷に感動するときは成る可く彈飛する支臺を用ゆるに注意するを要す運搬車は善良の彈力を具ふるが故に殊に鐵道を以て運搬するには此運搬車を適當なりとす

鐵道上運搬の最良法は其爲に調製したる病客車を用ゆるに在り然れども惜むらくは甚た高價なる物に屬す是を以て余は先年既に赤十字同盟に向て注目すべき事業として此種の車を調製保存し且之を適當の際に於て整頓する事を勸告したりと雖も今日に至るまで此議に向て獨逸國に於ては一も回顧する者あざりしも英國には既に此準備あるに至れり

戰時に於て鐵道は病者及負傷者を運搬するに要用なる者にして近時の大戦争(獨佛戦争)に於ては「アメリカ」人の例に倣て實に病院列車を組成せり此列車は病者の看護に必要なる諸物を充分に保有す救急車として運送車を用ひ得べし即ち擔架を網紐に由て此車に懸著したる者なり(救急病院列車)

夫れ戰時に於て此の如き病院列車を準備し以て負傷者及病者を戰場より本病院に收容する事は義勇看護(赤十字社)の主要なる一事業なりとす



○救急法の練習

以上は救急の方法を論じ了るを以て左に救急法講習所に於て行ふべき實地的方法を述べんとす

(二) 三角布の用法

此三角布を結縛するには必ず舟人結節(第百十六圖)を用ひ決して解け易き婦人結節(第百十七圖)を以てす可らず

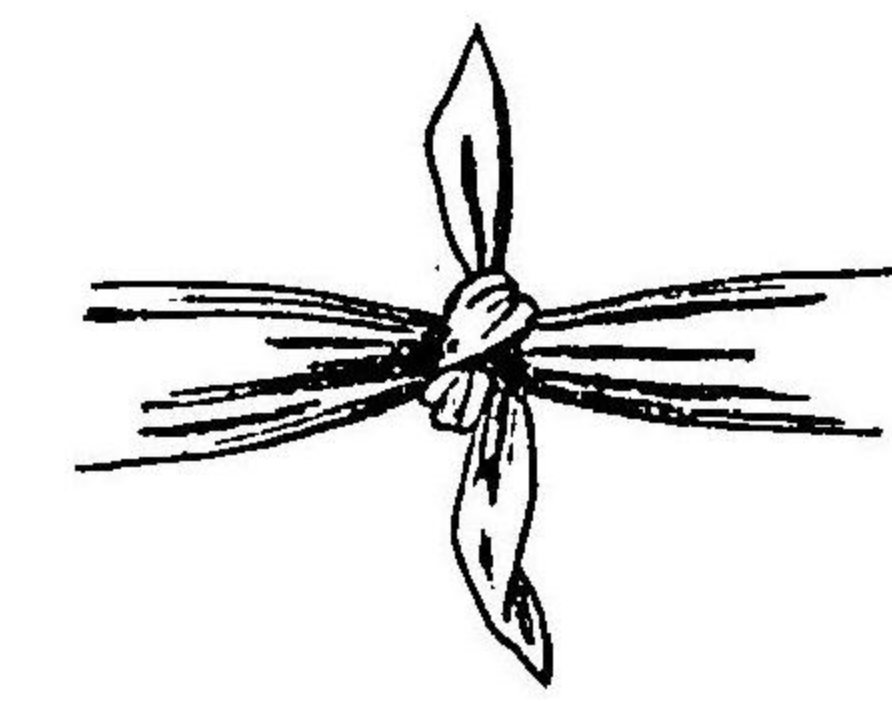
(イ) 頸部、眼目、前額、耳部、頰部、下顎部ノ損傷(第百十八圖乃至第百二十一圖)及折傷シタル下顎(第百二十一圖)ニ折疊シタル三角布ヲ用ヒタル綑帯

圖六十百第



節結人舟

圖七十百第



節結人婦

圖八十百第



布角三部頸

圖九十百第



布三部ル附ヲ厚  
角ノ頭セ貼紙

圖十二百第



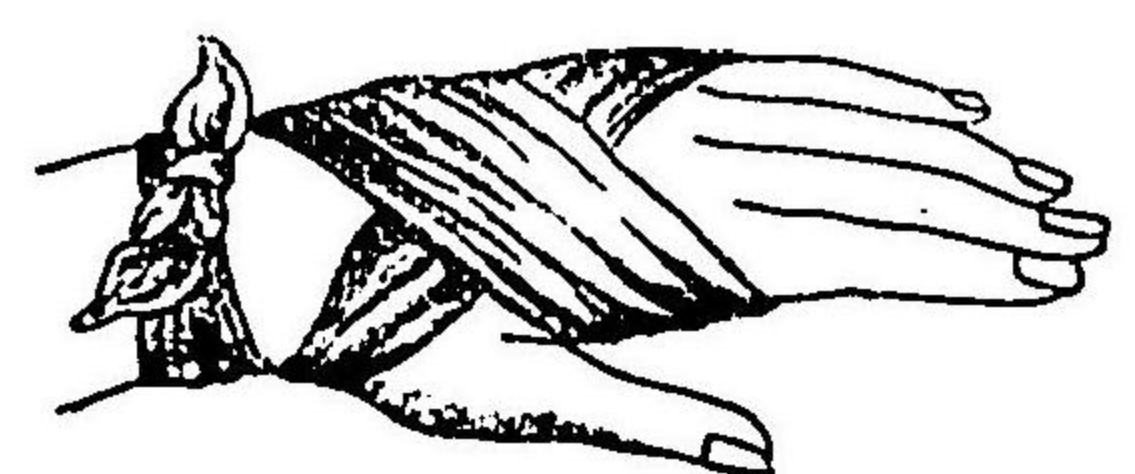
法布三部眼  
用角ノ目

圖一十二百第



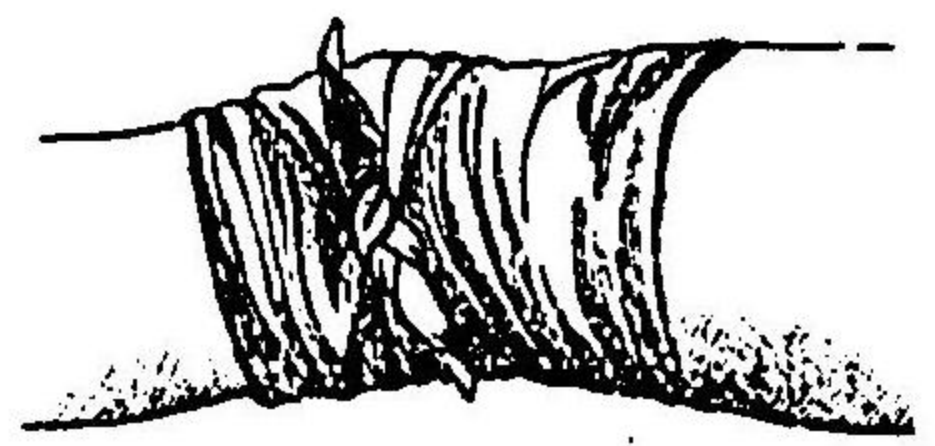
用裂三部下  
法布角ノ顎

圖二十二百第



帶纏字十ノ手

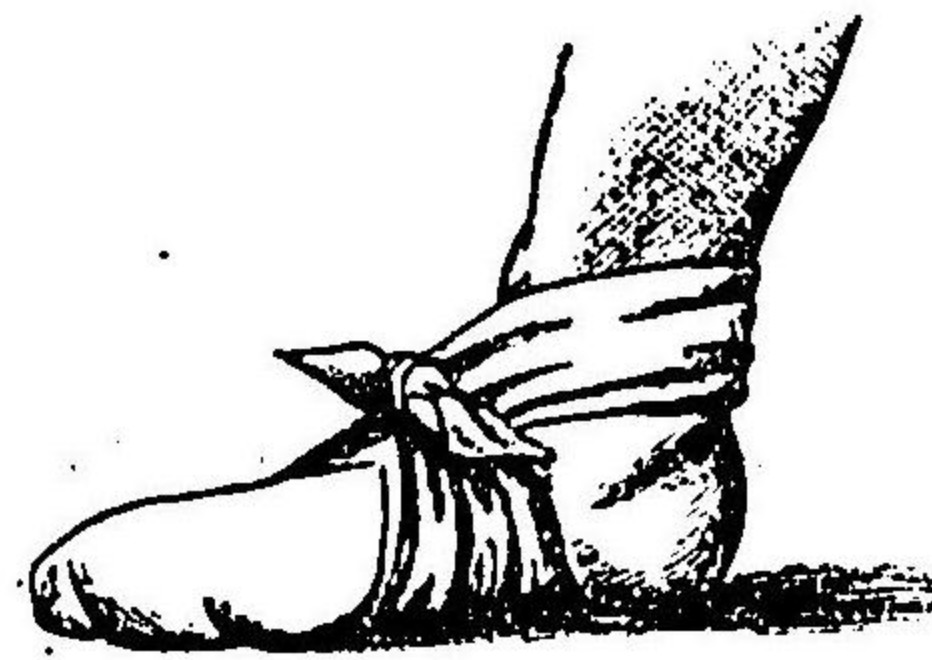
圖三十二百第



布角三ノ部腕



圖 八十二百第



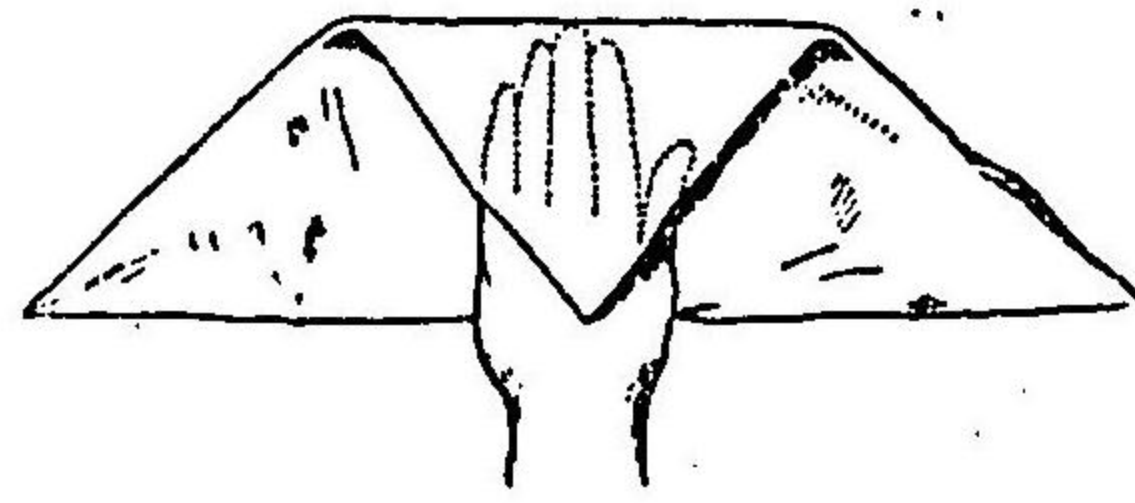
法用布角三の部足

圖 九十二百第



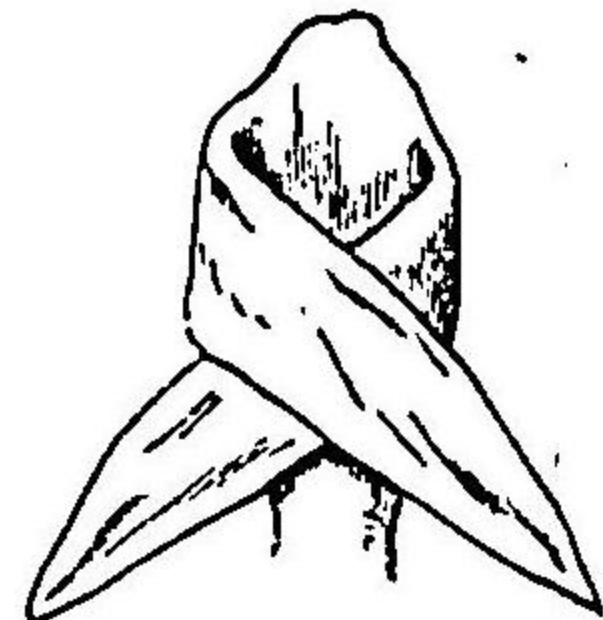
法用布角三の部腎

圖 六十二百第



法用布角三の手

圖 七十二百第



法用布角三の手

胸部及背部ノ三角布(第百三十一圖)臀部(第百二十九圖)手部及足部(第百二十六圖乃至第百二十八圖)上肢ヲ支持スルニ用ユル三角布(大ナル上肢支持帶第百三十二圖乃至第百三十三圖)

圖 四十二百第

(乙)

(甲)



布角三部頭



布角三部頭

圖 五十二百第

(乙)

(甲)



布裂角三ノ部頭



布裂角三ノ部頭

手ニ三角布ヲ縛ル方法(第百二十六圖及第百二十七圖)

手(十字綑帶)肘關節、膝關節ニ折疊シタル三角布ノ綑帶(第百二十二圖及第百二十三圖)上肢ヲ固定(小ナル支持帶第百二十圖)シ又ハ副木ヲ附着スルカ爲ニ用ユ  
(ロ)開展シタル三角布綑帶 頭部ノ三角布綑帶用法(第百二十四圖甲乙及第百二十五圖甲乙) 肩胛部ノ三角布用法(第百三十圖)

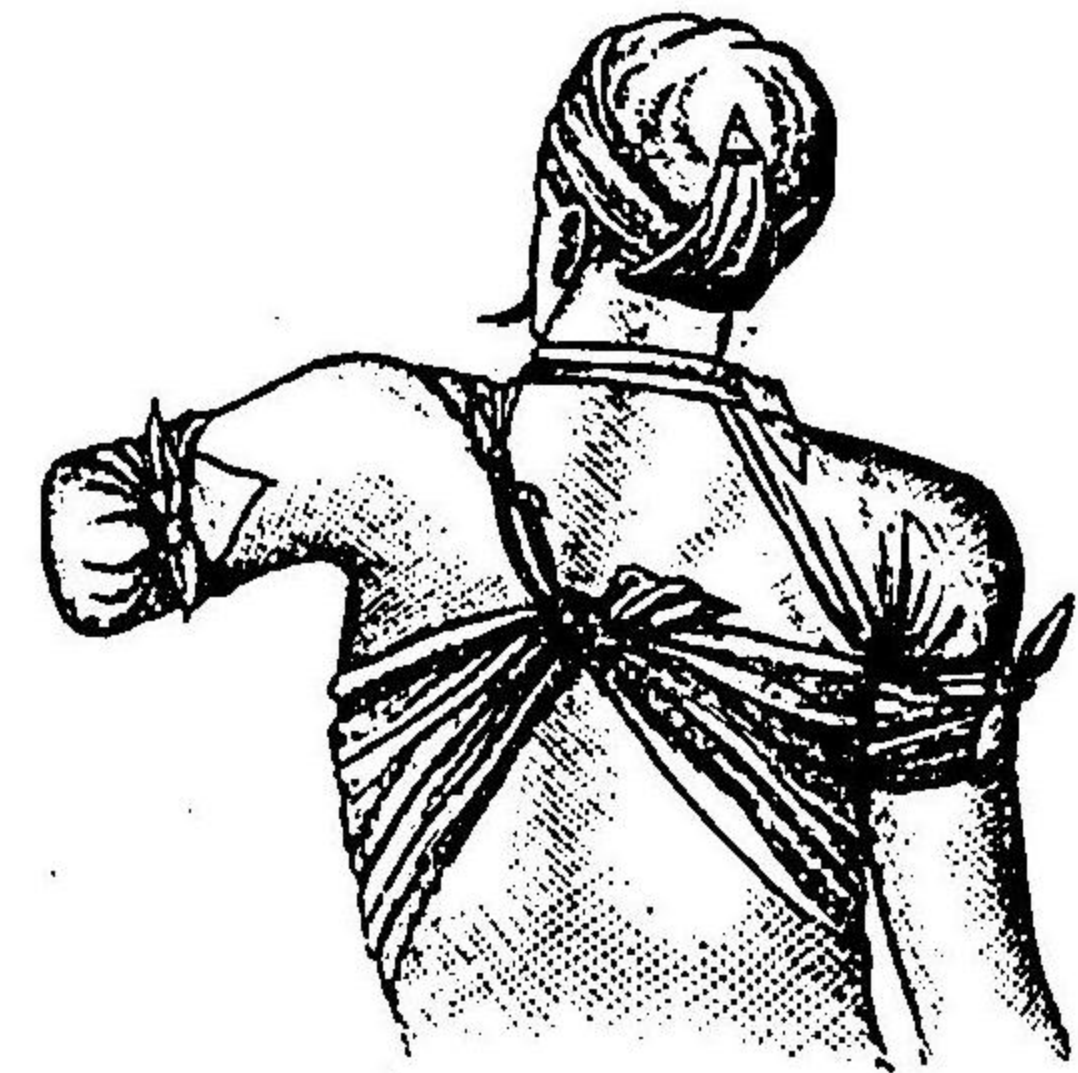


圖 十 三 百 第



肩胛部、  
手肘關  
節、肘  
關節の三  
角布用法  
及小支持  
帶

圖 一 十 三 百 第



布角三の部胛肩 部胸 部頭

圖 二 十 三 百 第



上肢を  
支持す  
る三角  
布の用  
法

圖 三 十 三 百 第



法用の上同

非常困難の場合には負傷したる上肢を支持するか爲に衣服を用ゆるとあり(例之洋服ならば袖を割き又は上衣の裳を切り用ゆべし)

圖 四 十 三 百 第



袖を割  
きて施  
用せし  
者

圖 五 十 三 百 第



上衣の裳  
を切り支  
持帶と  
せる者

- 二 出血の静止法にして指頭、木杆、彈力綑帶及フェルケル氏杆條に由る動脈の壓迫法
- 三 骨折を受けたる者に施す副木(厚紙、木片等)の接着及固定法
- 四 假死者を回蘇せしむる人工呼吸法(ジルウエヌテル氏)
- 五 負傷者の運搬法



第六回 講筵

○病者の一般看護法

不慮被害者の救急法を論し終れるを以て茲に病者の看護法を述べんとす吾近親の一人、不慮の難に遭へるときは其醫療を受けるに先ち力を盡して爾餘の患害を豫防するを勉むるを以て足れりと爲す可らず必ずや適應の辨識力と練熟とを以て之が看護に従事するは最高尙の業たる可き者たり

余は茲に主として婦人諸君に向て述べん實に本來の看護法は古來最優美なる務めたらざるばあらず實に諸君は凡て處置の温順なると忠實なる勉力と克己の念あるとを以て賞せずんばあらず戦時及平和の時に於ては適應なる公衆看護法は主に婦人の宰る所にして亦許多の幸福を興ふるを得可し

余は諸君に向て少しく看病法を述べんと欲すと雖も數年間、日々の熟練と困難の業務に屬する看護婦たらしめんことを期する者に非ず余は唯其家族の病む者あるに當り其病兒或は病める本夫の病辱に於て醫師の命令する諸件を正當に施行し病者に甚緊要なる諸他の物件にも着意せしめんとするを以て本旨とす此諸件は已に既に諸君の多くは知了せらるゝ所なり蓋し此諸件たるや良家の妻たる者の義務及習慣に屬すればなり但し之を辨識せざる者少からざる可きを以て茲に之を論せんとす是れ迷信と古老の口碑は尙常に現今衛生學の知識を抑壓し却て拙劣の岐路に導くを助くれればなり

故に諸君は余をして病室を一覽せしめよ而して其裝置、病牀、病者、醫の命令等に就て略述せしむる所あらしめよ

看病法を心得るの必要

善良の病室とは何ぞや

病室の具備すべき必要の點

日光射入の必要

○病室の諸件

善良の病室とは果して如何の要求を爲す可きものなるや、即ち善良の居室として具備せる者是なり蓋し病者は終日蔭中に横はり且其輕快に向ふも尙久時、病室を退くに至らざればなり抑も健康人に於ても已に吾人生命の殆んと三分一を蔭中に消費するを以て此臥床を設くるには平日毫も使用せざるが如き室即ち暗黒狹隘の小室に相密接して多人數同時に睡臥するが如き室を撰用するは衛生上甚嘉賞す可らざるなり此の如き寢室は病者に向て最不良なる場所なりとす宜く他の善良なる室を撰用す可し

就中、病室は甚狹小に失す可らず成る可く、廣く天井も高からざる可らず其愈々廣大なるに従ひ空氣も久く善良なるを得可し其窓も成る可く廣大にして開き易からしめ數時間殊に午後に於て天氣善良の日には日光を室内に射入せしむるを適當とす是れ恰も植物ですらも好て日光の來る方向に面し其日光ある部分に於ては最良く發育且開花するを見るが如く人體も亦日光の活潑爽快なる感應を被り其光線を目撃するときは更に勇氣及希望を起すに至る可し日光の久しき感應を被むるときは病毒も亦撲滅せられて即ち消毒の效を營むものたる事は近時余が子息の證明したる所なり

但し許多の病に於ては曇暗なる日光を要するとあり然るときは窓掛或は雨戸等に由て各隨意に希望する薄暗き光線を生せしむるを得可し○人工的照輝には「ランプ」、蠟燭等を供用す

其他、病室に於ては寂靜且清肅ならざる可らず故に街衢の喧騒を避けて成る可く奥向にある庭園に向へる室を良とす亦其近隣の喧靜如何にも注意す可し病室内に於ては無用の騷擾を成る可く避く可きは



病室は静  
謐なるを  
要す

素より言を待たず蓋し發熱病者及神經病者は些々たる事柄に由るも已に健康人よりも頗る安靜ならず  
興奮に陥ればなり

故に無用の高談、訪問者に對する久時の談話、喧嘩なる奔走殊に雜然たる聲音、粗暴に卓子及椅子に  
撞着する者、窓戸及窓を劇く開閉する等を禁す可し之に反して靜謐を守るに失して家人をして或る秘  
密の件を隱密に處置せしむるに由り病者若し全室内を窺見し得ざるときは自身の爲めに何か變症の生  
せるには非ざるやと思はしめ其心意不安に陥らしめるとあるを以て却て害あり例之呶語をなすとあら  
んか病者は聲を聴き得るも其何事を話せるやを解し得ざる時の如し

若し病室の外殊に冬季及天候不良の際、病者に會見せしむるに先ち其訪問者を暫時休息せしむ可き別  
室あるを得ば益、妙なりとす此別室に於て徒に病室に談聲を傳ふるとなく速に諸用件を相談話し得れ  
はなり

抑も住居の關係は此許多の要求をして唯憐むべき希望に止せらしめ實行す可らざるに至らしむるが如  
し然れども病室に於ては必ずや缺く可らざる看護の二大要求あり何ぞや極て病室を清潔ならしむるこ  
及善良の空氣を通過せしむる是なり

病室は毎朝少しく濕ほせる筈を以て清掃し或は豫め室を濕して乾燥せる拭布にて拭ひ其際殊に注意し  
て彼の良家の妻女か習慣上、注意するが如く室隅及容易に達し難き部分(臥牀及大なる家具の下)を清  
拭せざる可からず然らざれば滋潤しつゝ拭去せられざる塵埃は多量に此場所に於て集堆するを見る可  
し要するに塵埃を堆積せしめ塵埃を興起せしむるは成る可く避けざる可らず夫れ塵埃は健康人の肺に

病室内の  
塵埃を去  
るの注意

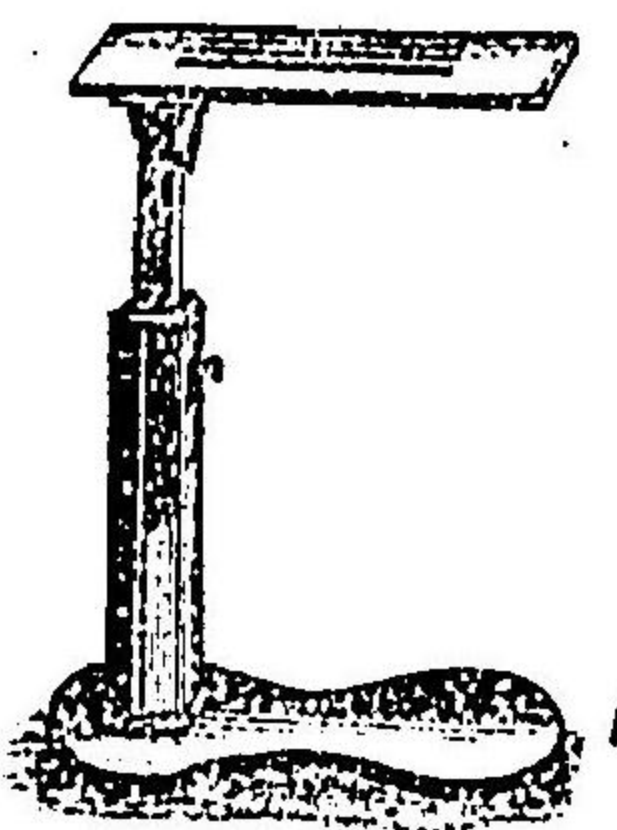
病室内に  
備ふる器  
具

病室の空  
氣の注意

も已に危険を及ぼす者なるは人の皆知れる所なり況んや之に由て如何に甚く病者を危害するやを知る  
に足れるに非ずや故に凡そ塵埃を攪起する諸物は室内より除去するを要す此諸物は諸般の椅子、褥布、  
衣服、横臥榻、肘掛椅子、殊に粗なる羅紗を以て被へる者、帳幕、窓掛布、臥牀の天幕、卓子掛等を以  
て皆除去す可し唯一の小なる臥牀踏臺は病者の臥牀より起立外出するに當りて先、其足を受くるに必  
要なりとす

必要に臨み嚴重に清潔となし、清洗し得るが爲めに室内に存する器具は凡て成る可く單簡なる者ならし  
む可し唯臥牀の外、洗嗽盤、戸棚、大卓子、數個の椅子を必要とな  
すのみ又希望す可きは病室用机(第百三十六圖)二輪臥牀、臥牀  
覆布なりとす室内に於て心目を樂ましむるが爲めに甚しく芳香  
ならざる生花を花瓶に挿置し窓先きに綠葉の盆栽を置き臥牀に  
對せる壁に一軸の良畫幅を掛け數日を経れば他の畫幅と交換し  
以て病室の終始一樣なる趣をして時々變換せしむ可し

第三百三十六圖



善良の空氣は諸病に頗る著しき治效あり其空氣の變敗せるは病室に入るときに鼻の嗅覺に由るも已に  
識る可く此變敗は閉鎖せる室内に多數集合せるに由て招く所なり是れ空氣よりして吾人に必要の成  
分を攝取し而して人體に有害なる不良の空氣を呼出するに由るなり加ふるに病者の蒸發氣「ランブ」  
等に由て來る空氣の變敗は人體に由る者よりも尙甚しきを見る「ランブ」一個は四人に比す可し又  
軟膏、蜜法、膿汁の臭氣、食品の爲めに來る香氣或は惡臭を蔽はんとして發起せしむる芳香物等も空氣



換氣の方

通氣の時

空氣の交  
換せらる  
る状態

を變敗せしむ

此諸般の不快なる狀況は充分に空氣の交換を行ひて除かざる可らず  
 本來の換氣装置を具へざる居室に於ては、窓戸を開放し、世人の徒に恐慮するも決して恐るゝに及ばざる  
 冷氣を通過して空氣を交換す可し此冷氣通過を行ふも病者の頭部を除くの外、充分に被包するときは  
 毫も害ある者に非ず其冷氣通過甚強劇なるときは頭部をも被包して可なり此の如くすれば更に感冒を  
 招くことなく不斷、厭惡す可き不良の空氣を吸入するより遙かに優れりとす  
 此通氣法は毎朝夕、稍久く持續して行ふ可し空氣若し一時、諸排除物或は食物の香氣に由て變敗せる  
 ときのみは晝間も暫時通氣せしむ又病室の次に別室を具ふるときは此室に於て通氣を行ひ時々其間の  
 襖、障子を開きて空氣を交換するも可なり通氣交換の達する能はざる天井の隅に於ては傘を開閉して  
 其部分に存せる空氣を排出せしむ可し然れども此法に由て室内に甚たしく塵埃を生せしむ可らず  
 理學上の法則に従へば溫暖の空氣は輕きが故に上方に昇り寒冷の空氣は重きが故に下降す溫暖せる室  
 内に於ては上方天井の部に於て最溫暖にして牀上は最寒冷なるを以て戸を開くときは忽ち脚下に冷風  
 の生するを覺ふ可し是を以て通氣を行ふには唯窓の上部のみを開放するときは上方の溫暖空氣は外方  
 に逃散し外在の冷氣は其重力に従て鉛直に窓に沿ひ室内に下降進入するを見る又窓に密接して病牀を  
 設くるときは病者は冷氣進入の不快なるを感ず可きが故に被褥に由て之を防護し以て新鮮空氣をして  
 室内の空氣に混合せしむ可し若し窓の下半部を開放するときは冷氣進入するも溫暖且變敗せる空氣は  
 逃散する能はざる可し故に窓戸の上半部のみ開放するを利ありとす戸を開くに由て空氣の出入するは

病室の温  
度注意

單簡の試験に由て容易に證するを得可し即ち戸隙の上半部に燭火を保持するときは流出する溫暖空氣  
 に由て外方へ火燭の吹き靡かるゝを認め之を其下半部に來すときは流入する冷氣に従て反對の方向に  
 吹き流さるゝを見る可し此室内と室外との寒暖の差愈々大なるときは其吹流さるゝ勢益々熾盛なり  
 新築の家屋に裝せる換氣瓣及空氣窓は知らず識らずの間に換氣を營むが故に大に必要なりとす（是は  
 歐風家屋に就て云ふ我日本風の家は空氣交換せられ易き利あり）暖室爐及導煙管（即ち室内に横はれる  
 煙管）も亦有力の換氣器なりとす之れに於て發生せる溫暖の空氣は不斷、煙突に向ひ上騰するものに  
 して燭火の火燭の吹流せらるゝ方向に於て容易に見得べきが如く其室内の空氣を誘引し去るを見る此  
 導煙管は暖爐よりも良なる換氣器なれども其溫暖を與ふるは少しとす  
 病室の溫度は決して溫暖に過ぐ可らず其溫暖に過ぐるよりも寧ろ寒冷なるを良とす通常列氏十四乃至  
 十五度の溫度を希望す可き者にして之に於ては健康人及病者も最も爽快なるを覺ふ而して熱性病によ  
 り臥靡せる病者は尙ほ寒冷（列氏八乃至十度）なるも不快なるを感せず之に反して久しく體液亡失及血  
 液亡失、貧血を患ふる者に於ては其室溫は一二度高進せしむるを必要とす然らざれば此病者動もすれ  
 は惡寒戰慄すればなり  
 火熱に由て溫暖となせる空氣は多くは甚だ乾燥に失するを以て呼吸器（喉頭、肺）を刺戟するの害あり  
 故に呼吸器病の患者に於ては空氣を濕潤ならしむるを良なりとす即ち牀上に水を散布し或は水を盛れ  
 る皿を暖爐の上に置き或は鐵瓶に湯を沸らし徐々に蒸發せしむ可し又噴霧器は前者よりも多く濕潤を  
 與ふるを以て喉頭病に於ては時として缺く可からざるの必要あり



今や進て病者自身の事及其臥位に論及せんとす

### ○病牀の位置

病牀の位置

病牀は諸方より遠し易きが爲め病室の中央に設くるを最も適當なりとす若し此の如くなる能はざるときは少くも其頭邊を以て室の側に位ひせしめ成る可く病者の背部及側方に光線を達せしむ可し而して餘り爐邊に近つかしむ可らず成る可く冷風の進入に觸れしむ可らず

上述したる要求に従へば病牀は單簡且つ容易に清潔ならしめずんばある可らず故に通常鐵製の臥牀臺を用ゆる者にして現今は其構造頗る精巧となり殊に其彈力鐵製にして諸方より自由に病者に接近し得る者を以て他製の臥牀に優れりとす其敷布圍としては單純の馬毛褥と其敷布を以て足れりとし頭邊に輕き長枕を置き其上を被ふには其氣候に従て一枚或は數枚の蒲圍を以てす是れ最も短簡なる善良の臥辱なりとす但し幼時より柔軟なる厚き毛辱を敷きて之に横り猶は厚き羽毛辱を纏ひて臥したる富裕の人に於ては前記の臥牀は初めは稍硬くして困苦なるが如きも實際上敢て然らざるなり彼の幾百千の病者は實に終年、病院に於て唯此の如き臥牀の上に横り頗る適當なるを感ずるに非ずや

自宅に於ては此の如き臥牀を備ふるは頗る稀あり是に於ては一般に木製の臥牀臺を使用する者とす是れ善く溫暖を保つものなればなり然れども此木製臥牀に柱を設け其上方及周圍を布片にて蔽ひたるものは頗る新鮮の空氣を通入し難からしめ其際、使用せる毛辱を汚染するか或は傳染病の病毒を附著するも再び之を清潔となし病毒を除き難き弊あり

臥牀の種類

臥牀を敷く際に注意すべき件

病人を清潔に保つ必要

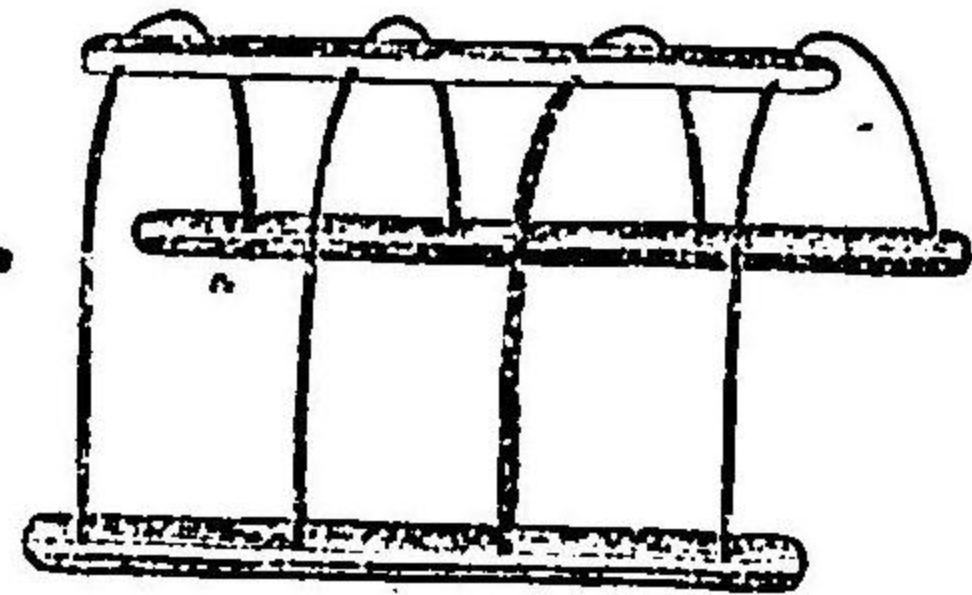
### ○病者に對する看護の方法

病者自ら好て其病辱として蓑蒲圍を用ひんとするときは其敷きたる蓑蒲圍を屢々交換せざる可らず臥辱の被包物質(例之布片或は絹布等)は白色なるを最良なりとなす凡て色模様のある品は適當ならす何となれば染色せる布片等を用ゆるときは其汚染せる事あるも之を認め難ければなり

臥牀を設くるに注意すべきは敷蒲圍を全く平坦となし皺壁なからしめ麩麩の碎片等を散亂し置く可らず蓋し此兩様の事を久しく等閑に付すれば病者をして不快ならしめ惡結果(褥瘡)を來す者なればなり

病者を看護するには最も清潔となすを重要なりとす即ち毎朝、叮嚀に石鹼と微温湯を以て顔面を清潔となし口内を洗嗽せしめ齒牙を清刷し毛髮を梳るべし襯衣を交換せざる可からざるときは其寒冷なる者或は尙ほ濕潤せる者を用ゆ可からず成る可く乾燥し豫め善く溫暖ならしめたる者を以てす可く病者若し發汗せるときは前以て之を拭ひ去る可し臥辱せる病者を移動するとなくして其襯衣殊に「シャツ」を脱がするには先づ之が背部を高起し剝除して頸部に至り少しく病者の頭を屈曲して脱せしめ次で袖口を脱し去らしむ可し又清潔なる襯衣を著せしめんとするには前法とは反對の方法を以て著せしむ可し其病患ある上肢は脱衣せしむるには最後となし著衣せしむるには最初に於てす可し

第三百七十七圖



病者の一般看護法



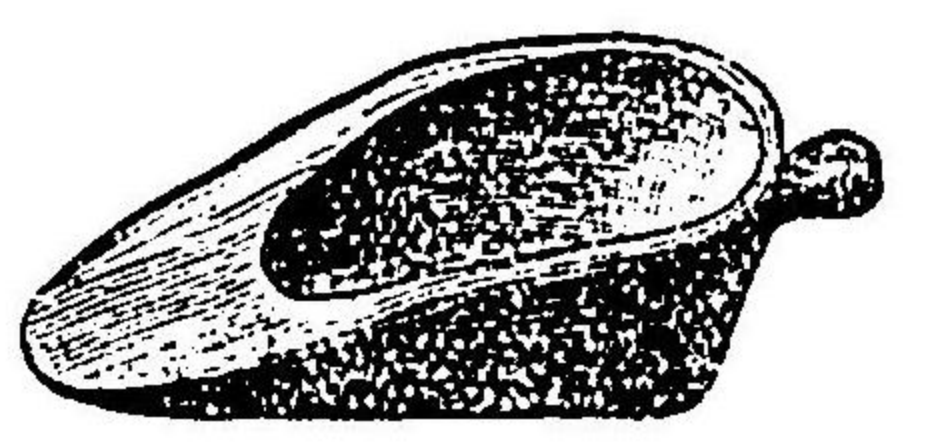
兩便排泄の注意

病者若し褥中に於て半坐位を取らんと欲するか或は取らしむ可き時には希望する高さに至る迄枕の下に蒲團を積み或は椅子を俯向して上下反對に置き或は支持すべき板を入るべし  
 蒲團の壓迫を不快に感ずるか或は身體の或る部分壓迫せらるゝを防がんときは鏡狀架(褥架) (第百三十七圖)を用ひ或は一の二脚机の上に蒲團を置くも可なり  
 兩便の排泄に際しては最も叮嚀に其清潔に注意せざる可らず其屢に排泄するときは敷蒲團の上に護膜布或は油紙を置きて其蒲團の汚染するを防ぐ可し重病者に於て缺く可らざるは受糞器(第百二十八圖 第百三十九圖) 受尿器(第百四十圖 第百四十一圖)なり

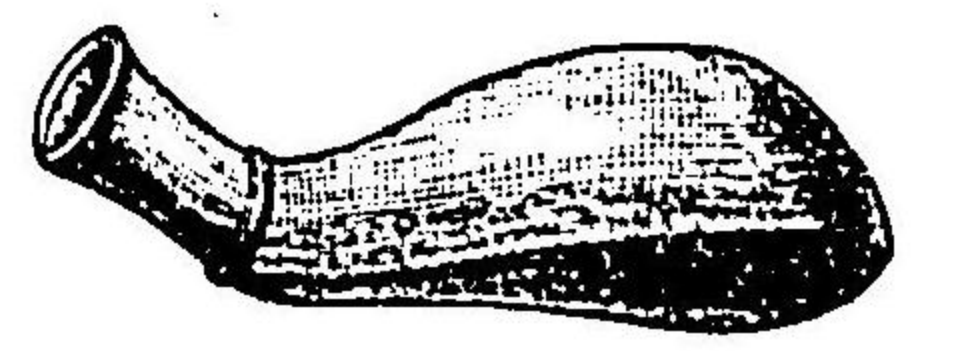
第百三十八圖



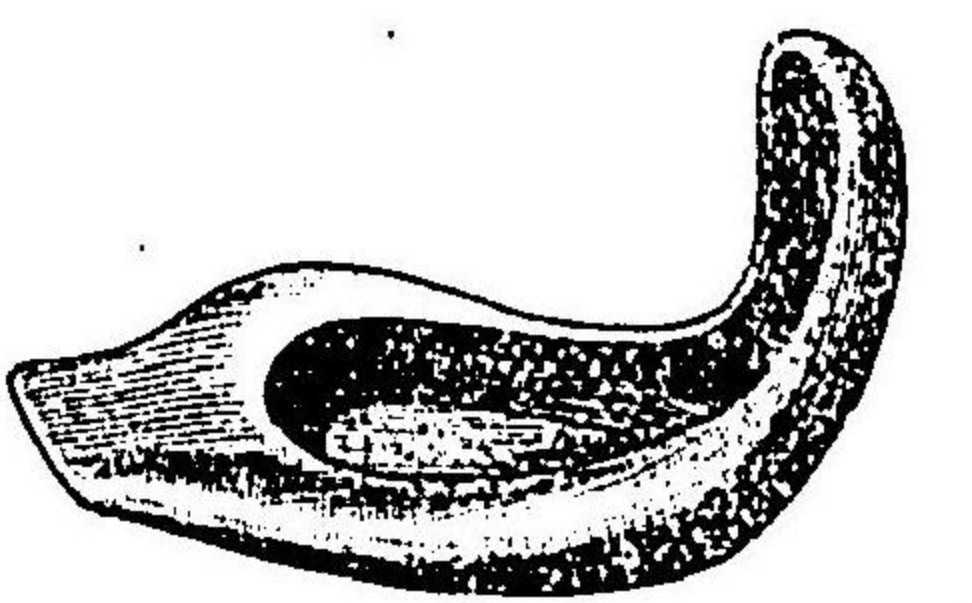
第百三十九圖



第百四十圖



第百四十一圖



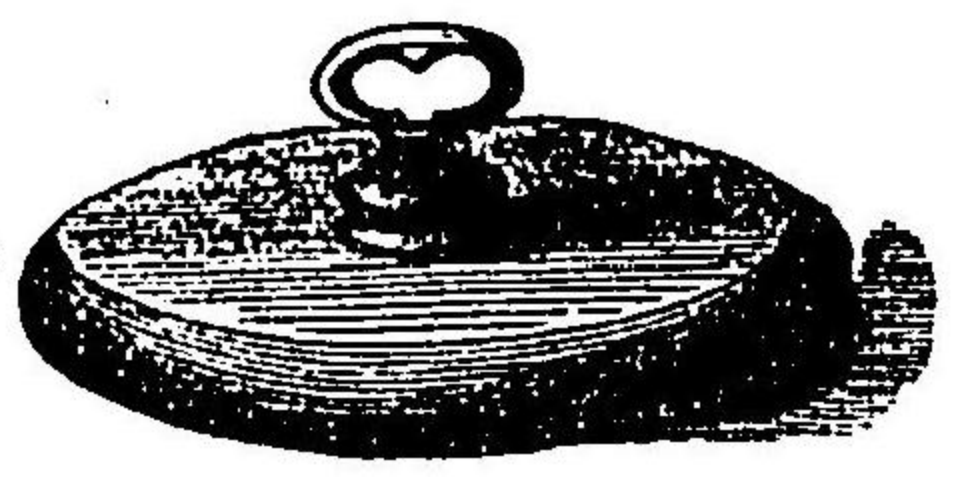
臥床を替換する方

臥床を交換するには第二の臥床を準備するを得ば甚だ便利なりとす若し之を準備し得ざる場合には適應の椅子或は横臥椅子を以て其臥床を整ふるの間病者を之に安んせしむ可し我日本風臥床なれば他

久しき重病者に生ずる瘡の注意

瘡の預防法

第百四十二圖



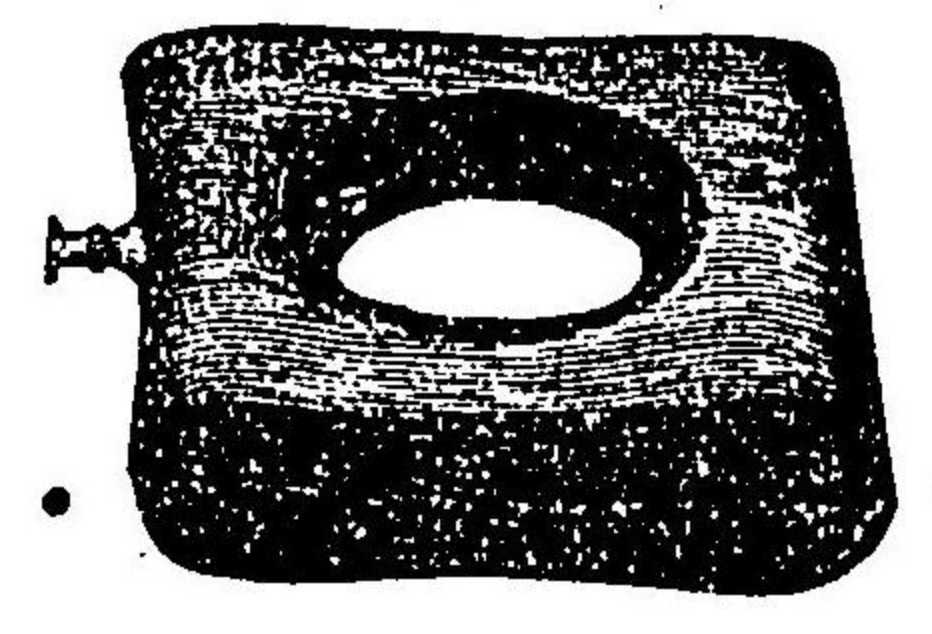
の蒲團を假りに敷きて之に病者を移すを宜しとす其病者の舉上及運搬の方法は本書の第五章を見る可し此に尙追記す可きは比較的體重の重き人も亦一人の人に由て善く其熟練するときは近き距離に於ては運搬するを得べし即ち一手を病者の上腿の下に入れ他手を其臀部に送り運搬者の頸部の周圍に病者の手を纏回せしめ次て運搬者は起立し且つ同時に後方に屈する時は其重量は上肢に受るのみならず全軀幹に被るを以て軽く運搬するを得可し運搬者及病者も同時に深く呼吸すと雖も其運搬容易なり  
 病者若し褥中に於て惡寒或は戰慄するときは更に蒲團を加へて湯婆(第百四十二圖)或は溫石を以て溫暖ならしむ可し然れども之に由て火傷或は湯傷を生ずるが如く灼熱ならしむ可らず但し發熱時に來る戰慄には此法毫も必要ならず何となれば此戰慄は只身體内部に大灼熱あるの一徴たるのみなればなり  
 久しく持續せる劇熱病(例之室扶斯)及體液亡失(化膿)に由て衰弱するか或は久しく臥床するか或は精神朦朧なるが爲め常に同一の有様に臥床するときは其殊に癩瘦せる人に於ては身體の重量を受くる諸部分に甚だ壓迫瘡(褥瘡)を生じ易し最も多く生ずるは下腰部なれども又背側の突出せる部(肩胛骨板部、臀部、足踵)にも生じ易し則ち初めは只壓迫せられたる部に於て紅色を潮し痛を覺え忽ち其部の皮膚壞敗して稍大部分に及び潰爛部を生じ骨に達し甚き劇痛あると大に膿汁を漏すに由り病者をして非常に衰弱せしむる大害あり此不快の病狀を豫防するには褥瘡を生じ易き部をして壓迫を受けざらしむるが爲め護膜枕(但し空氣

病者の一般看護法

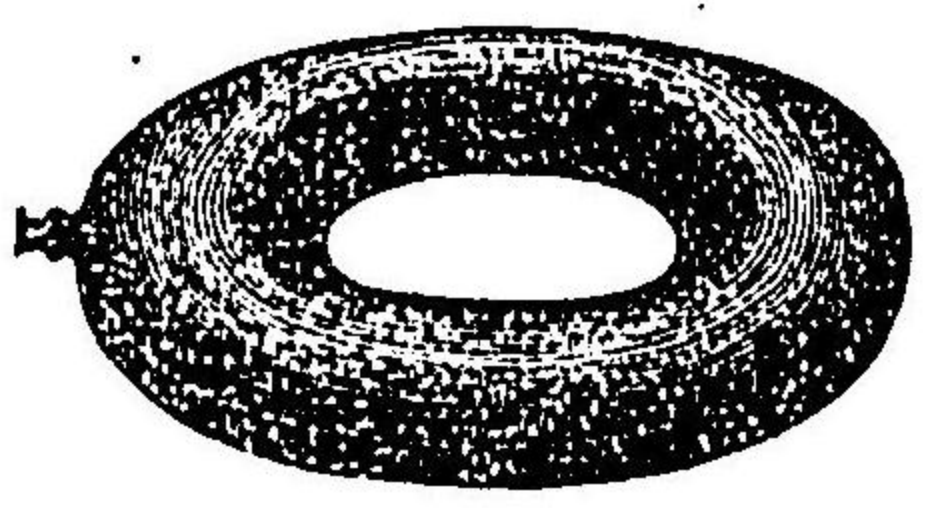


を除き堅く充實す可らず却て患者堅硬を覺え不快ならしむ且つ護謨枕を直接に身體に觸接す可らず爲めに濕疹を生ずるとあり概して患者に不快を感せしむ故に上敷布の下又は布片にて包みて用ゆべし(第百四十三圖及第百四十四圖)或は大なる水枕(第百四十五圖)を送入するに在り且注意して看護を施し清潔となし病者をして屢臥位を顛側せしめ敷布及襦衣を平らとなし皺襞なからしめ麵包の碎片を除去し又防腐性及酒精性溶液(昇汞水、燒酒、醋)を以て洗滌し枸櫞皮を以て塗擦すべし○已に褥瘡を生

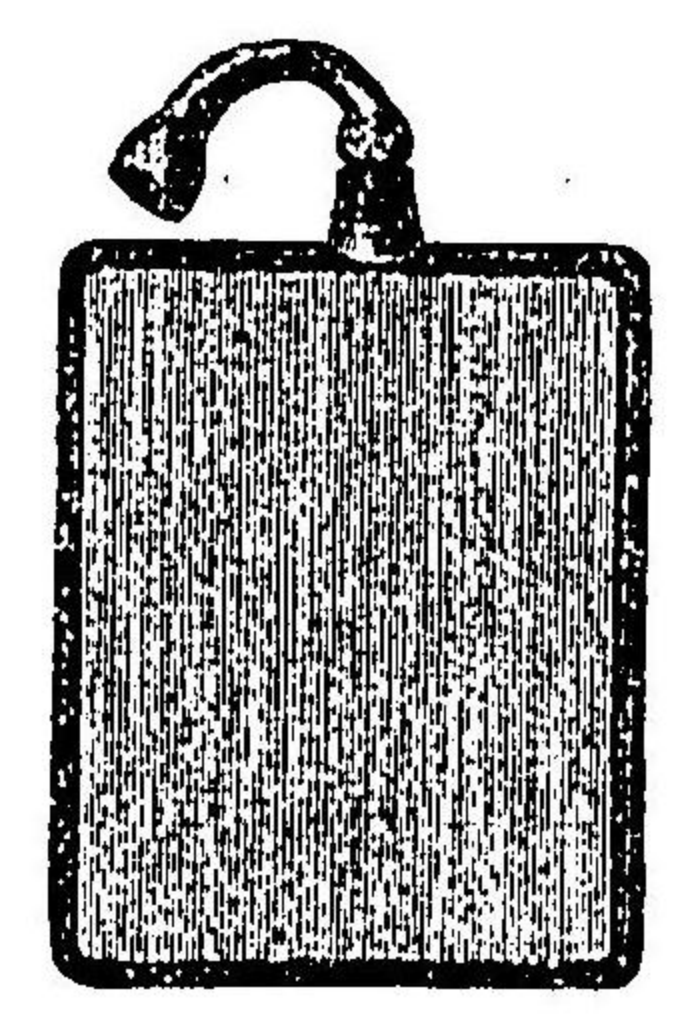
圖三十四百第



圖四十四百第



圖五十四百第



したる者には此法則と共に尙創傷療法の規則に従ひて處置す可し(第二章を見よ)  
看護婦の服色は黒色なるは宜しからず最良なるは灰白色にして洗滌し易き材料より成る服なりとす  
病者の看護人たる者は醫師の爲めに甚緊要なる勤務をなす者にして病者を適當に視察すると之に關する諸件を醫に告知するを以て醫師をして診察の時間を省略せしむるの益あり

看病人は一般の有様へ注意す

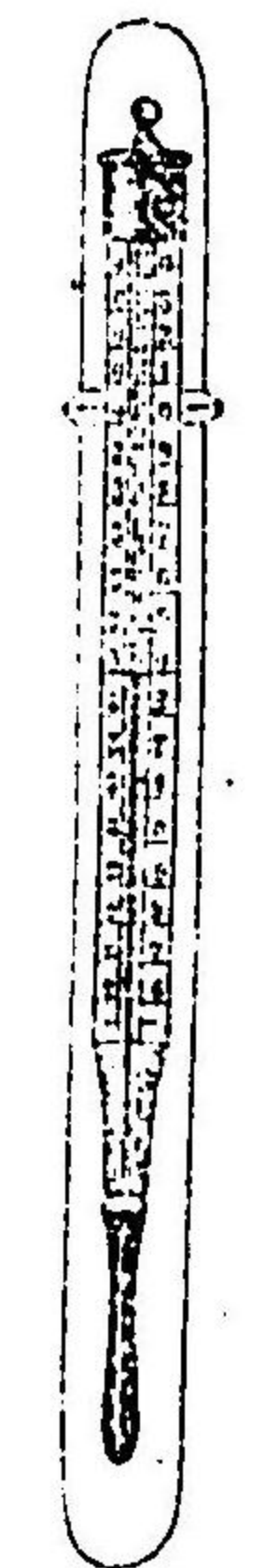
檢温器を用ひて體温を計る注意

之に關するは病者の一般狀態の看察にして或は安靜なるや或は辱中に於て轉顛反側するや或は恰も眠れるが如く無力且つ精神朦朧の如き狀況是れなり殊に注意す可きは呼吸脈搏及體温にして此體温は醫の命令に従ひ毎日數回一定時刻に檢測し之を溫度表に記載す可し此體温は攝氏の體温計に由て定む可し(第百四十六圖及第百四十七圖)則ち健康人に於ては三十七度を算するものなれども熱性病に於ては四十一度以上に昇るとあり之を測るには通常腋窩に於てするものにして豫め此部を拭乾したる後、體温計の下部(水銀球ある部)を挿入し上膊を軀幹に堅く壓著せしめ體温計を指にて保持するとなく自然に放置し置くべし而して體温計の所在變動せざるときは十乃至十五分の後其體温の何度何分なるやを

圖六十四百第



圖七十四百第



認むるを得べし又肛門に於ても之を檢定し得る者にして迅速且つ確實なり又檢温し終れるに及び之を抜去せる後も其水銀柱は已に昇れる最高度に留らせる體温計(留點檢温器)は甚た便益なりとす直腸の溫度は身體内部の體温を綿密に示す者にして腋窩の溫度よりも半度乃至一度高し但し留點檢温器にては上昇したる水銀は檢温後之を振りて下降せしむべし  
醫師の請求あるときは呼吸及脈搏の數をも計測し之を記載すべし  
健康人は一分時間に凡そ十四乃至十八回呼吸呼吸の數を計るには心窩に手掌を當て一分時に數あるやを算す  
するものにして疾病に罹ると

病者の一般看護法



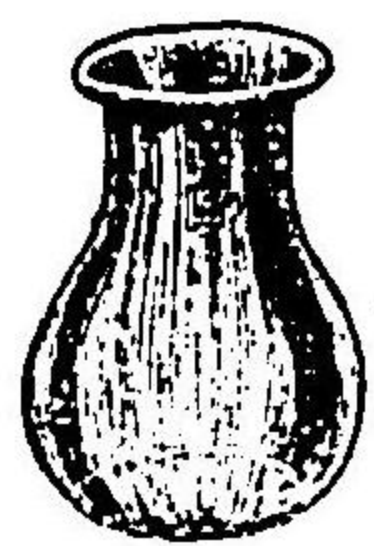
痰を散飛せざる様注意する

きは呼吸の數三乃至四倍増加するを見る次で呼吸は深きや或は淺きか或は雜音(笛聲、水泡音)及疼痛を帯べるか或は咳嗽を發するや其際、喀痰するやに注意せしむ可し喀痰は一部分、水を充せる唾壺(第百四十八圖及第百四十九圖)に貯へ醫師の検査に供へしむ可し病者に命して手巾或は室内(歐風の家屋)或は庭先きに喀痰するを禁し決して許す可らず若し然らざるときは其喀痰乾固して塵埃中に浮遊せる肺勞及實布塚里の痰末は他の健康人に危険を及ぼすの恐れあり又病者をして喀痰を嚥下せしむるは胃腸を傷害するを以て成る可くだけ之を戒めずんばある可らず

第百四十八圖



第百四十九圖



に迫れば殆ど脈搏を感知するを得ず唯心臟部を接觸するに由り心臟自己の運動を猶觸知し得るのみ

○醫師より命せる處置の實行方法

醫家の命せる處置を實行するには必ずや大に精密に注意の周到なるを要す之が主治醫たる者、之に由て其勞力を補助せらるゝや頗る大なりとす  
病者に與ふる藥劑は水劑或は丸劑、散劑となして可なるやは常に決し易からず殊に辨識の智なき小兒

脈搏の注意

病者に藥を用ひしむる注意

及頑固なる大人に於て然り而して強て壓制的に服せしむるに先だち必ずや厚意と適度の嚴肅を以て病者をして服用せしむるを試むるに毎に良結果を得るを見る又小兒には其鼻孔を壓閉するに由り堅く閉鎖せる唇を開かしむるを得可し服藥後、吐出するの癖あるを知る時は其服後、談話或は計算をなさしめ其意向を轉せしむ可し

流動形の藥劑は匙子或は適當なるは藥量硝子蓋(第百五十圖乃至百五十二圖)を以て與へ此硝子蓋の

内容は「グラム」量に分たる、者にして之を算すると左の如し

一食匙則ち十五「グラム」 一小兒匙則ち十「グラム」

一茶匙則ち五「グラム」

味、不良なる水劑に於ては宜しく其の服後、爽快の飲液を與ふ可し

散劑は水を容れたる食匙に加へ或は其味不良なるとき「キニーネ」「サリチール」酸、甘汞)は「オブラート」或は純良の薄き日本紙或は海苔に包み服せしめ次で一嚥の水を與へ口内を洗滌して其味を感せざらしむ可し

第百五十圖



第百五十一圖



第百五十二圖



丸劑は往々嚥下すること能はざるもの多く之れありて頗る困難に遭遇することあり然るときは其人をして百方、手段を盡して之を服し得るを工夫せしむ可し即ち舌の中央を溝狀となさしめ丸劑を容れ一嚥の水を以て後方に洗流せしめ或は舌根の後方に之を投入し自然に嚥下運動を起さしむ可し若し一嚥の

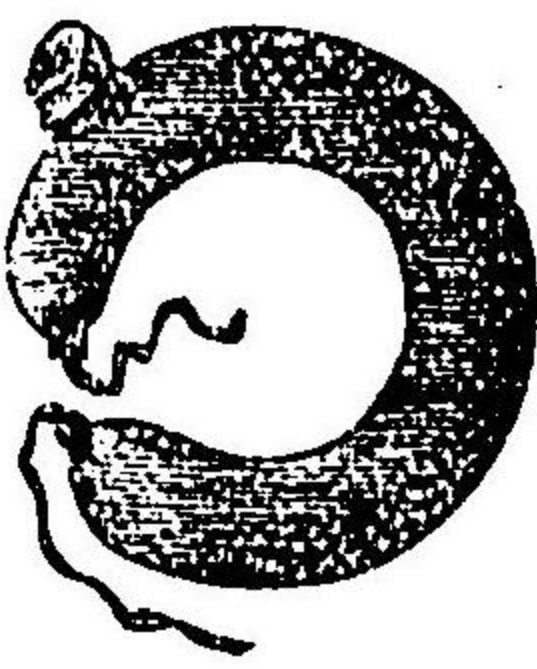


水を服し得ざる恐あるときは之に代ゆるに少許の麵包、粘滑飲料を後服せしむるを宜しとす  
 種々の滴劑を用ひんとするときは其滴數を同等ならしめんが爲め注意して之を計算せざる可らず而して栓子を以て其藥瓶の口を潤して之を滴す可し若し所謂滴量計を用ゆるときは裝定せる栓子を半ば抜栓するに由り徐々に一滴つゝ滴瀝するを得可し  
 滴劑は水、葡萄酒、茶或は少許の砂糖に加へ服せしめ依的兒或は酒精を含める揮發性の藥劑は發火し易き危險あるを注意せしむ可し（滴を計るには決して火邊に於てす可からず其藥瓶を開きたる儘、火邊に置く可らず）

巻法の事

巻法は諸病に貼用すると甚多し冷巻法を行ふには成る可く冷水に浸せる布片（手巾等）を四乃至八枚重疊して能く壓迫し其患害ある部に靜に貼附すべし而して冷水は體温に由て温暖となるが故に三乃至五分時を経て其温暖とならんとするや巻法を交換せざる可らず故に此の如き巻法二個を調製し其一個は水中に浸し他の一個を貼附し交換の際、成る可く時間を費す可し少なからしむるを可とす此水には食鹽

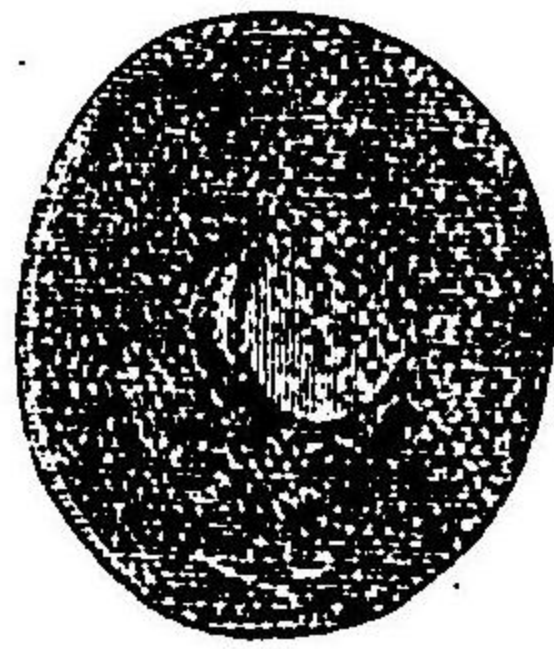
圖三十五百第



圖四十五百第



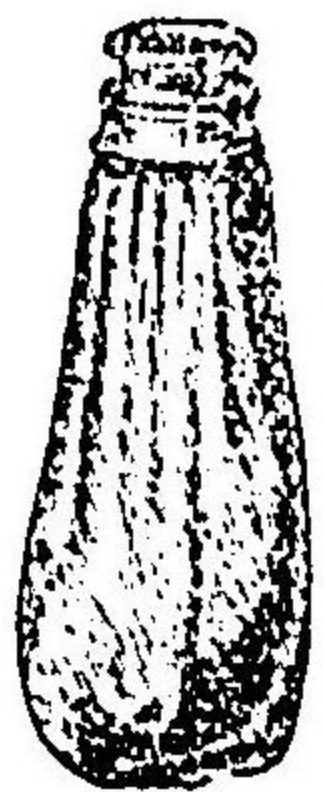
圖五十五百第



氷を用ゆる注意

と醋及硝石を加ふれば尋常の水よりも寒冷なりとす（礪砂一分及硝石末三分を醋六分及水十二乃至二十四分の混合液に加へたる者はシユムツケル氏の寒冷液なり）  
 若し氷を用ひんとするときは或は氷水を以て巻法を行ひ或は尙良なるは細小の氷片（胡桃大）を水を洩さざる囊（豚の膀胱即ち第百五十八圖）或は護膜製の氷囊（第百五十三圖乃至百五十七圖）に充せる後注意して壓迫し空氣を驅出し氷囊の口頸部に一栓を入れて堅く之を結縛し之を一枚或は數枚の布片を以

圖六十百五第



圖七十五百第



圖八十五百第



て包み患部に貼す可し其寒冷劇きに過ぐるときは凍互に由て凍瘡（即ち皮膚の潰爛）を生ずるとあり則ち皮膚は痛を覺え且つ白色を呈するを見れば氷囊と皮膚の間に數層の布片或は「フラネル」を挿入せざる可らず  
 氷を細碎するには針或は肉叉を接し軽く之を槌打するに由り容易に碎くを得し獨り槌を以て細碎せんとすれば却て喧噪なる弊あり  
 病室に於て氷の速に溶融するを防ぐには之を容れたる器を温の不良導體（毛布）を以て被包するに在り

病者の一般看護法



冷布にて  
病人を被  
包する事

其水の大塊は各別に毛布、藁或は鋸屑を以て包む可し  
高熱病に於ては往々冷布にて病者を被包す可きとあり即ち一枚の大布片(小兒に於ては入浴手巾にて  
足れり)を冷水に浸し適宜に榨りて褥上に敷ける毛布の上に敷き展し次で裸體となせる病者を此上に  
臥せしめ之を越えて左右兩側より其布片を折り反して包み唯頭部のみを出し置く可し五乃至十分を經  
れば病者をして再び此被包を脱せしめ其必要なる者には此法を反復し行ひ體溫計を以て其熱度の減降  
するを認むるに至る可し之を除去せる後、直に能く病者を拭ひ乾燥せる浴衣を纏はしめ乾燥せる褥中  
に横らしむ可し

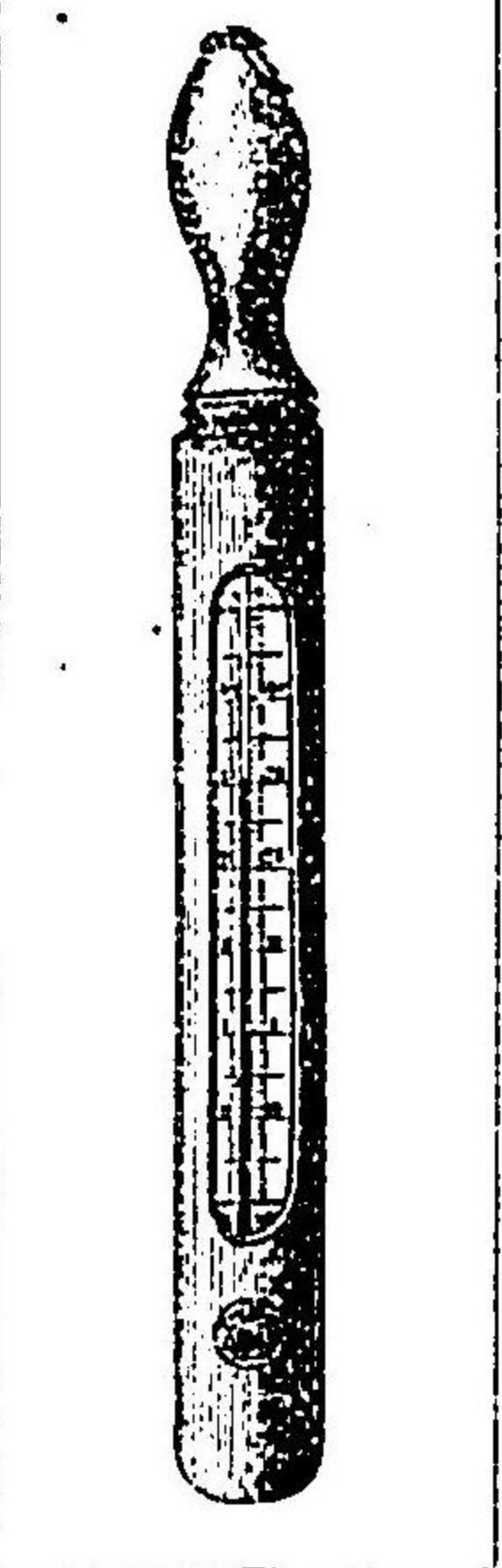
ブリスニ  
ツツ氏の  
巻法

濕潤巻法を久しく貼し置き體溫を以て溫暖とならしむる法(ブリスニツツ氏巻法)を行なふには左の如  
し室溫と同度の水に一片の布片を浸し適宜に榨りて被包す可き部分の大小に應じて數回折り疊みて之  
を貼置し其上に一枚の水氣を漏らさざる物質(護謨紙、蠟布、油紙)を接し其壓迫をして諸部共に患部よ  
りも稍々廣く(指の二三本幅だけ)及ぼさしむるが爲め廣く之を貼し其上に綑帶を施し或は毛布を以て  
包み固定す可し數時間(之を施せる後)を經れば此巻法を除き被包せられたる部分を能く乾拭して乾き  
たる衣服を纏はしむ可し必要に望めば此法を反復せざるを得ず  
往時好んで行ひし糜粥巻法は其繁雜なると潔麗ならざるが爲め冷水巻法に壓倒せらるゝに至れり然れ  
ども尙之を用ひんと欲するときは糜粥(麻實粉、燕麥粉或は飯粒)は甚だ熱きに過ぐ可からず此原料は  
毎日新に調製す可きことを知らざる可らず何となれば糜粥は動もすれば酸敗して惡臭を放ち易ければ  
なり

浴湯の温  
度を計る  
方法

乾燥性溫暖法には溫熱となせる毛布、溫暖の砂枕及枯草枕、熱灼せる皿、湯婆、溫壺等に由りて發起  
せしむ可し  
常に身體の一部分に於けるのみならず全身の皮膚に感應せしめんと欲するには諸種の溫浴を應用す可  
し

第五百九十九圖



浴湯の溫度を計るには木筒にて包みたる浴湯檢溫器(第五百九十九圖)を用ひ醫師之を定む可き者とす病  
者を浴中に止むる時間の長短も亦然り、冷浴(列氏八乃至十五度)に於ては大抵五乃至十分以上病者を  
入浴せしむ可らず微溫浴(列氏二十乃至二十  
四度)に於ては十五分に至るを得可し浴後は  
毛布を以て良く病者を被包す可く浴後或は  
其浴中已に衰弱を覺ゆれば興奮劑(葡萄酒、  
茶等)を與ふ可し

溫浴の際、冷水を灌注するは頗る呼吸に良效あるを見る之を行ふには適度の高さ(一乃至二メートル  
ル)より稍強き勢ひある冷水を水桶、水瓶より病者の胸部に灌き掛け或は小なる水桶を以て病者の  
項部に灌き掛くるも可なり浴室ある家に於ては此目的には亦寒冷の水漉を用ゆべし  
腸中に水液を灌注する法(灌腸)は灌水器(第六十圖)の下底に柔き護謨管(第六十一圖)を付したる  
者を以て行ふ可し此護謨管の腸内挿入端には善く油を塗り病者を仰臥或は側臥となし臀部を高くして  
之を送入し灌水器を舉上(半乃至一メートル)計るときは其水液は高壓或は低壓を以て腸内に灌注

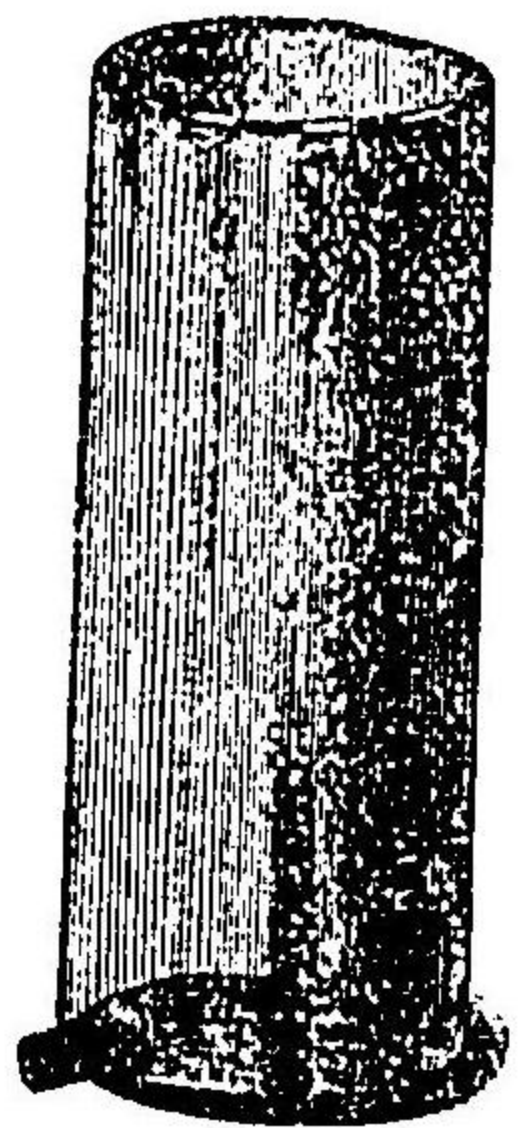
病者の一般看護法

灌腸の方  
法及注意

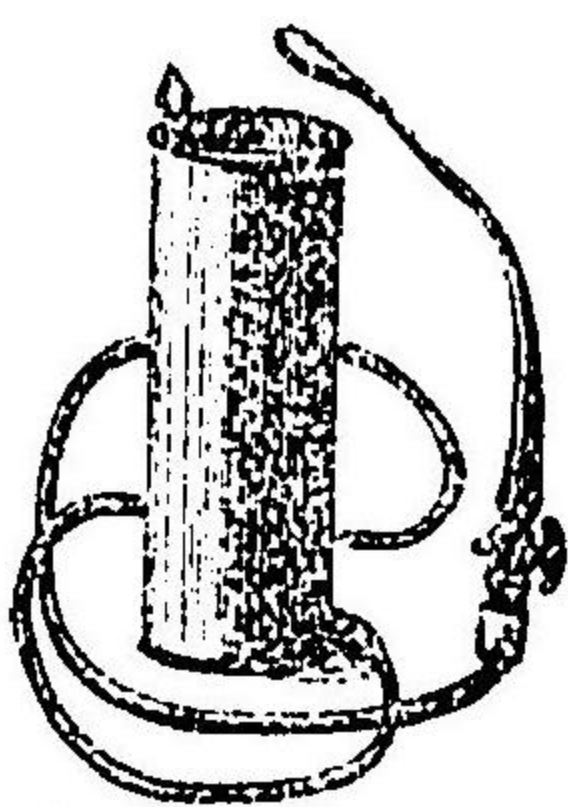


するを得可し其奏效せしめんとする目的に隨ひ灌腸液の量及性質を異にす若し通利の效を得んとする

圖十六百第



圖一十六百第



ときは體温と同度の常水或は冷水を用ひ尚ほ良なるは水に石鹼を加へたる者或は水、油類及食鹽の混合液或は單に蓖麻子油を灌腸するに在り通常灌腸液の量は五百乃至千「グラム」を以て足れりとすれとも一定の目的に向ては一回に數「リテラル」(三千乃至四千「グラム」)を灌腸するを得べし(之を大量灌腸法と云ふ)

下利を止むるを目的とせる灌腸液は燕麥汁或は澱粉液(時宜に由りて阿片を加ふ)より製し唯少量(五十乃至百「グラム」)を用ゆべきのみ

滋養灌腸液(直腸より滋養物を送りて身體を營養するの法)は葡萄酒、牛乳、鶏卵、肉溶液より成り口より食物を取る能はざる病者には醫師の命に従ひ行ふ可し

常に病者をして灌腸液を成る可く久しく腸中に保たしめ其良效を得るに注意せしむ可し  
此方法を行ふに至りてより往時通常使用せし角製小嘴管を具へたる灌腸注射筒は全く壓倒せらるゝに

傳染病に於ける豫防の注意

至れり此灌腸注射筒は其扱ひ方、稍單簡ならずして其使用法に習熟せざる時は殊に幼少の小兒に於ては往々損傷を招くとあり其病者の自用に甚便利なるは所謂灌腸用唧筒(第百六十二圖)なり

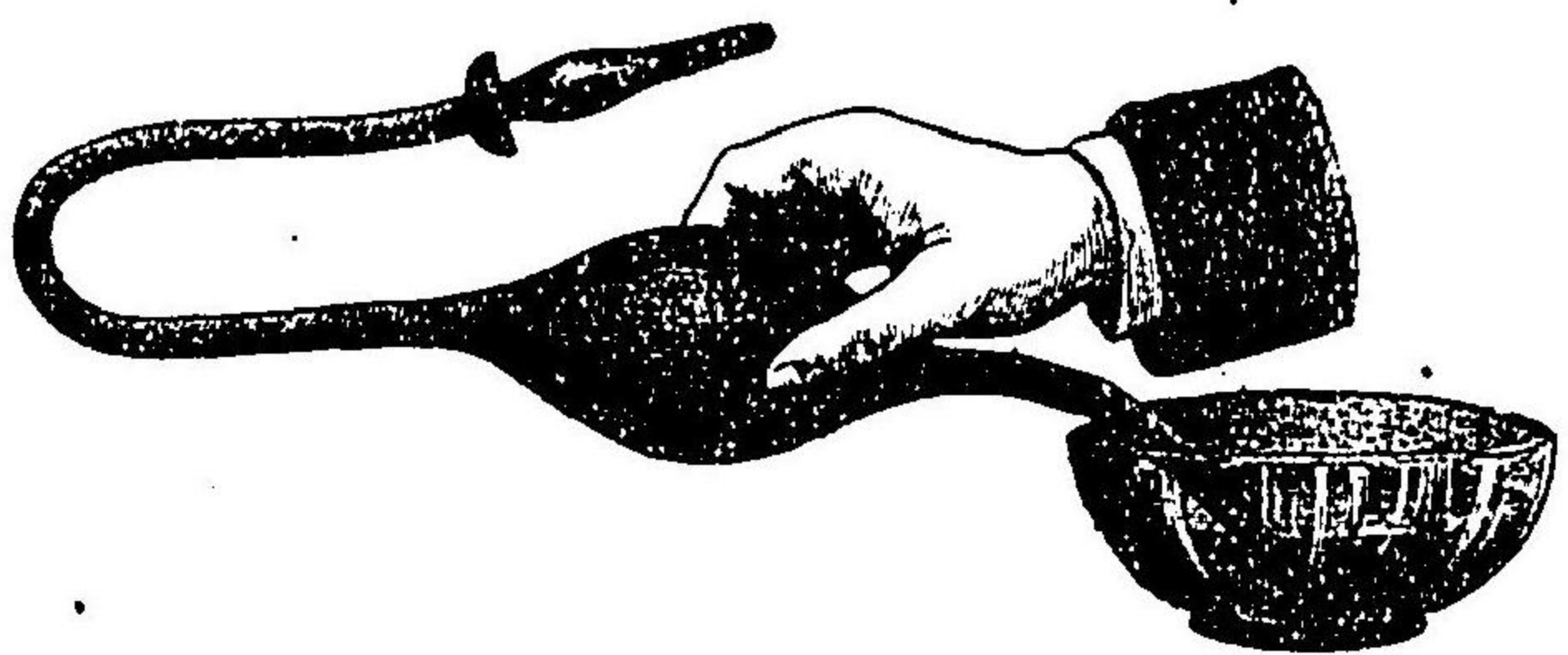
甚危険なる傳染病(「チフテリー」、猩紅熱、「チフス」)に於ては管

に病者自己を看護す可きのみならず其家族にも亦勉めて傳染を防禦せしむるを以て重要の件とす何となれば病室を訪問せる人はたとひ自らは健康に止れるも其病毒を付著し去りて廣く散蔓せしめ他人に傳染せしむればなり故に其家族を戒め成る可く病者の訪問者を謝絶せしめ其小兒の如きは全く病者に近かしむ可

らず小兒は自宅より遠け他の親戚に預くるを最良とす又其同級生に傳染せしめざる爲め之を學校に赴かしむ可らず醫師は其何時頃再び通學を許す可きやの時期を定む可し看護人自身は適當に其手及顔面を洗拭し病室を離れて外出せんとするときは成る可く衣服を著換へしむ可し病者に用ひたる諸般の器具は家族の器具と同時に洗滌するとなく各之を特別に扱ふ可し

一二の病に於ては其傳染毒は分泌排泄物中に存在するものにして「チフス」に於ては大便中に存し「チフテリー」、肺炎及肺癆に於ては喀痰中に在るを以て成る可く叮嚀に糞便或は喀痰等を撲

圖二十百第



傳染病の消毒法

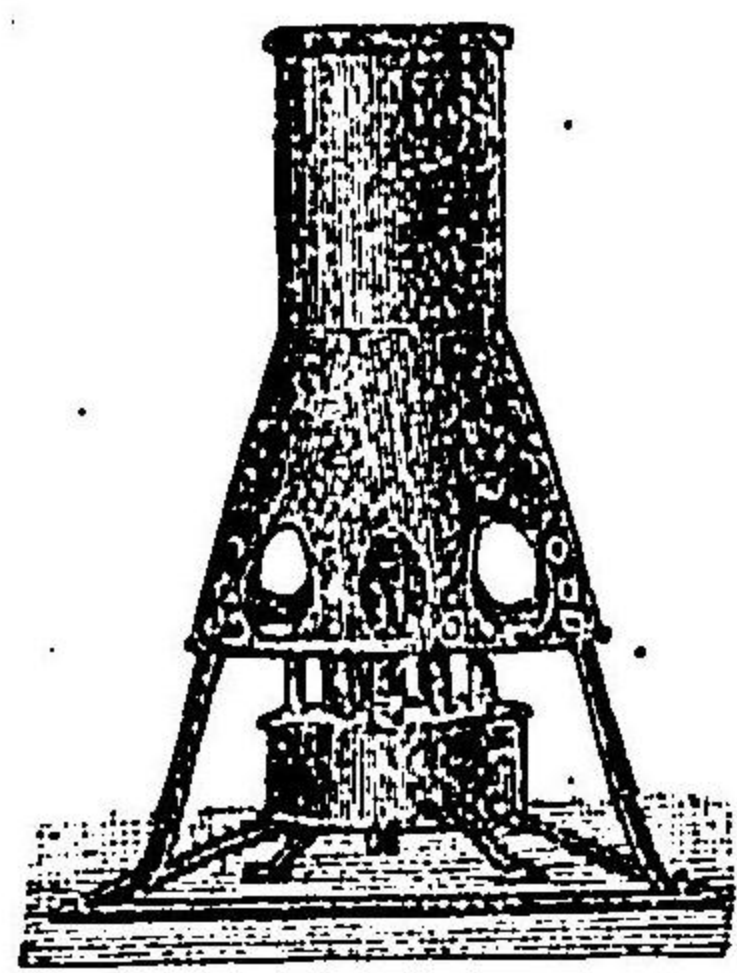
病者の一般看護法



滅(燒棄)或は消毒せざる可らず此消毒には二十倍の粗製石炭酸液、千倍の昇汞水、五十倍の「クレソリン」水、格魯兒石灰、硫酸鐵等を用ふ此諸薬を排泄物に滯き以て無毒とならしむ

若し幸に傳染病の治癒に赴くか或は病者の死せしときは病室及其内に存せし諸物は勿論、全家屋を清潔に消毒するを最良となす羅甞を以て被へる室壁等は新製濕潤の麵包或は餅塊を以て拭ひ清め或は著色せし壁は更に塗り換ふ可し牀板は石鹼水及上記消毒劑の一品を以て洗清し家具も之を以て洗滌可し臥褥及襦衣は數時間之を煮沸し次て石炭酸水に浸す可し濕潤に由て損害せらるる諸般の物品は許多の市府に設置しある公立の消毒所に送附す可し此消毒場に於ては流通する熱水蒸氣に由て傳染病毒は確實に撲滅せらるるものとす爰に於ては全く家具を損害するとなし又家屋の消毒も此消毒法に由て行はる可きものにして大に其家族をして努力及不安の念慮を省かしむるを得可し其價高貴ならざる者、例之、小兒の玩具、小冊子殊に單語本等は燒棄するを最良とす」此諸法を實行せるときのみ其傳染病毒を驅除するを得可し其處置周到ならざるときは全く効なし

第百三十六圖



近時特別の「ランプ」を以て「フォルマリン」蒸氣を發せしめ嚴重且確實に消毒するは最も便益とす(第百六十三圖)亦「ホルチノール」も用ゆべし近頃用ひらるる「グリュコフォルマール」亦甚速に確效を奏す」故に各人は其力を盡して許多の傳染病の蔓延するを防ぎ其同胞を救助す可きのみならず自己も亦此の如き病患に罹るを防ぐに注意せざる可けんや則ち是れ亦救急法の一事業と謂ふ可し

○獨逸救急法協會の規則 千八百八十二年  
「キール」府制定

第一條

獨逸國救急法協會は俗人をして醫に告知するに至るまでの救急法を練習施行す可き救急法教習所を設置し以て不時に起れる危害に遭遇せる者に即坐の救急法を施すの知識を與ふるを以て其目的となす

第二條

此教課は其職業上卒然發起せる不時の災害遭難者に即坐の救助を施行し得可き境遇に在る人々則ち警察官吏(巡查、憲兵)鐵道役員、製造所の監督者及職工長、鑛業者、農夫、兵卒、航海員、消防夫、體操會員、山間旅行者等に教授す可き所なり然れども以上記載せる職業外の人に於ても男女を問はず不時の遭難者あるに當り其同胞を救助し得るが爲め之が知識を具ふるを怠る可らず

第三條

本協會は此目的に従ひ教課を教授す可き醫師を養成するを勉む可く又教課に必要な書籍、圖畫、器具及綑帶用具を備ふるを補助す可し

第四條

本協會は其職務を實施するに當り總裁者は其事務を執らしむるが爲め會長、其代理者、會計長及書記各一人を撰任せしむ

第五條



會員となるには毎年少くも「マルク」を出金し終身會員たるには少くも二十「マルク」を一回出金するに由て得可し

此會計は會計長の宰る所にして入會するときは本協會の規則書を送附す

### 附 録

#### ○藥劑の用法 (い) 内用藥

凡て藥劑を分ちて内用藥及外用藥とす内用藥は「内服」或は「投與」と稱し必ず病者をして之を飲ましむる者たり之に反し外用藥は皮膚或は粘膜(たとへば眼、耳、口等)に使用する者にして決して嚥下せしむることなし

此内用と外用とを誤らざらんか爲めには調劑の際内用藥は圓形壘に容れ外用藥は方形壘に容れて病者に交附し且壘札も内用には白色紙、外用には赤色紙を貼附すべし而して藥劑の使用に臨みて必ず其都度に貼したる壘札を熟覽一讀したる後に非されば用ゆ可らず

内用藥の服用法は左の如くなるべし

- (一) 鑛泉水を服用せしむるには二百五十瓦までの硝子蓋を用ひ多くは空腹時に與ふべし(時として加温することあり之を温むるには藥罐に湯を入れて此中に壘を没入して行ふべし)
- (二) 浸劑或は藥劑は茶碗(同しく二百五十瓦を容る)にて與ふるを法とす則ち茶劑として授與せられたる葉或は樹皮を茶碗に入れ約一二茶匙の熱湯を注ぎ五六分間其儘に放置したる後ち布片にて浸汁を

他の茶碗に濾過し與ふべし

(三) 煎劑及溶劑は匙或は一滿つゝ投與する者にして百二十瓦乃至二百瓦の大壘或は三十三瓦の小壘に容れ交附す而して此流動劑を服せしむるには食匙(十五瓦)小兒匙(十瓦)茶匙或は咖啡匙(五瓦)を以てすべし通常毎家に貯ふる匙は其大さ甚不同なるか故に常に同大にして且清潔となし易き陶製の藥匙(藥舖にあり)を用ゆべし然れども此藥匙よりも尙良なるは所謂内用「コップ」にして之には十五瓦、十瓦、五瓦と刻しあるを以て其必要に應じて食匙、小兒匙、茶匙を與ふるを得べし

滴劑は其指定せられたる滴數だけ一塊の砂糖に滴加し或は杯に少許の水を注ぎ之に混和して投すべし藥壘より滴下するには注意を要する者にして指定せられたる滴數よりも多く滴下するを防かんとするには藥壘の口邊を豫め濕したる栓子にて滋潤せしむるに在り滴下壘なるものあり此は其挿入せられたる栓子を廻旋し適宜必要の滴數を計量するに在り最便宜なるは滴量内用器なり此器は硝子蓋の上端に嘴を具へ器側に度目ありて五滿つゝに分たれ全量六十滴を容るゝ者とす此器に於ては藥劑を其指定の滴數まで計りて用ゆるを得べし實に滴數を計るの煩勞を免るゝを得而して幼兒には時として半滴を投することあり此場合には「コップ」或は匙に水を入れ之に一滴を加へ其半量を服せしむべし藥を服用するには頗る綿密なるを要する者にして藥壘に貼附せる標札を記せる量よりも決して多く與ふ可らず匙或は内用器は極て清潔ならしむべし又藥劑は久しく温暖の處に置く時は變敗し易きが故に大なる藥壘は水を盛れる器に投して冷所に置くべし味不快なる藥(たとへば蓖麻子油)は温乳、麥湯、「ソップ」、濃咖啡等に加へ用ゆべし



(四)散劑は小刀尖或は巻きたる紙片にて舌上に持ち來たし少しく水を後服せしむべし之よりも良なるは少許の水を杯或は匙に入れ之に散劑を加へ能く混和せしめ(指にて攪拌す可らず)飲ましむべし不快の味ある散劑(たとへば「サリチル」酸等)は濕したる「ラブラート」或は紙片に包み或は「カプセル」に容れて濕して嚥下せしむべし

殊に小兒に適當なる調藥法は加糖錠劑なり

(五)丸劑は一乃至三丸を容易に服するを得べし若し丸劑咽頭に嵌留したるときは水を飲ましめすして少許の飯或は麵包、果實を與ふべし

藥劑は通例食前に與ふるを法とす是れ空腹の時は藥效を奏せしむる妨害を生ずる者なければなり唯劇烈の藥品(酸類、砒石劑)のみは必ず食後に服せしむべし甚稀には藥劑を夜間にも投すべきことあるのみ若し毎時、毎二時或は毎三時と指定せられたるときは唯晝間に投與するのみと知るべし

藥劑を投與するに當りて注意すべきことあり則ち速に奏效する藥劑(たとへば旋那劑、苦土水、甘汞等)は病者の就眠前に投す可らず是れ病者の安眠を妨げざるか爲めなり之に反して徐々に奏效する藥劑(蘆薈、大黃、蓖麻子油等)は就眠前に與ふべし

許多の藥劑は看護人に於ては唯醫師の指令に従ひて病者に投與すべき者とす殊に莫兒比涅に於て然り

### (ろ) 外用藥

外用藥は方形壘に容れ其用法は赤色紙に記載すべき者にして此は胃より用ひすして外皮或は粘膜(た

とへば喉頭、口内、眼、鼻、耳、膀胱等)に用ゆべき者とす此藥劑は即ち内服せしめずして吸入或は含嗽せしめ或は患部に點滴、塗布、散布、摩擦、粘著し噴注する者とす

(一)吸入 には空氣、爽快の香氣、水蒸氣を用ゆ所謂呼吸的即ち肺運動法は市街及室内に於けるよりは森林及原野に於て行ふを良とす又病者に酸素即ち稠厚の空氣を吸入せしむることあり

失神又は不時の遭難者には依的兒を嚔口より吸入せしむることあり或は「ケルネル」水を吸入せしむ

「ケルネル」水は左方(即ち「ベルガモット」油五瓦、枸橼油三瓦、「ロスマリン」油及檸檬花油半瓦、九十%の酒精二百五十瓦)より成る

病室に「ケルネル」水を霧狀に散飛せしむるときは大に爽快ならしむ但此際には病室の窓或は障子を開放するを忘る可らず

水蒸氣は一日數回喉頭及氣管枝病に吸入せしめ效あり其用法及吸入の時間等は醫師の命に従ふべし

(二)含嗽及口内洗滌 是咽頭及口内の病に屢、行ふ所にして一日二三回或は其以上に施さしむ含嗽するには一嚥の液を口内に含み頭を後方に傾け口を開きて「から」から」と云はしむべし口内を洗滌するには口を閉ちて舌及頬を運動して彼此に流動せしむべし然る後液を或器に嚔出し布片にて口を洗拭すべし世の父母たるものは小兒に時々含嗽することを教へ以て惡性咽頭炎に罹りし時に行ふを得せしむべきなり其藥液の處方は醫師の指定に由る

(三)點滴 是眼、耳、或は小潰瘍に行ふこと最多し此に最適當なるは點滴管を用ゆるに在りとす此管は上端を護膜を以て閉鎖しあるに由りて數滴の液を容易に吸取し得べく而かも之を精密に滴下し得る



ものなり亦滴下するには小硝子杆を用ゆるも行ふを得へし而して此點滴管は必ずや滴すへき薬液の壺中に挿入す可らず常に薬壺よりして少量を小硝子皿に注ぎ之より滴管に充たすべし之に由りて壺の薬液の不潔となるを免れしむるを得べし又滴管或は硝子杆を直接に患部に觸るゝことを謹て戒む可きものとす故に寧ろ遠く離して患部に滴下すべし之に由りて滴下器の不潔となるを防止すへき者にして數多の患者に使用せんとするときは益々此注意を緊要とす

眼目に點滴するは患者を仰臥せしめ指にて軽く下眼瞼を引き下げ薬液の一滴を滴下するか或は眼を閉さしめて其内眥部に一二滴を滴したる後眼目を開きて薬液を進入せしむべし小兒に此法を行ふには別に他の一人をして頭首を固定せしめざる可らず

耳内に點滴するには患者をして健側を下にして臥せしむるか或は頭を健側に傾けしむべし點耳薬の壺は點耳するに先だち豫め温湯中に温めて用ゆべき者とす然る後病耳内に單に薬壺より注入し五分時を経て患者を起し頭を傾るに由りて薬液を再び流出せしめ綿を填充すべし

小潰瘍には小滴管を以て一滴の液を滴下し法に従ひて糊帶す

(四)塗布 皮膚には沃度丁幾、古魯胃謨等を用ひ鼻、口等には薬液或は軟膏を以て行ふものなり沃度丁幾は醫師の指令したる局部に塗布し其塗布後褐色斑を生じたる部を綿にて被ふべし沃度丁幾は動もすれば皮膚を損し易きが故に毎日反覆之を行はずして毎二日或は毎三日に行ひ通常純沃度丁幾を用ひず沃度丁幾と没食子丁幾等分の者を用ゆべし若し不幸にして塗布の爲め皮膚に創傷を生ぜば亞鉛華末を散布するか或は少しく軟膏を貼すべし褐色の沃度斑は稀薄の礫砂精を以つて摩するときは除くを

得べし

古魯胃謨は舍利別状液にして空氣に觸るゝときは乾きて硬膜となる此品は小刺創を被包するに用ゆ指或は趾の周圍を輪狀に古魯胃謨を塗布するを戒むべし蓋し此の如き小局部は古魯胃謨膜の爲めに壞疽することあればなり古魯胃謨は發火し易き危険あり常に此壺は密閉せざる可らず古魯胃謨の爲めに硬くなれる毛筆は依的兒中に浸たすときは再び柔軟となり用ゆるを得べし

鼻孔内に塗布するには患者の頭部を壁を背にして置き左手拇指にて鼻尖を掲げ薬液或は軟膏に浸せる毛筆を口の方向に沿うて深く鼻内に送入し速に之を鼻内に壓抵して毛筆を抜去するなり

口内の塗布は齒齦病、舌、口蓋、頬粘膜の病或は口内の後部の病(扁桃腺及咽頭)に行ふ者にして口内後部に塗布するには長柄を具へたる毛筆を用ひ舌は舌押へを以て壓下せざる可らず塗布したる後患者は口を洗滌すべし又塗布の毛筆を決して薬壺内に入る可らず常に特別の小硝子皿に注ぎて浸すべし同一の毛筆を數人に共用す可らず毛筆は毎回塗布後善く洗拭すべし

(五)散布薬を散布するには患者の皮膚に散布器に由りて行ふを最良とす則ち薬粉は容易に壺小孔より散布せらる或は小刀尖、篋子、匙、毛筆、綿束にても散布するを得べし

### ○芥子泥の貼用

芥子泥とは芥子一二食匙に微温湯を加へ(其作用を強くせんと欲せば醋及水を加ふべし)稠厚の糜粥となすべし此糜粥を薄き布片に糞莖の厚さに塗り其上に更に一枚の布を重ねて粥泥を兩布の間に含ませ



しむ此泥を醫師の指命したる皮膚の部分に約一手乃至二手の大きさに貼し十分乃至二十分放置して患者劇しき灼熱を覺ゆるに至りて之を除き潮紅したる皮膚は冷水を以て洗ひ拭ふべし最も使用に便なるは所謂芥子紙にして之を微温湯に濕し其粗糲なる紙面を皮膚に貼するに在り

○吸角(すいふ)

吸角は小なる硝子帽にして之を外皮に貼するには先つ一瞬間其開口部を酒精燈上に翳さして暖ため速に皮膚に接著すべし然るときは温暖の爲めに此吸角内の空氣稀薄となれるを以て忽ち吸著す多くは一回到三個、六個、十二個を貼し十分乃至二十分を経れば自然に脱落し或は謹て之を取り除くべし若し酒精燈なきときは綿に酒精を浸して吸角内に燃すも可なり加温時吸角の破裂せざらんが爲めには豫め温湯中に暖むべし

○發泡膏

發泡膏は唯醫師の命令に従ひて皮膚に貼すべき者にして其大きさは決して手掌より大なる可らず若し不注意に之を用ゆるときは腎炎を起すことあるべし此膏藥は黒綠色を呈する者なり之を貼するには一片の絆創膏を拇指にて塗りて輪狀をなし其拇指に當る部だけを塗らすして醫の命したる部分に之を接著し其全部を細帯すべし六時乃至十二時の後謹て膏藥を除き其下に在る皮膚の發泡を細子と剪とを以て切破し清潔に乾かし跡に残れる創面には亞鉛華末を散布し少許の綿を以て被ふべし然るときは乾きた

る痂皮を生じ放置するときは自然に脱落す

○水蛭の貼用法

水蛭は人の皮膚に固く吸著する小動物にして約一食匙の血液を吸ひ取るときは脱落する者なり此の瀉血法は時として藥劑として用ゆることあり水蛭を吸著すべき皮膚の部分と其水蛭の數(一—六個乃至十二個)とは醫師之を示定すべし接著すべき皮膚の局部は能く洗ひ拭ひ必要なるときは其部の軟毛を剃除し善く乾燥し一滴の糖水、乳汁、麥酒或は血液を以て濕ほすべし水蛭は其背面暗綠色にして六乃至八條の黄色の長條を具へ軽く觸るときは卷縮し久時血液を吸はざりし者を用ゆべきのみ之を貼するには水蛭の後端(太とき方)を小なる布片にて握り其前端(細小なる方)を咬著するまで皮膚に接すべし其際大なる血管の皮下に透見せらるゝ部分には貼す可らず水蛭に觸るゝを厭ふ人は試験管(硝子管)に水蛭を容れ之を皮膚に壓著すべし若し口内に水蛭を貼せんとするときは豫め水蛭の後端に細針にて糸を通し之を固定し誤て嚙下せらるゝを防ぐべし水蛭は其自然に落つるまで吸著せしむべし然れども一時間以上も吸著し居るときは之を引き離さずして少許の食鹽水を滴下して除くべし其後半時間許り吸著創面を清潔の綿に温湯を浸し(海綿を用ひず)後出血を催すべし終に綿を接著し止血し細帯を施すべし斯くするも止血せざるときは指を以て創上を壓迫し醫を招くべし吸血の後脱落したる水蛭は善く閉鎖したる器内に容れ其逃逸するを防ぐべし不幸にして水蛭を嚙下したるときは多量の食鹽水を飲ましむるを宜しとす



○冷罨法

冷罨法には手拭を四層乃至八層に折り重ね之を冷水に浸すか或は數分時間氷上に濕し榨りて滴の落ちざるを度とし之を患部例之、頭部、眼目等の上に貼すべし此法に由りて寒冷を與へんと欲するには貼するや速に溫暖となり乾燥するか故に頻々毎二三分に交換せざる可らず故に交換の爲めに第二の罨法を準備し置かざる可らず此法は患者に煩はしく而かも看護者にも便宜ならず

○氷 囊

氷囊は水液を漏泄せざる物質より成れる者にして此には護謨囊にして善く閉鎖する装置あるものを以て最良とす或は動物の膀胱を用ゆることあり而して氷囊を充たすには唯其半ばに至るまで小なる氷塊を入れ之を直接に皮上に置くことなく常に「フラネル」或は四層に折りたる布片を接し此上に氷囊を貼すべし此注意を加へざる時は氷囊の爲めに凍瘡を生ずるを見るべし若し氷囊柔かく且溫暖となるときは其氷溶解したる者なるを以て更に新に氷塊を入れ換へざる可らず(毎半時乃至毎一時)に氷囊は平かに皮上に接せんと欲するには之に水を充たすに當りて毎回囊を閉るに先ち空氣を驅除せざる可らず又氷囊は高さ處より懸吊して用ゆるを可とす患者若し安靜ならざるときは繃帶或は手拭にて固定すべきことあり又氷囊は頸巻状のもの或は兜形のものありて頭部又は頸部に貼用するに便す

○プリスニッツ氏罨法

此法は皮膚に寒冷を與へずして同度の溫暖に感せしめ且皮膚を濕潤ならしむる者たり故に亦濕温罨法と名づく此罨法は二十四時間に唯一二回交換するのみ頸部或は四肢には狭く折りたる手巾を用ひ胸部或は腹部は方形の手巾を用ゆるか或は布片を適宜の大きさに切りたるもの四乃至八枚に重ね之を微温湯に浸し平かに皺襞なき様に頸部、肢節、胸圍、腹部に接し其上に毛布或は長さ「フラネル」を纏ひ其上を水氣を漏さずして濕ほせる布片よりも少しく其面積を大ならしめたる物品即ち蠟紙、「グツタペルカ」紙、護謨紙を用ひて被包すべし  
久時此罨法を行へるに由りて皮上に小膿胞を生ずるときは此法を廢し油を塗り亞鉛華を散布するときは治すべし

○熱糜粥罨法

先づ亞麻仁又は米を水にて煮熟し濃厚の粥となし之を希望せる大きさに布片に塗りて布を折り返し貼せんとする皮膚に油を塗り且自己の手背にて罨法の溫度を試みたる後に貼すべし此罨法は毎二時、毎時或は尙屢交換すべし熱罨法は開放したる化膿創には貼布す可らず皮膚の損傷せざる者に於ては同一の糜粥を一日間使用するを得べし此場合には常に溫暖に保たざる可らず之を温かに保つが爲めには二重壁の鐵葉箱あり其兩葉の間に水を入れ置き下より酒精燈にて熱し内箱には熱糜粥を貯ふるものとす糜粥は毎日新に調製せざる可らず是れ酸敗して惡臭を放たしめざるが爲めなり



### ○熱病者の看護法

此條に記する者は凡て熱を發する諸病の看護法にして元來、熱なる者は獨立の病に非ずして諸病に發し得る一症狀なるのみ此熱は血液中に病毒の混入するに由て發するものにして其發熱せる人は自ら疲勞倦怠を覺え食氣を失ひ數々飲液を食り頭痛を訴へ初めは寒冷にして後ち熱灼せらるゝが如きを訴へ終りに發汗するに至る。

熱病者の寒冷感或は惡寒戰慄病者は其際藍色となり全體振顫し且つ咬牙すは熱を起し或は其増進するを示す

熱病者の灼熱感(其際病者の顔面紅色を潮し唇舌乾燥し渴意を訴へ時として體話す)は發熱の高點に至れるを徴す

熱病者の發汗は熱の暫時減退し或は其全く解熱するを示す

發熱の間は脈搏疾速(一分時間八十以上)にして體温(三十七度九分以上)元進し呼吸疾速となり(一分間十八以上)尿量減少す(二十四時間に一千立方センチメートル以下)

輕熱は唯數時或は數日持續するのみ(例之感冒熱の如し)重熱は數週間持續す(例之望扶斯の如し)數月間に互る處の熱を身體消亡熱或は虛熱と名け此熱は毎朝下降し毎夕劇しく昇騰す(例之肺勞、骨瘍の膿汁漏泄止まざる者等に於て見るが如し)

體温愈高く脈搏及呼吸愈疾速にして尿量益々減少し熱の持續益々永く且持長するに従ひ生命の危險愈大なりとす攝氏四十一度以上の溫度を發し一分時間の脈搏百三十乃至百五十に至り呼吸數四十以上を算し排尿全く絶止する者は必ずや注意を怠らず看護せざる可らず外科的熱病者に於ては若し手術を施

病者身體の或る部分より膿汁を漏し去るときは一頓に解熱するとあり

左に論述する所は熱病者を看護するに當り注意すべき處の者とす

(一) 朝夕脈搏及體温を計り叮嚀に之を一表に記載す可し醫師の請求ある時は呼吸數及二十四時間の尿量をも計るを要す

(二) 熱病者は必ず褥に就かしむ可し但し惡寒する時は溫暖に蒲團を被ひ熱茶を與ふ可きも概して熱病者は清冷に處置するを法とす(病室は勉めて空氣を交換し被衾を軽くし數々襦袢を取り換へ前額に冷罨法を施し屢々冷布を以て背部を拭ふべし)久しく持續せる劇熱には毎夕顔面、胸部、背部及上肢を冷水を以て洗拭し且つ醫師の處方せる藥劑、冷罨法等を用ゆ可し

(三) 熱病者には清冷の飲料を與ふ可きが故に屢々橙汁或は醋を加へたる水を與へ或は善良なる新汲の水(夏日は氷片を加ふ)を飲せしむ可し

(四) 熱病者は速に羸瘦する者なれども滋養の食品を食するに堪へず多くは亦之を欲せざるが爲に淡白なる流動食物を與ふ可し(米粥汁、乳汁等とす)其體力を保つが爲め毎三時或は毎二時或は毎時に之を與ふ可し又適度に葡萄酒或は麥酒を與ふるも可なり

(五) 熱病者の臥褥は殊に注意を要する處なり此病者は他病よりも褥瘡を生し易し故に敷蒲團には少しも折れたる皺襞なからしめ毎日冷水にて背部を拭ひ柔き羽毛を容れたる枕を用ひしめ且つ水枕等を臨時に用ゆ可し重き熱病者は動みすれば輾轉反側して臥褥を亂し皺襞等を生し易きを以て晝夜數回其臥褥を整理するを要す



(六) 熱病者に於ては唇、舌、頬部の内側及口蓋は惡臭ある乾ける痂皮或は白斑點は以て被はるるが故に病者甚衰弱して自ら口内を清潔となす能はざるときは其家族をして毎日數回口内を清洗せしめざる可らず

(七) 多くの熱病者は精神腫脹となり知らずして兩便を泄し或は却て兩便の結止する可あり看護人は此兩件に注意を加へ時々清潔となし臥褥を換へしめ室内の空氣を交換す可し

時として下劑或は灌腸により便秘を除きて通利せしむるときは熱消散し或は減降する可あり  
(八) 多くの熱病者は譫語するを以て其際騒がしく興奮し自ら被衾を取り捨て臥褥或は室内より外出せんとし窓より跳出し不時の偶發症を招く可あり故に譫語する熱病者は瞬間たりとも一人にて放置す可らず或は之を閉鎖せる室内に臥せしめざる可らず

(九) 熱病者は急卒に體力脱衰(虚脱)し顔面蒼白となり冷汗を流し體温減降し(三十六度或は三十五度)脈搏觸知し難きは湯婆を與へ臥褥を溫暖とし赤葡萄酒を與へ依的兒或は樟腦の皮下注射を行ひ足蹠及足の腓腸部を粗糙なる布片を以て盛に拭擦す可し

### ○「トラホーム」豫防の注意

近頃「トラホーム」の事は大に世間にて注意する所となるが實に此眼病は眼病中最も國民一般の衛生豫防上荷くも注意を怠る可からざる者にして其豫防法は各人皆之を心得居らざる可らず依て左に専門家井上達七郎氏著眼病「トラホーム」講話より豫防の要領を抄出して世の注意を催すの一端となす

「トラホーム」は其病毒先づ眼瞼の内面を侵し顆粒狀に腫起し病初には眼中少しく赤色を呈し僅に眼脂を出し上瞼の運動鈍く又羞明を覺ゆるに過ぎず通常著しき苦痛なし然れども病勢漸く進行するに従ひ前の病狀愈々甚しくなり眼瞼の内面は覆盆子の如く粒々に腫起し又は天鵝絨の如くザラ／＼となり一面に腫れ上る而して眼瞼内面に生じたる顆粒は初めより角膜(眼球表面の透明なる膜)を摩擦して次第に之を傷け遂に不透明とならしむ爲めに「トラホーム」患者は物を見て曇を覺え漸次視力の衰弱を感じるに至る此外即ち「トラホーム」より種々の重き眼病を招き易く遂には全く視力を失ふこと少からず

「トラホーム」は實に恐るべき眼病なるを以て流行の萌しあるときは殊に眼の健康に注意し苟くも眼目に異狀を覺ゆることあらば直ちに醫治を請ひ相當の治療を受けざる可らず

本病の病毒は患者の眼脂、涙液等眼中より出る分泌物中に含み居り此附着し易き者は總て傳染の媒介となる故に其豫防は最注意せざる可らず

(第一) 患者の手拭、枕、夜具、盥等凡て患者の眼脂、涙液等の附着し易きものは之を他人のものと同重に區別し且其置所を定め決して家内の他の人々と共同に使用し又は一處に置く可らざる事

(第二) 患者用の器物にて洗ひ清め得べきものは時々重曹水(重碳酸曹達一分水十九分)に一時間浸して洗濯し其他のものは時々二十倍石炭酸水を十分に注ぎ掛けて日光に乾かす事

(第三) 患者は人の集合する場所には成るべく立寄りざるべき事

(第四) 患者入浴するときは先づ浴湯外にて水又は湯にて十分に眼邊及指尖等を洗ひ清むべき事



- (第五) 患者は成るべく風呂屋の湯に入る可らざる事
  - (第六) 患者は夜中長起を戒め飲食睡眠を適度にし光線不十分の所にては業を營まざる事
  - (第七) 健康者は指尖等を眼に觸れしめんとするときは必ず十分指を洗清し清潔の手拭にて之を拭ふ事
  - (第八) 睡眠及飲食を適度となし又業務を行ふには光線の十分なる所にてする等眼の健康に注意する事
  - (第九) 爪は常に短く切り不潔物の附著せざる様注意する事
  - (第十) 小兒の集合遊戯は殊に危険の恐ある故に父兄は一層注意を加ふべき事
  - (第十一) 患者の有無に拘らず室内空氣の流通を良くし常に清潔ならしむべき事
  - (第十二) 學校工場等にては殊に清潔及空氣の流通に注意し椅子等は時々拭淨して乾燥せしめ手洗水は龍吐口を用ひて手洗盤中に手を入れしめす手拭は各自に持たしめ且相互に集合密接して坐せしむ可らざる事
- 以上の注意を加ふるも若し眼目に前條記載の異状あらば等閑にせず速に醫の診察を受くるを以て肝要なりとす

### ○肺病の豫防及攝生法

夫れ社會一般の健康を増進するが爲めに衛生法を實行するに當りて各個人に必要なは公徳の一事なり

公徳心の必要

り殊に肺病の豫防に於て然り肺病は子々孫々に蔓延する病なるを以て就中、最公徳の實行を重んぜざる可らず何となれば他の傳染病と異なりて暗黙の間不斷緩慢に病毒を散蔓せしむる者なればなり

通常肺病と俗人の唱ふる病は醫家の所謂肺結核(即ち肺癆)を云ふ者にて古來此病に罹れば不治の難病となし世人が頗る恐怖する所なり而して其人命を奪ひ去ること夥しきと其家族親戚を哀悼悲歎の境遇に會はしむる實に此肺病に及ぶ者あらんや其死亡數の夥しきは世界人口の七分一は肺病の爲めに命を失ふ者なりと云ふを以ても知る可し然るに世人は虎列刺の流行に當て非常に恐怖し之が豫防に注意して百方到らざるなしと雖も肺病の豫防法に至ては現今吾邦に於ては上流有識の人と雖も輕忽に附するのみならず全く豫防に注意す可き者なるをも知ざるが如きものなしとせず豈に慨歎せざる可けんや彼の虎列刺は一年中、断えず流行する者に非ざるが故に其流行時に於ては一日に何百人の死者ありと云ふも肺病の如く年中間断なく之を病む者ありて隨て間断なく多數の死亡者あるものに比すれば死者の數少なしと云はざる可らず之に反して肺病は病勢緩慢にして數年に及ぶ病なるを以て年中間断なく存在しありて其病勢は年を経るに従ひ多くは増悪し其死に至るまで數年を経過する者多し故に虎列刺の如く昨日まで健康の人、一朝此病に罹るや今日已に死亡するを以て其人情を動して殊に急劇に悲惨を感せしむるも肺病は然らずして數年を経て斃るゝが故に假令、其死亡數は虎列刺より遙に多數なるも世人一般に感動を與ふると少きに由り從て世人の注意を牽くと輕きを免れず吾日本に於ては世人の所謂肺病(即ち肺結核)の死亡數は未だ精密の統計を得ずと雖も此病の爲めに死する者一年間大凡十萬人以上なりといふ

肺病死者の夥多なる事



肺病を豫防するには先其病毒(原因)を知らざる可らず世人の所謂肺病の病毒は結核杆菌(顯微鏡下にのみ見得べき下等有機物)にて此病毒は多く肺病患者の肺中に含り痰中に交りて體外に喀出せらる此喀出せられたる痰液若し日光に遇ひて乾きて塵埃となり風に吹き上げられて空氣中に浮游せる喀痰の細粉末(病毒)を呼吸に由て吸ひ込みたる者は後來肺病に罹るに至る者なり(但し斯く云ふも前以て身體虛弱にして肺力の微弱なる人のみ此粉末となれる病毒を吸入して肺病に罹る者となす茲には種々理論あれども略す)又此病毒は肺の外、人の腸管及皮膚の瘡口よりも傳染する者なるも主として肺より入る者なり要するに肺病傳染を起すの本源は其肺病(肺結核)者に由る者なるは諸學者の證明せし所に於て此病毒は決して肺病者の呼出する氣息中には含在するとなきも其喀出せる痰中に存在する者なるは上文、述ぶるが如し右述ぶる所に由り病毒を傳染するの道路は詳なるを以て今進んで其豫防法を述べんとす

此豫防法を記するに先ち一言せんとする事柄あり傳染を豫防するには素より醫家の所謂肺結核に對して施す事なれとも世間の實際に照せば稍妨害となる者なきに非らず何ぞや彼の俗人は肺病の難病たるを知れるを以て果して肺病たるを知らしむるときに精神上に憂苦不安の情を起すの恐なしとせず故に其病者の治療に與る醫師は其の肺病(肺結核)たるを告げざるを良となすの場合なきに非ざるを以て醫は凡て咳嗽し喀痰する病者には必ず其喀痰を一定の痰吐壺に吐かしむるを命ずる事是なり然るときは病者は其肺病たるを憂苦せしめずして尙幾くは豫防の目的を達するを得可し  
上文に従ひ凡て喀痰する病者殊に年中間斷なく假令、一度に出る痰は少量なりとも之を灰吹、庭先、

・土間、往來する街路等に吐き散らすことを嚴に禁止し又鼻紙、手巾等を以て痰を拭ひ取ることを嚴禁し必ず蓋付きの硝子器に「コップ」に吐かしむ可し(此「コップ」中には石炭酸水を入れ置き其病毒を撲滅す可し)此法則を嚴守して痰吐き「コップ」の外は決して他へ喀痰せざるときは肺病の世間に蔓延するを防ぐに於て直接の大效益ありとす外出するときは特別に製せる懐中用痰吐き器を携ふれば尙妙なり肺病者若し此法を守らざるときは第一に其傳染の危險を被むるは其病者自身にして病者は自體より出でたる病毒を再び吸入して他の健全なる肺の部分をも益々病に罹らしむるの危險を招き第二には其家族殊に病者と親密に相接すると多き夫或は妻小兒等に病毒を傳染せしむるの危險を及ぼす者たり肺病者たる者、此法を守らざるが如きは實に暗愚の極と謂ふ可きのみならず亦眞に社會に對する徳義上の大罪人と謂はざる可らず

其他、豫防上に注意するには肺結核なると否とを問はず無作法に他人の顔面に對して咳嗽せざる様平素注意せしむべく又他人の面前に近く談話するを戒むべし歐洲に行はるゝか如き接吻、又は愛兒を接吻するの習慣を禁せざる可らず又已に肺病者たる婦人の生兒には生母をして授乳せしめず健全の乳母を雇ふ可し牛乳の如きは必ず一回煮沸したる後に非ざれば決して飲用せしむ可らず其生母は小兒と同一の食器を用ゆるを禁じ亦自ら咀嚼して細くなし小兒に與ふるの習慣をも廢せしむ可し又未だ肺病に罹らざる人にして結婚せんとするには必ず其婚家に肺病者ありや否を探る可し其已に肺病に罹れる人は成る可く結婚す可らず且房事過度或は手淫を行ふ可らず

肺病者の攝生法は身體と精神とを安靜に休息せしめ(殊に睡眠間を長くすべし)滋養強壯の食品を用ひ



氣候善良の地方に轉地療養を爲すに在り即ち善良なる消化し易き滋養物殊に柔かき肉類、乳汁、鶏卵、牛酪等を多量に與ふ可し牛乳を用ゆるには一旦、養立てたる者を用ひ決して煮沸せざる牛乳を用ゆる可らず牛乳を大量に用ひしめんとするも多くは忽ち厭嫌するか故に乳汁に食鹽或は咖啡を加へて美味ならしめ又酒類は良好の葡萄酒或は麥酒を少量に飲ましめ其羸瘦せる病者には肝油を與へ若し食氣進まざるときは醫の診察を請ふて健胃苦味劑を服す可し

其他職業上の害事(空氣流通の不良なる家屋、工作場の執務、塵埃の吸入、久く續きたる談話等)を遠け務て皮膚を清潔となすが爲め輕症は毎日温浴せしめ重症は温湯にて皮膚を洗拭せしむ可し

輕症の肺病にて未だ肺の病變甚だ進まざる者に於ては轉地氣候療法を行はしむるを良とす則ち夏季には森林殊に松林に富める村落或は海濱に轉地せしめ其地に亞兒加里性炭酸泉、食鹽泉の如き礦泉あるときは益妙なり冬季には南方温暖の地方に滯留せしめ且天季晴朗にして無風の日には徐々林間或は海濱を逍遙散步せしむるを良とす

若し少許の咯血あるときは身體を嚴重に安靜となし熱つき食物及飲酒を禁じ甚しき咯血には臥蓐せしめ極て安靜となし氷囊を胸部に貼し少許の水に一二食匙の食鹽を加へ服せしむ其他は凡て醫師の處置を請ふ可し

肺病者の用ひたる臥具、蒲團、衣服、其他敷物等に至るまで各嚴重に熱蒸氣消毒法を行ふに非ざれば決して他人に用ふ可らず居室も亦適應の消毒法及掃除を加ふるを要す左に肺結核豫防に關する明治三十七年二月内務省令第一號を掲ぐ

消毒法

第一條 學校、病院、製造所、船舶發着待合所、劇場、寄席、旅店其ノ他地方長官ノ指示スル場所

ニハ適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察官署ハ前項配置ノ唾壺不適當ナルカ若ハ其ノ箇數充分ナラスト認ムルトキハ期間ヲ定メテ唾壺ノ變更ヲ命シ若ハ箇數ヲ指定シテ之ヲ増置セシムルコトヲ得

前項ノ唾壺ニハ唾痰ノ乾燥飛散ヲ防グ爲少量ノ消毒藥液又ハ水ヲ入レ置キ唾壺内ノ唾痰ハ第六條ノ方法ニ依リ消毒スルニアラサレハ投棄スヘカラス

第二條 前條ノ場所ニ於テハ何人ト雖モ唾壺以外ニ唾痰ヲ喀出スルコトヲ得ス

第三條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ

一 營業用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト

二 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコト

三 肺結核患者若ハ其ノ疑アル患者ナルコトヲ知リタルトキハ其ノ患者ノ居室ハ消毒スルニアラサレハ他人ヲ宿泊セシメサルコト

第四條 前號ニ掲クル患者ノ使用シタル物品ハ消毒スルニアラサレハ他人ニ使用セシメサルコト

一 肺結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セサルコト

二 肺結核患者ヲ入レタル病室ニハ消毒スルニアラサレハ他ノ患者ヲ收容セサルコト

内務省令



- 三 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物品ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト
- 第五條 監獄、官公立ノ學校、病院、養育院、育兒院、製造所、官設及私設ノ鐵道停車場、同客車ニ於テハ其ノ首長ハ本令ノ規定ニ準シ相當ノ措置ヲ爲スヘシ
- 第六條 消毒方法ハ明治三十年(五月)内務省令第十三號ニ依ルヘシ但シ唾痰ヲ消毒スルニハ石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分ヲ使用スヘシ
- 第七條 第一條第一項ニ違背シテ唾壺ヲ配置セサル者、警察官署ノ指定シタル期間ニ其ノ命令ヲ履者セサル者、同條第三項及第三條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第八條 第二條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
- 第九條 第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

- 第十條 第七條第九條ノ罰金ハ使用人其ノ他ノ從業者ノ所爲ト雖モ之ヲ其ノ首長又ハ營業者ニ科ス法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違背シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス
- 法人ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス
- 第十一條 本令ノ規定ハ應府縣令ヲ以テ肺結核豫防ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ妨ケス
- 第十二條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ
- 第十三條 本令ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

○胃病の攝生法

我邦に於て醫師に治療を請ふ病症も其數少からずと雖も就中、最多數なるは胃病なりとす此胃病にも種々の種類あれとも一々其攝生法を述ぶるは甚煩雜に涉るを以て茲には唯世人の所謂、胃病(即ち慢性胃加答兒)并せて腸加答兒)の攝生法のみを論せん

世に疾病の治療上、食餌の攝生を要する者少からざるも實に此胃病に於けるが如く緊要なるはあらざるなり故に胃病の攝生は病者自身をして注意して消化し難き食品を食せしめざるに在り其病者に有害なる食品と然らざる食品とを辨別するには醫學的鑑識の外、病的各人の能く其食品に耐ふるや否を親く經驗せる所をも參考して撰み定む可き者とす

胃病者に禁す可き食品は諸般の酸味強き物、鹽味甚しき食品、鹽漬の魚類、乾魚等にして皆消化し難し又脂肪多き肉類即ち鰻鱺、鯉、秋刀魚、鯉、豚肉、油揚、天麩羅等を食す可らず酒類は良好の酒を少量に用ゆれば消化を催進せらるゝ人あれども概して酒を多量に飲むが爲めに胃病に罹りし者少からず此の如き場合には斷然禁酒せしむるを最良法とす又焙りたる豆、菓子、強蒸飯、餅、粗惡の固き麵包、大根漬、菜漬、貝類、章魚、烏賊、蟹、海老、植物纖維多き野菜類等は固くして消化せず胃病者には徒に胃腸を勞する弊あり夏日、氷水を多用するは害あり

胃病者に消化し易き食品は生卵、半熟の卵、牛乳、肉羹汁、脂肪少き柔き牛肉、雞肉、(但し堅き肉類は消化し難し)脂肪少き魚類、刺身、(脂肪を含まざる者)程善く煮たる豆腐、饅頭、白色の輕き良好の



麵包、人工製肉「ペプトーネ」、柔かき米飯等なり

凡て胃病者は消化し易き食品にても一時に多量を食す可らず食するには善く細に咀嚼して徐々に嚥下す可し殊に茶漬飯を咀ますして急に嚥下するときは消化を害す可し又餘り熱つき物或は餘り寒冷なる物は宜しからず

香料は飲食物の消化を進むるに必用の品なれども多量なるは不可なり食鹽、醬油、味噌、醋、砂糖、鯉節、山蔘菜、芥子、生薑等は皆香料なり○飲料は水、稀薄なる茶を與ふ可し

胃病は終日静坐して外出せざる者に多し故に胃病者は日々戶外に出て、運動せざる可らず散歩、遠足、自轉車、游泳等を行はしむ可し

腸加答兒に於ても攝生法は胃病に於けると同様に行ふべし

### ○妊娠の攝生法

妊娠は人類繁殖の基にして素より生理的現象に屬し更に疾病を以て論す可き者に非ず然れども妊婦は懷胎せる小兒に患害を及ぼさざる様、充分に攝生を守らざる可らず先づ戒む可きは過劇なる身體の勞動、歩行時の顛仆(高履を穿たる爲め)乗車(殊に人力車)或は高所に登るを禁し又房事は適度となし決して過度なる可らず妊娠の六七月以後は交接するを禁す精神感動(例之、芝居見物、人情本、初産の人に難産の話、家事上の苦慮等)を起さしむ可らず

妊婦に與ふ可き食物は消化し易き滋養物(雞卵、雞肉、脂肪少き淡白なる魚類、通常習慣せる常食物、米、

麥、豆類等)を用ひ新鮮の果實は便秘ある者に宜し之に反して脂肪に富める獸、鳥、魚肉、鹽漬物、辛辣苛烈の物等は宜しからず牛乳の飲用に堪ふる者には之を與ふ可きも之を厭ふ者には強て飲ましむ可らず何品に由らず飽食するは惡しと居室は清潔となし空氣を流通せしめ天季晴朗無風の日には廣原、海濱の平坦なる地を徐々に散歩逍遙せしむるを可とす但し山坡を昇降するは素より禁す可し妊婦の衣服は寒暖其宜に適はしめ堅く腹部を壓迫するは吾邦の惡習なり「フラネル」にて唯軽く腹部を被包すれば足れり

妊婦は凡て身體を清潔となすが爲め毎日温浴に入らしめ殊に陰部を清洗し白帶下を患ふる人は毎日陰門内を藥液にて洗ひ速に治せしむ可し然らざれば初生兒をして眼病に罹らしむる恐あり大便の通利を善くし必ず秘結せしむ可らず但し劇しき下劑を用ふるは宜しからず若し久く大便の通利なくば須く醫師の治療を受く可し俗人の勸に従ひ賣藥等を用ふるは害あることあり妊娠四ヶ月以上に及べば小便の通利を催すこと多し然れども餘り度々便所に赴くを厭ひ尿利を耐忍し居る可らず

乳房は小兒の分娩後、乳を與ふるに必用なるを以て必ず善く之を防護し外傷を被らざる様、注意し臨月に及べば冷水或は酒類にて乳頭を洗ひ柔軟ならしめ哺乳を易からしめ乳頭の陥没せる者は指に唾液を附して牽き出すを宜しとす乳頭糜爛を生せば醫治を請ふ可し

已に分娩の徴(時々斷續する下腹痛)を起せば老練なる産婆を招き兩便の排泄を催し殊に「グリッスン」を灌腸し大便の通利を催せば同時に娩出を催す效あり閑靜の室内に産牀(蒲團、被褥、油紙等)を設け靜に安臥せしめ室温を一定となし分娩するには仰臥或は横臥せしめ他人の肩を捕へ跪坐するも可なり尙



兼て小兒を洗ふ生湯、洗盥、初生兒の襦衣、襪襪、臥籠、手拭、臍帶を結縛する麻糸等を準備するを要す已に後産をも出せば産婦の寝衣、敷布等を悉く交換す可し分娩後の攝生法は次の産婦攝生法を見る可し

### ○産婦の攝生法

産婦は下腹部に創傷を被れるを以て看護婦をして看護せしむ可し即ち安靜に臥褥せしめ陰部を清潔となし飲食及便通に注意を加ふ可し  
健全なる産婦は少くも九日間、褥中に仰臥せしめて防護せざる可らず（吾日本にては古來坐位となし仰臥せしめざるは甚悪習なり）九日を経たる後も終日、褥を離れて起坐せしむ可らず謹て毎日暫時間起坐せしむ可きのみ凡て精神の感動は成る可くだけ遠ざく可し此原由に依り産婦をして自ら其家事を整理せしむることなく看護者をして之を代理せしむ可し  
産婦の體温及脈搏は必ず朝夕之を測り之を一表に記載す可し其脈搏若し緩徐となり（一分間六十内外）皮膚は少許の發汗に依て濕へるを認むる時は其良徴となす可し  
産婦は毎日新に襦衣を著換へしめ且つ成る可くは新なる寝衣を具へしむるを必用とす其毎日常服及臥褥を交換するは迅速且つ叮嚀に行はざる可らず是を以て第二の臥褥を備ふれば益々妙なり冬期には室内を暖温となし其襦衣を温むるを要す臥褥を敷き換へたる後は室内の空氣を交換し其際産婦をして能く被衾を纏はしむ可し其臥褥は大なる護謨布を敷き其不潔となるを豫防す可し其他産婦には毎日

朝夕清潔なる布片を敷かしむ可し此上布を交換するに臨み産婦を側臥となし五十倍石炭酸水二千倍昇汞水或は百倍醋酸礬土液を以て其陰部を叮嚀に洗滌せざる可らず然れども其際決して海綿を用ゆ可らず必ずや唯防腐綿或は清潔なる布片のみを用ひしむ可し又看護婦は十分間微温の石鹼水を以て手腕及前膊を洗ひ次て千倍昇汞水を以て嚴重に刷清し其爪を剪切し最も注意して清潔となすに非ざれば決して産婦に接觸せしむ可らず此清洗後は産婦の外、何人をも觸れしむ可らず若し其接觸を避く可らざるときは必ずや注意して手を再び清洗せんばある可らず看護婦は創傷、炎症、潰爛部ある産婦に決して指を觸る可らず其發熱せる産婦を看護せる者は其看護に従事せるの間は他の産婦に接觸す可らず又之を訪問す可らず此命令に違反する者は其人情浮薄なる者として罰す可きなり何となれば此不潔なるに由て産熱を發する者なればなり此熱は創傷熱の如く頗る生命に危険にして他の産婦并に負傷者に傳染するの恐あり其産熱たるを認知するには産婦の脈搏八十以上を算し體温三十八度以上に昇るの時にあり發熱せる産婦は前項の法に従ひ看護す可し  
産婦の食品は常に滋養物を與ふ可きも其第一週には唯流動物或は米粥、温乳汁、肉羹汁或は之に雞卵等を加へたる者を食せしめ其飲料には茶或は單純の麥酒を與ふ可し第二週に及び初て肉類、野菜類及び菓子と與ふ可し豆類、玉菜、新鮮の菓等の如き不消化物は久時與ふ可らず産婦は臥褥せる病者の如く受便器を用ひしむ可し然れども第四日を過ぐるまでは便通に其注意するに及ばず但し若し必要なるときは微温湯に二食匙の蓖麻子油を加へたる者或は乳汁及單舍利別等分の者を灌腸す可し其食鹽或は石鹼を加へたる水を灌腸するも已に過劇に失するの恐あり下劑は産婦に於て下腹の炎症を起す



を以て唯醫師の命令に従ひ用ふ可きのみ又産褥婦には「カテーテル」(小便の通利を取る管)を用ゆるを要すること少からず

産褥婦の起牀後六週間巾四寸長三丈の「フナネル」を以て腹部を堅く纏はしむ可し

### ○小児の看護法

此法は管に病児のみならず凡て健康なる小児にも叮嚀なる看護を要すると此小児の看護法は元來婦人の職務たるを以て殊に重要な者とす

主として成長せる小児(六歳乃至十四歳)の精神上教育に關する看護法と初生兒(第一歳以下)及幼稚なる小児(二乃至六歳)の看護法を區別す可き者にて茲に記する初生兒及幼兒の看護法は主として身體の看護に係る者たり

### (一) 初生兒の看護法

初生兒には温暖、睡眠、清潔なる取扱ひ及び適當なる營養法の四件に注意するを要す

初生兒の衣服は總て其之れを用ゆるの前、温暖とせざる可らず著衣せる小児は護謨蒲團を具ふる兒籃(こごせ)襁褓、腹帶、襦衣其衣服、上着服を以て温暖に被包するを最良とす小児を置く室内は列氏十五度の溫度を常に保たしむ可し湯藥及室内寒暖計は小児の寢室に於ては缺く可らざる者なり腐敗の蒸發氣(例之、庖厨の臭氣、洗濯物の蒸發氣等)は必ず小兒室に入らしむ可らず毎日室内の空氣を能く交換し生後

第二週を経るに至らば温暖なる天氣の日に小児を毎日屋外に出すを可とす

健康なる初生兒は生後第一月の間は殆ど間斷なく睡眠する者なれども毎二三時を経れば稍醒覺叫泣せんとす然るときは小児は飢餓を覺ゆるか或は兩便を洩せる者とす生母及看護人は小兒室を安靜ならしむるに注意し就眠せる小児の顔面に蠅蚊の止るを掃ひ目を眩する光線は黒布を以て防ぐ可し晝夜を問はず小児の叫泣するや否や其着衣を結び或は身體を拭清し或は之を乾拭し更に温めたる襁褓の上に臥せしむ可し毎三時小児に哺乳せしむ可し若し小児を清潔となし哺乳に飽かしむるに係らず高く叫泣するときは其病に罹れる者なるを以て醫師に診察を請はざる可らず

第一歳以下の小児を清潔とするには毎朝、温浴を行ひ(列氏二十六乃至二十八度)毎夕温湯にて全身を洗拭するに在り不潔になし置ける小児は動もすれば皮疹、腺腫脹等に罹り易し初生兒は五分以上入浴せしむ可らず加之、其際小児をして溺れしめざるが爲め頭部を支持す可し小児を洗ふに決して海綿を用ゆ可らず必ずや清潔なる布片を用ゆ可し入浴後柔き臥褥の上に小児を臥せしめ温暖となせる清潔なる布片に包み注意して之を拭ひ乾し初めに眼目及び耳を拭ふ可し臍は尙ほ開放せるを以て毎浴時油に浸せる綿及少許の防腐綿を以て被ひたる後ち廣き「フナネル」繃帶を以て緩く小児の腹部を纏ふ可く小児の口も亦勉て清潔となす可し即ち哺乳せる後は必ず冷水に浸せる清潔なる布片を以て丁寧に拭ひ清む可し然らざれば瘡口瘡なる口内病を發し易ければなり頭部に被れる剝脱せらる可き皮膚は勉て油或は卵黄を以て摩擦し且つ微温石鹼水を以て洗ひ丁寧に除去す可し

小兒看護法の最困難なるは幼、少なる小児の營養法にして初生兒は生後第六月乃至第十月の間は母乳に



依て發育せしむるを最良とす若し此營養法を行ふ能はざるるとき(生母死亡するか或は病に罹るか或は其小兒より分離せざる可らざる事情あるとき)は經驗上牛乳を用ゆるも亦初生兒をして發育せしむるを得可し又諸他の所謂人工的、小兒營養品は牛乳よりも善良ならず初生兒には其牛乳を温め(乳器を熱湯中に浸す)一日毎三時に與へ生後二ヶ月間は毎夜一二回與ふ可し小兒の食用に供する牛乳は生後一ヶ月の者に於ては哺乳器三分一の乳汁に其三分二の沸湯を加へて稀釋す可し第二月及第三月の者には乳汁及温湯等分の者を與へ第四月及第五月の者には乳汁三分温湯一分の者を用ひ第六月以後の者には純乳を與へ且つ漸次、犢肉羹汁、攪拌せる卵等を與へ乳齒を生するに至れば打碎せる肉、柔軟なる麵包を與ふを得可し而して小兒は此食品を以て發育するや否やを檢するには毎週一回(毎回、同時刻殊に早朝を良とす)之を秤量し其體重を一表に記載すべし初生兒の體重は生後六ヶ月間は毎日二十乃至二十五(五匁乃至六匁強)を増加する者とす

### (二) 第一歳以上の小兒の看護法

第一歳を経過せる健康の小兒は談話及歩行することを初む然るときは其發音及單語を習はしむる爲め家族をして頻々徐々に小兒に向ひ談話せしむ可し其歩行を習はしむるには甚速に歩せしむ可らず小兒の年齢一年三ヶ月或は一年半に滿つる迄は靜に歩行を習はしめ其後に至るも尙ほ常に走る能はざるるときは之を醫師に告ぐ可し今や健康なる小兒に於ては其身體の益々發育するか如く精神も亦速に活潑となるを見る身體の發育するを成る可く催し助けざる可らず故に天氣清明の日には成る可く小兒をして終

日屋外に遊歩せしむ可し之に反して精神を使役すると甚早きに過ぐ可らず亦決して不正當なる方針に導く可らず其第四歳に至るまでは晝間も亦數時間眠らしむ可し十歳に至るまでは十時間以上夜間眠らしむるを可とす小兒に最初に教ゆ可きは禮儀にして其第六歳までは遊戯するに任す可し小兒を遇するには寛容及愛憐を以てし若し稍嚴肅を要するるときも決して甚しく威嚇す可らず殊に言辭及行爲を論せず善良なる習慣を得せしめ小兒の玲瓏無我なる性行を腐敗せしむるを防がざる可からず小兒已に第六歳に近づくに從ひ益々大人の食物を用ひしむ可し菓子類は小兒の喜ぶ所なれども齶齒を發せしむると菓子を食べるが爲めに滋養物に於ける食欲を減少するとを以て過度に與ふ可らず苛烈物及酒類は持續して用ふれば必ず害ありとす

### 醫師を頼む注意

抑も人間世界に最緊要なる者は生命に如く者なきは申す迄もなし里諺にも「生命あつての物種」と云へるは宜ならずや何人も一朝、病氣に罹らば醫師の治療を請はざる可らず此時に當て世人の腦裏に第一に浮び出る感想は、如何なる醫師を頼む可きやの一事なる可し以下順次、醫師に診察及治療を乞ふ注意の概略を述べ聊か世人の參考に供せん

#### (一) 醫師を撰むの方針

醫師を撰定するの方針を示すは容易の業に非らず夫れ醫の巧拙は素人の知り得可き所に非らず三宅博



士は醫を撰むの方針を開業免狀と平素の平狀を以てす可しと云へり實に然り醫師として誰れか開業免狀なき者なしと雖も此免狀に従來開業醫（重に漢方醫）と西洋流の醫學を修めたる醫師（俗に西洋醫と云ふ此中には大學及各醫學校卒業及成規試験を経たる純粹の醫師と維新の前後より西洋流の醫術に従事せる履歴を以て得たる免狀の醫師あり）との二種あり抑も醫學は最高尙の學術なるが故に従來支那醫の如き空漠の論を基として治術を行ふ可き者に非ず依て概言すれば西洋流の醫師を完全なる醫と云ふ可し何となれば西洋醫の學術を修習する方法は各正確なる學說と之に伴へる實地の脩業を積み而して後ち嚴密なる卒業試験を経て始て醫師となれる者なればなり又醫師平素の行狀は方正謹直の人を撰む可きは素より云ふまでもなき事にて扶氏醫戒に曰く「醫は博徒、酒客、遊蕩者の名を避く可し此等の性、全く其業に反戻せるが故に必ず信を失ふに至る」云々、世人宜く鑑む可し

昔日、醫術今日の如く開進發達せざりし時代に在ては醫師は、恰も俗事の媒介のみをなし或は富豪家の太鼓持をなし遊山、舟行の從者となりて却て醫業は打捨て、省みざる者もありしは其頃の稗史小説に徴して明なり醫術は人命に關するを以て諸般の職業中にも最大貴重の職業なるは明治の今日にては何人も知れる所なる可きも此の如き俗事にのみ長したる巧言令色の醫者が却て俗人の氣受宜しくして之を信用する者多く之に反して眞正の醫術を行ふに熱心なる醫師は却て俗人の信用薄き事なきに非ず是れ俗人は醫を知るの明なく唯巧言に云ひ回はす人を好むは普通の人情なればなり此處が醫を撰むに一大困難の所にて亦最も注意を加ふ可き場合なり

さて醫師を撰むには學識技術ともに兼備し其品行は方正謹直にして病者に對して誠意信實なる醫師を

以て良とす然るに世間には唯「醫者の玄關」と云ふが如く専ら醫師の家屋、衣服等美麗なれば善良の醫なりと思ひ亦辯口の巧妙なること恰も昔の大鼓持醫者の如きを上手なる醫師となし信用する者多し加之、世間には唯病人の意を迎へて専ら其云ふなり次第に任し與ふ可き藥品も亦病者が忍み嫌へは其意に従て見合せるが如き醫師あり却て此の如き醫者が俗人には甚好るゝ者なり「夫れ良藥は口に苦がし」諫言は耳に逆ふ」との古言あるが如く眞正に善良の治療を施さんとする醫師の申す事は多く病人の氣に入らぬ者にて胃病の如きは過食或は大酒より起るが故に醫師は治療の手始めに是非とも其過食を戒め或は飲酒を禁せざるを得ざるが如き其一例なり箇様の事は病人の氣に入らぬれども病氣に罹りたる以上は如何にしても醫師の命令に従はざる可らず若し然らずして病人の云ひなり次第に放任する醫者は不信切なる醫師と云はざるを得ず故に病氣に罹れる以上、速に平癒を得んと思はば病人自らは攝生法の困難に耐忍せずんばある可らず醫師は病人の氣に入らぬ事を云ふ者と始より覺悟し居る可きなり世俗殊に教育なき社會の人は往々醫師を頼むに賣卜者に其の方角の指定を請ひ何の方角の醫師は宜しやと問ふ者あり然れども方角の宜しき醫者に掛るも治せざることあらば更に他の方角悪しかりし醫者を頼む者あるを以て此様の事は實に惑へるの甚しき者なるのみ

## (二) 醫師に診察を受くる時の注意

病人が醫師に診察を請ふに當りては其病氣の原因と思ふ事又は症狀等に至るまではたとひ羞恥す可き事柄にても醫師の問ふに従ひ明白に告げて少しも包み隠す可らず其病氣の原因に至ては往々醫師に告



ぐるを取るか如き者なきにあらず例之不潔の交接に由て梅毒を感染して曾て陰部に爛れたる瘡を生せし類、或は手淫及房事の過度の如し然れとも一旦診察治療を醫師に求むる以上は何にても醫師の問ふ所は答ふるを要す此様の事を醫師に告ぐるも醫師は決して他の人々に漏らし告るとなき者とす何となれば醫師に於ては之を他人に告ぐるも何の益する所なく又後日若し其漏し告たる事を其病人が聞くことあらば却て其病家の信用を失ふ可きのみならず醫師は其職業の爲め委託を受けたるに由り知り得たる陰秘を漏告すれば刑法上、誹毀を以て罰せらるるの恐あるが故に決して診問の際に聞きたる陰秘す可き事を漏すか如き者なかる可ければなり

病氣の病状には自覺症状とて病人のみ感覺する症状(例之、疼痛等)と他覺症状即ち醫師のみ診断法に由て知り得る症状とあり病氣を診察するには此他覺及自覺の症状に由て定むる者にて或る病は自覺症即ち病者の訴へを聞かざるも診定す可き者あるも亦是非とも參考までに病者の訴ふる自覺症状をも問はざる可らざる病あり然るに世には執拗偏屈の病人ありて醫師の伎倆を試みんと思ひて態さと症状を詳に告げず或は虚偽無實の事を訴ふる者あり實に醫師に對し無禮の舉動と云ふ可し豈に唯無禮のみならずや醫師は種々の症状を以て何病なるやを診定する者なれば病者が症状を告げず又は虚言を吐くに由りて爲めに甲病となす可きをも却て乙病と診せしむるの事なしと云ふ可らず從て甲病に與ふ可き藥を乙病に用ゆるに至らん然るときは實に其病に效なきのみならず或は害あるも測る可らず是れ好て貴重なる自己の生命を玩弄する者と謂ふ可く愚昧之より甚しきはなし笑ふ可きの至りなり故に眞に自己の病を治せしめんと欲せば醫師に向て決して虚言を吐く可らざるなり

(三) 醫師の命令を固守するの必要

病者已に自分が信する醫師に託する以上は堅く其命令を守りて決して違背す可らず若し然らずして醫師の命令せし事を守らず自分勝手に此れ位の事は害なからんと思ふて飲食等の攝生法を怠り意外の大不幸を招き爲めに平癒に向ひ掛りし病症を忽ち増悪せしむるのみならず遂に一命を失ふ者なきに非らず此の如きは熱病の恢復期に往々見聞する所なり然るときは醫師の盡力水泡に歸するのみならず醫師も甚落膽す可きなり故に醫師の命する事柄は必ず堅く守りて背かざるときは藥效も速に見へて病の平癒も妨害せらるゝことなく除病等をも起さずして治癒に向ふ者なり此の如く病人が醫師の命令を善く守るときは病氣の輕快治癒に向ふも從て速かなるが故に醫師も大に心中に快樂を覺えて益々病人の爲めに手を盡すに至るなり若し之に反して病人が醫師の命令を守らざるときは已に罹り居れる病症の外に他の病症を同時に引き起し或は已に前より罹り居る病を増悪せしむることあり然るときは醫師も多少、治療に盡力するの意志を減するの恐なしと云ふ可らず實に病者に取ては不爲の事なれば必ず戒む可きなり京都の竹岡友仙氏の著に係る「醫事集談」に云へる一句を引て此局を結ばん「醫は己を頼む者の爲めに盡す」と實に明言と謂ふ可し病者宜しく忘る可らざるなり

(四) 己に治療を託せし醫師を専ら信任するの必要



前段已に述べし如く能く醫師を撰みて之に診察治療を託したる以上は少く病氣が長が引けばとて輕々しく改めて他の醫師に診察を請ふが如き事をなす可らず夫れ人體の健康の變化即ち病氣なる者は其病の性質に従ては速に癒ゆる者と久しく時日を要する者とあるは勿論の事にて其病者の攝生の仕方にも大關係ある者なり然るに全く長く治癒せぬとて恰も最早其病氣の恢復期に及びて他の醫師へ掛り丁度前醫の盡力して治癒に向ひ掛りし者を幸にも後醫が引受け日ならずして癒ゆる事ありて後醫は意外の僥倖を得ることなきに非らず此場合は其病氣が治せしなれば病者に於ては甚仕合なる事にて唯前醫の盡力を徒勞に歸せしめたるを氣の毒に思ふ可きのみ

然るに此醫師を取り代ゆるにあらず前醫には隠して潜かに他の醫師の診察治療を受け居る者あり此場合に於て病者は前醫の薬と後醫の薬とを同時に服用する様の事あらば如何なる事を生ず可きや薬劑には夫々一定の分量あるを以て若し前醫と後醫との薬劑、同一の薬品ならんには忽ち分量を越ゆるに至り劇薬等に於ては忽ち中毒を招くに至る實に危険なる話と云ふ可し何となれば一定の學術を具へたる醫師の診察治療は醫師を代へたればとて大抵同様の者にて醫師の方にては別に異りたる薬方はなき者なり又兩醫の薬相異なるときは同時に服用して爲めに薬效を奏するところか却て害を身體に及ぼす事なしと謂ふ可らず病者宜く深く戒む可し故に重病等に於ては念の爲めに他の醫師をも頼むは決して差支なき事なれば公然前醫に打明けて他の醫師を頼み其相談醫となす可し然れども其相談醫を頼むには方正信實にして偏頗心なき醫を撰み且前醫を排斥して己れが代りて主治醫とならんとするが如き人を避く可し然らざれば數人の醫師を招くも徒に些細の事を紛議論争するに止り更に病者に益する所なく

甚しきは甲醫の云ふ所は其正當なるを知るも乙醫は之に屈從するを欲せざる者ありて爲に不測の危害を病者に與ふるに至るとなしと云ふ可らず依て相談醫を頼むには其地方にて學術優等、實験老練、誠實懇切の醫家を撰む可し「フュヘランド」氏醫戒に曰く「商議醫は素より仇敵と聲鳴する者ならざる可し又頑強不屈の徒ならず又一流に僻するの輩ならざる可し而して共に皆經驗に熟して其業完成し且能く他人の説を了解し其意を會得するの性ある者を取る可し」と宣哉、此言や病家たる者、宜く服膺す可し要するに平素信任する醫師を主治醫となし成る可く轉換せざらんとは實に病者に必要の事なりとす

(五) 賣藥を服して病氣を手後れとなすの弊害

世間には往々賣藥のみを服用して病氣を治せんと欲する者あり是れ下等社會の貧民に多く醫師の診察を請ふの力なきにも由る可しと雖も中には中等の生活をなせる人にては病氣と云へば賣藥のみを服する者なきにあらず實に貴重の生命を輕んずるの人々と謂ふ可し夫れ賣藥のみにて何病も治癒する者ならば何ぞ世間に醫師を要するの理あらんや病氣の症狀は一病にても數種の症狀を併せ發する者なれば其一二の症狀があれば何病(俗に云ふ)なりと思はるゝとて自分勝手に賣藥を服するは甚輕卒の行と云ふ可く唯一二の症狀が同一なれば必ず其病氣と定まりたる譯の者にあらず況んや病者が自ら考ふる症狀は頭痛がするとか胸が痛むとか身體が倦怠とか惡寒がするとか云ふ位の症狀に過ぎず甚不充分の話なり然るに病氣には醫師のみ知り得可き他覺症狀と云へる極て緊要の症狀あるを知らざる可らず此他覺症狀に由て大に病人の考ふるが如き病症と異なる者あるなり從て其治法も異ならざる可らず勿論賣

醫師を頼む注意



薬として一も二もなく無効なりと云ふにあらす或病の一つの症状には随分効を奏する者もなきに非らずとも雖茲に主として戒めんとするは素人の考にて大方何病ならんとて其賣薬のみを頼みとなし服薬するも頓と驗が見えず困苦の末、醫師の診察治療を請ふの頃は已に既に病氣を重らせ治療の時期を失せる者世間に少からざるなり早く醫師の治療を請はば速に治す可かりしを後悔するも其詮なきに至るなり故に賣薬の如きは寒郷僻地、醫なきの地方に於て一時、已を得ずして用ゆ可きのみ苟くも醫師の診察を請ひ得可き地方にては速に醫師の診察を受け病氣の時機を失して手後れに陥るを免るゝに注意す可き者とす此事は世間の人々深く自ら戒めて貴重生命を失ふに至らざらんことを希望す

(六) 醫師の免狀なき者にて醫業類似の業を營

む者の大弊害

夫れ醫師は人命に關するの業なるを以て一定の學術試験を要するは勿論の事にて其學術試験とは正確精密なる學說試験と實地治療上の試験を経ざる可らず彼の漢方醫の如きは空漠として正確の學理に乏しき醫術中の一派たるに過ぎず故に方今醫術開業試験の如きは専ら夫の西洋風の醫學試験を行ふ者にて實に醫術なる者は西洋醫と漢方醫の別ある可き理なし完全なる醫術と稱す可きは唯一の俗に云ふ所の西洋醫術あるのみ人身生活の理は生理學に由り論すれば東洋と西洋と別に異なることなし亦飲食物の如きも外面上一寸と考ふれば西洋と東洋とは異なるが如きも決して然らず之を化學に由て觀察すれば皆同一なりとす唯氣候の寒暖を異にすると風習に由て外面上、稍異なるが如き者あるのみ

地方病として或る邦にのみ

み重に流行する一種の病あれとも之を治療するは又氣候が異なればとて疾病の性質には大なる差異はなき者なり到底漢方醫の企て及ぶ可き者に非ざるは勿論なり我日本の内にも北海道と新領地遼海とは氣候に大なる差異あるに非ずや故に先年來毎度帝國議會に漢方醫繼續の問題提出せらるるは實に謂れなき話にて之を提出し又は賛成する議員の如きは内幕に如何なる情實あるにせよ表面上より見れば自己の無識と淺見を表するのみ苟くも衆人を代表する議員たる者が提出或は賛成す可き者に非ざるなり夫れ此の如く醫師なる者は高尚精密なる一定の試験を要する者なり然るに甚しきかな、醫師たるの免狀なくして殆ど公然醫業に類似せる所行を爲す者あり此の如きの輩は各地方はさておき帝國の首府たる東京にも少からざるなり彼輩は人命を傷害するの大害ある者なれば毫も假借する所なく排斥打破せざるばある可らず或は夢想感得の神薬と云ひ或は一家傳來の靈劑と稱し或は神前に祈禱せると稱する神水を受けて唯之のみを服して病氣の平癒を期する者あるは(近頃世に行はるゝとある天理教會或は之に類せる怪しき教會にて神水と稱して腐水を與ふるが如き眞に醫療上の大害と云ふべし)實に之を有難がる者の不心得とは云ふものゝ惑へるの甚しき者なり辯口の上手なる勸誘者の口に乗り此の如き妄誕、取るに足らざる空説風聞を信じ治療す可き病をも之が爲に不治に陥らしむるの例、決して少しとせず此般の事は中等以上の社會には少なしと雖も苟くも同胞の人々を憐むの心ある者はたとひ自分は此妄説に迷はざるにせよ若し之に迷へる者あるを見ば其不心得を警醒せられんとを希望す但し精神の變調に係はれる或病には祈禱等の效を奏する者なきに非ずと雖も此の如き祈禱と同様の方法は醫術中にもある者なり祈禱の如きは決して徹頭徹尾、悪しと云ふに非ず病人の精神を慰安するには最良の方便たるとあり然れども茲に戒めんとするは唯此の如き祈禱のみを信向して醫師の治療を請はざるの